

5 施策別の評価

- 施策01【地域コミュニティ・学び】
- 施策02【人権尊重・多文化共生】
- 施策03【学校教育】
- 施策04【子ども・子育て支援】
- 施策05【地域福祉】
- 施策06【障害者支援】
- 施策07【高齢者支援】
- 施策08【健康支援】
- 施策09【生活安全】
- 施策10【消防・防災】
- 施策11【地域経済・雇用就労】
- 施策12【環境保全・創造】
- 施策13【都市機能・住環境】

【施策評価表の見方】

1 基本情報

施策名		展開方向	
主担当局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
				R1	R2	R3	R4	R5
A		数値	単位	数値				
B	展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。 また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は令和元年度から記載しています。 指標の方向性については、「↑」、「→」、「↓」、「－」から選択しています。							
C								
D								
E								

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
令和5年4月から令和6年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題について主担当局が記載しています(担当局評価)。	

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	01	地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進
主担当局	総合政策局				

2 目標指標

指 標 名			基準値		目標値	実績値				
		方向	(R3)		(R9)	R1	R2	R3	R4	R5
A	「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合	↑	7.1	%	13.1	—	—	7.1	13.3	12.8
B	「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合	↑	15.6	%	30.0	19.3	15.3	15.6	14.4	14.4
C	「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合	↑	78.1	%	90.0	—	—	78.1	81.2	82.0
D	地域の小中学校で行事やボランティア等に参加したことがある人の割合	↑	24.7	%	30.0	25.5	20.4	24.7	26.9	29.1
E	市民1人あたりの貸出冊数	↑	3.15	冊	5.87	3.23	2.78	3.15	3.00	3.11

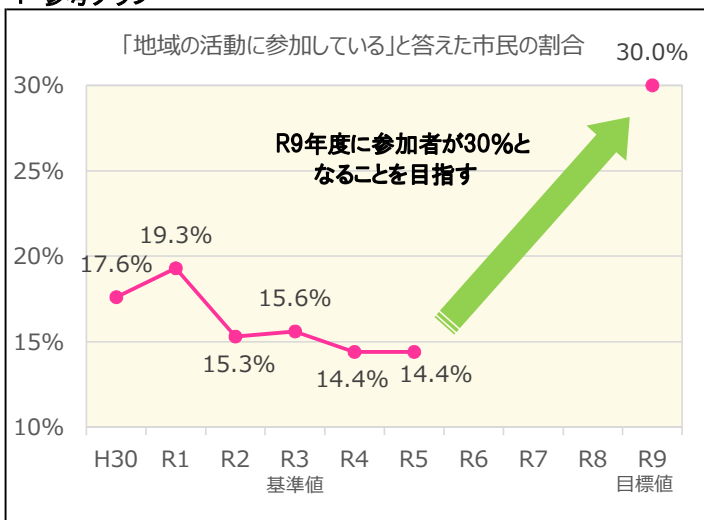
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】 (目的) 多様な主体同士が情報共有や相互理解を深めるような場づくりを進め、地域の課題解決や魅力向上の取組が地域発意で行える地域社会づくりを目指す。 (成果) ①地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災をテーマとした取組を行った。園田では、地域主体で2つの自主防災会合同の防災訓練が実施され、地域課の丁寧な伴走により、防災意識の高まりとともに地域活動への参加に向けた気運の醸成が図られた。(目標指標B) ②地域発意の取組を今後も増やしていくために、中央では生涯学習プラザ以外の施設でプラットフォームを開催し、新規の参加者を増やす工夫をするなど地域課主催の複数のプラットフォームで開催方法を見直した。(目標指標B) ③地域課と各施策の関係部局との相互理解を深めたことで、各施策と連携した取組を進める素地ができた。そうした中、小田では新たな地域福祉施策の取組として、医療生協と協力し、地域住民が楽しみながら健康づくりについて学ぶ「健康まつり」を実施した。 (課題) ①②コロナ禍以降の地域活動者の減少、特に地縁型の活動者が減少している状況について、改善に向けた方策を講じる必要がある。 ①②今後も地域特性に応じた事業実施や活動支援が可能となるよう、地域に出向き情報収集を行うとともに、地域情報共有サイト(あましえあ)や市民意識調査の分析結果など蓄積された情報を活用しながら取組を進める必要がある。 ①地域振興体制の再構築から5年が経過し、地域担当職員の入れ替わりも生じる中、目指す方向性や業務の範囲等をスムーズに共有する必要がある。	
【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】 (目的) 学びたい思い、取り組んでみたい思いを支援し、ひと咲きプラザや生涯学習プラザをはじめ、まちのいたる所で学びや活動が創出されることを目指していく。 (成果) ④本市が目指す「生涯、学習！」の理念が伝わるようなみんなの尼崎大学大学案内の作成など、自己の体験や学びがまちの課題解決にもつながっていくという意識が芽生えるような取組を進めた。(目標指標A・B・C) ⑤地区での特色ある取組として、大庄地区では、協働型公園の実現に向けて、社会実験「Enjoy!OH!SHOW!タコフェス」を開催した。社会実験は、大庄西中学校跡地活用に向けた意見交換会や「シン南の口公園サポーター会議」を通じて丁寧に協議を重ねてきたことにより、サポーターが主体的に自由な発想で企画し実施することができた。(2日間で2,500人参加) (課題) ④興味・関心を入り口とした活動への広がりが生れたり、活動への参加意欲があるがうまくつながっていない方に、まちのいたる所で展開されている学びや活動が届くよう、情報の把握や発信の手法など対策を施す必要がある。 ⑤一部のサポーターメンバーから公園の維持管理に対する不安や社会実験の必要性に対する疑問の声があり、目指すべき協働型公園の理念の浸透を進め、担い手のすそ野を広げる必要がある。	
【地域と学校の連携・協働の推進】 (目的) 地域の方々の経験や学習の成果を活かすとともに、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上を図る。 (成果) ⑥コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るとともに、コーディネーターの配置を小学校全41校、高校1校に加え、新たにコミュニティ・スクールを導入した中学校3校においても行った。また、中学校においては、これまでから地域との連携により青少年の健全育成を目的に実施してきた中学校区健全育成協議会事業を生かし、より幅広い目的で地域との連携事業を実施する地域学校協働活動への移行を支援し、全17校で実施することができた。また、地域課との連携によるキャリア教育や防災訓練、まち探検等が実施され、特色ある活動につながっている。(目標指標D) (課題) ⑥令和7年度全市展開予定のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、保護者や地域住民等に効果や魅力について継続的に周知を図り、活動への参画の輪を広げる必要がある。また、学校管理職、教員に対しても、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることに継続して周知を図る必要がある。	
【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】 (目的) 資料や情報の提供をはじめとした「知の拠点」として、市民が生涯にわたり学習と交流を行える機会を創出し、豊かな暮らしを実現するための図書サービスの充実を図る。 (成果) ⑦図書館での事業の実施や座席数などをほぼコロナ禍前に戻し利用促進に努めた。配本所の指定管理者等と図書関連講座や季節に応じた特集展示などの実施について調整を進めるなど読書推進活動に取り組んだ。新北図書館の整備に関して、コンセプトやスケジュールなどについて検討・調整を進めた。(目標指標E) (課題) ⑦なおいつそうあらゆる機会を通じて図書に親しむ機会を創出する施策を実施し、利用者の増加を図る必要がある。「尼崎市立図書館基本的運営方針」が計画年度の間接年にあたるため、新北図書館の整備や図書館機能の充実などを見据えた改訂を行う必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	大庄西中学校跡地の整備（大庄西中学校跡地整備事業、公園整備事業）
2	生涯学習プラザ利用者の新たな出会いの創出（各地区生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業）
3	読書を通じたまちじゅう学び事業（図書館行事事業）
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	園田東会館予防保全事業（生涯学習プラザ等整備事業）
2	大庄西中学校跡地活用等整備事業
3	市民が利用する公共施設でのフリーWi-Fiの提供（各地区生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業等）
4	地域振興にかかる各種支援制度等の見直し（地域団体活動促進事業）
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

- ・市民とともに考え行動しそれぞれの持つ力がより発揮される基盤を築いていくために、地域担当職員の拠り所となるような指針等の策定・運用を進め、より一層職員間の意識共有を図る。
- ・まちへの関心を高めたり、地域活動参加のきっかけとなるように、市ホームページや各種SNS等を活用することで、更なる情報発信に努める。
- ・大庄西中学校跡地活用においては、協働型公園の理念のもと、サポーターメンバー等と協議を重ね、協働による運営の仕組みづくりについて、検討を進める。
- ・新北図書館については、利用者のニーズを把握し利用しやすい環境作りに取り組むなど特色ある施設整備を進める。また配本所も含め、施設に応じた図書関連講座の実施など図書館機能の充実を図る。

令和6年度の取組

- 【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】**
- ①②地域課主催などの様々なプラットフォームにおいて交流が活発になる仕掛け、「あましえあ」や市民意識調査によるエリア分析の活用など、地域活動へ参加する市民を増やすための様々なきっかけづくりを行うことで、引き続き、地域発意の取組が継続して生まれる環境を整えていく。
- ①②テーマ型と地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、まずは、それぞれの活動者をつなげ支援する取組を進める。
- ①自治のまちづくりに向けて日々取り組む中、多岐に広がっている地域課業務について、改めて確認・整理を行い、地域担当職員の目指す方向性を明確にし、より効果的な取組を行う。
- 【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】**
- ④興味・関心を入り口とした学びや活動に参加する意義や魅力を伝えるとともに、活動情報や市民活動に有益な支援情報を含めた情報発信の在り方について検討を進める。
- ⑤協働型公園の理念の丁寧な説明を続け、社会実験で得た検証結果や課題をサポーターメンバー等と共有し、ルールづくりや公園の担い手の組織化に向けた取組を進めるとともに、新たな自治の推進事例として全庁的に共有を図る。
- 【地域と学校の連携・協働の推進】**
- ⑥コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につながるように支援する。
- 【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】**
- ⑦市立小学校及び特別支援学校の児童・生徒に対し電子図書館のIDを付与し、各学校におけるタブレットを活用した学習活動や家庭での読書活動を推進する。新北図書館の整備について検討を進めるとともに、「尼崎市立図書館基本的運営方針」について中間評価を踏まえた改訂に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

- 【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】**
- ⑦新北図書館の整備を受けて、市内バランスを考慮した図書館機能の充実について検討を進める。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	02	まちの魅力を高める文化芸術活動の推進
主担当局		総合政策局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	尼崎市文化振興財団及び本市が実施した文化芸術事業への参加者数	↑	133,807	人	—	292,057	66,577	133,807	193,309	264,833
B	尼崎市総合文化センター稼働率	↑	44.9	%	—	38.4	24.0	44.9	41.2	34.8
C	若者支援を目的とした文化芸術事業への参加者数	↑	4,974	人	5,250	4,896	4,123	4,974	10,643	3,045
D	文化芸術のアウトリーチ事業の回数	↑	58	回	100	53	42	58	104	92
E	文化に触れることで「地域の人との交流や社会参加が盛んになる」と感じている市民の割合	↑	21.1 (R4)	%	26.1	—	—	—	21.1	24.6

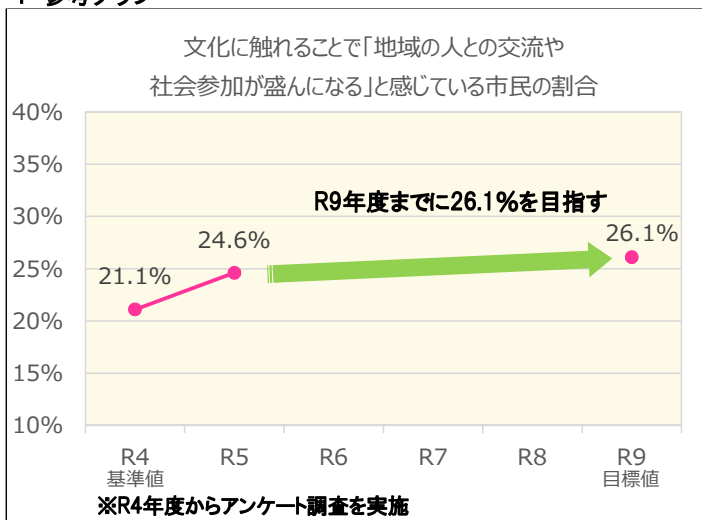
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【文化振興の基盤づくり】 (目的)文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、尼崎市総合文化センターを文化振興の中核とし、その運営を担う(公財)尼崎市文化振興財団(財団)と連携して文化芸術の学びや活動を推進する。 (成果)①「尼崎市文化ビジョン(第2次)」を推進するため「尼崎市文化ビジョン(第2次)推進懇話会」を設置し、3つの取組の柱ごとに委員による事業視察や意見交換等を行った。 ②市と財団がそれぞれの強みを生かしながら協働して文化振興に取り組むため、令和5年度から協働契約を締結し文化事業を実施した。(目標指標A・B・C) ③「総合文化センター耐震化事業」について、基本設計を進める中で工法等の比較検討を行い、整備内容の精査を進めた。 (課題)①②新しいビジョンや協働契約がスタートしたことを機に、懇話会での議論や事業の評価などをもとに、文化施策の取組を整理しながら推進する必要がある。 ③本市の文化・芸術の拠点施設としての機能を維持するための大規模な改修となることから、工事期間中はホール棟(大ホール等)及び文化棟(美術ホール等)の機能が停止することとなる。	
【夢へのチャレンジを応援する】 (目的)若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会を提供することや、年齢を問わず新しいことにチャレンジする人を応援することで、本市が夢へのチャレンジを応援するまちであることを発信するとともに、その活動を広げていく。 (成果)④全国規模の活動を展開しようとする本市ゆかりの若手芸術家を顕彰する文化未来奨励賞では、第5回受賞の美術家による受賞記念展を尼崎市総合文化センターの旧結婚式場で開催し、発表というチャレンジの場づくりとともに市民が芸術に触れる機会を提供することができた。(目標指標C) ⑤落研選手権や新人お笑い尼崎大賞、文化未来奨励賞、白髪一雄現代美術賞など、各種表彰によりチャレンジを応援した。(目標指標C) (課題)④⑤文化事業の多種多様な表彰がある中で、応募者の減少や高齢化など様々な課題があり、賞の内容や情報発信内容の改善など、実情に応じて検討していく必要がある。	
【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】 (目的)過去から受け継がれてきた伝統芸能や祭り、本市ゆかりの人物といった様々な歴史・文化について、学び・楽しみながら、それらが守り伝えられ、まちづくりに活かされていくよう、まちの誇りとして育んでいく。 (成果)⑥「郷土画家「白髪一雄」発信プロジェクト事業」の集大成として、北九州市立美術館及び新潟県立近代美術館で市所蔵作品等の展覧会を開催した。「白髪一雄生誕100年記念プレ事業」では記念ロゴの決定や白髪氏の紹介映像の制作等を行い、令和6年度の記念事業に向けた機運を高めることができた。(目標指標A) ⑦令和5年度は近松没後300回忌の節目として、例年より催しを充実させた「大近松祭-三百年祭-」を開催し、参加者が近松の功績に触れ、市民の誇りを醸成する機会となった。(目標指標A) ⑧4年ぶりに尼崎城の野外特設舞台にて「尼崎新能」を開催した。尼崎ゆかりの能楽「船弁慶」のほか、尼崎こども能楽教室の子どもたちによる仕舞も上演され、歴史・文化の継承を担う人々の活動・発表の機会とすることができた。(目標指標A) (課題)⑥令和6年度は白髪一雄生誕100年及び桂米朝没後10年の節目にあたるため、抽象画や落語という芸術・芸能分野になじみのない人も含めて、広く市民がゆかりの人物の功績に触れる機会とすることが必要である。 ⑦⑧地域で長年継承されてきた伝統文化の担い手が高齢化している。次世代に受け継ぐため、幅広い世代に興味を持ってもらえるような取組を進める必要がある。	
【学び・楽しみ・交流する市民を支える】 (目的)市民が文化・芸術に触れる機会を増やし、文化・芸術を創作・発表できる場づくりを行うことで、学び・楽しみ・交流する市民を支えていく。 (成果)⑨アトスペースA-LABでは展覧会を5回開催し、うち2回は大学生やアーティストが市内をリサーチして制作した作品の展覧会とすることで、市民が現代アートをより身近に感じる機会となった。また、財団による音楽・美術・演劇のアウトリーチ事業を生涯学習プラザ等で開催するなど、子どもたちが文化・芸術に触れる機会を提供することができた。(目標指標D) ⑩「ポストコロナに向けたミュージシャン応援事業」として、「あまがさきみんなのミュージックフェスティバル2023」を開催し、82組の応募者のうち32組のアーティストの発表の場づくりができた。(目標指標A) ⑪「動画制作・配信事業」では、財団の公式YouTubeチャンネルである「アルカイックチャンネル」の動画配信分野を拡大し、従来配信していたホール事業のほかに美術事業や地域における歴史・文化事業の情報発信を行った。 (課題)⑨財団によるアウトリーチ事業も含めて生涯学習プラザ等を積極的に活用し、より一層の地域展開を図っていく必要がある。 ⑩市内で文化活動をしている人々の情報やノウハウ等を市民に発信し、市民発意の取組が増えるよう支援を行う必要がある。 ⑪地域の様々な事業や行事などをまちの魅力として発信できるようなコンテンツづくりと積極的な広報が必要である。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	桂米朝顕彰事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	動画制作・配信事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	白髪一雄生誕100年記念事業
3	ポストコロナに向けたミュージシャン応援事業(文化芸術推進事業)
4	大近松300年祭(尼崎市文化振興財団補助金)
5	文化振興体制の再構築
令和4年度 主要事業名	
1	総合文化センター耐震化事業
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組

【文化振興の基盤づくり】

- ①②市と財団の協議を密にし、各種評価を反映した事業の見直し・改善に取り組む。
- ③基本設計において整備内容やスケジュール等の詳細を決定するとともに、実施設計及び施工の一括発注に係る事業者選定に向けた準備を進める。また、工事期間中の事業展開の在り方について財団と協議を進める。

【夢へのチャレンジを応援する】

- ④⑤協働契約を締結した文化事業を中心に、課題について協議を行い、改善につなげる。

【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】

- ⑥「白髪一雄生誕100年記念事業」及び「桂米朝顕彰事業(没後10年)」を通じて、尼崎ゆかりの人物の功績を市民が継承できるよう、尼崎での足跡に焦点を当て、また、若い世代に向けた事業を展開する。
- ⑦⑧「近松賞」受賞作品を上演し、「近松のまち・あまがさき」を全国にPRするとともに、文楽をより身近に感じることができる「文楽体験教室」を実施する。尼崎薪能は、「船弁慶」ゆかりの地である大物川緑地にて開催する。

【学び・楽しみ・交流する市民を支える】

- ⑨音楽・美術・演劇に加え、新たに落語をテーマにしたアウトリーチ事業を市内小学校や生涯学習プラザで実施し、市民が様々な分野の文化・芸術に触れる機会を提供していく。
- ⑩「あまがさきみんなのミュージックフェスティバル」等の市民が参画して実施している事業について、SNS等で情報発信を行っていく。
- ⑪各地区の事業や地域の行事などの動画作り等、地域資源やまちの魅力を伝え、多くの方に見ていただけるようなコンテンツづくりに取り組む。

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針

・令和5年度から締結した財団との協働契約に基づき、市と財団の役割分担を整理することで、更に双方が連携して文化事業の推進を図る。

・文化事業の見直し・改善にあたっては、財団が実施する事業活動が、本市の文化振興への寄与という目的に沿っているのかを振り返ることで、より効果的な事業展開につなげていく。

・尼崎市総合文化センターの耐震化事業について、整備内容やスケジュール等の詳細を決定するとともに、事業者選定に向けた準備を進め、円滑な事業推進を図る。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	03	歴史遺産の継承と学びの充実
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	↑	881	人	1,762	1,791	616	881	1,773	2,017
B	歴史博物館への来館者数	↑	45,171	人	50,000	-	24,579	45,171	39,351	43,441
C	歴史博物館・田能資料館主催事業の参加者数	↑	1,023	人	2,046	1,883	1,045	1,023	1,975	1,911
D	あまがさきアーカイブズ(地域研究史料室)相談利用(レファレンス)人数	↑	2,293	人	2,345	1,907	1,623	2,293	2,229	2,223
E	学校教育と連携した事業の実施回数	↑	45	回	90	53	50	45	59	78

※歴史博物館の開館(令和2年10月)以前の数値については、前身である文化財収蔵庫等での実績値

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【魅力ある歴史博物館の運営】

(目的)歴史博物館において尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。

(成果)①尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展・企画展のほかSNS等を活用した情報発信に努めた。特別展については本市が指定文化財を初めて指定してから40周年となる記念の年であることから、「尼崎市指定文化財の精華」展を開催し、市内外から多くの方々に観覧いただいた。令和5年度の来館者数は43,441人、公文書館機能であるあまがさきアーカイブズの相談人数は2,223人で、コロナウイルス感染症の5類移行も伴って、来館者数は前年同期比4,000人程度増加している。令和6年3月には開館以来の累計来館者が15万人に達した。田能資料館では弥生時代の生活や文化を紹介する2回の企画展の開催により展示の充実・魅力向上を図った。(目標指標B・C・D)

②ボランティア活動については、引き続き新型コロナウイルス感染症等の感染対策に意を用いながら、従前(コロナ以前)の活動内容を再開することができた。(目標指標A)

(課題)①歴史博物館のホームページについて、館独自で運営しているホームページも含めページ編成を見直し、歴史博物館のイベントや諸活動、SNS情報の一元化及び充実したコンテンツの検討が必要である。また、より一層の魅力ある展示事業や歴史を学ぶ機会の提供を促進し、情報発信の充実を図る必要がある。

②歴史博物館の事業活動を支える市民ボランティアの養成に引き続き取り組む必要がある。

【歴史遺産の保存と活用】

(目的)文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。

(成果)③本市に現存する最古の洋風建築物である旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)について、全庁横断的に設置したプロジェクトチームで検討を行い、保存及び活用を図るための指針を策定した。また、旧尼崎紡績本社事務所の保存・活用の機運醸成に向け、企画展や市民協働によるお掃除イベント、スケッチ講座等の実施とともに関連グッズの販売を行った。

④文化財の保存と活用に関する方向性を定める文化財保存活用地域計画は令和7年度の策定に向け、協議会を設置し検討を開始したほか、埋蔵文化財の確認調査など文化財保護の推進に取り組んだ。

(課題)④旧尼崎紡績本社事務所については、策定した指針に基づき保存・活用に向けて全庁的な連携を図る中で検討を進めていく必要があるとともに、機運醸成に向けた取組を続けていく必要がある。

④市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え活用する取組を着実かつ計画的に推進していくことが求められており、文化財を守り活かしていくための仕組みとして設置した文化財保存活用基金については、ふるさと納税を活用し、引き続き市内外からの協力を得るよう努める必要がある。

【地域の歴史を学ぶ機会の充実】

(目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。

(成果)⑤尼崎の歴史に触れる事業として企画展や特別展などの展示事業、尼崎に関連したテーマによる市民講座や体験型ワークショップなどを広く市内外の方々を対象に通年で実施するとともに、出前講座などの出講にも積極的に協力した。学校教育との連携では「むかしのくらし学習」等の見学の受入れや学校への出張授業、新任教員への研修など、歴史学習への支援を行った。田能資料館では小学校等への授業をリモートから出講へ転換し取り組んだ。(目標指標C・E)

(課題)⑤コロナ禍の影響により控えられていた市内小学校の見学をはじめ、幅広い市民の利用促進を図る必要がある。学校ごと、学年ごとに尼崎の歴史をよりわかりやすく伝えるとともに、子どもたちが歴史に触れられる機会を更に創出することが求められる。

【学びを支える機能の充実と連携促進】

(目的)公文書館機能を備えた歴史博物館として、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を将来に伝え、その利用に供するとともに、図書館等との有機的な連携を図ることで情報資源を収集・蓄積・提供していく機能を高め、市民がより使いやすく親しみやすい施設の実現に努める中で、市民の学びを支える。

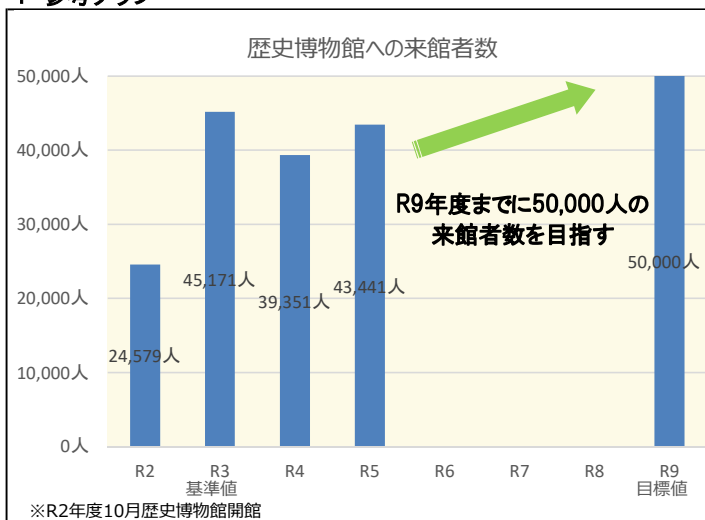
(成果)⑥歴史資料の保存と利用者の利便性向上を図るため、歴史的公文書や近世の歴史資料などのデジタルアーカイブを公開した。また、京都大学人文科学研究所との連携協定を結び、歴史上重要な近現代資料の調査・研究を市民とともに進める事業を開始した。図書館との連携において、「『尼崎市史』を読む会」を引き続き中央図書館・北図書館で開催し、市民が歴史を学ぶ場を提供するとともに、図書館検索システムに歴史博物館蔵書データを追加搭載し、資料や蔵書の更なる活用と利用者の利便性向上を図った。

(課題)⑥学びを支える施設としての博物館と公文書館機能、図書館の連携を促進し、更に情報発信力の強化を図っていく必要がある。連携の一環として、公開中のデジタルアーカイブについて更なる充実を図る必要がある。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施(文化財保護啓発事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	文化財保存活用地域計画策定事業
2	デジタルアーカイブの推進(MLA連携推進事業)
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	歴史的公文書等管理・公開事業
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・歴史博物館、田能資料館、図書館については、引き続き、展示内容の魅力を高めるとともに情報発信力を強化し、市民が歴史に触れ学ぶ機会の充実に取り組んでいく。

・旧尼崎紡績本社事務所については、周辺地域の整備に伴い生まれる人流を活かし、建物の文化財的価値を広く周知するとともに、保存・活用に向けた機運醸成に取り組んでいく。
 同時に、周辺地域の活性化や都市の魅力向上・発信の拠点としての建物の利活用について検討を続ける。

令和6年度の取組

【魅力ある歴史博物館の運営】

①広報機能の強化として博物館で開催する展示や講座などのイベント情報のほか、地域の歴史資料のデジタル公開を含む幅広い歴史博物館が行う取組をより見やすく、またアクセスしやすくなるようホームページ更新に向けた検討に取り組んでいく。特別展「博多～尼崎～京都、中世の港のにぎわい」や企画展「阪神・淡路大震災30周年記念 尼崎・災害の歴史」など時宜を得た魅力ある展示事業の展開に取り組むなど、引き続き市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるとともに、情報発信力の充実に努めていく。また、田能資料館においては展示物に触れることのできる体験型の展示方法にも取り組んでいく。

②積極的に市民との協働事業を推進することにより、ボランティアの養成に取り組んでいく。

【歴史遺産の保存と活用】

③旧尼崎紡績本社事務所の敷地について、市民等の利用に供するよう整備し、建物の外観を生かした活用を展開するとともに、保存・活用に向けた機運の醸成に取り組んでいく。

④文化財を地域総がかりで守り伝えていくため、文化財保存活用地域計画の検討を進めるとともに、文化財保存活用基金については関連ポスターを関係各所に配布するなど引き続き市内外から協力を得られるよう周知に努めていく。

【地域の歴史を学ぶ機会の充実】

⑤引き続き、市民、学校等への情報発信や連携に努めながら、子どもたちをはじめ、市民が歴史に触れ学ぶ機会の充実に図っていく。また、小学生が校外学習で歴史を学ぶAMATAN事業では、尼崎の歴史が身近に感じることができるよう魅力的なメニューを作成していく。

【学びを支える機能の充実と連携促進】

⑥博物館、図書館及び公文書館機能の連携を図りながら、歴史的公文書及び地域史料の保存と更なる活用のため、資料のデジタル化の推進とデジタルアーカイブの充実に図る。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	04	スポーツに親しむ機会の充実
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合	↑	45.0	%	49.0	45.8	45.6	45.0	45.8	45.4
B	生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	↑	5,202	人	11,000	10,862	4,144	5,202	6,614	7,103
C	学校開放利用者数	↑	537,279	人	690,000	689,939	561,705	537,279	687,560	701,632
D	地区体育館等利用者数	↑	345,060	人	364,000	363,379	266,686	345,060	335,781	371,598
E	誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	↑	31,928	人	69,000	68,728	27,011	31,928	47,240	45,274

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】

(目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供などにより、市民スポーツの振興や健康の増進、コミュニティの形成を促進するとともに、スポーツを行っている市民の割合の向上を図る。

(成果)①スポーツ推進委員や学校開放運営委員会、スポーツクラブ21が連携する中で実施する、親子を対象としたモルック体験教室や、子ども向けスポーツ教室について、実施場所や種目を増やして行った。(目標指標B)

②学校開放では、学校開放運営委員会による地域運動会や子どもスポーツ教室の開催件数が新型コロナウイルスの5類移行によって増加したほか、昨年度から開始した琴ノ浦高校の利用者が昨年度より3,460人増加した。(目標指標C)

③中学校部活動について、地域クラブ活動の推進を図るため、3校の13運動部・1文化部における休日の活動を、スポーツ振興事業団をはじめ、体育協会や大学等、多様な主体と連携しながら学校管理外の活動として実施し、今後の課題の洗い出しを行った。

(課題)①②実行役員の高齢化に伴う担い手不足などにより、スポーツイベント等が開催できなかった学校開放運営委員会やスポーツクラブ21があることから、スポーツイベントや教室が開催可能となるよう各委員会、クラブの状況に応じた支援をしていく必要がある。

③取組を一層進めるためには、民間や地域団体等による地域クラブの設置・活動支援や、平日と休日の一体的な地域移行の実施、官民一体で取り組むための実施体制の整備等が必要である。また、教員、保護者、指導者等、各主体が一丸となって取り組みを進めるため、周知や理解を得ていくことが必要である。

【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

(目的)地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。

(成果)④ポストコロナの中、スポーツ振興事業団と協力して積極的に健康づくり教室等を実施し、スポーツ施設の利用者数が目標値を超えるとともに、利用者アンケートでは96%の利用者が「とても満足」「満足」と、高水準を維持した。(目標指標D)

⑤スポーツ施設の指導員が幼稚園・保育園や地域住民の集まりの場等に赴き、健康づくりプログラムの教授やフレイル対策予防事業等を行う「指導者派遣等事業」では、実施場所や参加者が増加した。

⑥武庫健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行った。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館の整備に係るタウンミーティングを開催し、常設の格技室の設置など意見を反映した。

(課題)⑤スポーツ施策全体として、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い分野への取組を強化していくことについて、健康ふれあい体育館の供用開始も契機としつつ、スポーツ振興事業団とともに検討を進めていく必要がある。

⑥健康ふれあい体育館の整備を着実に進めていくとともに、長寿命化改修が予定されている施設においては利用者への事前周知等を徹底し、休館を伴う場合には、供用再開後に再び利用していただけるような取組が必要である。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

(目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。

(成果)⑦市民のスポーツへの更なる機運醸成を図るため、「市民ウォーク」(167人)や「スポーツのまち尼崎フェスティバル」(延べ20,205人)を開催するとともに、新たに「あまがさきリレーマラソン」を開催し、225人・60チームの参加を得られた。(目標指標A)

⑧本市にゆかりのあるスポーツチームとの取組として、引き続き「クボタスピアーズ」との無料観戦デーやバレーボール教室を開催した。また、SEKISUIチャレンジジャーズとは「尼崎ボウル」への開催協力を行ったほか、新たに武庫の里小学校においてフラッグフットボール教室を実施した。(目標指標A)

⑨大会誘致では、より多くの市民にとってスポーツに関わる契機となるよう、市内小学校及び市内中学校卓球部にTリーグの招待チラシを配布した。観戦者数は10,992人で、大会の減により前年度より2,481人減少したものの、一大会あたりの人数は1,570人で、前年度より223人増加した。また、市民スポーツ大会の参加者数は34,282人で、515人増加した。(目標指標E)

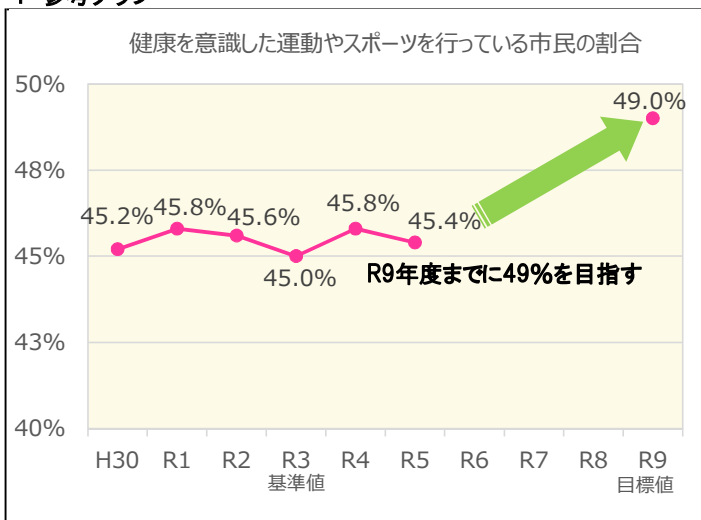
(課題)⑦⑧引き続き、多様な主体とともに、市民がスポーツに関わることができる様々な機会を設け、スポーツのまち尼崎を体現していく必要がある。

⑨スポーツ大会の経済効果は、主催者の情報管理の関係上、全ての大会での検証が困難だが、集客数と相関すると推察される。市民の関心が高い競技の誘致に当たっては、トップリーグの大会では施設に求められる水準が高いことや、大学・高校では既に固定的な開催場所もある中、引き続き体育協会等とも連携しながら粘り強い誘致活動が必要である。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	地域クラブ活動の推進(課外クラブ関係事業)
2	大庄西中学校跡地の整備(健康ふれあい体育館整備事業)
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	中学校地域部活動のモデル実施(課外クラブ関係事業費)
2	学校プール開放の廃止
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	立花体育館予防保全事業
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・健康ふれあい体育館の供用が開始される中、ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進については、年齢や障害の有無を問わずスポーツに取り組もうとする全ての市民のきっかけづくりとなるよう取組を進めていく。

・また、障害者スポーツ競技の支援として、公共施設のより効果的な活用等について検討する。

・スポーツ大会等の誘致については、スポーツ関係者のみならず、市民、近隣市への周知強化等、大会開催の機運の醸成に向けた取組を進め、市民のスポーツへの関心や参加意欲の更なる向上を目指す。また、大会実施による経済効果についても、引き続き検証を進める。

令和6年度取組

【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】

①②学校開放運営委員会、スポーツクラブ21がスポーツイベント等を積極的に行えるよう、事業内容の提案や効率的な実施による負担軽減等についての助言等を行う。

③令和5年度にモデル校となった3校を重点取組校として、平日を含む移行等を行う。また、民間による運営主体の設置を目指し、社会体育施設の活用も含めて、尼崎市スポーツ振興事業団とともに検討を行う。さらに、指導者の確保や受益者負担の検討に向けて、移行後も指導を希望する教員の総量や、現在の各部活動の活動経費の把握等を行う。取組を進めるに当たっては、尼崎市地域クラブ活動検討協議会に参画する多様な主体の意見も聴きながら、丁寧に進める。

【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

④⑤引き続き、施設の一層の利用促進を図るとともに、社会体育施設等に求められる多様な役割を果たすため、より公益的な事業の強化に向けて、既存事業を含むスポーツ施策全体の在り方について、スポーツ振興事業団とともに見直しを行う。

⑥武庫健康ふれあい体育館は、建築資材の調達に難航し、整備期間の延長を踏まえる中で、令和7年4月の供用開始を目指して取組を進めていく。(仮称)大庄ふれあい健康体育館については、隣接する新南の口公園の整備と連携しながら、円滑に進めていく。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

⑦リレーマラソンでは、市民マラソンに比べて参加しやすく、幅広い年代層で家族や友人を連れ立っての参加も目立った。今後は、各種イベントにおいて積極的なSNSの活用によるPRを行い、参加者数の増や裾野の拡大を図るとともに、ニュースポーツ関連の事業等をあわせて実施するなど、各事業を一体的に実施し、効果的な推進を図る。

⑧引き続きクボタスピアーズとの取組を行うほか、SEKISUIチャレンジャーズとのフットボール教室では、実施内容の充実や実施回数の増を図るとともに、「尼崎ボウル」の共催やチームの地区まつりへの参画などを通じて、地域を巻き込みながらチームの活動を盛り上げ、スポーツの推進を図る。

⑨本市で開催するメリットを改めて明確にした上で、時勢を捉えながら、粘り強く誘致活動を続けていく。また、経済効果の検証に向けて、各大会観戦者等へのアンケート調査の実施を主催者に求めていく。

主要事業の提案につながる項目

【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】

③地域クラブ活動推進事業については、令和5年度及び令和6年度の取組状況を踏まえながら、実施校の拡大等の取組の推進を図っていく。

【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

④⑤既存事業を含むスポーツ施策全体の在り方について、スポーツ振興事業団とともに見直しを行う。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	01	地域における人権尊重の取組の推進
主担当局	総合政策局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	68.6	%	82.6	—	—	68.6	69.6	67.9
B	「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合	↑	83.6	%	90.0	—	—	83.6	79.2	81.9
C										
D										
E										

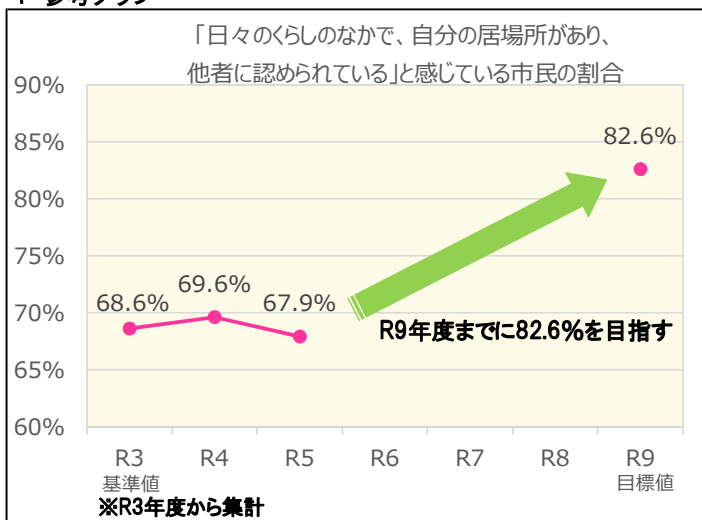
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】 (目的)必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。 (成果)①中国残留邦人新支援策施行15周年の節目に「中国残留日本人への理解を深める集い」を実施し、当初から帰国者を支援してきた支援・相談員の活動について、講演と対談交流により帰国者たちの体験談や思いを共有するとともに、課題となる帰国者たちの高齢化や、二、三世と世代を経るごとに変化する問題等について理解を深めた。(目標指標A) ②なでしこリーグの元女子サッカー選手で現在は男性として生活している3人組ユニットによるLGBTQ+についての講演会等をSDGsフェア内で開催したことで「ふつとは何か」を改めて考える機会となり、同ユニットによる他施設での新たな啓発講座の企画につながった。(目標指標A) ③外国籍住民は、災害時には言葉や文化の壁で困るだろうとの地域住民の声を受け、地震や台風等の災害知識を学ぶ防災講座を実施した。また、地域住民との交流促進を図るために、地元の高校や商業施設が一体となりフットサルや浴衣着付け体験等を行い、文化に触れる機会も創出した。(目標指標A) ④市民同士の交流や情報交換等をきっかけとして、外国籍住民が多く入居する地域の大型シェアハウスにおいて、施設との共催による「英語でクイズ大会」の実施につながり、地域住民と外国籍住民との新たな交流が生まれた。(目標指標A) ⑤自分で気付くことすら難しい当たり前の権利について、在日韓国人三世の方と重度の障害を抱えた方をゲストスピーカーに迎えた対話形式による講座を実施し、マジョリティ、マイノリティそれぞれの視点から改めてマジョリティ特権についての考察を深めた。(目標指標A) ⑥障害の有無にかかわらず一人ひとりを大切に個性を引き出すための、子ども(人)との関わりを共に考える講演会・交流会に合わせて、地域のNPO法人等の団体と共催でイベントを実施することで、親子を含め、100名を超える参加があり、更なる連携につながった。(目標指標A) ⑦双子、三つ子の多胎家庭の孤独・孤立、不登校問題を課題として、支援活動に取り組む団体とともに地域発意による居場所づくりを実施したことで、同じ悩みを共有できる地域でのつながりが生まれた。(目標指標A) (課題)①～⑦地域発意のワークショップや居場所づくりなどの交流、双方向の取組が広がりつつあるが、テーマ設定等の多様化を促す工夫が必要である。										
【地域における人権の学びを支える人権学習・啓発の推進】 (目的)生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。 (成果)⑧人権文化いきづまづくり計画の「進捗管理まとめシート」を、全庁的な点検や共有を図るために活用するとともに、国勢調査データを活用した部落差別(同和問題)等の調査を実施し、実態を把握した。 ⑨特別支援教育について経験豊富な講師による講演会を実施し、安全で安心な学級づくりや一人ひとりの特性や学びを大切にする自分の生き方や考え方への導き方などを学んだことで、参加者自身の人権意識の向上と子どもの人権への理解につながった。(目標指標A・B) ⑩発達に特性のある子を持つ保護者等を対象に、実際に教鞭をとられてきた先生を招き、インクルーシブ教育についての学びを深めるとともに、保護者間で同じ悩みを共有することで、不安の軽減につながった。(目標指標A・B) ⑪地域住民と教員が、近年の中高生の制服の見直しを踏まえて協議し、トランスジェンダー当事者を講師に迎えて「女らしく男らしくから自分らしく生きる」をテーマとした講演会を実施したことで、一人ひとりの個性を認め合える社会に向けて理解を深めることができた。(目標指標A・B) ⑫ハンセン病問題について「机上だけではなく、現場に行くことが大切」との市民の声を受け、岡山県にある国立ハンセン病療養所への視察バスツアーを開催し、バス車内で感想共有タイムを設けたことで、この問題を知らない人へ伝えていくにはどうしたらいいかといった参加者間で課題が提起されるなど、問題を学び続ける機会につながった。(目標指標B) ⑬アイヌ民族文化アドバイザーを講師に衣装展示や舞踊を交えた講演会を地域課と共催したことで、日本古来の民族の文化と差別の歴史について再確認できた。(目標指標B) ⑭PTAをはじめとした市民の主体的学習を推進するため、継続した人権教育小集団学習グループの活動の促進及び人権教育のリーダー育成に資する研修会等を実施した。また、夏休み親子向け映画会では盲導犬とそのユーザーによる講演会を実施し、視覚障害の当事者から学ぶ機会を市民に提供した。(目標指標B) ⑮新たな人権問題を啓発するためのリーフレット「ヤングケアラーについて」の作成では、子どもと保護者が一緒に学ぶことができるよう、専門家の監修及び経験者の視点を加えるといった工夫を行った。(目標指標B) (課題)⑧実態調査では、対象地区全体と市全体とで生活や教育水準等の差は小さくなりつつあるが、各地区間や同じ小学校区である周辺地域とを比較すると、地区毎に異なる特徴が見られた。 ⑨～⑬従来の講座形式による啓発手法だけでなく、新たな気付きや学びが生まれやすい啓発手法となるよう工夫する必要がある。 ⑭学習会等の参加者からは、内容について好評を得る一方、活動グループ数の減少傾向及び、地域における啓発活動の推進役であり学習会の助言者として参画している「人権啓発推進リーダー」の高齢化が進んでおり、継続して担い手の育成が必要である。 ⑮人権問題が、複雑化、多様化する中で身近な人権問題の事象に気付かない、あるいは知る機会がない市民が存在している。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	国勢調査データを活用した調査分析事業(人権啓発事業)
2	インターネット上の人権問題等に関する法律相談(尼崎人権啓発協会補助金)
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	地域総合センター南武庫之荘の予防保全(地域総合センター整備事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】 ①～⑦地域住民や団体との連携を生かし、市民の自発的な取組につながるよう、テーマや講師等の選定にあたり多様な人権問題が対象となるよう地域に働きかける。	
【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】 ⑧各地域の特徴等に応じた啓発事業の提案に生かせるよう、庁内や関係団体と調査結果の共有を図るとともに、実際に生じている旧同和地区の問い合わせなどに関する啓発資料の作成について検討する。 ⑨人権文化いきづまづくり計画の進捗等について、令和6年度は人権全般に係る市民等意識調査を実施し、平成30年度の調査時からの変化等について実態を把握する。 ⑩～⑬多様な人権問題を自分事として捉えられるよう、講師の話を聞く講演会のみならず、その後の感想も含めた意見交換会等の事例を地域で共有するなど、新たな気づきを得られるよう工夫を促す。 ⑭活動グループ数については学習内容の更なる充実を図るとともに、活動内容を各学校園のホームページに掲載・発信することにより積極的に周知し、活動の魅力をPRする。「人権啓発推進リーダー」の担い手については、引き続き育成・発掘に努める。 ⑮多様化する人権問題について、決して「誰かのこと」ではない身近な問題として受け止められるよう引き続きリーフレットや学習会を通して啓発活動に努める。	

6 評価結果

評価と取組方針
・国勢調査データを活用した部落差別(同和問題)等の調査結果を踏まえて、今日的な課題を整理する。 ・人権に関する市民等意識調査を実施し、過去の調査結果と比べどのような変化があるかを把握する。また、その結果を分析することで、人権文化いきづまづくり計画の振り返りなど今後必要な対策の検討につなげていく。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	02	人権に関する相談体制と支援の充実
主担当局	総合政策局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の市民の割合	↑	73.9	%	80.0	70.8	77.2	73.9	76.3	76.6
B	「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じると回答した市民の割合	↓	32.6	%	16.0	—	—	32.6	31.3	31.2
C	「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合	↑	81.2	%	90.0	81.1	80.6	81.2	84.0	82.4
D										
E										

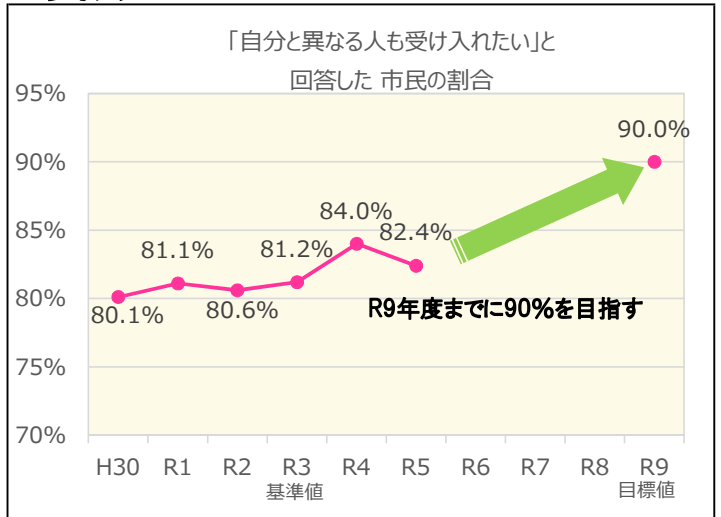
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】 (目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。 (成果)①ALLYステッカー等の活用促進に向けて、商店街振興組合、県宅建協会尼崎支部、出前講座等で周知を行ったことで更なるステッカー配付につながったほか、職員(新任係長)にもALLY養成動画研修を実施し、性の多様性に関する理解促進を図った。(目標指標A・B・C) ②パートナーシップ宣誓者の転出時の手続きの簡略化等を目的として、阪神間で協定を締結している自治体が淡路・丹波を含む10市1町に拡大したほか、令和6年度からの大阪・京都・兵庫との広域連携の開始に向け、準備を進めた。(目標指標A・B・C) ③DV支援関係機関等で構成する会議において、心理学の視点から被害者支援を学ぶ研修を実施し、昨年を上回る参加(73名)があった。相互の関わり方を行動パターンの一環として捉えることで新たな気付きにつながったとの意見も多く、相談者支援への関心の高さがうかがわれた。 ④女性のつながりサポート事業においては、支援者ネットワークを構築できたほか、参加者同士がワークショップをきっかけに気軽に話し合える居場所となり、更に体の不調等の相談ができるよう助産師が同席する等の工夫により、ワークショップ各回でほぼ定員に達する参加があった。(目標指標A・B) ⑤女性 勤労婦人センター(トレピエ)の今後の在り方について、求められる機能、施設の目的、名称等について、女性センター運営委員会において協議を開始した。(目標指標A・B) (課題)①②パートナーの子どもの保育所の送迎や親の介護施設等での面会や付き添いなどにおいて、困りごとがあるとの当事者からの声を受け、その軽減につなげる制度を検討する必要がある。 ③DV法の改正など最新の関係法令についての情報共有を行うほか、必要な支援の在り方など、関係機関の意見を聴取する必要がある。 ④⑤つながりサポート事業においては若年層の参加を促すとともに、男女共同参画啓発事業を含めたトレピエの今後の在り方については、様々な意見を踏まえながら検討していく必要がある。										
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 (目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。 (成果)⑥外国人総合相談窓口において、相談件数が年々増加する中、ネパール語相談員を週1回配置するなど、相談体制の強化を図った。(R5:859回、延べ1,115件、R4:755回、延べ929件、R3:464回、延べ550件)(目標指標C) ⑦外国籍児童・生徒の日本語支援のため、「外国にルーツを持つ子ども向け夏休み宿題きょうしつ」を実施した。地域の日本語教室の子どもの受入れ促進を図るため、各教室のボランティアグループ代表等が集う意見交換会を開催し、課題共有やネットワークの構築を図った。 ⑧(仮称)多文化共生社会推進指針の策定に向け、外国人生活実態アンケート調査結果の庁内共有を図るとともに、外国人や外国人を取り巻く関係者の課題等を把握するため、市内の日本語学校や、外国人雇用事業者等に出向き、外国人等の個別のヒアリングを行った。(目標指標C) (課題)⑥今後の技能実習制度見直しに伴い、日本語検定試験の必須化など受入れ事業者等に新たな対応が求められることが見込まれる。 ⑦地域の日本語教室の多くが大人を対象としており、子どもを対象とする需要の高まり等、多様化するニーズに対応する必要がある。 ⑧外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国人とが相互理解を深め、外国人が地域社会に溶け込みやすい環境を作っていく必要がある。										
【その他様々な人権問題への取組】 (主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。) (目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。 (成果)⑨ハンセン病問題の理解を深めるため、同問題を考える市民の会とともに回復者の家族による講演会やパネル展、療養所への視察を実施したほか、より身近な問題として理解する方法を検討するため、学識経験者や回復者支援団体等への聞き取りを行った。 ⑩深刻化するインターネット上の人権侵害に対応するため、人権啓発協会との協働により弁護士相談を開始(12件のうち6件実施)するとともに、ネット上の誹謗中傷情報を削除する支援などの活動を行っている団体職員を講師として所属長研修を実施し、現状や課題、対応方法等を学んだ。 ⑪トレピエと災害対策課の共催で子育て世代向けに非常持ち出し品や避難所生活に必要なものなど家庭備蓄の講座を実施した。 ⑫市民発意によるインクルーシブな公園を考えるワークショップや県立高校の授業に市が参加し、共に学ぶ場を持ったほか、市内の2公園で初のハーネス型ブランコを設置した。また、市営住宅に15基のエレベーター設置に向けた契約を行う等整備に取り組んだ。 ⑬市ホームページの翻訳について、これまでの4言語から6言語に対応言語を増やし、情報の円滑な取得に向けた環境整備を行った。 (課題)⑨ハンセン病問題の啓発に生かすため、本市のハンセン病に関する歴史等の資料収集を進めたが、個人情報保護の観点から入手には限界があることが分かった。 ⑩～⑬事業周知や啓発促進等に向けて継続して取り組む必要がある。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	放課後日本語ボランティア派遣事業(多文化共生社会推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	女性のつながりサポート事業(女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業)
2	外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業)
3	(仮称)多文化共生社会推進指針の策定(多文化共生社会推進事業)
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	外国籍住民アンケート調査(多文化共生社会推進事業)
2	外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・近年外国籍住民は増加傾向にあり、今後も更なる増加が見込まれる中、今年度策定する(仮称)多文化共生社会推進指針を踏まえ、共生社会の実現に向けた課題に対する具体的な方策を関係部局間で横断的に検討していく。

・トレピエの今後の在り方については、再整備を見据え、女性・勤労婦人センター運営委員会のみならず利用者等の意見も聴取しながら、求められる機能や果たすべき目的等の検討を進めていく。

令和6年度の取組

【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】

- ①②パートナーシップ宣誓制度では、パートナーだけでなく、お互いの子や親も含めて宣誓書受領証に名前を記載する制度の拡充に向けて、検討していく。
- ③関係機関等が複雑多様化するDV被害者支援に対応するため、関係法令等の最新情報を注視し、顔の見える関係づくりに取り組んでいく。
- ④若年層も参加しやすい内容の検討や、若年層を支援している団体へ出向いての居場所づくり事業の実施など手法を検討していく。
- ⑤トレピエの在り方については、運営委員会のみならず広く意見を聴取する手法を検討するとともに、次期指定管理者の選定にあたり、男女共同参画啓発事業等を精査し、仕様書の見直しを行う。

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

- ⑥⑦⑧(仮称)多文化共生社会推進指針の策定を通じて、日本語教育や就労、防災などの必要な施策について関係部局と協議しながら調整を進めていく。
- ⑦多様化する日本語教室のニーズを踏まえ、日本語ボランティア対象のスキルアップ研修を実施するなど、引き続き日本語ボランティアの側面支援等に取り組む。

【その他様々な人権問題への取組】

- ⑨資料収集の過程で出会えた本市在住のハンセン病回復者等を講師とした全市的な人権啓発講演会を実施するなど、同問題への啓発手法を検討する。
- ⑩⑪人権法律相談についてはデジタルサイネージを活用するなど更なる周知に努めるとともに、男女共同参画視点等を反映した防災講座など工夫しながら実施する。
- ⑫今後も遊具の更新にあわせてブランコについてはインクルーシブブランコへ改修するとともに、市営住宅建替え等についてはバリアフリー化を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	03	学校園などにおける人権教育の推進
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合」	↑	67.3	%	84.0	57.5	65.9	67.3	65.7	64.1
B	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 96.3	小 95.9 中 93.9	—	小 95.9 中 95.7	小 95.6 中 96.2	小 96.2 中 94.9
C										
D										
E										

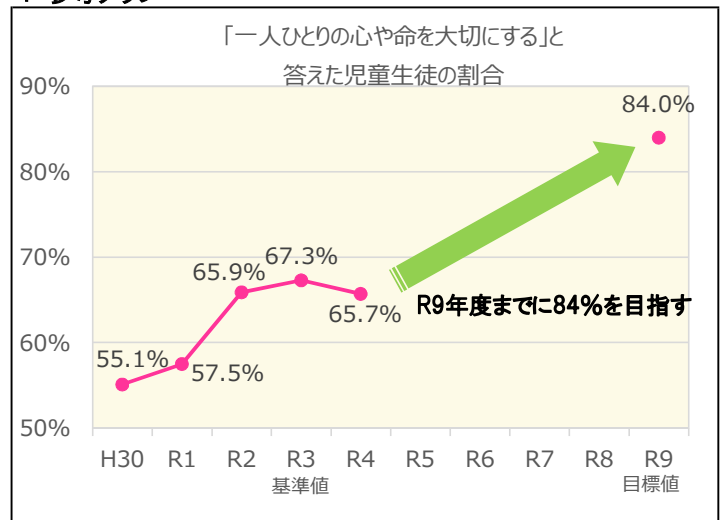
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】 (目的)人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進することにより、児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を育む。 (成果)①人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施した。初任者教員への必修研修や全教職員対象の研修及び啓発を行い、LGBTやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組んだ。そのような中、「生命を尊重する心」の育成をテーマとする講演会の実施では、生徒たちが主体的に「平和と人権」をとらえてくれる契機となった等、人権意識や道徳心の向上を図った。(目標指標A) ②学校や関係課と連携し、年度途中の来日者や転入者を含む日本語指導が必要な幼児児童生徒の就学状況を共有しながら、県の子ども多文化共生サポーターや市の多文化共生支援員を派遣し、生活面や学習面の支援を行うことで学校生活での心の安定を図ることができた。 ③民間団体主催による青少年が性を含めた心身の健康について気軽に看護師や保健師等に相談できる「あまがさきユース保健室」のユース交流センター等における開設(令和5年11月～)及びつなぎ先を支援した。また、市主催事業としてユース交流センター利用者等を対象とした性教育イベント「あそんで、知って、考える 性のこと」を開催し、青少年だけでなく同伴の保護者等大人の参加もあった。(参加者約100人) ④小学校38校、中学校11校、高校3校において、支援員による出前授業を実施した。また、スマホルールについては令和5年度に小学校4校、中学校2校が新たに作成し、市立学校におけるスマホルールの作成率が70%に向上した(令和4年度:61%)。中には、児童会や生徒会でスマホルールの案を作り、全校生の投票で決定した学校もあり、「児童生徒が主体的にルールを定める」という本事業の目的に合致した好事例も見られた。(目標指標A・B) ⑤令和4年度に策定した「校則の見直しに関するガイドライン」を共有するとともに、各学校における校則の見直しが積極的に進むよう取り組んだ。また、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、現状に合う内容に変更する必要があるか、本当に必要なものか、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか等、一定、検証・見直しを図ることができた。(目標指標A) (課題)①経年比較をすると、テーマや講師に偏りが見られる学校もあることから、幅広い視野を持って様々な人権課題について啓発を行い、人権教育の推進を図ることが必要である。 ②令和4年度から、ネパールから来日する児童生徒が増加傾向にある。一方、ネパール語を理解できるサポーター及び支援員の確保が県・市ともに難航しており、登校開始日に派遣できないことがあった。また、全国的な外国人の受入促進(入管法の改正等)に伴い、日本での就労を目的とした外国籍住民が年々増加しており、それに伴い外国籍児童・生徒等も増加してきている。そのため、今後、ネパールだけでなく様々な国からの来日者の増加が想定されることから、支援員の確保等の体制整備を行う必要がある。 ③児童、生徒、青少年その他子どもに関わる大人等、幅広い世代に許容される内容で周知を図っていく必要がある。 ④児童生徒のスマホ所持率の増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあることから、ルールを未作成の学校に今後も取組を継続し、児童生徒自身がスマホやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。 ⑤校則については、絶えず見直しを行うことが求められていることから、引き続き、ガイドラインの趣旨に基づいた見直しに取り組む必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

- ・中学校でテーマを設定し取り組んだ人権教育の効果検証を行い、他者を尊重し個を大事にする人権教育を推進するとともに、人権に配慮された学校運営・学級経営に取り組んでいく。
- ・専門的知見を活用した効果的な授業について検討を進めるとともに、(仮称)尼崎市セクシャリティ教育ガイドラインの策定につながる取組を推進していく。
- ・校則の見直しについては、人権教育の促進や学校の魅力向上につながった好事例を展開するとともに、引き続き児童生徒とのコミュニケーションを大切にしながら児童生徒の主体的な取組を促進していく。
- ・年々増加している外国籍の児童生徒への、日本語教育等の必要な支援について、関係部局間で連携し検討を進める。

令和6年度の取組

【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】

- ①「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習を進めるとともに、中学校においては、在籍3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「LGBT」の3つのテーマ全てを授業等で必ず学べるようにするとして最終年度で、実施状況の確認を行う。
- ②日本語指導が必要な児童生徒の就学状況について、引き続き学校や関係課と共有するとともに、支援員の確保等、支援の迅速化と充実を図る。また、来日7ヶ月以降の児童生徒については、引き続き県の子ども多文化共生サポーターと市の多文化共生支援員をあわせて派遣する。
- ③今後の「(仮称)尼崎市セクシャリティ教育ガイドライン」の策定を見据え、引き続き、市内で性教育に取り組む関係者と連携の輪を広げながら、青少年等を対象にした研修等を実施する。
- ④情報モラルの向上を図るため、引き続き市立小・中・高等学校に支援員を派遣し、出前授業を実施する。また、希望校を募りスマホサミットを実施することで、校種の枠を超え児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設ける。また、作成したルールについて意見を募り、改善できるように取り組む。
- ⑤校則が児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくためのものとなっているか検証・見直しを図ることが重要であるため、ガイドラインに基づき、以下3つの観点から校則の見直しに引き続き、取り組む。(1)児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する。(2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する。(3)校則(学校の決まり等)を公表する。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	04	市職員・教職員などへの人権教育の推進
主担当局	総務局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができた」と回答した市職員の割合	↑	—	%	100	—	—	—	90.2	92.1
B	「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	↑	—	%	100	—	—	—	89.3	90.4
C	「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	93.0	%	100	79.7	99.0	93.0	84.8	94.3
D										
E										

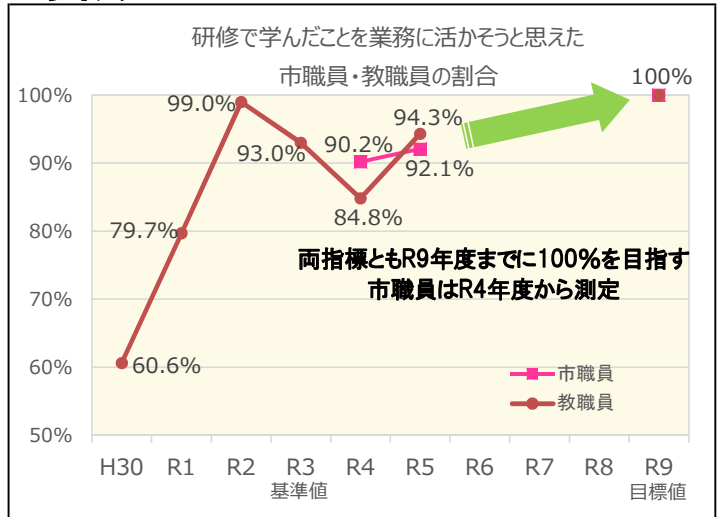
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【市職員への人権研修】 (目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。 (成果)①職場におけるSOGI(性的指向、性自認)ハラスメントに関する職員アンケートの結果を分析し、被害経験の状況(受けた:1.7%、見聞きした:7.1%)、職員向けSOGIに関する相談窓口の認知度の低さ(33.4%)、利用しない理由(相談員やプライバシー確保への不安)などを把握することができた。そのため、相談員と相談場所の紹介動画を作成し、相談窓口の周知及び利用への心理的ハードルの軽減に取り組んだ。また、性的マイノリティに限らず職員のプライバシーを守るため、名札のフルネーム表記を改めた。(目標指標B) ②多様な意見・要望に耳を傾け、相手の立場にたち適切な対応ができるよう、市民からの問い合わせ等が多い職場を対象にした接遇研修の実施や、1回10分程度の動画を毎週配信するアサーティブ・コミュニケーション(自分の主張を一方的に述べるのではなく、相手を尊重しながら適切な方法で自己表現すること)研修を実施するなど、市民対応及び職員間のコミュニケーションの質の向上に取り組んだ。また、市民対応における外国人や性的マイノリティへの配慮を「コンプライアンスの手引き(職員必携)」に盛り込み、人権視点にたった職員の意識と行動の向上に取り組んだ。(目標指標A・B) ③虐待や差別事案に対し、適切な判断と迅速な対応ができるよう、保育や福祉部局において対応フローを作成するなどの取組を行うとともに、保育施設職員を対象に「不適切な養育や虐待」をテーマとする研修や、福祉部局において福祉事業所でのインターン研修を実施した。全職員向けには、子どもの権利侵害の解消や未然防止、DV被害者支援、認知症サポーター養成等の講座を市政課題研修に位置付け、人権意識の醸成・向上に取り組んだ。 ④インターネット上の誹謗中傷などに対して削除を促す活動を行っている団体職員を講師に、深刻化するインターネット上の人権侵害に関する現状や課題を認識し、対応方法等について学ぶための人権問題研修推進員(所属長)研修を実施した。(目標指標A) ⑤市民向けの人権講演会や人権講座などを職員研修として積極的に位置付け、例年以上に職員の受講機会の拡大を図った。 ⑥インターネットモニタリングを活用した人権研修において、ファシリテーターを担う課長級職員を増やし、受講生とファシリテーター双方が日常業務の中で人権視点から課題に気づくことの大切さについて考える場とすることができた。(目標指標A) (課題)①性的マイノリティの理解促進を図るためには、当事者の気持ちや考え、困りごと等について知ることが重要である。 ②兵庫県が旧同和地区の問い合わせ等への対応マニュアルを作成したことを受け、本市においても適切な対応ができるよう周知していく必要がある。 ②～⑥多様化する人権問題について正しい知識を得て、行動につなげていくため、多様な学習機会を確保していく必要がある。										
【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】 (目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、対応・体罰のない教育環境づくりに取り組む。 (成果)⑦「情報モラル・セキュリティ研修講座」(1回)「特別活動研修講座」(1回)でいじめ予防をテーマに取り上げた。また「人権教育研修講座」(4回)「子ども理解のための研修講座」(2回)「高等学校いじめ防止研修」(4回)を実施し、子どもの発達特性等について学び、いじめに関する理解と感度の向上を図った。(目標指標C) ⑧体罰等防止研修として、全校園種教職員を対象に「体罰等防止ガイドライン」の継続的周知とともに、コーチング理論やアンガーマネジメント、ストレスケアなど実践的な内容を盛り込んだ研修を実施した。また、コンプライアンス研修を行い、教育公務員として遵守すべき法令理解、コンプライアンス意識の高揚を図った。 ⑨「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」をテーマにした人権教育研修講座(4回)を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修(1回)を実施し、子どもの権利を守る学校の在り方や子どもが持つ権利に関する教育等について学んだ。 ⑩尼崎市人権・同和教育研究協議会の4専門部(就学前教育部(保育所・幼稚園)、小学校教育部、中学校教育部、高等学校教育部)に所属する教職員が、人権・同和教育実践研究大会での事例発表や、人権・同和教育推進大会講演会を通じ、各学校園における人権教育の目標、成果・課題について一層の理解を深めた。 (課題)⑦全校園種にわたって、教員のいじめに関する感度を向上させる機会をより一層充実させ、現場のニーズや時流に応じたテーマ等を設定するなどの必要がある。 ⑧「体罰等防止ガイドライン」に対する継続的な周知の取組が必要である。また、体罰防止へ向けた特別研修の内容を引き継ぎ、更に教育現場に浸透させるとともに、実際のアプローチの方法等、より実践的な内容にしていく。 ⑨多様化する社会において、人権に係る教育課題については、様々な内容があるため、時宜に応じた内容の啓発ができるようにする。 ⑩人権問題は多様化し、新たな課題が生じていることから、それらに対応できるよう継続的に知識を深めるための取組が必要である。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

引き続き、研修実施を通じた職員の人権意識の向上を図り、適切な市民対応を行うことで、人権侵害の防止につなげていく。
 あわせて、職員自身の人権が守られる職場環境づくりに向け、ハラスメント対策に係る取組を着実に進めていく。

令和6年度の取組

【市職員への人権研修】

- ①新任係長を対象に、SOGIに関する相談窓口の相談員との対話研修を実施し、直接対話できる機会を設けることで、ALLY(多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩む人)を増やしていく。職員が差別をなくしていく責務を果たすには、翻って職員自身の人権が守られる職場環境づくりが必要であり、その取組の一環として、職員へのカスタマーハラスメントに対し、窓口職場等の職員で構成する検討会議での意見を踏まえつつ、対応マニュアルの作成や有効な防止・予防対策の導入等、実現可能なものから取組を進める。
- ②旧同和地区の問い合わせに関する手引きを作成し、適切な市民対応につなげていく。
- ③～⑥人権に関する職員アンケートを実施し、その結果を踏まえ階層別研修の内容等について検討を行う。また、時宜をとらえた多様な人権問題研修や短時間で継続的に学べるコミュニケーション動画研修を引き続き実施する。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】

- ⑦子ども理解のための研修や情報モラル・セキュリティの強化に係る研修をはじめとした様々な研修を通じて、教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、適切な判断と迅速な対応等の定着を図ることを目指す。
- ⑧「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深める研修や教員のアンガーマネジメントに係る研修等、より実践的な内容の研修を実施する。
- ⑨教職員を対象とした研修では、全校園種を対象とした人権教育担当者研修を実施し、全ての子どもが持つ人権について学び、子どもが他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。
- ⑩引き続き、教職員に対し多様化する人権問題への理解を深めるため、各専門部における実践研究の成果発表など、情報共有に向けた取組を支援する。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	01 確かな学力の保証と健やかな体づくり
主担当局	教育委員会		

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	↑	小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2	ポイント	全国平均以上	小(国)△4(算)△2 中(国)△3(数)△2	—	小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2	小(国)△2(算)△1 中(国)△3(数)△2	小(国)0(算)0 中(国)△4(数)△3
B あまっ子ステップ・アップ調査におけるD層の児童生徒の割合	↓	小 25.6 中 26.2	%	24.0	小 28.4 中 27.9	小 27.6 中 26.7	小 25.6 中 26.2	小 22.8 中 26.0	小 22.8 中 25.4
C 授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	↑	小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5	%	小 85.0 中 75.0	小(国)78.1(算)78.5 中(国)75.7(数)65.6	—	小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5	小(国)77.7(算)79.1 中(国)71.7(数)69.6	小(国)81.2(算)77.9 中(国)73.1(数)66.5
D 「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 46.1 中 36.4	%	全国平均以上 小 51.4 中 40.7	小 41.5 中 28.2	—	小 46.1 中 36.4	小 44.8 中 34.4	小 71.4 中 55.1
E 小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	↑	小 51.2 中 40.2	ポイント	県平均以上 小 52.0 中 42.9	小 51.5 中 40.2	—	小 51.2 中 40.2	小 51.3 中 39.7	小 52.2 中 39.4

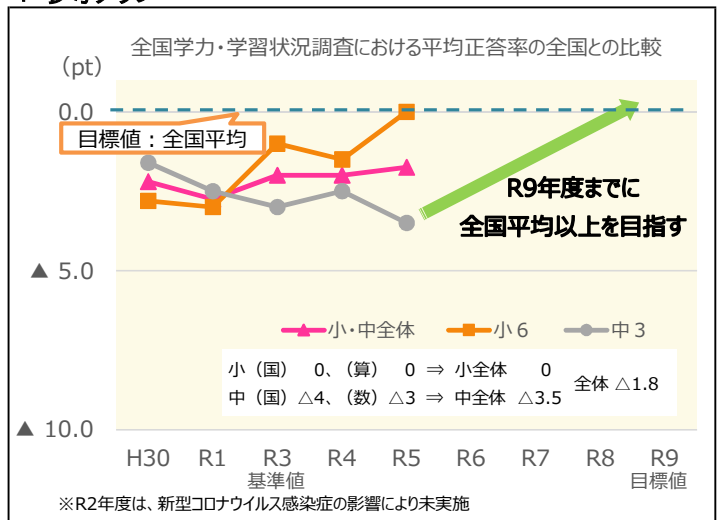
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【確かな学力の保証と他者や地域とのつながり】 (目的) 学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場のICT環境整備等を通じて、子どもたちが変化に柔軟に対応し、これからの社会を生き抜くことができる力を育成する。 (成果) ①個々のつまづきを早期に発見・解消する為、学習支援員の配置や多層指導モデルMIMの実施、デジタル学習支援ドリルの活用等により基礎学力の定着を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、指導主事によるチーム訪問や授業づくりハンドブックをもとに指導助言、フィードバック資料の作成を行った。令和5年度の「あまっ子ステップ・アップ調査」では、国語・算数ともにD層の割合が25%以下の学年が多い。(目標指標A・B・C) ②これまでの指導主事による学校訪問に加え、授業づくりハンドブック「よりよい授業をめざして」の活用に向けた研修会の実施や、積極的な校内研究授業への関わりとフィードバック資料を作成した。その結果、ハンドブックを意識した指導案作成など教職員の意識が高まり、各校における講師招へいに係る経費や研究大会への参加費、先進校視察に係る経費等を支援し、先進的な取組を研究し、授業力の向上に取り組んだ。 ③全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手(ALT)を、小学5・6年生の全クラスに外国語活動指導補助員(JTE)を派遣・配置や、教員研修も継続し、更なる授業改善に取り組んだ。また、令和5年度「あまっ子ステップ・アップ調査」では、「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が75.7%、「生徒の英語を用いた言語活動」の割合が中・高等学校で37.8%と、前年度より増した。 ④市立中学校の生徒会執行部を対象とした夏季研修会を実施し、生涯・学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通じて他校生徒と交流する中で、自分の学校や地域の特徴・課題について主体的・実践的に考えることができた。(目標指標D) (課題) ①令和5年度の「あまっ子ステップ・アップ調査」で、D層は全教科平均で22.8%と、令和4年度とほぼ同じであった。また、主体的・対話的で深い学びに関する項目について肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均を△4.1%下回った。調査結果のフィードバックを通じて個に応じた指導の一層の充実を図る等、D層の割合減少に向けた取組が必要である。 ②令和5年度の「あまっ子ステップ・アップ調査」における主体的・対話的で深い学びに関する項目において、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国と比較すると小学校△4.1%、中学校△13.5%と令和4年度より低くなった(令和4年度：小学校△1.7%、中学校△5.2%)。ICT環境を最大限活用する等「主体的・対話的で深い学びに向けた」授業力向上が一層必要になる。 ③令和2年度から現行の学習指導要領が実施され、小学5・6年生で英語が教科化されたことに伴い、小学校での英語授業を支援するため、ALTを1か月のうち3週間小学校、1週間中学校に派遣しているが、複数の中学校から「派遣回数を増やしてほしい」という要望があった。教科化から4年が経過する中、ALTの派遣方法について検討が必要である。 ④規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在しているため、集団活動や生徒会活動等を通して、社会力の育成を図る必要がある。	
【学びと育ち研究所】 (目的) 子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるよう、多様な実践、中長期的な政策効果の測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。 (成果) ⑤研究結果を踏まえ、低体重出生児の保護者向けの「あまっ子すくすく手帳」及び小学1年生の保護者向けのパンフレット「科学に基づく子育てのヒント」を改訂し配付した。また、コロナ禍での休校による学力への影響、少人数学級が学力や非認知能力に与える効果、小中学生を対象に行ったヤングケアラーに関するアンケートに基づく実態等の分析を行った。 (課題) ⑤研究内容と市の政策課題を接続し、研究結果を教育・行政現場で生かし、市民へ還元していく必要がある。	
【健やかな体づくり】 (目的) 児童生徒の体力向上を図るとともに学校給食などの活用による食育の推進に取り組む。 (成果) ⑥運動指導員を昨年度より多く派遣し、効果的な準備運動等の機会を児童に伝えることが出来た。また、なわとびカードや運動例を小学校に配布したことにより「運動の意欲が高まった」割合が68%という結果になった。小中連携の実技研修会を行ったことにより、教員の指導力向上、授業の活性化につながり、令和5年度は、小学校の新体力テスト合計点が兵庫県平均を上回った。(目標指標E) ⑦新規委託したあまよう特別支援学校において、調理業務の遂行状況の確認・指導を行い、安全かつ安定的に給食運営を実施した。令和5年度には、契約期間満了に伴う小学校22校の委託事業者をプロポーザルにて選定し、特定年度に集中する選定校数の平準化を図った。 ⑧学校給食センターにおいては、中学校給食事業者に対して調理、配送、維持管理などの業務について、要求水準書等に適合しているかを確認するモニタリング(月次・随時)を実施するなど、安定した事業運営に努めた。学校給食センターの栄養教諭が各中学校に赴き、給食時間における配膳指導や食育集会を実施した。また、中学校給食献立コンクールを開催した。 (課題) ⑥「あまっ子体力向上プラン」にある体力向上の取組を各校で実施したことで、持久力の向上に多少の改善はみられたが、兵庫県平均を下回っていることから、あまっ子なわとびチャレンジやリズムジャンプといった児童生徒の持久力を高める取組を継続して進める必要がある。 ⑦調理師の退職動向等を踏まえながら、民間委託化を進めていく。また、有資格者の調理師等の人材確保が厳しい状況であり、仕様等の見直しなど検討する必要がある。 ⑧教育委員会事務局、学校、家庭が連携し、残食の低減に向け、食育を通じて望ましい食習慣の確立を図る。また、食材費の高騰に対応するため令和6年度から小学校給食費を改定したが、中学校給食費についても検討する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	学校給食の食材費高騰への支援
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	オンライン英会話事業(英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業)
2	中学校給食献立コンクールの実施(学校給食食育推進事業)
3	小学校等学校給食調理業務の見直し
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	教員研修の拡充(英語教育推進事業)
2	中学校図書室への学校司書の配置
3	理数探求事業の見直し
4	外国語活動指導補助員の配置及び英語コミュニケーション力調査の見直し(英語教育推進事業)
5	小学校等学校給食調理業務の見直し

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【確かな学力の保証と他者や地域とのつながり】 ①これまでの取組を継続し、基礎学力の定着・授業の質的改善の両面から学校を支援していく。また、デジタルドリルの積極的な活用により、個別最適な学びを実現し、更に「主体的・対話的で深い学び」につながる授業力向上を推進するため、講師招へいに係る報償費と先進校等による研究大会への参加費を支給する。 ②校内研究授業や中学校全体教科研究会において、指導主事が指導案作成時から積極的に関わる体制を整備し、授業者が作成した指導案と、指導主事が作成したフィードバック資料を合わせた授業実践例を作成・保存するとともに、ハンドブックの内容の充実を図る。さらに令和5年度に実施した「校内研究・研修の計画的な実施」に向けた研修会の検証等、継続・発展した研修会を実施し、各校の校内研究の充実を図る。加えて、各校への支援では、講師招へいの報償費と研究大会への参加費に、より一層「主体的・対話的で深い学び」につながる授業力向上を進めていく。 ③引き続きALT・JTEを全校へ派遣し、教員研修も実施していく。特に、小学校においては、教科書改訂により、教員用デジタル教科書(外国語)を全小学校に配備し、その効果的な活用等についての研修を実施し、指導力の向上を図る。 ④自分たちの住む町に愛着を持ち、社会性を高めていくため、中学校においては、引き続き夏季研修会を実施し生徒会を中心とした生徒の自治活動を支援していく。
【学びと育ち研究所】 ⑤子ども・教育分野の課題解決に向け、データ検証等の協力を積極的に進めていくとともに、研究の成果を教育・行政現場で活かしていけるよう、研究報告会の内容を工夫する。
【健やかな体づくり】 ⑥運動指導員の派遣の充実を図り、児童生徒の持久力を高める取組を継続して推進する。また、休み時間や放課後に取り組める運動例を小学校に配布し、児童の運動への意欲の向上につなげる。小・中学校で体育科指導の連携・研修の充実を図り教員の指導力向上を目指す。 ⑦委託校の業者選定にむけて、調理業務の遂行状況の確認・指導や委託業務の整理等を行い、更なる仕様書の見直しを検討するなど、安定的な給食提供に努める。 ⑧事業者(SPC)に対して効率的かつ効果的にモニタリングを実施する。中学校給食献立コンクールを実施するとともに、機会を捉えて教職員の資質向上を図るための各種研修を実施し、衛生的で安全に留意した給食指導の充実や残食等への課題解決を図っていく。引き続き、中学校給食費の改定について検討する。

6 評価結果

評価と取組方針
・全国学力・学習状況調査の結果においては、小学校で目標としていた全国平均に到達した。一方で、中学校では更なる学力向上が必要であり、調査結果の分析をもとに具体的な対策を講じる。 ・学力向上の取組においては、引き続きデジタル学習支援ドリルの活用を推進していく。また、デジタル教材の強みを生かせるよう、学びと育ち研究所と連携し、活用事例と効果について分析を行うとともに、その効果的な活用方法を全校展開し、個別最適な学びの実現につなげる。 ・あまっ子ステップ・アップ調査については、これまでの導入成果を十分に精査し、次期事業者選定を行い、教員の授業力の更なる向上及び子どもたちの確かな学力の定着につなげる。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	02	個に寄り添った教育の推進
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	↑	75.4	%	87.7	—	—	75.4	76.0	74.0
B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 74.8 中 77.3	%	全国平均以上 小 79.3 中 78.4	小 79.2 中 72.1	—	小 74.8 中 77.3	小 76.6 中 77.6	小 82.1 中 78.8
C 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 96.3	小 95.9 中 93.9	—	小 95.9 中 95.7	小 95.6 中 96.2	小 96.2 中 94.9
D 不登校児童生徒における教育支援室等による支援割合	↑	21.4	%	26.0	18.5	20.2	21.4	17.4	19.7
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【個の尊厳や人権の尊重】

(目的)持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であることから、多様性を受容し他人の気持ちに分かる児童生徒の育成や道徳教育の充実を図る。
(成果)①全校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施した。そのような中、「生命を尊重する心」の育成をテーマとする講演会の実施では、生徒たちが主体的に「平和と人権」をとらえてくれる契機となった等、人権意識や道徳心の向上を図った。(目標指標B)
(課題)①テーマや講師に偏りが見られる学校がある為、幅広い視野等を持ち人権課題の啓発・人権教育の推進を図る必要がある。

【安全・安心な学校づくり】

(目的)不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消により、子どもたちにとって安全・安心な学校園づくりに取り組む。
(成果)②小学校38校、中学校11校、高校3校で出前授業を実施し、スマホルールを新たに小学校10校、中学校5校、高校2校が作成し、市立学校における作成率が70%に向上した。中には、児童会や生徒会でスマホルール案を作る好事例も見られた。(目標指標A・C)
③指導主事が年2回の学校訪問を行い、各校のいじめ対応時の取組状況の確認や指導助言をするとともに、全教職員を対象に研修を行った。教員のいじめに関する感覚が向上し、いじめの認知件数も198件増加し、早期発見、早期対応につながった。
④教育支援室「ほっとすてっぷ」等の周知を図る為に作成した『不登校の子ども理解・支援ハンドブック』を活用し、市政出前講座や不登校の子を持つ親の集い等の機会に、保護者に対して説明を行った。(目標指標D)
⑤スクールソーシャルワーカー(SSW)が緊急の事案に対して迅速な対応を行うため、SSWの組織体制の見直しや子どもへの切れ目のない支援を行うため、幼小中高の一貫した学校園支援体制の構築(拠点巡回型配置)に取り組んだ。
⑥「不登校対策支援プラン」を各校の実情に合わせて作成し、情報共有や助言を行った。また、不登校児童生徒への対策支援を、具体的・計画的・継続的に行っていたため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し、活用を促進した。
⑦先進校視察及び有識者への意見聴取を行い、尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針(素案)の作成を行った。
⑧いじめ問題対策連絡協議会において、いじめに関する法体系、いじめの定義や認知状況を確認し、学校でのいじめ対応の想定事例や、子どもの権利の観点から、果たすべき役割について、関係機関及び団体等で意見交換し、共通認識を図った。
(課題)②スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあることから、ルール作成率の更なる増加が必要である。
③いじめ対応については、情報共有を含め組織的な対応や統一アンケートの結果等の活用で学校間格差があり、十分な対応が一部できていない場合もあることから、今後も継続した研修等の取組が必要である。
④多様な支援を必要とする児童生徒の増加の為、教育支援室等の支援につなぐ前の丁寧なアセスメントや他機関との連携が必要である。
⑤SSWの増員配置が進んできているが、相談件数の増加(令和2年度 432件 令和3年度 657件 令和4年度 737件)及び相談内容の困難化は続いている。SSWの業務環境の改善(デジタルデバイス等の活用)や課題への予防的な取組を増やす必要がある。
⑥「しんどさ」を抱える児童生徒が安心して過ごせる環境や指導要録上出席扱いできるフリースクール等との連携方法の検討が必要である。
⑦学びの多様化学校設置基本方針に基づき、学校の核となる教育課程の編成、配置する人材の育成、学びを実現できる施設環境整備等、令和8年度の開校に向けて国等の関係機関等と調整を図りながら取り組んでいく必要がある。
⑧いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする『尼崎市いじめ防止基本方針』の基本理念を浸透させるため、関係機関及び団体等における、いじめ問題に関する情報共有及び意見交換を継続し、共通理解を深める必要がある。

【インクルーシブな教育の推進】

(目的)全ての支援に必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指す。
(成果)⑨「教員の特別支援教育の専門性の向上」と「校園内の支援体制の構築」を重点事項として研修を37件実施した。また、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)(あまっ子方針)」や医療的ケアの理解及びガイドラインの周知により、実践研修等特別支援教育の専門性の向上を図った。
(課題)⑨教育上特別な支援を必要とする児童等の増加及び医療的ケアを含めた支援内容の多様化を踏まえ、生活介助員等の人的支援を整備し、基本方針に基づく支援体制の充実を図り、教職員の専門性の向上及びバリアフリー法の趣旨を踏まえた環境整備が必要である。

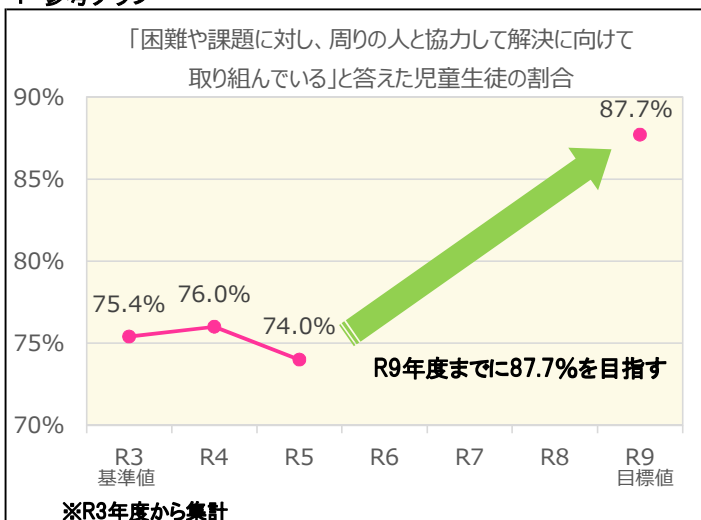
【医療的ケア児への支援】

(目的)「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布、施行を踏まえ、尼崎市立学校園に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が健康で安全な学校園生活を送ること及び保護者負担の軽減を図る。
(成果)⑩医療的ケアが必要な児童等への安定的な対応のため、病院との委託契約に加えて、新たに訪問看護ステーションと協定を締結し看護師を派遣する体制を整備することで、増加する医療的ケア児に対して、喀痰吸引等を行い、安全に学校生活を送る為の支援を行った。
(課題)⑩障害の重度化、医療的ケアの多様化等に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童等が安心・安全に学校生活を送るとともに保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上が必要である。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	学びの多様化学校の設置に向けた検討(学びの多様化学校設置準備事業)
2	校内サポートルーム・エリアの設置(不登校対策事業)
3	スクールロイヤーの設置
4	スクールソーシャルワーカーの体制強化(心の教育相談事業)
5	エレベーターの設置(中学校バリアフリー化推進事業)
令和5年度 主要事業名	
1	インクルーシブな教育の推進(生活介助員の増員)
2	インクルーシブな教育の推進(特別支援教育支援員の増員)
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	インクルーシブ教育システムの推進及び医療的ケア児への支援の充実(インクルーシブ教育システム検討事業、看護師派遣業務委託事業)
2	教育支援室におけるオンライン機能の充実(教育支援室運営事業)
3	情報モラル向上支援事業
4	教育支援体制の充実

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【個の尊厳や人権の尊重】 ①「生命を尊重する心・規範意識・人権教育の推進」の学習を引き続き進め、中学校では、在籍3年間で「予期せぬ妊娠・デートDV・LGBT」の3テーマ全てを授業等で必ず学べるよう最終年度で実施状況の確認を行う。
【安全・安心な学校づくり】 ②希望校を募りスマホサミットを実施し、スマホルール等について考える機会を設けることで、校種の枠を超えて児童生徒の主体性を育む。 ③スクールロイヤーを設置し、第三者的立場又は、学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益の為、法的根拠をもって、学校への指導助言や直接保護者等とやり取りをし、速やかな問題解決につなげていく。 ④支援の引継ぎを円滑に行う為、小中が連携できる機会を設けるほか、支援が必要な子どもへの理解を深めるべく、不登校担当教員を対象とした研修を実施する。 ⑤学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックの作成を行い、学校とSSWとの連携研修を実施する。また、関係機関とのより一層の連携した支援を行う。 ⑥校内における不登校児童生徒支援の更なる充実を目指し、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所として「校内サポートルーム・エリア」を整備するモデル校を選定し、その効果的な取組を情報発信するとともに、不登校支援員の必要性と支援方法について検討する。 ⑦学びの多様化学校設置基本方針に基づき、学校施設の整備について早急に取り組んでいく。有識者会議等をはじめ、多様化学校マイスターや先進校の関係者等から意見聴取を行い、教育課程の編成を行う。また、学びの多様化学校に配置する教員に必要な研修を実施し、本市の教員の不登校支援等についての専門性を高める。さらに、開校に向けて、教室備品の選定や教職員の配置、各種申請や手続等、具体的な準備を進める。 ⑧子どもを取り巻く環境を良くするための共通理解を深めるため、関係機関及び団体等との情報共有及び意見交換を継続し、連携を推進していく。
【インクルーシブな教育の推進】 ⑨あまっ子方針に基づいて、指導主事等が学校訪問し、校園内における特別支援教育の支援体制整備の充実に向けた指導・助言を行い、職階や年数に応じた研修を実施する。また、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の充実に向けて、特別支援教育支援員、生活介助員の増員、特別支援ボランティア等の配置、校外行事における看護師の派遣等の検討を行う。さらに、バリアフリー法を踏まえ、学校施設に計画的なエレベーターの整備を進めるとともに、いしあ協力して、幼保小の連携や教育上特別な支援を必要とする児童の切れ目ない支援につなげる。
【医療的ケア児への支援】 ⑩あまよう特別支援学校の児童生徒のスクールバス、介護タクシーの送迎中及び在校時において、医療的ケア児の安全を確保する為に、民間機関(病院)に委託して、看護師を派遣し、保護者付き添いの負担軽減に向けて検討する。また、市立学校園に在籍する医療的ケア児の医療的ケアを安全に実施する為に、看護師を配置または派遣するとともに、医療的ケアの実施体制の整備と充実を図る。

6 評価結果

評価と取組方針
・学びの多様化学校については、誰一人取り残されない学びの保障に向け、基準や規模に見合った人員体制について十分に精査するとともに、県とも密に連携を図りながら、教員や必要となる専門職の確保を行う。
・校内サポートルーム・エリアについては、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりを目指し、実施モデル校での効果検証を踏まえた上で、全ての学校で学びに対する多様なニーズに対応できるよう取組を進めていく。
・インクルーシブな教育の実現に向けては、就学前の早い段階から本人や保護者と学校とのコミュニケーションを丁寧に行うことで、個々の状況に最適な学びを目指していく。また、インクルーシブな教育の実現に向けた教員の専門性の向上に取り組む。同時に、エレベーターの設置等、施設環境の整備も計画的に進めていく。
・いじめの未然防止や体罰の無い学校づくりに向け、引き続き早期発見、早期対応の取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

【インクルーシブな教育の推進】
⑨就学相談や特別支援教育の支援体制の拡充について検討する。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	03	他者とつながる学校園づくり
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	24.7	%	50.0	25.5	20.4	24.7	26.9	34.3
B	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	↑	3.2	点	4.0	3.2	2.9	3.2	3.3	3.4
C	市内警察署による青少年の補導件数	↓	2,025	件	1,600	1,769	1,967	2,025	1,892	2,063
D										
E										

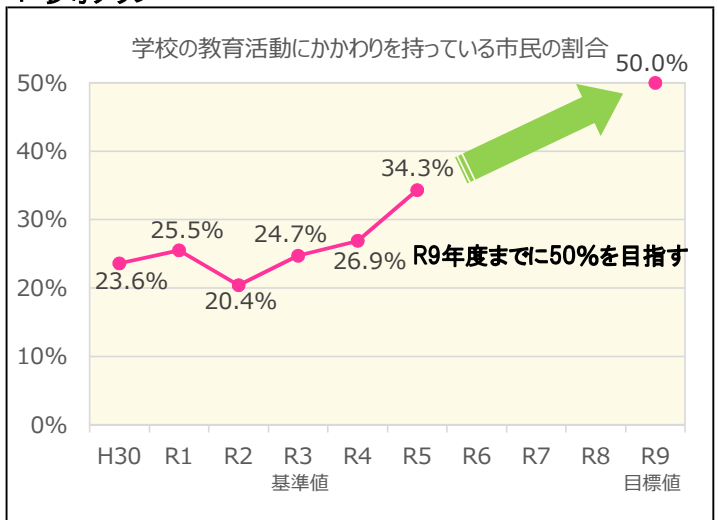
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【就学前教育】 (目的) 幼児期に求められる5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に係る教育の充実を図り、後伸びする力や生きる力を育成する。 (成果) ①令和5年11月に「尼崎市就学前教育ビジョン(素案)」を公表し、令和5年11月2日から12月4日までの間に実施した市民意見公募手続の意見等を踏まえ、令和6年2月に、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制の方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定した。 ②幼保小接続カリキュラム実践校園所を2カ所から4カ所に増やし、スタートカリキュラムを実施した立花・塚口・水堂小学校では、スタートカリキュラム期間中に児童が学校に登校できなかった事例はなかった。また、交流連携(幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用)については、全校園所に連携先を指定した上で交流連携を依頼する等、全校園所での実施に向けた取組を進めた。さらに、特別な支援が必要な子どもの引継ぎについては、就学前教育施設から小学校へ同時期に同じ資料を使用し引継ぎを行うよう依頼を行うことで、小学校への円滑な受け入れにつなげた。公開教育については、特別な支援が必要な子どもが多い市立幼稚園で実施(2園)するとともに、アプローチ時期に、各市立幼稚園や私立でも実施(10園)することで、参加者が実際の子どもの姿や援助方法について理解を深めた。 ③全市立幼稚園で長期休業日を含めた通年による一時預かりを実施することにより、働きながら子育てする家庭等を支援した。なお、延べ利用者数は、令和3年度は10,154人、令和4年度は13,330人、令和5年度は13,653人であった。(令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大期間において、保育の必要性がある園児に限定し実施。) (課題) ①「尼崎市就学前教育ビジョン」に掲げる取組を推進するにあたり、本ビジョンの内容について、庁内関係部局をはじめ、関係団体や市民等の理解が必要である。 ②幼保小接続の取組が未実施の校園所が存在している為、接続期の重要性について理解を深め、更なる実践につなげる必要がある。 ③令和8年度の事業拡充後(市立保育所の開所時間に合わせる)に、特別な支援が必要な子どもを含め一時預かり事業を利用する利用者が増加することが見込まれるため、職員の確保や適正な支援体制の構築が必要になる。 【地域とつながる市立高校改革の推進】 (目的) 地域社会を担う人材創出のため、地域とつながる市立高校改革を推進する。 (成果) ④市立尼崎高等学校(市尼)においては、普通科の国際総合類型で入学した1年生に対して民間事業者による英語の教育プログラムを実施する等、市尼の特色化・魅力化を図った。また、大阪体育大学等の講師による特別講座や測定機器等の活用を通し、スポーツを科学的視点で学び、その学びを卒業論文に活かした。市尼フェスタの実施のほか、大阪府立桜宮高校との合同卒業論文発表会や部活動定期戦等、地域に開かれた学校づくりを進めた。 ⑤尼崎双星高等学校(双星)においては、商業科や普通科において民間企業や地域の大学等の協力のもと特色あるプログラミング教育を実施した。また、電気情報科や課外活動において模擬人工衛星の製作・研究を通じた教科横断的なSTEAM教育を推進した。 (課題) ④⑤スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づきながら、学校が主体となる専門学科や普通科の特色化・魅力化を推進し、地域に開かれ地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるような取組の推進を図る必要がある。 【地域とともにある学校づくり】 (目的) 「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域住民等が力を合わせて子どもの学びや育ちを支える。 (成果) ⑥学校運営協議会を小学校12校、中学校3校に新たに設置し、コミュニティ・スクールを20校から計画より1校多い35校に拡大した。上り校ではノウハウを生かし、運営協議会委員の選定方法を始めたとする助言を行った。また、制度の定着を図るため、校長・コーディネーター向けの合同研修を実施する他、学校運営協議会へのオブザーバーとしての出席や助言等の支援を行いコミュニティ・スクールの効果と課題を検証するため、校長と運営協議会会長を対象にアンケートを実施した。(目標指標A・B) ⑦尼崎市社会福祉協議会に対する少年補導委員の令和6年度委嘱の推薦依頼に際し、推薦書の簡略化や少年補導委員の更新意向調査を行う等、推薦者の負担軽減に向けた取組を行った。また、少年補導委員が減少傾向にあるため、各種事業見直しを行う中、阪神間の広域会議体について関係市町の少年補導委員協議会等との協議により、令和5年度末で解散に至った。青少年問題に関する地域住民向けの啓発においては、こども家庭庁の「秋のこどもまんなか月間」に合わせたパネル展を中央北及び武庫西生涯学習プラザで実施するほか、青少年健全育成標語の募集を行い9,072作品の応募を得られた。(目標指標C) ⑧地域への関心を高め、主体的に地域と関わる態度の育成につなげることを目的とした事業の成案化をした。 (課題) ⑥令和7年度までのコミュニティ・スクールの全市展開に向けた取組を計画的に進めるとともに、既導入校には効果的な運営に係る支援を継続的に行う必要がある。また、アンケート結果をもとにコミュニティ・スクールの効果と課題について検証するほか、学校訪問等を通して情報を収集し、運営のノウハウ等について学校現場等と情報共有を進めていく必要がある。 ⑦令和6年度の少年補導委員委嘱者数は、前期委嘱者数に比べて約30人減少するなど減少傾向にあるが、青少年の健全育成のためには、地域の見守りの目が欠かせないことから、なり手不足を解消する必要がある。また、市民が青少年の健全育成に対する関心を高め、主体的に考えていけるよう、継続した啓発活動が必要である。 ⑧小学校において、尼崎の歴史を学べる尼崎城や歴史博物館等があるが、校外学習費について保護者負担の観点から捻出が難しい状況である。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	尼崎歴史探検(AMATAN)事業
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	国際総合類型の充実(尼崎高等学校特色づくり推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	コミュニティ・スクールの拡大 (コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進事業、学社連携推進事業)
2	模擬人工衛星製作・研究事業(尼崎双星高等学校特色づくり推進事業)
3	(仮称)就学前教育ビジョン策定事業
4	

4 参考グラフ



令和6年度の取組

【就学前教育】

①③「尼崎市就学前教育ビジョン」の内容について、より多くの人に理解してもらうことを目的に、各地区・各市立幼稚園等での説明会や広範囲における周知を丁寧に行う。また、引き続き廃園幼稚園付近に居住する方が、公私の幼稚園等に入園しやすい環境を整備するための手法の検討を行う。

②幼保小接続カリキュラムの手法や必要性の理解を促すことで、幼保小接続カリキュラム実践校園所を増やすとともに、引き続き全校園所での交流連携を目指す。また、アプローチ時期の公開教育については、市立幼稚園のみならず、今後も引き続き私立幼稚園や市立保育所等でも実施できるよう取組を進める。

【地域とつながる市立高校改革の推進】

④市尼では普通科改革の一環として国際総合類型で入学した1年生のほか、進級した2年生に対しても民間事業者による英語の教育プログラムを実施し、理系の2年生には同志社大学との連携による課題解決型学習を進めていく。

⑤双星では今後も民間企業や地域の大学等の協力のもと、特色あるプログラミング教育を実施するとともに、模擬人工衛星の製作・研究を通じた教科横断的なSTEAM教育を推進し、その成果やノウハウを活かして小学校等との異校種間連携や地域に開かれた学校づくりを進める。

【地域とともにある学校づくり】

⑥新たに小学校10校にコミュニティ・スクールを導入し、全小学校(41校)での導入を完了させるとともに、他の校種においても、令和7年度までの全市展開に向け、順次、コミュニティ・スクールの導入を進める。また、令和5年度末に実施したアンケート結果を分析し、学校現場等へのフィードバックを行い、好事例に係る情報共有や研修等を通じ、制度の定着と効果的な活用に資するよう学校現場等に対する支援を継続して実施する。

⑦本市の少年補導委員により組織された尼崎市少年補導委員連絡協議会の意見を参考としながら、活動内容の見直しなど、少年補導委員のなり手不足の解消に向けた取組を行うとともに、推薦に関する負担軽減に引き続き取り組む。また、青少年問題に関する啓発活動においては、市民により感心を寄せてもらえるよう、継続してパネル展や標語の募集について取り組む。

⑧小学校の「尼崎歴史探検事業」において尼崎城や歴史博物館への交通手段として貸切バスを確保し、借り上げ料等を公費負担し、尼崎城と歴史博物館を見学させることで、尼崎市の歴史を学び、自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛着を育む。

6 評価結果

評価と取組方針

・官民幼保一体で取り組む就学前教育ビジョンの推進にむけて、引き続き、その内容を市民や関係団体へ丁寧に周知していく。

・コミュニティ・スクールについては、学校、家庭、地域が枠組みを超えて連携し、児童生徒により良い学びを提供できるよう、地域振興センターの協力も得ながら、連携して多様な主体の参画を促進する。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	04	良好な教育環境の確保
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	学校園における洋便器率	↑	64.4	%	80.0	52.2	59.5	64.4	67.4	70.0
B	教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率	↑	小 58.6 中 48.4 特 74.5	%	100	—	小 60.2 中 54.6 特 66.0	小 58.6 中 48.4 特 74.5	小 53.1 中 35.7 特 68.2	小 57.9 中 40.4 特 71.0
C										
D										
E										

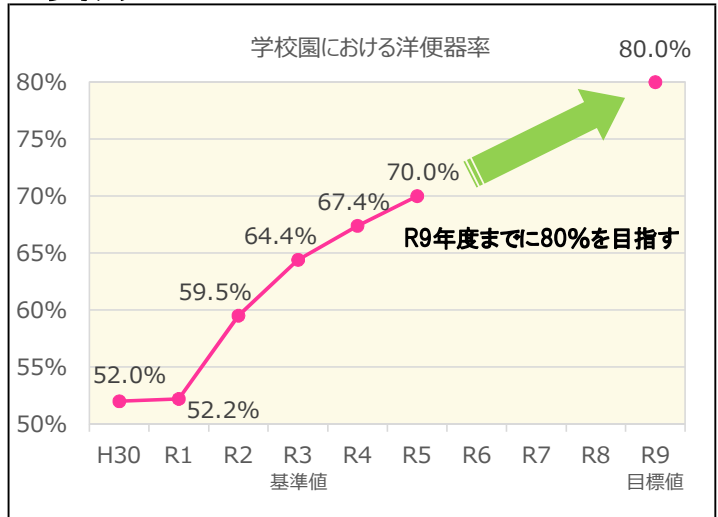
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【学校施設マネジメント】 (目的)本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。 (成果)①学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、下坂部小建替に係る、官民連携手法の導入可能性調査及び耐力度調査、設備長寿命化改修設計(大島小他2校)、照明LED化改修設計等を実施し、次年度以降に実施予定の業務へと順調につなげた。 ②洋便器化については洋便器率が低い学校園から順次改修を進めている。令和5年度は成徳小・日新中・尼崎高を整備した。(目標指標A) ③学校プール施設の更新等の必要性を検討するにあたって、学校プールの民間委託について加古川市への視察を行い、自校方式でのメリット(個に応じた指導ができる等)デメリット(熱中症や維持管理等)、民間施設でのメリット(専門的な泳力指導等)デメリット(移動の安全面・時間や施設閉鎖のリスク等)の課題整理に取り組んだ。 (課題)①ICTや少人数学級、多様な児童・生徒への対応など社会情勢の変化に応じた新しい学校施設や今後更に児童生徒が減少した際の余裕教室の活用方法などを検討し、具体的な計画に反映していく必要がある。 ②洋便器化については、依然として早期整備の要望が多いことから、国庫補助金を有効に活用するとともに、事業の確実な実施にあたり必要な工期を確保するため、前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める必要がある。 ③学校プールの民間委託は、現在の民間施設数での全校実施は困難であり児童生徒の評価基準や指導内容の作成に伴い民間事業者との打ち合わせ時間や指導者数の確保が必要である。また民間施設が閉鎖した場合の対応や特別支援学級の児童への対応などの課題がある。	
【教職員の負担軽減に向けた取組】 (目的)教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。 (成果)④令和4年度からスクール・サポート・スタッフを小・中・特別支援学校へ配置したことで、児童・生徒と向き合う時間が増えたなど、一定の効果が得られた。また、出退勤システムを市内小中高等学校に導入し、在校時間の客観的な計測ができるようになった。(目標指標B) ⑤AGS(尼崎市版GIGAスクール)リーディングプロジェクト校において先行導入したデジタル採点システムでは、解答の「記号」と「数字」を自動で採点でき、採点にかかる時間はシステム導入前の半分程度に軽減され、個々のつまずきの把握や指導の工夫を図ることができた。 (課題)④自動音声応答サービスシステムの導入やスクール・サポート・スタッフの配置など、教職員業務の削減に取り組んできた。今後の新たな取組については、教育委員会全体の課題として対応していかなければならない段階にきている。 ⑤採点業務の効率化を図るとともに、採点結果の分析機能等を活用し生徒一人ひとりの学習上のつまずきを把握し指導につなげられるよう、システムの円滑な導入を行う。	
【校務員業務の執行体制の見直し】 (目的)児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、教職員が安心して児童生徒の指導等にあたることができるよう学校の環境整備を行う。 (成果)⑥令和3年度までに計13校(小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校)の委託を行った。令和4年度からはプロポーザル方式による業務委託を実施し、専用機材を活用した作業や児童生徒との関わり方等について、学校からは一定の評価を得ている。 (課題)⑥校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく必要がある。	
【教育環境の整備】 (目的)教育ICT環境の一層の充実と適正化を図るため、児童生徒及び教職員のICTを活用した学習基盤を整備する。また、経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育を円滑に実施する。また、学校体育館での体育活動や部活動時等の熱中症予防に加え、避難所環境改善のため、体育館空調の整備を図る。 (成果)⑦児童生徒及び教職員のICTを活用する基盤を適切に維持管理するとともに、小・中・高・特別支援学校に16名のICT支援員を配置し、各校に1週間に1回程度1名を派遣し、ICTを用いた校務や授業などの支援を行った。支援した内容は、月1回の報告会で情報共有を行い、好事例等をウェブサイトをjして各教職員に情報提供し、各学校での校務や授業の改善に役立ててもらっている。また、令和5年度には、小学校とあまよう特別支援学校(小学部)の全ての普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入した。 ⑧要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費では、日々の学用品費に加えて、新入学学用品費、修学旅行費等の一時的な経費についても支給対象とし、保護者の経済的負担軽減となっている。 (課題)⑦学習者用デジタル教科書等のICT機器を活用した新しい授業スタイルに対応した基盤の検証や、国の取組・社会情勢の変化に応じたICT環境整備の検証を進め、令和2年度に整備したICT基盤や児童生徒用端末・授業支援ソフトの更新手法の検討も必要である。 ⑧新入学学用品費の支給単価については、令和2年度新入生分から増額を行って以来、見直しを行っていないため、検討が必要である。更なる支給単価の増額を行うことについては、新たな財源の確保が必要となるが、近年の物価高の傾向から、学用品等の種類によっては、保護者にとって負担が大きくなっていることも考えられるため、その負担軽減に向けた取組を検討する必要がある。 ⑨体育館空調については熱中症対策や避難所利用のため設置が必要となっているが、整備費用や設置方法等について検討が必要である。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	デジタル採点システムの導入(デジタル採点システム活用事業、教育ICT環境整備事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	小学校等への電子黒板の導入(教育ICT環境整備事業)
2	中学校地域部活動のモデル実施(部活動指導員配置事業)
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	通信環境整備のための一時金の支給(要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費)
2	中学校部活動指導補助員派遣事業(課外クラブ関係事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・学校施設については、子どもたちの新しい学びや多様な教育ニーズに対応可能な施設であることに加えて、地域コミュニティや生涯学習、防災の拠点施設となることを前提として、必要な機能と管理・運用方法を検討し、計画的に整備していく。

・学校プール授業については、民間の施設や指導員を活用した他市事例の研究をもとに、モデル校での実施につなげ、本市の実情に合った効果的・効率的な授業の在り方の検討を進める。

令和6年度の取組

【学校施設マネジメント】

- ①引き続き下坂部小建替事業に係る発注者支援業務を実施するとともに、耐力度調査(竹谷小他3校)及び、設備長寿命化改修(南武庫之荘中)、照明LED化改修(明城小他22校)、設備長寿命化改修設計(園田北小)を実施する。
- ②トイレの洋便器化については、昨年度より整備校数を増やし加速化(3校→6校)して実施するほか前年度設計についても検討する。
- ③先進校(令和5年度は加古川市)の取組を把握のうえ、尼崎市の実情を踏まえ、令和7年度に向けてモデル校での実施に向けた準備・検討を行う。

【教職員の負担軽減に向けた取組】

- ④令和4年4月から導入している出退勤システムにより、教職員の在校時間を集計している。その結果を踏まえながら、次なる取組につなげていく。
- ⑤全ての市立中学校・高等学校にデジタル採点システムを導入し、定期試験等の採点業務の効率化及び負担軽減を図るとともに、生徒個々の習熟度に合った課題の出題など、生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組む。

【校務員業務の執行体制の見直し】

- ⑥現学校用務員業務委託契約が令和6年度末で満了となるため、令和7年度以降における業務執行体制について関係部局と協議を進める。

【教育環境の整備】

- ⑦引き続きICT支援員等を活用し、学校におけるICT機器を活用した授業支援の検討を行っていく。また、令和6年度には、デジタル採点システムの導入に向けた回線の増強等も行う。
- ⑧各学校が保護者から徴収している副教材費の状況について、引き続き把握し、学校間で共有して負担軽減に向けた検討を行う。また、当該年度分が最終であるオンライン学習環境の整備への支援を引き続き行う。
- ⑨導入実績がある他市への視察・空調運用状況調査を実施し、設置方法を検討する。

主要事業の提案につながる項目

【校務員業務の執行体制の見直し】

- ⑥校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる環境づくり
主担当局		こども青少年局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
方向	R1				R2	R3	R4	R5		
A	「子育てしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	56.9	50.4	51.2
B	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	91.3	%	100.0	91.7	85.9	91.3	93.2	98.9
C	乳幼児健康診査受診率	↑	96.7	%	97.0	96.5	96.1	96.7	97.2	96.8
D	子どもの居場所の登録数	↑	—	箇所	74.0	—	—	—	—	16
E	実施回数が増加した子どもの居場所数	↑	—	箇所	43.0	—	—	—	—	24

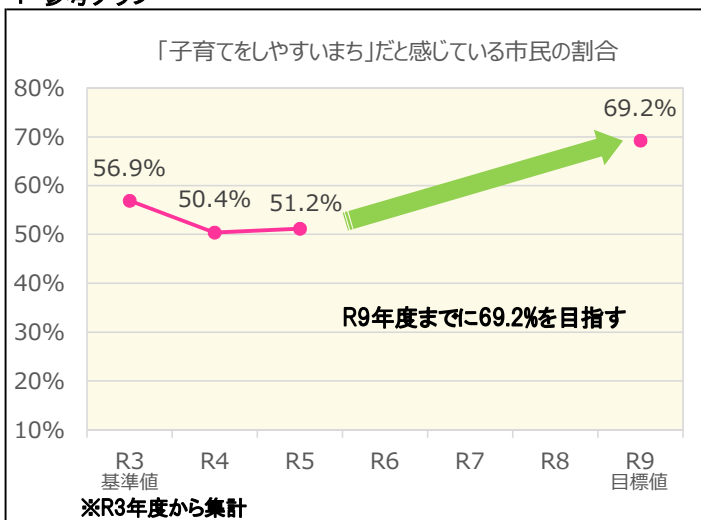
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】 (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (成果)① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、困りごとを抱える妊産婦家庭を把握する機会は妊娠届出時の全数面接と生後2か月頃的全戸訪問であったが、令和5年度から妊娠8か月頃アンケートと産婦健診を導入し、367件の個別支援につないだ。また「出産・子育て応援給付金事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請書を渡すことにより、訪問率が93.2%から98.9%に上昇した。(目標指標B) ②母子保健と児童福祉双方の支援が必要な妊産婦家庭の把握のため、令和5年度に国がリスクアセスメントの基準を示したことから、従来の市の基準と融合したリスクアセスメントシートを新たに作成した。更に、妊娠届出時の面接等で妊婦と共に今後の見通しを計画する妊娠期から子育て期のサポートガイドを作成し、妊産婦家庭の不安軽減のため令和6年度から利用開始することとした。 ③「妊産婦健診事業」においては、令和5年度からの産婦健診の導入により医療機関との連携が図れたことから、心の不調を抱える産婦を新たに把握し、個別訪問等につなぐことができた。更に、令和4年度の調査で妊娠届出が遅れた妊婦100人のうち、経済的理由で初回産科受診ができなかった人が4人であったため、R6年7月から低所得妊婦に対する経済的支援として、「初回産科受診料支援事業」の立案につなげた。 ④令和5年7月より「産前産後ヘルパー派遣事業」を開始した結果、実利用者数は79人となり、利用者ニーズが特に家事援助(食事の準備や掃除)に高い傾向があることが分かった。 ⑤先天性難聴の早期発見につながる「新生児聴覚検査」について、令和2年度に実施した未受検理由の調査にて「自己負担があるから」が34.8%と最も高かったため、生活保護・非課税世帯に対して令和6年7月から検査費用の助成を開始することとした。 ⑥妊婦の歯周病を早期に予防する歯科検診について、利便性に配慮し令和5年度から保健所での集団検診から医療機関での個別検診に移行し、受診率が向上した(令和4年度8.3%→令和5年12月現在24.4%)。 ⑦乳幼児健診は、コロナ禍以前の集団生活が再開した影響により様々な感染症拡大がみられたが、適切な時期に受診できるよう勧奨を行い受診率は令和5年度96.8%とほぼ同水準で維持できている。未受診者対応では、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」との連携で得た所属する保育園等の情報を活用しつつ受診勧奨を行い、休日健診には3回で90人受診するなど受診率向上を図った。(目標指標C) ⑧子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行っている。また、県内他都市の状況を踏まえ、本市の財政状況との整合性を図りつつ、令和5年7月より通院に係る医療費について、1歳から就学前までの市民税所得割額23万5千円(県の所得基準額)以上の一部自己負担額があった対象者に対して全額助成とする自己負担額の軽減を行った。 (課題)③妊婦健診の超音波検査の助成回数については、これまで尼崎市医師会と協議する中で健診回数14回のうち6回としてきたが、実態としては14回全てで実施されており、妊婦に自己負担が生じており、検討が必要である。 ⑧制度拡充後も近隣市の状況を把握するとともに、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。 【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】 (目的)子育て家庭の心身の負担軽減を図るとともに、仕事と子育て等の調和を図るため、地域における相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズを支援する環境を整備する。 (課題)⑨協力会員の高齢化により、依頼会員のニーズに応えられない事例が見られることから解消に向けた取組が必要である。 【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】 (目的)地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援等により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。 (成果)⑩令和5年度から「子どもの居場所推進事業」を開始し、子ども食堂及び子どもの居場所への補助を開始するとともに、子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所「キッズ&ユーススポット」の登録及び周知を開始した。(目標指標D・E) ⑪子ども食堂等の運営相談への対応、地域資源や食材寄付者へのつなぎのほか、市民団体と連携したイベント等を実施した。(目標指標A) ⑫不登校児童生徒が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化、ひきこもり化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者の負担軽減を図るための「フリースクール等利用支援補助金」創設に向けて取り組んだ。 (課題)⑩年度途中からの事業開始となったことから補助事業、周知事業ともに現状、申請数が少なく、認知度向上に努める必要がある。 ⑫申請が多数見込まれるため、必要事項は網羅した上で、申請者と職員の過度な負担とならない制度設計をする必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	産後ケア事業(「訪問型」対象者緩和、「通所型」宿泊型導入)
2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
3	新生児聴覚検査事業
4	こども家庭センター機能の設置・運営
5	フリースクール等利用支援補助金
令和5年度 主要事業名	
1	妊産婦健康診査事業(産婦健診費用助成の創設)
2	産前産後ヘルパー派遣事業
3	妊婦歯科健診の個別受診化
4	子どもの居場所推進事業
5	不妊・不育症支援事業(不育症治療・不妊治療ペア検査助成に係る所得制限の撤廃)
令和4年度 主要事業名	
1	子どもの医療費助成の拡充(乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、福祉医療費支給関係事業)
2	多胎妊婦への健診の充実(妊婦健診事業)
3	児童手当現況届に係る提出対象者の見直し
4	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援については、引き続きあらゆる機会を捉えて支援が必要な妊産婦・子育て家庭の把握に努めるとともに、令和6年度からのこども家庭センター機能を活かし、関係機関とも連携し、地域資源への接続等、更なる支援の充実を図る。

・出産・子育てに係る不安や負担感の軽減に向け、国で検討が進んでいる出産費用の保険適用の導入などの動向も注視しつつ、「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を踏まえた支援策の充実を検討する。

令和6年度の取組

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

- ①引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、妊娠届出時の面接、妊娠8か月アンケート、妊産婦健診、こんにちは赤ちゃん事業を活用し、要支援家庭を把握し継続支援を実施する。
- ②令和6年度からのこども家庭センターにおいて、要支援者を取りこぼさないよう、リスクアセスメントシート等を活用する等して関係機関と連携し支援を行う。
- ③「初回産科受診料支援事業」を導入し、低所得妊婦に対し適切な受診につなげるとともに、寄り添い型支援の強化を図る。
- ④妊婦健診について、本市医師会と協議する中で妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討していく。
- ⑤新たに導入する「産後ケア事業(通所型・宿泊型)」について、対象家庭に周知を図ると共に産後ケア施設と連携を図り、育児負担や不安の軽減に向けて継続支援を行う。
- ⑥「新生児聴覚検査」について、妊娠届出時等に生活保護・非課税世帯に対し費用助成の周知を行い、受検率の向上、先天性難聴の早期発見・療育につなげる。
- ⑦乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、子の保育園等の所属や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応を進める。
- ⑧医療費助成の事業費や受診件数及び1件あたり医療費単価の推移など、これまでの拡充の効果を検証するとともに、近隣市の状況も踏まえ、必要な財源確保策と更なる拡充策の検討を行う。

【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】

- ⑨尼崎市ファミリーサポートセンターと連携し、新たな協力会員を確保することで引き続き安全・安心な子育て環境を整えていく。

【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

- ⑩補助事業は、4月当初から申請を受け付ける。周知事業は、引き続き市HPで広報するとともに、各子ども食堂等へ出向き登録施設数の増を図る。
- ⑪他都市の実施状況やフリースクール等利用者の状況を踏まえ、申請手続きの簡素化を図る。また、事業開始に当たっては、補助対象者が利用するフリースクール等を通じて、制度や手続きの周知を図る。

主要事業の提案につながる項目

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

- ③妊婦健診の公費助成について、子育て世帯の経済的負担軽減のため、本市医師会と協議する中で妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討する。
- ⑧子どもの医療費について、これまでの拡充の効果検証や近隣市の状況を踏まえ、持続可能な拡充策の検討を行う。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	02	子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	56.9	50.4	51.2
B	保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	607	人	0	895	865	607	597	530
C	保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	76	人	0	236	118	76	48	11
D	保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	99.1	%	98.5	97.3	98.8	99.1	99.1	99.3
E	児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点)	↓	481	人	0	380	414	481	416	205

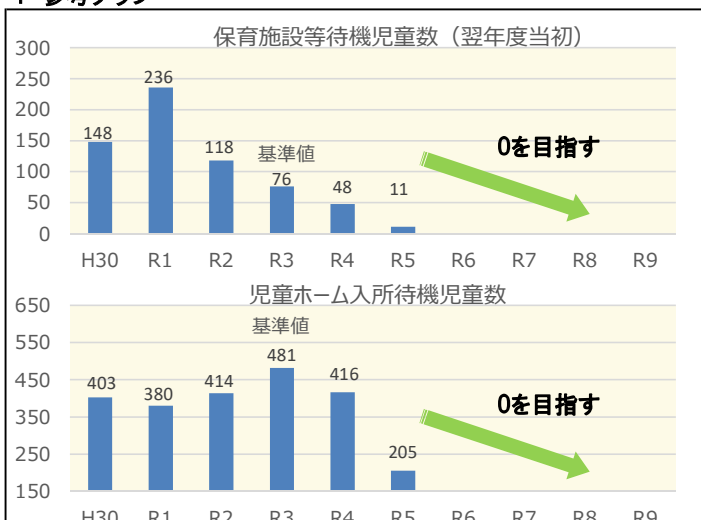
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】 (目的) 保育施設では、児童の受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等において子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。 (成果) ①認可保育所を3箇所新設するなど、前年度4月と比べ認可保育施設では228人の定員を増やした。(目標指標A・B・C) ②事業計画は、令和6年度末で計画年限を迎えるため、審議会に諮問し次期計画の策定作業に着手した。(目標指標A・B・C) ③老朽化により建替えが必要な公立3所について、建替候補地及び手法について一定の目途を立てた。 ④第4次民間移管計画に基づき、七松の移管を行い、0歳児保育や一時預かり等を実施し、また、移管に向けて南武庫之荘保育所の引継ぎ等の事務を行った。なお、現行計画の完了に伴い次期計画に係る検討が必要であるため、「公立保育所のあり方検討会」を設置した。 ⑤不適切保育の事案が全国的に発生している為、令和5年9月より相談窓口を設置し事案の対応に努めた。また、保育士等の資質向上のためアンガーマネジメント研修を実施のほか小規模事業所や認可外施設への巡回支援を行う等各園の保育内容を注視し必要な助言を行った。 ⑥令和5年11月に庁内関係課で医療的ケアを必要とする児童への保育に係る情報共有や意見交換を行い、入所に向けた体制を整備した。また、既に医療的ケア児を受け入れている法人1施設に補助を行い、保育を行う体制を支援した。 ⑦令和5年度の未入所児童を対象に、休日夜間も含めたフォローコールを実施し、91人の未入所解消につなげた。令和6年4月向けの利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮を図り、追加調整を行ったことで更に75人を入所につなげた。(目標指標B・C) ⑧子育て世帯の負担軽減を図るため、高所得階層の保育料の引き下げについて検討を行った。 ⑨保育料の収納に関して、分納誓約や児童手当申出徴収の誓約を勧奨するとともに、コンビニ収納やキャッシュレス納付など納付環境を整備したことにより、現行の債権管理計画に掲げる目標収納率(98.5%)を上回る99.3%の収納率となった。(目標指標D) ⑩令和6年度から、公設児童ホームの開所時間を午後7時まで延長するため、検討会を設置して実施案を策定した。 ⑪待機児童数の多い武庫庄児童ホームの施設を学校教室を活用して増設し、令和6年度の定員を60人から100人に拡大した。また、老朽プレハブ施設の立花北及び成徳児童ホームの環境改善を図るため、学校教室に移転した。(目標指標E) ⑫こどもクラブは、保護者ニーズに応え実施した開所時間の延長及び昼食時間帯の開室等の制度周知により、登録児童数が前年度4月に比べ1,268人(約51%)増加し、児童ホームの待機児童数の減少につながった。(目標指標E) (課題) ①②待機児童解消の取組を進める一方で、少子化が進んでおり将来的な保育ニーズの頭打ちが想定されるため、今後の中長期的な保育ニーズを見定めながら、利用者への利便性の配慮や事業者の持続可能な運営を踏まえ、次期計画の策定等に取り組む必要がある。 ③「公立保育所の今後の基本的方向」について見直しを図っており、その結論を踏まえた上で建替えを行う。 ④今後の公立保育所が担うべき役割を踏まえた上で、関係部局と連携を図りながら、次期民間移管計画等の検討を行う。また、移管法人が運営する他市の保育所において改善勧告を受けたことが判明したことから、今後の移管法人の選定はこれまで以上に慎重に行う必要がある。 ⑤適切な保育が行われるよう専門研修を充実させるとともに、質の向上のため引き続き巡回支援を実施する必要がある。 ⑥医療的ケア児の受入に向けては、保護者や関係機関等との丁寧な調整を行うとともに、受入体制の整備を行う必要がある。 ⑩⑫保護者の子育てに係る負担軽減等を図るため、公設児童ホーム及びこどもクラブのICT化等に取り組む必要がある。 ⑪民間児童ホームは、入所児童数は増加傾向にあるが、事業所数(定員数)は減少傾向にあり、待機児童の解消を図るため、次期事業計画の策定と合わせて、公設及び民間児童ホームの定員数の確保に取り組む必要がある。	
【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】 (目的) 保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。 (成果) ⑬市内在住の令和3、4年度に保育士資格を取得された方(362人)へのDMの送付やWeb広告や出張相談会などの広報活動を実施した結果、「あまのかけはし」の利用者が増加し、45人の保育士等を法人保育施設への就労につなげた。 ⑭保育士の確保・定着化を図るため、56園・98人の新卒保育士等に対し10万円の補助を行うとともに、21園・33人の潜在保育士等に対し5万円の補助を行った。そのほか、保育士奨学金返済支援事業(41園・103人)や宿舍借り上げ支援事業(79園、281人)を継続して実施した。また、保育士の負担軽減策として保育体制強化事業で60園に保育支援者129人を配置した。 (課題) ⑬市内在住、近隣市在住または転入してきた保育士を含め、支援センターの更なる認知度の向上が必要である。 ⑭指定保育士養成施設等からの新卒者数が限られる中で、更なる保育士確保を進めていくためには、潜在保育士の再就職支援を行うことが必要となる。本市主催の就職フェアに参加する潜在保育士が増加傾向である中で、令和4年版厚生労働白書では、潜在保育士が保育士として就業を希望しない理由の一つとして、「ブランクがあることへの不安」との回答が24.9%と高い回答率になっていることから、保育現場に保育士として復帰するという心理的なハードルを下げるような取組が必要と考えられる。	
【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】 (目的) 就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。 (成果) ⑮病児保育室の創設を検討している医療機関に対し、利用可能な支援施策に関する情報を提供するとともに、令和6年度に向け兵庫県立尼崎医療センター病児・病後児保育室の利用申し込みの受入れ時間制限を見直した。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
2	保育補助者の配置補助(保育補助者雇上強化事業)
3	保育料の引き下げ
4	児童ホーム開所時間の延長(児童ホーム延長に伴う延長成開所事業の見直し含む)
5	児童ホーム・こどもクラブICT化の推進(児童ホーム整備事業等)
令和5年度 主要事業名	
1	認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)
2	認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
3	保育支援者の配置補助(保育体制強化事業)
4	医療的ケア児保育事業
5	あまのかけはし認知度向上のための取組(尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業)
令和4年度 主要事業名	
1	認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
2	認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)
3	保育施設等における衛生整備(保育環境改善事業、新型コロナウイルス感染症対策事業)
4	医療的ケア児保育支援事業
5	児童ホーム・こどもクラブ開所時間の延長(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業)

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・保育の量の確保については、引き続き待機児童の状況や将来的な少子化等も踏まえた分析を進める。また、支援を必要とする児童も含めて、既存施設での受け入れ児童数の増加を目指し、潜在保育士の復職支援や保育士の就労継続支援等、保育士確保策に取り組む。

・児童ホームの待機児童対策については今後の保育ニーズや指導員確保の視点等も踏まえつつ、引き続き公設児童ホームの定員拡大に取り組んでいくとともに、民間児童ホームの設置促進などの検討を行う。

・学校の長期休業期間中の公設児童ホーム等への昼食配送については、父母会と一緒に取り組む試行実施の結果や他市の導入事例を参考に、実施に向けて検討を進める。

・子育てと仕事の両立に係る不安や負担感の軽減に向け、ライフステージごとの子育て世帯の家計負担や、既存事業とのバランス等も考慮しながら、引き続き支援策を検討する。

令和6年度の取組

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- 令和7年4月までに開園予定の保育所(4か所・360人)の進捗管理を行うとともに、定員の弾力化や幼稚園等の預かり保育の推進、公立での受入児童の増など既存の保育施設等に軸足を置いた待機児童対策に取り組む。
- ニーズ調査の実施に加え、審議会にて調査審議し、量の見込みの算出や教育・保育施設の提供体制の確保に係る検討を行い、次期事業計画を策定する。
- 「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しによるその方向性が決まり次第、速やかに建替業務が行えるよう、建替えに係る事前準備や手法を検討する。
- 公立保育の継承に向けて、協力体制を構築しながら、南武庫之荘保育所を4月に移管する。また、今後の公立が担うべき役割を含め次期計画の策定作業を進めるとともに、移管法人の選定についての見直しを検討する。
- 保育の質が更に向上するよう研修を充実するとともに、巡回支援に取り組む。
- 令和6年度より公立2所で受入を行い、安全・安心な保育を実施するとともに、検証を行い、受入施設の拡大を検討する。
- 令和7年4月向けの利用調整において、保育施設等の空き情報や幼稚園の預かり保育等の保育サービスの情報提供を行うなど、丁寧な利用者支援に努める。
- 令和6年度より高所得階層(D9・D10)の保育料を軽減する。
- 分納誓約や児童手当申出徴収を粘り強く勧奨するとともに、催告に応じない滞納者については、滞納処分を進めていく。
- ⑩⑫公設児童ホームの平日(長期休業期間を含む)の開所時間を午後7時まで延長し、入退室管理等システムを導入する。また、公設児童ホーム及びこどもクラブにWi-Fiを整備するとともに、昼食提供の導入を検討する。
- 学校教室の活用による公設児童ホームの増設等について、引き続き学校等と協議・調整するとともに、民間児童ホームに対する補助金の見直しを検討する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

- ⑬市内在住、近隣市在住や転入してきた保育士等への認知度を向上するため、引き続きWeb広告やその他広報活動に取り組むとともに、就職フェアの広報の拡充を行う。また、就職後のアフターフォローにも対応することにより、離職防止を図る。
- ⑭保育補助者雇上強化事業の実施により、保育士の業務負担を軽減させることで、離職防止を図るとともに、保育業務体験事業と合わせて潜在保育士の再就職を支援する。その他、保育士確保・定着につながる支援策について検討する。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

- ⑮病児保育室の創設を検討している医療機関に対して国の支援策の情報を提供する等、実現に向け支援を行う。また、これまでの病児・病後児対応型に加え、他都市で実施の訪問型を導入した場合の課題等の検討を行う。

主要事業の提案につながる項目

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ⑥医療的ケア児の受け入れ保育所拡大の為、体制を検討する。
- ⑩⑫学校の長期休業期間中に児童ホーム等に昼食用弁当を配送するサービスの導入を検討する。
- ⑪補助金制度において、民間児童ホームの定員数及び安定的な運営の確保につながる取組を検討する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

- ⑭保育士の配置基準の見直し等による対応を含め、待機児童解消に向けた更なる保育士の確保・定着化に資する取組を検討する。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	03	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	56.9	50.4	51.2
B 要保護児童対策地域協議会の相談支援件数	—	3,301	件	—	2,709	2,952	3,301	3,738	3,491
C 虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	↑	40.6	%	—	—	—	40.6	35.4	43.4
D 青少年へのひきこもり支援により支援対象者の状態が改善した割合	↑	34.2 (R4)	%	—	—	—	—	34.2	42.4
E 親子交流支援事業利用家族数	↑	—	家族	20	—	—	—	1	2

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

- (目的)多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。
- (成果)①複雑・複合的な相談への対応は、子どもの育ち支援センター(いくしあ)各課が集まり開催する「いくしあ内支援会議」にて支援方針等を検討・共有し、主担当課を定めながら支援を進めた。また、支援の進捗状況を同会議でモニタリングし、いくしあ全体でチーム支援に努めた。
- ②要保護児童対策地域協議会(要対協)において、軽度及び要支援ケースのモニタリング等の運営改善を図った。また、いくしあと南北保健福祉センターでweb会議を迅速に行うためのICT機器を導入し、効率的・効果的に3拠点間で会議等ができる環境を整えた。(目標指標B)
- ③児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」機能をいくしあ・南北保健福祉センターに設置する協議を行い、統括支援員等の配置、合同ケース会議・サポートプラン等の運用方針策定のほか、新規・拡充事業につなげた。(目標指標A)
- (課題)①複雑・複合的な課題に対する支援方針等の策定には苦慮することが多く、支援に進展が見られないケースもある。
- ②要対協の相談支援件数が年々増加する中、児童ケースワーカー等が支援に注力できる体制が必要となっている。

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

- (目的)切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。
- (成果)④親子交流支援事業を活用することで別居親と子どもの親子交流が実現できた。(目標指標E)
- ⑤「要保護・要支援児童等見守り強化事業」では、委託事業者との情報共有・支援検討を通じ、役割分担による支援を推進した(延べ支援世帯数:74世帯)。また、「要保護・要支援児童等居場所支援事業」の翌年度実施に向けた検討を進めた。(目標指標B・C)
- ⑥里親によるショートステイ実施に向けて調査・検討を進め、新年度からの事業拡充につなげた。
- ⑦幼保小連携の一環として教育委員会と連携し、就学時健診の児童面接で発達課題が見込まれる児童の選定基準を策定したほか、国実証事業に参加し、在籍園調査を実施するモデル校を11校に拡大する中、就学以降の切れ目のない支援に向けた取組を進めた。
- ⑧民間との協働による研修「尼崎こども支援おなまプロジェクト」を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者が相互理解のもと事例検討を行うなど、連携した支援の環境づくりを進めた。また、運営を実行委員会形式とし、構成員の主体的な参加意識の醸成に努めた。
- (課題)④親子交流支援事業に関する問い合わせは徐々に増加の傾向にあるが、親子交流の実現までに至るケースは少ない。
- ⑤「見守り強化事業」では、居場所支援のニーズが高まっており、2事業者での支援が上限に近く、新たな担い手の確保が必要である。
- ⑦モデル校は、昨年度の3校から11校に拡大したが、在籍園調査を行うモデル事業の本格実施までには至っていない。
- ⑧民間との協働による事業を効果的・効率的に進展させるには、柔軟なネットワーク拡充や研修設計に係るノウハウが不足している。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】

- (目的)いくしあと一体的な支援を行う児童相談所(児相)の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。
- (成果)⑨児童福祉司や児童心理司等の専門職確保に向け職員採用を実施したほか、県・他市児相に職員を派遣し人材育成を進めた。
- ⑩学校等の関係機関と意見交換を行うとともに、県と里親会共催の里親セミナーを開催するなど、関係機関との連携強化を図った。
- ⑪児童虐待の再発防止を目的としたMYTREEベアレンツプログラムを実施し、参加者の意識変化や行動変容等につなげた。
- ⑫児相といくしあが一体的な支援を行うオフィスや子どもたちが安心して過ごせる一時保護所等の整備に向け、いくしあ新館の設計を行った。
- (課題)⑨専門職の早期確保・育成が喫緊の課題であるほか、弁護士・医師等、より高度な専門性を持つ職員の確保が必要である。
- ⑩地域の支援団体や学校園・警察・病院等の関係機関との相互理解に基づくネットワークの強化が不可欠である。
- ⑪児相設置後の適切な社会的養育の実施に向けて里親委託等の推進を図るため、里親啓発や里親支援等の方策の検討が必要である。
- ⑫児童虐待の再発防止から親子関係形成を目的とした重層的な専門的支援の検討を、児相設置も見据えて進める必要がある。
- ⑬いくしあ新館において、福祉・保健・教育の多職種の専門職が連携し、迅速かつ円滑な支援を行える環境整備が必要である。

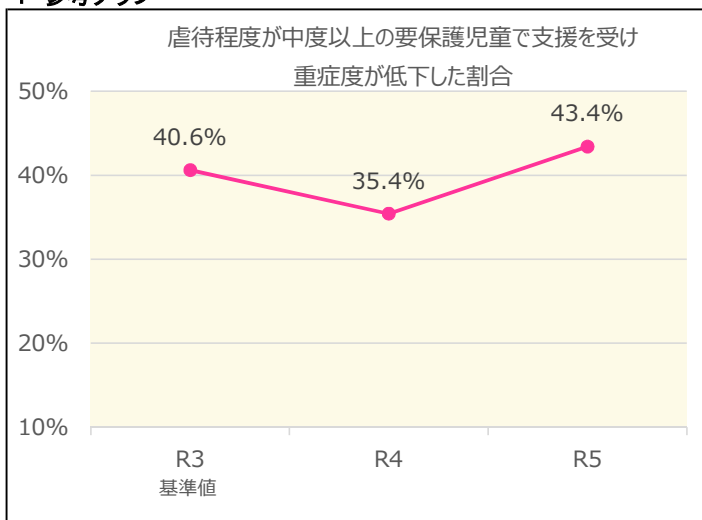
【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

- (目的)子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。
- (成果)⑬ひきこもり支援について、支援効果を図るためアウトカム指標による効果測定を開始した(支援者数99人)。(目標指標D)
- ⑭ヤングケアラー支援では、訪問支援員の派遣(実績:28世帯、派遣回数405回)を行ったほか、当事者同士で交流できるイベントを実施(実績:12回開催)することで相談・支援等につなげた。更に、早期発見・支援につなげるため教員向け資料を作成し、市立小・中・高校に配付した。
- ⑮子どものための権利擁護委員会における新規相談件数47件、周知啓発活動として子どもの意見表明を支援する「言うてえねん会議」を開催するとともに、保育所の入所決定手続に関する提言を行った。また、委員欠員(1名)の令和6年度からの委嘱が決まった。
- ⑯子どもの人権アンケートを実施した。(調査対象55件。うち体罰0件、心を傷つける言葉遣い2件)また、アンケートの効果と課題を整理した。
- (課題)⑭家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自ら支援を求めることが難しく、相談・支援につなげることが困難である。
- ⑮子どもを対象にした児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を今後も継続する必要がある。
- ⑯アンケートという手法では、即時性が低いなどの課題があることから、今後のアンケートの在り方について検討する必要がある。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	要保護・要支援児童等居場所支援事業
2	子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業
3	こども家庭センター機能の設置・運営
4	児童相談所設置等に伴うシステム改修
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	ヤングケアラー支援事業
2	面会交流支援事業
3	要保護・要支援児童等心理的ケア事業
4	児童相談所設置に向けた整備の開始(児童相談所整備事業)
5	児童養護施設運営に係る補助金の見直し

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】 ①いくしあ全体のスーパーバイザーを支援検討にも活用しチーム支援を推進する。 ②「あまがさき共創DXプラン」の一環として業務プロセス分析等を進めるとともに、児相設置に向けて、いくしあ・児相の一体的運営による支援体制の検討を進める。 ③いくしあ・南北保健福祉センターに統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の連携強化により妊産婦や子ども等に対する切れ目のない包括的な支援を進める。
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 ④引き続き市民への周知を図るとともに、交流の実現にむけた支援に努める。 ⑤支援を要する子どものニーズ等に合わせ、新規の「居場所支援事業」等も活用し、支援に取り組むほか、新たな地域資源等の検討を進める。 ⑥里親ショートステイの実施により、保護者の負担等を軽減し、必要な支援を行う。 ⑦モデル事業の本格実施に向けた取組で、幼保小連携を進める。 ⑧市民提案制度を活用し、民間事業者主体の協働事業として事業継続し、民間との協働による子ども支援のネットワーク強化を図る。
【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 ⑨弁護士・医師等を含めた専門職確保等に向けて取組を推進させる。 ⑩教育委員会と連携し、一時保護児童の原籍校通学支援等の制度を構築する。 ⑪里親の啓発や支援等を担う「里親支援センター」設置に向けた検討を進める。 ⑫親子関係形成に係る専門的支援や児相設置に伴い必要な事業を検討する。 ⑬連携支援を機能的・効果的に行えるオフィス環境構築の方向性を定める。 ⑭児相業務対応のため、子どもの育ち支援システムの改修を進める。
【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】 ⑮ヤングケアラー等に対して、訪問支援員派遣や居場所提供等の支援を行うほか、早期発見に向けて学校や介護事業者等の関係機関への周知を強化する。 ⑯子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。 ⑰効果と課題に基づき、今後の子どもの人権アンケートの在り方について検討する。

6 評価結果

評価と取組方針
・様々な困難や課題を有する子どもや家庭への支援については、令和6年度からのこども家庭センター機能を活かし、母子保健と児童福祉の連携をより迅速かつ円滑に行うことにより、切れ目のない包括的な支援を進める。 ・児童相談所の開設に向けては、引き続き専門職の確保・育成に取り組むとともに、いくしあと連携した支援を迅速かつ円滑に行うための環境整備を進める。更に、里親との連携・支援や親子関係形成支援等、社会的養育の推進に向けた施策についても検討を進める。

主要事業の提案につながる項目
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 ⑤児童虐待防止に向け、支援の担い手確保を検討する。
【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 ⑨準備期からの弁護士配置を検討し、児相の法的対応の体制整備を図る。また、学校連携コーディネーター配置を検討する。 ⑩児相設置に向けて、「里親支援センター」の設置準備を進める。 ⑪児相設置を見据え、親子関係形成支援等の必要な事業を検討する。 ⑫いくしあ新館での連携した支援や効率的な業務執行を促進させる環境整備を進める。(即時に支援の協議等が可能なオフィス環境、電話応対支援システム等のICT導入による業務効率化等)

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	04	子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり
主担当局		こども青少年局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	56.9	50.4	51.2
B	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4	%	82.8	—	—	79.4	80.2	80.3
C	ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5	%	92.5	91.9	89.0	89.5	85.2	90.9
D	ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518	人	7,000	4,825	3,626	4,518	5,844	6,539
E										

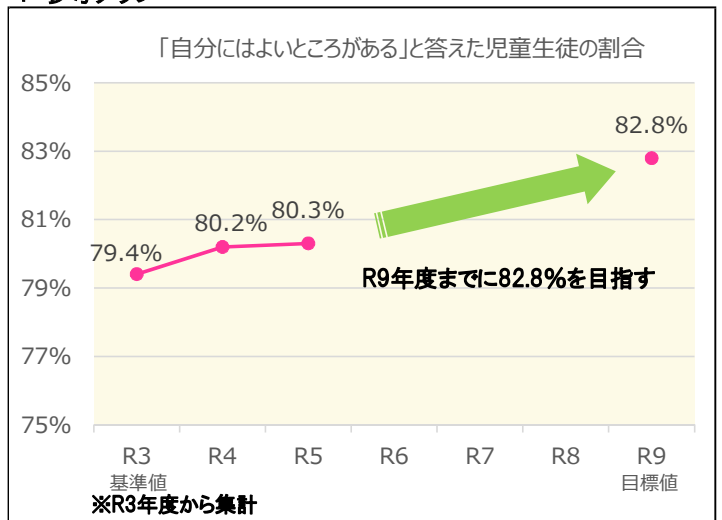
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【子どもの自尊心・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】 (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。 (成果)①青少年いこいの家再整備の方向性(令和5年2月)に基づく青少年いこいの家の再整備に向け、設計業務委託に係る公募を実施した。また、青少年いこいの家が再整備のため、令和6年2月末で休館するにあたり、利用者や青少年団体、猪名川町に対し、今後のスケジュールや整備方針等を説明するとともに、意見交換を行った。 (課題)①再整備後の施設に合わせた管理運営の方法やプログラム、施設利用に係る予約方法・利用料金等について、近隣類似施設の実態も踏まえ検討する必要がある。	
【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】 (目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。 (成果)②ユース世代の活動、子ども若者の育成支援に取り組む団体の活動、今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する新たな補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」を創設した。(応募件数35件、採択件数25件)また、補助事業の審査を行う付属機関「青少年協議会」に若者3名を加え、その意見を聴いて選定を行った。(目標指標B) ③ユース交流センター(指定管理者:尼崎ユースコンソーシアム)において、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンスル事業(18人参加)のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(64回3,011人参加)を実施し、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。更に、ユースワーカー養成講座を開催するとともに、地域課職員向けユースワーク研修を実施する等、人材育成に取り組んだ。また、次期指定管理期間(令和6年度～令和10年度)に向けて指定管理者の選定を行った。加えて、他都市等視察(24件)を受入れ、ユース交流センターの取組について、全国的に情報発信を行った。(目標指標A・B・C・D) (課題)②補助事業の実施にあたり、ユース世代が適切に事業遂行できるよう側面的に支援するとともに、引き続きユース世代や子ども・若者支援団体に事業周知を図っていく必要がある。 ③ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の便もそれほど良くないことから、利用者については近隣の若者が中心となっている。市内各地区にある地域振興センターでサテライト事業を実施しているが、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業により一層参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	青少年いこいの家の再整備の開始(青少年いこいの家施設整備事業)
2	子ども・若者応援基金活用事業補助金
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】 ①多くの人に利用いただける施設となるよう、基本設計の段階において、これまで当施設を管理していた指定管理者をはじめ、青少年団体や類似施設を運営する民間団体等と幅広く意見交換をしながら進めていく。 【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】 ②補助事業の実施にあたっては、ユース交流センターと連携しながら必要な側面的支援を行うとともに、関係機関への事業周知を図る。 ③各地域振興センターと緊密に情報交換を行うとともに、各地域においてユースワークが展開されるようユースワーカーの養成に取り組んでいく。

6 評価結果

評価と取組方針
・ユースカウンスル事業や補助事業での経験を通じ、若者の活動が更に活性化するよう、指定管理者と連携するとともに、地域振興センターが持つつながりを活かしながら、伴走型支援に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	05	地域福祉	展開方向	01	「ささえあい」をはぐむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
方向						R1	R2	R3	R4	R5
A	困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と考えている人の割合	↑	56.5	%	70.0	—	45.0	56.5	59.5	60.7
B	「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数	↑	16	グループ	33	15	15	16	17	19
C	「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数	↑	315	件	396	418	176	315	348	592
D	地域において地域福祉活動を実施している団体数	↑	1,128	団体	1,224	947	1,080	1,128	1,458	1,404
E	要支援者等見守り活動地域数	↑	49	団体	75	45	46	49	50	50

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【福祉学習の推進】

(目的)市民が“生きづらさ”の背景にある多様な福祉課題の学びを通して「ささえあい」の意識を醸成するため、様々な手法における学びの場づくりや情報発信を進める。

(成果)①当事者団体や福祉事業所等の支援関係者と連携し、地域の当事者理解に向けた要援護者災害シンポジウムや、地域団体と連携した高齢化社会におけるペット防災講座、兵庫県立尼崎小田高等学校(小田高校)と連携した「フレイル予防×防災クッキング」など、多様な学びの場を開催した。こうした取組を通して、参加者からは、人と人とのつながりの大切さや、同じ思いを共有できる同志が出会うきっかけづくりとなったとの意見があり、支え合う意識の醸成につながった。

②尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、積極的に他団体と連携した担い手づくり等の講座を開催するほか、SNSでの若い世代への情報発信に努めた。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人)

(課題)①②実施地区では参加者の意識醸成につながったものの、引き続き、防災等の市民が関心の高いテーマを中心に、各地区での様々な福祉学習の創出が必要となる。

②市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につながっていない。

【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

(目的)市民が地域でささえあう活動に気軽に参加したり、取り組みやすいよう、必要な情報の提供を行うとともに、活動を希望する市民と市民活動団体とのマッチングを推進する。

(成果)③将来の担い手づくりに向け、引き続き、学生等の活動を支援し、新たに高校生と自主防災会が連携した要配慮者の防災訓練やコープこうべと連携した子ども・高齢者の居場所等、11校19グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。(目標指標A・B)

④小田高校の生徒と民生児童委員が連携した見守り活動を継続支援するとともに、新たに関西国際大学と連携して、学生が地域住民の協力により要支援者の見守り活動を行う「要支援者・見守り支え合い事業」をスタートさせた。学生等がこれらの活動に参加することで、高齢者の孤立の問題や地域活動の重要性への理解が進んだ。

⑤小田高校の生徒による「フレイル予防にもつながる防災食」や「避難行動に必要な体を作る体操」を掲載したパンフレットと動画の作成を支援し、生徒による地域住民への周知啓発が行われた。

⑥市社協と民生児童委員の担い手の確保に向けた検討を行い、欠員発生地区の大型マンションへの働きかけなど地域との調整を行った。

⑦ひきこもり状態にある人のニーズを実現するために、関係機関等と連携したボランティアのマッチングなど、既存の制度では対応の難しい事例への対応に取り組んだ。(目標指標C)

(課題)⑥地域での民生児童委員活動への周知が十分出来ておらず、地域の理解を深める必要がある。

③⑦見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。

【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】

(目的)支援を必要とする、していないにかかわらず、誰もが孤立することなく、地域の「つながり」の中で安全・安心に暮らし続けるために、地域住民や福祉事業者が地域課題を共有し、解決に向けて話し合うためのネットワークの構築に取り組む。

(成果)⑧コロナ禍で休会していた地域福祉活動の廃止が多く見られた中で、地域住民等で地域課題を共有・協議する6地区の地域福祉ネットワーク会議において、武庫地区では住民交流の場の無い地域の障害事業所の参画で、その地域での場づくりの協議が進められたほか、大庄地区では新たに参画した障害・子ども分野の支援者の児童等が活躍する活動報告をもとに、若い世代を担い手とする活動等の協議が進んだ。また、研修を通して好事例を6地区に共有したことで多分野連携の必要性の理解が進んだとのアンケート結果が得られた。(目標指標A・D)

(課題)⑧専門職等による地域住民と協働している社会福祉連絡協議会(連協)や福祉協会46団体に日頃の見守り活動の意向を把握するアンケートを実施の協議の場に専門職等の参画が得られていない。

【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】

(目的)誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるために、多様な見守り・ささえあいの活動を推進する。

(成果)⑨見守り活動の新規地区立ち上げに向けた地域への働きかけの好事例を市社協、地域振興センターと共有・協議を行ったほか、避難行動要支援者名簿を受領している社会福祉連絡協議会(連協)や福祉協会46団体に日頃の見守り活動の意向を把握するアンケートを実施し、10団体が見守り活動への興味・関心があることが確認できた。(目標指標A・E)

⑩連協圏域に限定しない見守り活動の推進に向け、生涯学習プラザ登録団体アンケートで協力意向のあったグループを地域振興センターや市社協に共有するほか、地域振興センターや市社協、関係部局と連携して大学、高校の活動を支援し、学生等と地域住民や事業者が連携した高齢者等への安否確認訓練や市営住宅における子どもや高齢者の集い場づくりや見守り活動等が行われた。(目標指標A・E)

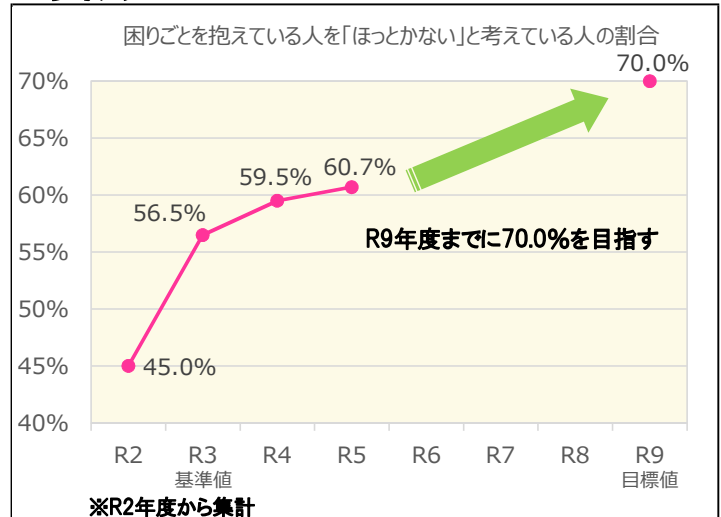
(課題)⑨連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、コロナ禍による長期の活動自粛期間により、新たな活動に慎重になっている活動団体も多く、令和5年度は新規地区立ち上げには至っていない。

⑨⑩地域福祉活動の立ち上げには、地域の多様な活動主体が高齢者の見守りや災害時の避難支援等の地域課題や各主体の強みを共有・協議する場づくりとともに、地域の活動希望者やその活動エリアを把握し、支援ニーズとの丁寧なマッチングが必要となる。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【福祉学習の推進】 ①地域振興センターや市社協等と連携し、各地区で防災等の身近な地域課題をテーマとして、防災等の学びに関心のある地域団体等に働きかけ、交流を通して相互理解のできる学びの場づくりに取り組む。 ②若い世代に向けて、引き続き、SNSIによる効果的な情報発信の方法を検討する。
【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】 ③④⑤引き続き、関係部局や市社協と連携し、学生等の活動希望に応じて協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ⑥民生児童委員活動のパンフレットを作成し、将来の担い手となる若い世代や地域の推薦者への周知と理解を深める。 ⑦地域振興センターや市社協等と連携し、地域の様々な支援ニーズに対応するボランティアの発掘・育成やマッチングなどを進める。
【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】 ⑧市社協と連携し、地域住民や事業者等に好事例を共有するなど、地域づくりにおける多分野協働の必要性の理解を進め、各地区の地域福祉ネットワーク会議に各分野の専門職等の参画を進める。
【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】 ⑨⑩見守り活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体に働きかけるなど、地域振興センターや市社協等と連携した活動未実施地区での見守り活動の立ち上げに取り組む。 ⑨⑩⑪地域主体の見守り活動に加え、見守り協定事業者等との重層的な見守り体制を推進する。

6 評価結果

評価と取組方針
・地域福祉活動の担い手の発掘や育成に向けては、学生と市民活動団体との協働の取組をはじめとして、引き続き、多様な主体との連携により取り組む。 ・(仮称)多文化共生社会推進指針の策定に合わせて、近年増加している外国籍住民に関する地域の福祉課題に対応した具体的な方策について検討を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	05	地域福祉	展開方向	02	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
方向	R1	R2				R3	R4	R5		
A	「スムーズに支援の連携ができてい る」と考えている支援関係者等の割合	↑	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	%	50.0	—	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	—	民生児童委員25.4 保護司39.3 相談支援機関5.9	民生児童委員19.8 保護司39.5 相談支援機関11.1
B	支援会議におけるケース検討数	↑	14	件	60	6	4	14	51	48
C	成年後見制度の決定までに時間がか かると考えている福祉事業者の割合	↓	61.5	%	31.0	—	61.5	—	88.2	61.1
D	市長申立案件における受任調整の実 施割合	↑	6.1	%	100	13.6	15.8	6.1	69.2	100
E										

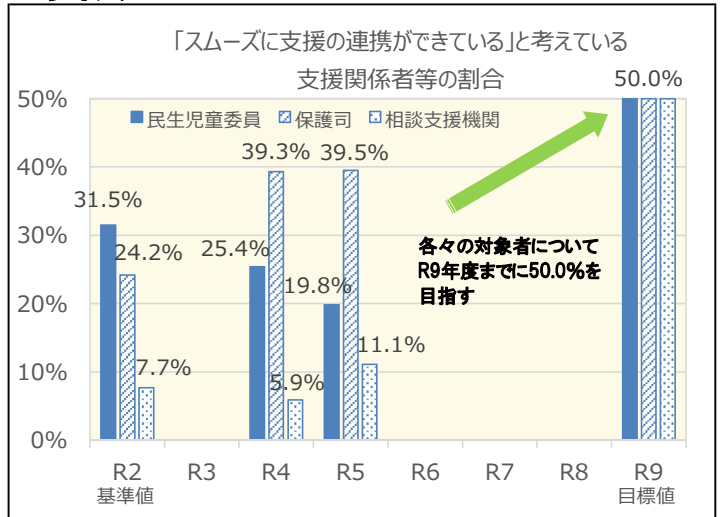
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】 (目的)各分野の相談支援機関が連携して困りごとを受け止め、様々な施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進する。 (成果)①早期把握と包括的な支援に向けた部局横断的な検討を行う「重層的支援推進会議」を4回開催し、連携事例等の共有、連携策の協議を行った。また、関係部局や民生児童委員、福祉事業者等の庁外関係機関への研修実施(計44回)に加え、相談先等を掲載したケアマネジャーの手引書の市内全居宅介護支援事業所への配付や相談支援現場の負担軽減に向けカスタマーハラスメント研修を実施した。 ②個別性の高い支援ニーズを抱えた方の社会参加を目指す「つながり支援プロジェクト」の要綱等を7月に整備し、市社協と協働して居住支援団体や農業団体等に働きかけ11団体が参画団体に登録した。対象者の受入れには至っていないものの、10月に多様な居場所や働き方を協議する「つながり支援プロジェクト推進協議会」を開催(計3回)し、対象者の受入れ方法等の協議や支援会議で受入れに向けた協議を進めた。また、弁護士のアウトリーチ体制を整え、近隣トラブルの原因となる外壁等の落下する住居に住む困窮者支援に取り組んだ。 ③福祉課題を抱えた方の再犯防止に向けた司法関係機関との連携会議や各支援機関の役割等の理解を目的としたセミナーの実施に加え、新たに個人情報の共有による支援の充実等を柱とした「再犯防止の推進に関する連携協定」を保護観察所・保護司会と締結した。 ④身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、重層的支援の取組等の研修を行った。(研修回数R3:9回、R4:8回、R5:8回)(目標指標A) ⑤複数回の相談が必要となる複合的な課題を抱える生活困窮者の増加に対応するため、しごと・くらしサポートセンターで伴走支援に努めた結果、継続的な相談の割合が増加し、支援の充実を図ることができた。 ⑥しごと・くらしサポートセンターにおける就労支援は、一般就労可能な方にはハローワーク等と連携した支援を行い、昨年度と同水準の就労・増収率を達成した。一般就労困難者には就労支援団体と協働でセミナーとボランティア体験等を実施し、就労意欲の向上を図った。 ⑦様々な支援機関や民生児童委員等の支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、民生児童委員や自治会役員等の地域の支援関係者、居住支援団体・少年鑑別所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。(目標指標B) ⑧ひきこもり等支援事業では、20世帯22人に対してアウトリーチを実施するとともに、ひきこもり当事者の居場所(24回延べ129人参加)や家族交流会(6回延べ44人参加)を定期開催したほか、新たに北部地域で出張居場所(5回延べ13人参加)を開催した。 ⑨DV防止関連機関による実務者会や庁内関係職員による業務理解、顔の見える関係づくりによる連携促進のための交流会を実施した。 (課題)①②③⑦障害者手帳の交付に至らない境界層の方等は援助希求能力が乏しく、既存制度等の利用が困難な中でごみ屋敷等となり住居を失う恐れがあるものの住居確保が困難であったり、医療が必要と考えられるもののひきこもり等で受診が難しいといった課題がある。 ①～④⑦予防的な観点での早期把握や支援策の検討には、様々な支援機関・団体等への多機関連携の必要性等の意識醸成が必要となる。 ①②③⑤⑦支援会議に様々な支援機関が参画することで、日程調整や情報共有の負担が増えており、多分野多職種との支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となる。 ④就労などで研修に参加しづらいの民生児童委員への研修機会の確保が課題となっている。 ⑤⑥複合的な課題を抱える者への伴走支援に努めるも、家計管理の課題から困窮状態を脱することができない者も多く、就職したにも関わらず再び困窮に陥ってしまうような事例もあり、それらの支援には専門的な知識・ノウハウが必要である。 ⑧長期間ひきこもり等状態にある事例の多くは課題が深刻化し、適切な支援につなぐことが難しいため、早期把握に向けた地道な活動が必要である。また、支援事例でも、着実に改善は見られるものの、ひきこもり等状態から脱却した事例はなく、長期的な支援が必要である。 ⑨DV被害者を早期支援につなぐためにも、関係窓口職員向けの継続した周知が必要である。	
【権利擁護に関する支援】 (目的)成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。 (成果)⑩申立者のいない市長申立ケースについて全件受任調整会議による調整を行い、成年後見制度利用決定平均日数の短縮化を行った。(R4:53.4日、R5:33.3日)また、利用決定期間の短縮について専門職団体等を交えた協議を行い、相談から決定までの手続きや期間がわかるフロー図を新たに作成し関係団体や支援者間で情報の共有による見える化を図った。(目標指標C・D) ①成年後見制度の周知啓発のため、ケアマネジャー等に向けて計25回の出前講座を実施した。また、市民向けの「権利擁護フォーラム」を開催したほか、成年後見等支援センターのパンフレット等の配布先として障害者児相談支援事業所や金融機関、医療機関に拡充した。 ②市民後見人登録者を対象とした講座や後見人実務への同行支援などフォローアップ研修(5回)の実施により、知識とスキル向上を図る中で、新たに2名の市民後見人登録者を受任調整した。また、新たに「後見人交流会」を開催し、後見人同士のつながりや事例の共有を図った。 (課題)⑩専門職団体を通じて後見人候補者を決定しているが、高齢化、認知症高齢者の増加などによる成年後見制度への需要増を見据え、既存の専門職団体以外への協力要請の検討や特定の成年後見人候補者に偏らない持続可能な受任調整を目指していく必要がある。 ①成年後見制度に係るより多くの市民の理解を進めるため、周知啓発活動に継続して取り組む必要がある。 ②後見人を受任できていない市民後見人登録者へのモチベーション向上等に向けた取組が必要である。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	(仮称)重層的支援システムの導入(重層的支援推進事業、障害者福祉総合システム等運用事業)
2	生活困窮者に対する家計改善支援の実施(家計改善支援事業)
3	地域居住支援事業の実施(重層的支援推進事業)
4	
令和5年度 主要事業名	
1	つながり支援プロジェクトの実施(重層的支援推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	成年後見等支援センター地域連携ネットワークの強化(権利擁護推進事業)
2	重層的支援推進事業
3	ひきこもり等支援事業
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・更なる重層的支援の充実に向け、新たに導入した重層的支援システムを効果的に活用し、要支援者の情報を共有することで、支援者間の円滑な連携を図り、課題解決に取り組む。

・また、既存の医療介護連携の枠組みの活用や、新たに実施する地域居住支援事業、家計改善支援事業の実施により、関係機関と連携した支援を行う。

・外国籍住民への相談支援を行う中で現状の課題やニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図る。

令和6年度の取組

【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】

- ①②③⑦新規事業「地域居住支援事業」により、現在の住居を失う恐れのある孤立した状況にある不安定居住者に対する入居相談や居住安定の継続支援等を実施するほか、医療ニーズのある受診困難者への医療介護連携支援センター「あまつなが」で連携した支援方策について医師会と協議を進める。
- ②支援会議等を通して社会参加を必要とする対象者情報をつながり支援プロジェクト参画団体と共有し、受入れに向けた調整を進める。
- ④受講しやすい研修手法(休日の開催、動画での提供)を検討する。
- ⑤⑥本人に改善手法を助言、支援することで家計管理が可能であると見込まれる者に対して、業務委託により配置した専門の支援員が、家計状況の把握や家計改善に向けた支援プランの作成を行い、相談者が自身で適切に家計管理ができるよう意欲喚起を図ることで困窮状態からの脱却を目指していく。
- ⑦多機関での情報共有を効率的に行うために、重層的支援システムを導入する。
- ①～④⑦⑧ひきこもり等当事者へのアウトリーチを行うとともに、対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法の周知を行う。また、ひきこもり当事者等の事情に応じた多様な支援策の充実や効果的な連携を図るため、協議会を実施し支援のネットワークづくりを進める。

【権利擁護に関する支援】

- ⑩各専門職団体との更なる連携と持続可能な受任調整に係る協議を進めていく。
- ⑪引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。
- ⑫後見人を受任できていない市民後見人登録者に対する知識の向上や市民後見人の意義、やりがいを感じてもらえるような取組を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】

- ①②③⑦引き続き、断らない相談支援体制を構築するための必要な体制整備や支援会議等を通して把握した課題への対応策について検討を行う。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	01	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	38.3	39.7	37.5	40.9	41.7
B	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100	70.8	78.2	78.0	77.7	77.8
C	委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	22,902	27,818	27,896	30,392	33,684
D										
E										

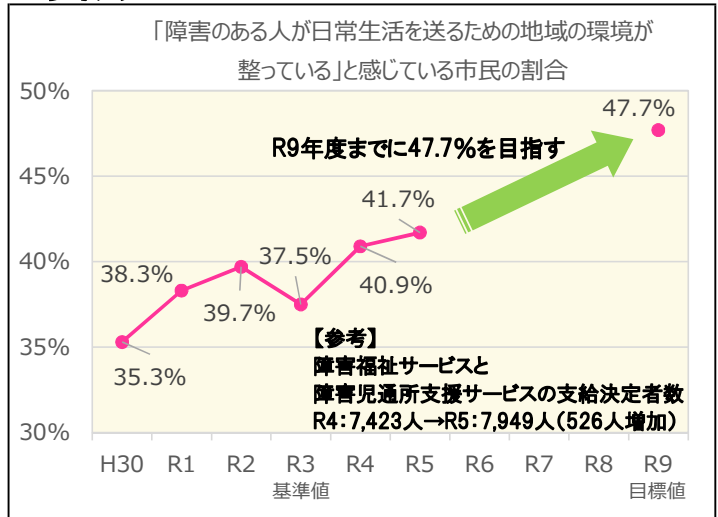
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【健康に暮らす(保健・医療)】 (目的)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。 (成果)①医療的ケア児の支援については、本市の医療的ケア児等コーディネーターが人工呼吸器の装着など重度の児童から優先してアウトリーチを行うとともに、新たに7名の退院前後カンファレンスに参加するなどして必要な支援につないだ。また、地域支援体制の充実に向けては、尼崎市医師会主催の「小児在宅・移行期医療研修会」や兵庫県医師会開催の「小児在宅医療推進会議」など様々な会議体に当該コーディネーターが積極的に参画し、本市の取組や現状の課題等を報告・共有したことにより、地域の小児科医や訪問看護事業所等とのつながりを強めることができた。 (課題)①本市が把握する医療的ケア児は110名(うち、人工呼吸器装着児は31名)と増加傾向にあり、当該児童の支援にあたる本市コーディネーターの負担も大きくなっているため、より効果的な支援策を検討する必要がある。	
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 (目的)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。 (成果)②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和4年度末の7,423人から令和5年度末は7,949人に増加(+526人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A) ③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、引き続き基幹相談支援センターにおいて作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析とその結果を考慮した相談支援事業所への作成依頼、必要な調整・助言等を行った。また、特に新規利用が多い「障害児(通所サービス利用)」についても、早期作成につながるよう対象事業所との調整を密に図ったこと等で、作成数は418人増加(5,767人→6,185人)し、作成率は77.8%(6,185人/7,949人)となった。(目標指標B) ④サービスの支給決定者数は近年大幅な増加傾向にあり、その対応策の一環としてセルフプランの導入検討を進めた。検討にあたっては、これまでの取組との整合性や国の計画相談に対する考え方を考慮する中、本市では既に支給決定者全員に対して、障害支援区分の認定調査員が訪問時に本人の心身状態や生活状況等を丁寧に聞き取るほか、支給決定にあたり相談支援専門員が代替的な支援計画を立てているため、これらの情報をベースとしつつ、セルフプランとして不足する事項(支援目標や本人同意など)を補う形で進めていくよう整理した。 ⑤委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和5年度33,684回)は依然高い水準で推移している。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を12回開催し、支援状況の共有や事例検討を行うほか、愛着障害や多職種連携などテーマ別の研修会(4回)も実施するなどして支援力の向上につなげた。(目標指標C) ⑥障害分野における支援困難ケースへの対応に向けては、あま相で本市における当該ケースの定義付けとリスト化を進めるほか、委託相談支援事業所としての役割や今後の対応等についても整理してきた。その中で、今後当該ケースの対応にあたり、委託相談支援事業所と基幹相談支援センターを含む行政機関等との支援連携と進捗管理などを円滑に進めていけるよう、新たに「個別事例検討会」の設置とその具体的な協議事項、介入ケースの選定方法等についても協議を行い、全体のスキームを一定まとめることができた。 ⑦指定相談支援事業所のネットワーク会議を計11回(全体会3回、テーマ別開催6回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や令和6年度報酬改定の内容等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に精神障害者への相談支援や障害児本人との関わり方、ケアマネジャーとの連携等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。 ⑧尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設のうち、あいあい分場については、運営法人との協議を踏まえて利用者家族への説明会を12月に実施し、現状報告と意見交換を行った。 ⑨日常生活用具については、新たに追加した品目について、令和5～7年度の3か年の想定件数(27件)のうち約4割(12件)の給付を行った。 ⑩物価高騰対策として、昨年度に引き続き、市内のすべてのサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を2回交付(1回目:300法人・565事業所、2回目:308法人・581事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。 ⑪障害福祉計画(第7期:令和6～8年度)の検討にあたっては、障害者手帳所持者等へのアンケート調査や障害児通所支援を利用する児童の保護者向けの個別調査を実施してその状況把握を行うとともに、社会保障審議会や自立支援協議会など関係会議を計16回開催することで、当事者やその家族等からの幅広いお声を伺いながら策定することができた。また、障害者計画等の進捗管理と評価手法の見直しにも並行して取り組んでおり、関係部局の計画関連事業の再精査(把握)や関係会議の参画委員からの外部評価をまとめるなどして、改訂版「評価・管理シート」の本格運用を開始することができた。 (課題)②③④利用計画の作成数は着実に増えているものの、急増しているサービスの新規申請者への対応や全体の作成率向上のため、セルフプランの早期導入を余儀なくされている。 ⑤⑥支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。 ⑧対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかなければならない。 ⑪法制度の改正により、個別事例を通じた地域課題の共有や関係機関による情報提供など、今後(自立支援)協議会が担うべき役割や機能が一層高められるため、その対応に向けて本市協議会の在り方も見直していかなければならない。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	日常生活用具の給付品目等の見直し(日常生活用具給付事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【健康に暮らす(保健・医療)】 ①現在、兵庫県が実施する「医療的ケア児支援コーディネーター養成研修」の修了者が市内に35名程度おり、各ケース対応において個別に連携を図っている。今後、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチなど、医療的ケア児に係る地域支援体制の充実と効果的な支援に向けて、これら地域のコーディネーターとの更なる連携強化が必要となるため、ネットワークの構築について検討を進めていく。	
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 ②③④⑦利用計画の作成促進に向けては、現行の取組を継続しつつ、市に配置する相談支援専門員によるセルフプランの導入(作成)を進めていく。導入にあたっては、安易にセルフプランに誘導するなど計画相談の本来の目的等が損なわれることのないよう、指定相談支援事業者に対して丁寧に説明するとともに、本市担当課の人員体制や支援状況等も十分考慮しながら、慎重かつ段階的に実施していく。 ⑤⑥支援困難ケースへの対応にあたっては、「個別事例検討会」を試行的に開催しながら、介入事例の評価・検証に取り組んでいくとともに、引き続きあま相において相談支援体制の充実等に向けた協議を進めていく。 ⑧対象2施設の機能移転に向けては、希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況や事情を勘案しつつ、他の機能移転施設における対応や令和8年度以降の貸付料の見直しの方向性等を含めて、一定の整合性と公平性を担保した具体的な機能移転策の検討を進めていく。 ⑩改訂版「評価・管理シート」を運用しながら、引き続き計画に掲げる各種施策の推進に取り組む。また、自立支援協議会の見直しに向けては、法制度の趣旨を踏まえつつ、あま相で進めている支援困難ケースの取組や各サービス事業所のネットワーク会議での取組等も考慮しながら、これら会議体により緊密な連携・共有を図っていくよう、体制の再編について検討していく。	

6 評価結果

評価と取組方針
・サービス等利用計画について、対象事業者との調整を密に図ることで作成数は着実に増加している一方、支給決定者数は大幅な増加傾向にあることから作成率は伸び悩んでおり、目標達成に向けた対応策の一環として、セルフプランの導入を進めていく。 ・セルフプランの導入にあたっては、計画作成における本来の目的を十分に意識し、対象事業者へ丁寧な説明を行うなど、適切なサービス利用につながるよう進める必要がある。 ・医療的ケアが必要な重度障害がある人のご家族が、自宅でケアを行う際のレスパイトケア(休息)について、他市事例等も参考に研究していく。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	453	497	552	622	671
B	委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29～R3平均)	人	—	269	262	190	199	492
C	委託就労支援機関(就労生活・支援センターみのり)を通じた就労者数	↑	34 (H29～R3平均)	人	54	31	27	24	20	26
D	障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	16	15	17	26	26
E	身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	28,742	13,921	12,644	18,407	22,191

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

【目的】障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。

【成果】①本市の児童発達支援センター運営法人と阪神南園域の発達障害者支援センター運営法人の2か所に障害児等療育支援事業の実施体制を集約したこと等により、発達障害の人等の相談者数は492人になっている。また、当該事業で実施する「施設支援講座(ウェブ開催)」の内容を充実させるなどして、地域の支援施設の技術向上や人材育成につなげた。(目標指標B)

②新たに「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」を設置・開催(2回)し、「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」の取組等を周知するほか、事業所研修をテーマとしたグループディスカッションを行うなど支援連携の強化に取り組んだ。また、かねてよりニーズが高かった事業所情報の公表にあたっては、指定事業者の同意の下、各事業所の療育内容や特色等を盛り込んだ一覧表を作成して市ホームページに掲載した。

③法改正による児童発達支援センターの機能強化に対応し、より地域ニーズに即した施設とするため、市立センターの指定管理者やいくしあ等と協議検討を重ね、「たじかの園」の機能拡充策をまとめた。これまでの支援機能は維持しつつ、近年ニーズが高まっている発達障害児や医療的ケア児への支援、地域の児童福祉施設等への助言・援助機能の充実を図るため、園診療所の機能強化に向けた準備を進めた。

④障害児通所支援事業所の送迎車への安全装置の設置に向けては、市ホームページ等での周知のほか、ネットワーク会議でも義務化に係る制度説明を行い、対象事業所(96事業所)への設置経費の助成を進めたことで、義務化への早期対応と児童の安全対策に寄与した。

【課題】①②ネットワーク会議の参加事業所数は全体の半数程度で、事業所一覧表の掲載事業所数も全体の7割程度に留まっている。

③一時移転先での継続運営と年度末の再移転の準備に平行して取り組むことに加え、拡充した園機能をより効果的に発揮する必要がある。

【働く(雇用・就労)】

【目的】一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。

【成果】⑤委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、26人が一般就労につながった。(目標指標C)

⑥障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、庁内販売「にうえるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(8社・12件)から10施設への契約に結び付けた。(目標指標D)

⑦「就労支援ネットワーク会議」については、就労移行支援事業所を中心に2回開催し、主に日常の支援における悩み事をテーマにグループディスカッションを行うなど支援力向上に取り組んだ。また、福祉的就労(就労継続支援)事業所の参画など、より効果的な会議運営に向けて、現状の課題や整理事項等についての意見交換を進めた。

⑧尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを15人任用するとともに、スタッフを各所属へ分散的に配置(事務従事)し、様々な環境下で経験や実績を積みスキルアップを図るなど、働く機会の拡充に取り組んだ。また、令和6年度向けに障害のある方を対象とした会計年度任用職員(非常勤事務補助員)の枠を新たに設けることで、市役所における障害者雇用の取組を進めた。

⑨県補助金が廃止となる小規模作業所(2か所)への対応については、全ての作業所が「地域活動支援センター」への移行を固めたことを確認できたため、令和6年度中の移行に向けたスケジュールや必要な対応等の共有を行った。

【課題】⑧市役所における障害者雇用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、法定雇用率も念頭に置いて取り組む必要がある。

【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】

【目的】地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。

【成果】⑩市内グループホームの定員数については、障害者施設開設等サポート事業で5ホーム(定員21人)に「開設経費」の一部を助成するなどして、令和4年度末の622人から令和5年度末では671人と着実に増加(+49人)している。(目標指標A)

⑪新たに創設したバリアフリー改修等補助制度の実施にあたっては、申請希望のあった事業者への聞き取り等も行い、強度行動障害の人の保護や動線確保のための改修ニーズにも対応してほしいとの意見が出されたため、補助対象を整理して助成へとつなげた。

【課題】⑩⑪グループホームの重度(障害支援区分4～6)利用者数は微増となっているが、利用者の割合としては4割程度(令和6年3月末時点で41.4%)に留まっており、新設したバリアフリー改修等補助制度も未だ十分に活用されていない状況にある。

【地域でつながる(生涯学習活動)】

【目的】地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。

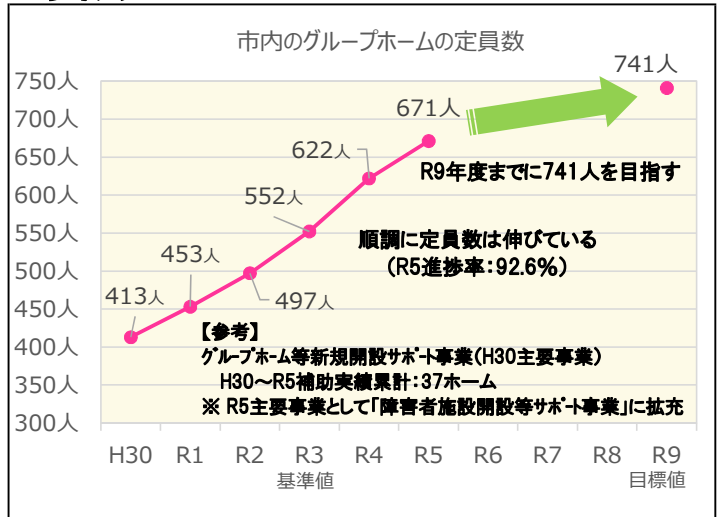
【成果】⑫機能移転した身体障害者福祉会館については、市域の中央部に位置したことなど利便性が向上し、新規の団体利用も増え、令和5年度の利用者数は7,126人で、前年度と比較して約1.3倍に増加している(参考R4:5,344人)。(目標指標E)

⑬自発的活動支援事業については、障害者団体への呼びかけに加えて「地域振興センター担当者会」に参加し周知するほか、募集期間を2回設けたことなどにより、新規の6団体を含む全9団体(参考R4:3団体)の地域活動を支援することができた。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	たじかの園の体制拡充(たじかの園指定管理者管理運営事業、たじかの園施設整備事業)
2	
3	
4	
令和5年度 主要事業名	
1	重度化・高齢化に対応した施設のバリアフリー改修等費用の補助(障害者施設開設等サポート事業)
2	障害児等療育支援事業の支援体制の集約と充実(障害者(児)相談支援事業)
3	障害者就労チャレンジ事業の廃止(障害者就労支援事業)
令和4年度 主要事業名	
1	障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補助金の見直し(障害者小規模作業所運営費等補助金)
2	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・たじかの園について、令和6年度から診療体制の強化や専門職の増員などの体制拡充を行い、診療ニーズが増加している発達障害児への支援体制の充実を図ることができた。

・拡充後の園機能を効果的に発揮できるよう、いくしあ等の関係機関とより一層連携するとともに、保育所等訪問により効果的な支援につなげていくなど、地域の児童発達支援センターとしての中核的役割を果たしていく。

令和6年度の取組

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

①②適切な発達支援の提供等に資するため、指定事業所ネットワーク会議を定期的に関し、ニーズを踏まえた研修や情報提供、事業所一覧表の更新等に取り組むほか、未参加事業所に対しても開催内容を周知するための会議通信を発送するなど積極的な呼びかけを行う。また、会議の場で療育支援事業(施設支援講座など)の一層の周知を図るなど、地域の療育支援体制の充実に取り組む。
 ③教育・障害福祉センターの大規模改修工事の完了にあわせて、園診療所の改修工事を進めるなど、できる限り利用者への影響が出ないよう配慮しながら「たじかの園」を当該センターへ再移転させる。

【働く(雇用・就労)】

⑤⑥⑦障害者の就労支援にあたっては、令和7年10月から実施されるサービス(就労選択支援)への対応等について、委託就労支援機関の役割や機能の再整理を含めて検討する。また、「就労支援ネットワーク会議」の運営については、委託就労支援機関と園域の就業・生活支援センターと連携し、引き続き就労移行支援事業所を対象とした会議を開催するとともに、福祉的就労(就労継続支援)事業所の会議への参加に向けてニーズ調査の実施等を含めて検討していく。
 ⑧引き続き、「ハートフルオフィスup×3」で任用するスタッフの働く機会の拡充に向け、担当課での集中的な配置に加え、各課での分散的な配置を拡大するとともに、各所属においても、障害者枠の会計年度任用職員の任用に取り組むなど、障害者雇用の促進を図る。あわせて、職場定着に向けた支援として、ジョブコーチ等職員が働きやすい職場づくりに向けた支援を行っていく。
 ⑨令和6年度をもって県補助金が完全に廃止となるため、法内施設への円滑な移行に向け、引き続き事業者等との協議・調整を進めていく。

【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】

⑩⑪グループホームの整備促進や障害者の重度化・高齢化への対応に向けては、引き続き指定事業所ネットワーク会議等でバリアフリー改修等補助制度を含む「障害者施設開設等サポート事業」等の周知を図るとともに、事業者向けのアンケート調査を実施して利用(運営)状況や支援ニーズ等を把握しながら、次期の整備方針について検討していく。

【地域でつながる(生涯学習活動)】

⑬自発的活動支援事業の申請団体の増加に向けては、引き続き、生涯学習プラザや身体障害者福祉センター等で実施されている活動・講座等から本事業の活用につなげていくとともに、より活用しやすい制度となるよう、これまでの活動事例を紹介するなど一層の周知に取り組んでいく。

主要事業の提案につながる項目

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

③拡充後の園機能をより効果的に発揮していけるよう、「いくしあ」の発達相談支援や地域保健課の乳幼児健診の取組等との連携を更に深め、発達課題を抱える児童へのアウトリーチや施設支援の効果的な実施など療育支援体制の充実策について検討していく。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	—	—	34.2	35.7	32.8
B	意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	56	46	45	60	64
C	合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	51.0	37.9	36.0	10.5	8.0
D										
E										

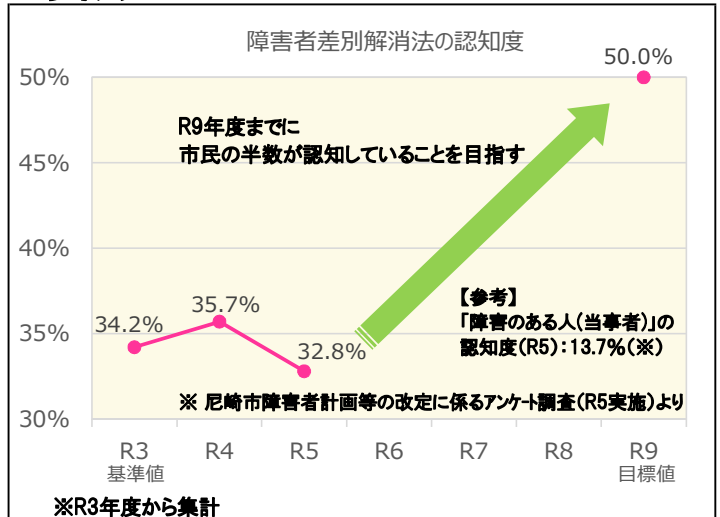
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【安全に暮らす(安全・安心)】 (目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。 (成果)①避難所運営シミュレーションを地域の障害のある人や支援者等に体験してもらう自立支援協議会「あまのくらし部会フォーラム」を企画開催することで、地域の災害意識の向上と障害に対する理解・啓発につなげた。 ②「1.17は忘れない」地域防災訓練で、身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の施設職員へのサポートを行いながら、福祉避難所の開設と受入情報の伝達訓練を実施したほか、自然災害が頻発している状況を踏まえて、身体障害者デイサービスセンターにおいても、個別に福祉避難所開設訓練を実施するなど、避難支援への意識向上に取り組んだ。										
【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。 (成果)③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和5年度:通報・相談件数71件。うち、虐待認定7件)。また、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活・障害児)で「虐待防止委員会」の設置義務化についての合同研修会を開催したほか、生活介護、グループホーム・短期入所のネットワーク会議では、虐待事案への対応や課題、身体拘束等の適正化について共有を図った。 ④令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されるため、その内容や対応等を掲載したパンフレットを各窓口にて配架したほか、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、民間事業者への啓発等について協議を進めた。また、ユース交流センターの学生達が作成した啓発用動画を市公式YouTubeに投稿し啓発を図った。(目標指標A) (課題)③虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所の適切な運営を進めていくためにも、一層の周知や助言等が求められる。 ④障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあり、民間事業者への周知も未だ十分とはいえない。										
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。 (成果)⑤意思疎通支援者に係る各養成講座の受講者(修了者)数の確保に努め、令和5年度の修了者数は全体で64人、新規の派遣登録者は8人であった。また、令和5年11月からは、委託団体(尼崎市聴力障害者福祉協会)や手話言語条例施策推進協議会での協議も踏まえながら、当該修了者の派遣登録を促すための新たな取組(手話通訳の準支援員(チャレンジ)派遣制度)を開始して、9人を準支援員として登録し、利用実績は4件(6人派遣)であった。(目標指標B) ⑥市の窓口等に設置する手話通訳者の定数確保ができていないことや、人事課配置の手話通訳者は一人体制で負担が大きいこと、公費派遣事業では支援者の確保が難しいことなどの課題を、人事課及び当事者団体と共有した。 ⑦手話の普及等に向けては、市民等向け啓発講座全体(4講座11回)の参加者数が89人(参考R4:77人)と前年度より増加し、また、手話言語の国際デー・国際ろう者週間にあわせて、尼崎城等のブルーライトアップや、当事者団体等の協力のもと啓発用ポケットティッシュの配布を行うなど、手話やろう者等への理解・啓発につなげた。 ⑧手話言語条例施策推進協議会では、国が作成した難聴児やその家族等への支援を行う際に活用できる情報提供資料『お子さんのきこえのハンドブック』の活用方法等について検討を進めた。 ⑨視覚障害のある人が周囲の情報入手するためのなどに使用する「白杖」の歩行訓練については、兼ねてから視覚障害の団体等から市内での実施について要望があったことから、支援ニーズの把握を行うため、身体障害者福祉センターの生活訓練事業のメニューの中で、試験的に白杖の体験会・相談会を2回開催した(延べ12人参加)。 ⑩職員への理解・啓発に向けては、新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続して実施しているほか、「職員ハンドブック」を作成・周知したこと等により、合理的配慮を知らない職員の割合は大きく改善している。 ⑪職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、障害者活躍推進研修、メンタルヘルス及び合理的配慮研修の受講対象者を一般職、会計年度任用職員まで拡大して実施したほか、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組内容の紹介を行った。(目標指標C) ⑫職員の福祉現場への理解を深めるため、新採職員等を対象とした「福祉事業所短期インターン研修」を実施し、支援を求める・行う側の関係性の中でのコミュニケーションや配慮の在り方等について学んだ。また、各所属で共有を図り、日々の対人支援等に反映させる機会とした。 (課題)⑤～⑧令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数も十分ではなく、また、市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等についても整理する必要がある。 ⑩⑪合理的配慮を知らない職員の割合について、職員全体としては低下(改善)してきているが、障害のある職員の満足度(36.1%)は十分とはいえないことから、障害への理解と差別解消の意識醸成を図る必要がある。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	意思疎通支援事業の拡充
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化 (身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館 指定管理者管理運営事業)
2	
3	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・市民意識調査における障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあることや、行政機関のみ義務化されていた「合理的配慮の提供」について、令和6年4月から民間事業者にも義務化されていることを踏まえ、より一層効果的な周知啓発を進める。

・あわせて、障害のある人が地域で共生できるような社会の実現に向け、障害のある人とない人の相互理解がより深まるよう、各種取組を進める。

令和6年度の取組

【安全に暮らす(安全・安心)】

②センターと会館においては、利用者の安全かつ円滑な避難行動につなげるため、災害時の避難経路の一つとして、「非常用階段避難車」を導入し、施設職員等向けに当該機器を用いた避難訓練を実施する。

【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】

③虐待防止制度の一層の周知に向けては、引き続き、各指定事業所のネットワーク会議における研修の実施など、より効果的な周知方法を検討していく。
 ④障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、協議会の開催頻度を高め、尼崎市商工会議所等を通じた民間事業者への効果的な啓発方法について協議を進めるほか、引き続き、学校や地域へのより効果的な啓発策についても検討していく。

【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑤手話通訳者養成講座修了者に対し、準支援員派遣制度により、引き続き、実践の場を提供することで、技能等の向上を図り、派遣登録につながるよう委託団体によるサポートを行っていくとともに、利用登録者に当該制度を利用してもらうよう、周知方法等について委託団体や手話言語条例施策推進協議会と協議していく。
 ⑤～⑧今後、障害福祉課及び人事課の手話通訳者が、従来の市民及び職員への対応に加え、相互に応援体制を取り、市政情報の発信を行うなど、より効率的・効果的な支援体制とすることを検討する。
 ⑧『お子さんのきこえのハンドブック』については、手話言語条例施策推進協議会での意見を踏まえて掲載する施設・機関をまとめていくとともに、保健部局とも情報共有しながら市内の医療機関等に配布していく。
 ⑩新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続実施していくことで、職員の障害者差別解消法の認知度を高めていく。
 ⑪障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくため(合理的配慮)の研修等を実施するとともに、障害のある会計年度任用職員を各課に分散配置するなど、障害や障害者への理解を深めるための取組を引き続き行う。
 ⑫「福祉事業所短期インターン研修」については、研修を通じて、対人支援等において新たな気づきが得られるよう、引き続き実施していく。

主要事業の提案につながる項目

【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑨体験会・相談会の参加者からは、歩行訓練士を直接、自宅へ派遣する形での訓練の実施を求められているが、歩行訓練士の確保が難しい状況にあるため、兵庫県下で既に実施している自治体の実施状況等を踏まえながら、本市での事業化を検討していく。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	01 介護予防の取組や認知症施策の推進
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	認知症サポーターの数	↑	24,080	人	45,507	22,341	23,297	24,080	25,399	27,646
B	介護予防体操の登録者数	↑	4,028	人	5,737	3,540	3,800	4,028	4,374	4,985
C	自分が健康であると感じている高齢者の割合	↑	68.6	%	72.9	64.7	67.2	68.6	65.8	67.6
D										
E										

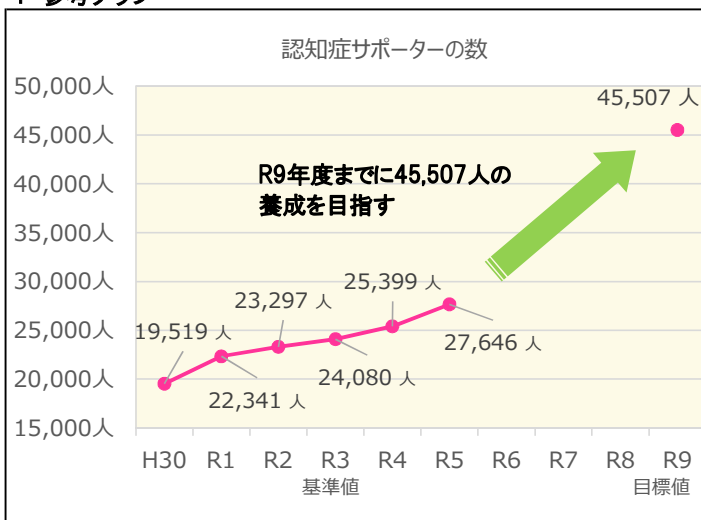
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【介護予防の取組】 (目的)介護予防については、関心を持つだけでなく、運動・栄養口腔・社会参加が大切だと感じ、自らが実践できるよう取組を進める。 (成果)①公共施設や店舗等169か所(令和4年度168か所)に設置したシニア情報ステーションにおいて、シニア元気アップパンフレットを配布するとともに、フレイル対策に必要な3要素(運動・栄養口腔・社会参加)の各事業効果を掲載したチラシを地域包括支援センター等で配布し、いきいき百歳体操(百歳体操)等の介護予防活動への参加につなげた。(シニア元気アップパンフレット配布数約29,000部)(目標指標B・C) ②百歳体操は、152グループ・参加者4,985人(令和4年度150グループ・参加者4,374人)となり、グループ数・参加者数ともに増加した。また、高齢者ふれあいサロンとの合同交流会において、健康チェックを活用した集団指導や、スマートフォンを活用した様々な体操の動画を視聴する方法等を周知するとともに、令和4年度に実施した参加者へのアンケート結果において、口腔に関する課題を感じている人が多いことから、言語聴覚士が実施する口腔ケアに関する意識啓発の定期支援メニューを追加し(利用7グループ)、活動の活性化を図った。 ③フレイルチェックは、市民フレイルサポーターがフレイルの啓発や測定機器などを用いてフレイルの兆候のチェックを行うもので、48名のサポーターが15回実施し、239人の参加があった(令和4年度 21回 275人参加)。また、サポーターから、フレイルチェックは長時間を要すること等が参加控えにつながっているとの意見があることから、より多くの人にフレイルの意識醸成を図るため、モデル事業として、市役所窓口において、「時短で」「気軽に」をテーマとしたミニフレイルチェックを実施した。 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、事業に専従する医療専門職を6名確保し、国保データベース(KDB)システムを活用した分析により、健康状態が不明な高齢者633人に個別で訪問等による健康相談等を行い、2人のハイリスク者を適切なサービスにつなげた。また、地域の集いの場においても高齢者の質問票等を活用し、健康相談等を行い、207団体、3,140人に実施し、健康状態の把握を行った。 ⑤武庫健康ふれあい体育館については、鉄骨納期遅延等に伴い、新築工事に遅れが生じたが、設置管理条例制定や、老人福祉センター福喜園での事業継続の調整など、関係部局と連携し、令和6年度の事業整理を行った。また、同好会活動を行っている利用者等との意見交換や、民間スポーツクラブが実施する介護予防事業の視察等を行い、令和7年度以降の事業の検討を進めた。(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、令和5年6・7月にタウンミーティングを実施し、住民の意見を取り入れた設計コンセプトの作成(必要居室の設定)等を行った。 (課題)①②④百歳体操の普及啓発に向けては、高齢者の情報発信の拠点であるシニア情報ステーションの設置数を増やす必要があるとともに、介護予防活動において、フレイル対策の3要素(運動・栄養口腔・社会参加)を複合的に取り入れられるよう、パンフレットの内容等を検討する必要がある。また、スマートフォン等の利用率が高い前期高齢者に向けた介護予防等の情報発信のためICTの活用や、口腔に関する周知啓発を進める必要がある。 ③ミニフレイルチェックを実施することで、参加者増やフレイルの意識醸成への影響がどの程度あったのかを検証する必要がある。 ⑤武庫健康ふれあい体育館については、令和7年度以降の新規事業を整理する必要がある。(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、設計コンセプトを基に、基本設計を進める必要がある。また、総合老人福祉センターについては、合築となっている長安寮が令和6年度に廃止となることから、建替えに伴う機能の見直し等の検討を進める必要がある。 【認知症施策の推進】 (目的)認知症の正しい理解や早期発見・対応につなげるとともに、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう取組を進める。 (成果)⑥認知症サポーター養成講座(養成講座)の受講者増に向け、より市民が受講しやすいようオンラインで開催するとともに学校や警察、市内事業者等に講座を周知し、受講者数が2,247人(令和4年度1,319人)となった。また、認知症の人やその家族等に向けた認知症あんしんガイド(あんしんガイド)を認知症施策推進会議等で見直しを進め、より分かりやすく伝えられるよう、認知症の状態に応じて利用できるサービスフロー図の掲載などの改訂を行った。(目標指標A) ⑦認知症サポーター(サポーター)や本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」のサポーターは、49人(令和4年度38人)となった。また、認知症カフェの定期開催などで、認知症の人・家族の困りごととして、外出に対する支援が挙げられたことから、実施に向けた検討を行い、令和6年1月から認知症の人の移動支援をモデル事業として実施した。 ⑧認知症カフェは、30か所(令和4年度24か所)となり、認知症の人やその家族が集える場づくりの確保につながった。また、認知症カフェのより効果的な支援内容の検討に向けては、代表者交流会を開催し、活動内容の質の向上等に向けた意見交換を行うとともに、認知症カフェの参加者で就労を希望する認知症の人に対して、「チームオレンジ尼崎」等が受入れ店を探し、希望者が喫茶店の手伝いを開始するといった好事例につなげた。 ⑨認知症疾患医療センター等関係機関と連携し、引き続き、対象者へ取組の周知を図るとともに、若年性認知症カフェを定期開催し、本人が希望する料理や散策、交流等を実施した。また、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員と関係機関との連携強化・対応力向上を目的として、認知症サポート医等との交流会を開催した。 (課題)⑥養成講座の受講者を増やすため、ICTの活用や地域の活動者・事業者と連携を図り、養成講座の開催数を増やす必要がある。また、認知症になったとしても安心して地域で暮らしていけるよう、利用できるサービスの情報提供を行う必要がある。 ⑦モデル事業である移動支援については、実施における課題の分析や支援できるサポーターを増やしていく必要がある。 ⑧⑨認知症カフェは増加傾向にあるが、参加者数が伸びていないため、引き続き、認知症の人や家族、関係者等と連携し参加者数増加に向けた意見交換を行うとともに、「チームオレンジ尼崎」との連携を強化する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	老人福祉センターワークセンター和楽園の予防保全(老人福祉センター施設整備事業)
2	
3	
4	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【介護予防の取組】 ①②シニア情報ステーション設置数増に向け、新たに銭湯や理美容店で設置できるよう働きかけを行っていく。また、シニア元気アップパンフレットについては、各事業とフレイル対策の3要素(運動・栄養・口腔・社会参加)の関連を記載するなどの工夫を行うことで、更なるフレイル予防の普及啓発を図っていく。さらに、ICTを活用した普及啓発・活動支援の取組に向けては、携帯電話会社等と連携し、操作レベルに応じたスマートフォン講座の実施や、講座の中でフレイル予防に効果的な体操動画の視聴方法の紹介等を検討するとともに、引き続き、新たに追加した口腔ケアに関する定期支援メニューの周知など、グループのニーズに合わせた支援を充実させ、活動の活性化やマンネリ化防止を図っていく。 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組である百歳体操や高齢者ふれあいサロンでの保健師等の健康相談に加え、ミニフレイルチェックを同時に開催するとともに、市内事業者と連携し、シニア情報ステーション設置場所等でのミニフレイルチェックを実施し、より多くの人にフレイルの意識醸成を図っていきながら、事業の効果検証を行う。 ④引き続き、医療専門職による個別訪問や地域の集いの場で健康相談等を行い、高齢者の健康状態の把握に努め、適切なサービスにつなげるとともに、健康相談等において、簡単に口腔の状態をチェックできる咀嚼ガム等を活用するなど、フレイル予防の意識醸成を図っていく。 ⑤武庫健康ふれあい体育館については、令和7年度以降の新規事業の実施に向け、効果的な健康づくりや介護予防教室等の事業構築を行い、事業実施者の選定を進めていく。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、基本設計を進めるとともに、地域住民と調整を行い、工事工程・時期の確認を行っていく。総合老人福祉センターについても、施設の建替えや機能変更等に向けて、効果的な施設運営の手法等を検討していく。	
【認知症施策の推進】 ⑥引き続き、市内の学校や事業者等への養成講座の周知やオンラインによる広報・開催により、受講者増への取組を進めるとともに、既存の百歳体操や高齢者ふれあいサロンにおいて、あんしんガイドの説明や養成講座の開催などを行い、認知症の正しい理解への取組を推進し、認知症になっても安心して生活できるよう、利用できるサービスの情報提供の促進や居場所づくりに取り組んでいく。 ⑦モデル事業を実施する中で、移動支援の課題を分析するとともに、支援にあたっては、サポーターや認知症の人、その家族から、顔見知りである方が依頼・支援しやすいとの意見があることから、支援前にサポーターと認知症の人が交流できる機会を設けるなど、サポーターの声を聞きながら、支援を行う際の不安払拭につながる取組等を検討していく。 ⑧⑨認知症カフェ参加者数を増やすため、引き続き、認知症の人や家族、関係者等との意見交換を行うとともに、「チームオレンジ尼崎」と連携し、認知症の人を認知症カフェの参加につなげる取組を検討していく。	

6 評価結果

評価と取組方針
・武庫健康ふれあい体育館の供用開始に向けては、より多くの市民に利用してもらえるよう、健康づくりや介護予防に関する効果的な事業構築を行う。 ・加えて、現在基本設計を進めている(仮称)大庄健康ふれあい体育館はもとより、各老人福祉センターや地区体育館、生涯学習プラザなどへの展開も見据え、関係部局間で連携し、検討を進める。 ・総合老人福祉センターの再整備については、各老人福祉センターとの機能分担を含め、その役割やコンセプトを明確にした上で、方針案を検討する。

主要事業の提案につながる項目
【介護予防の取組】 ⑤武庫健康ふれあい体育館における、令和7年度以降の新規事業の実施に向け、効果的な健康づくりや介護予防教室等の事業展開を進めていく。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	02 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	生きがいを持つ高齢者の割合	↑	58.7	%	75.9	66.3	61.5	58.7	64.6	63.2
B	高齢者ふれあいサロンの登録者数	↑	2,841	人	5,130	2,869	2,660	2,841	2,968	3,955
C	地域の中で頼れる人がいる割合	↑	51.5	%	54.8	52.3	50.8	51.5	54.2	49.8
D	地域包括支援センターの認知度	↑	59.9	%	100	63.5	61.3	59.9	64.1	62.3
E	生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	742	人	3,300	613	645	742	854	1,031

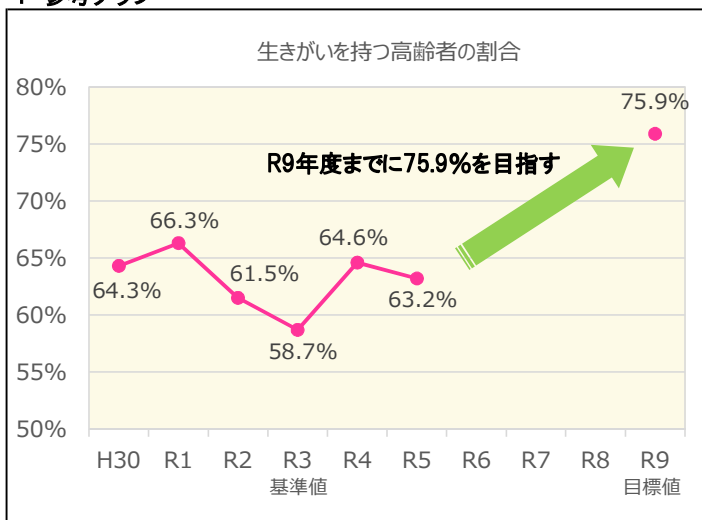
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【社会参加の促進】 (目的) 地域で支え合いの風土が醸成され、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を超え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得られることができる仕組みづくりを行う。 (成果) ①高齢者ふれあいサロン(サロン)については、135か所・登録者3,955人(令和4年度132か所・登録者2,968人)となり、団体数・登録者共に増加した。また、いきいき百歳体操との合同交流会において、フレイル予防を意識した集団指導や、活動の活性化のため付与しているあま咲きコインの利用方法等の周知を行った。さらに、参加者から買い物に困っているといった声があったことから、兵庫県・コブこうべと連携して協同購入の仕組みを紹介し、兵庫県で初めて通いの場での協同購入の取組につなげた。(目標指標B・C) ②高齢者生きがい就労事業(生きがい就労)を地域の集いの場に広げる取組として、試験的にサロンで実施したが、作業が少し難しいといった声が多かったことから、より簡単な作業を開拓することも含め、事業の見直しを行った。また、地域の集い場から、生きがい就労を始めたいという声があったことから、はたらくらボにきて作業体験を行うなど、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)等と連携しながら、立ち上げに向けた伴走支援を行ったところ、一部の地域では、訪問型支え合い活動団体を立ち上げることとなった。(目標指標A) ③各地区の地域福祉ネットワーク会議では、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)を中心に、地域住民や地域団体、福祉事業所等での地域の居場所づくり等の協議が行われ、園田地区では、就労的活動支援コーディネーターと連携して「まちづくり・仕事おこし講座」を開催した。中央地区では、これまで地域活動に参加しなかった単身高齢男性を対象に、興味・関心のある活動のできる集いの場を2地区で試行実施し参加につながったことで、個々のニーズに対応した集いの場の必要性が確認できた。 (課題) ①サロン活動の活性化や参加者増に向けては、参加者等から意見を聞きながら、他事業と連携を図る必要がある。その中で、買い物に困っているとの意見を受け、協同購入を実施したことから、この取組等を関係機関と連携し、推進する必要がある。 ②地域の集いの場やはたらくらボにおいても、多様な就労的活動のニーズがあるため、関係機関と連携を図り、地域でのニーズへの対応を含めた就労的活動を用意する必要がある。また、令和6年度末で生きがい就労のモデル事業が終了となるため、本格実施に向けた事業の在り方を整理する必要がある。 ③社会参加につながりづらい高齢男性に対して、就労や個々の興味・関心に応じた場づくりを進める必要がある。	
【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】 (目的) 高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、介護サービスの基盤確保・質の向上等に取り組む。 (成果) ・要介護認定者数: 令和4年度 30,595人→令和5年度 30,799人 ④地域包括支援センターの対応力向上、地域のケアマネジャー・民生児童委員との連携に向けて、高齢者虐待等に関する研修等を実施した。また、地域ケア会議では、アドバイザーの助言が自立支援に向けたケアマネジメントに結びつくよう、事例選定方法の見直しや会議の進め方動画の作成を行うとともに、各地区の地域ケア個別会議の振り返りや全市的な共通課題を共有するため、「地域ケア課題共有会議」を新たに設置した。(目標指標D) ⑤医療・介護連携専用SNSの活用促進に向け、多職種を対象にした研修会において、活用の好事例の紹介やSNSの操作体験会を行うとともに、医療・介護連携ツールの紹介チラシを作成し、多職種向けの研修会等の機会を通じて周知・啓発を行った。また、医療・介護連携協議会では、災害時における多職種連携をテーマに、各専門職団体における連携の取組状況の共有等を行うとともに、県立尼崎小田高校との協働により、「フレイル予防」と「防災」を関連付けた市民向けの啓発活動を実施した。 ⑥第8期介護保険事業計画の整備目標の達成に向けて、公募により認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護の整備予定事業者を各1者選定した。 ⑦生活支援サポーターの確保に向けては、生活支援コーディネーターと連携し、地域振興センターで養成研修を開催し、地域活動に興味のある人の研修参加を呼びかけるとともに、研修内容に各地区の地域課題・活動の事例を加え、受講後の活動につなげる啓発を行い、12回の研修を通じて新たに177人を認定し、16人の就業、28人の地域活動等につなげた。(目標指標E) ⑧介護職員初任者研修等受講料助成金交付事業では、個人・法人あわせて52人(令和4年度 72人)に交付するとともに、介護支援ボランティアポイント交付事業においては、25人(令和4年度 11人)に付与した。また、介護福祉士等学びなおし研修では、介護現場の生の声を聞ける介護福祉士等復職・再チャレンジ応援イベントや復職支援研修として、より効果的に復職等の支援ができるよう内容を見直し、参加者数は8人(令和4年度 8人)となり、うち1人が訪問介護事業所への就職につながった。 (課題) ④地域包括支援センターへの相談件数が増加し、相談内容も複雑・複合化する中、令和6年4月1日施行の介護保険法の改正内容も踏まえ、センターの業務負担軽減に向けた機能・体制等について検討を行う必要がある。 ⑤行政や各専門職団体による災害時の連携について多職種への周知を進めるとともに、支援対象者に関する多職種間での情報共有の在り方について検討する必要がある。また、支援が必要な高齢者に対して、自助・共助の取組が進むよう、必要な情報を発信する必要がある。 ⑥特定施設入居者生活介護等の一部サービスで、公募を実施したものの、第8期介護保険事業計画中に、事業者選定に至らなかったものがあり、整備目標を達成できていないサービスが生じた。 ⑦受講者数や修了者の就労者・地域活動者数が少ないことから、受講者等の意見を反映するとともに他事業と連携を図る必要がある。 ⑧介護福祉士等復職・再チャレンジ応援イベントや復職支援研修は、事業見直しに時間を要し、年度末実施となったことから、見直しの効果について検証を行う必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	高齢者生きがい就労事業
2	老人福祉工場の見直し(老人福祉工場指定管理者管理運営事業)
3	認知症確定診断体制整備事業の廃止
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【社会参加の促進】 ①③引き続き、参加者等の意見を聞きながら、関係機関と連携し、サロンでの協同購入の取組を推進することなどサロン活動の活性化や参加者増につなげていく。 ②③引き続き、関係機関と連携し、地域のニーズを把握するとともに、好事例を共有しながら、それらの解決と高齢者の生きがいづくり・社会参加をマッチングした講座を開催し、地域の支え合い活動を含め、事業を推進するとともに、「あまがさきSDGsパートナー」などの産業界への営業を強化し、地域の集いの場での就労的活動を広げていくことで、生きがい就労の活性化を図っていく。	
【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】 ④令和6年4月1日施行の介護保険法の改正内容を踏まえ、地域包括支援センター等と意見交換し、機能・体制等について検討を行っていく。また、地域ケア会議の開催が、本人の行動変容、支援者の自立支援に向けたアセスメント力向上・気づきにつながるよう、参加者の声を聞きながら、運用の向上を図っていく。 ⑤災害時の多職種連携に向けては、行政による要配慮者支援の取組や各専門職団体における事業継続に向けた取組等について、医療・介護連携協議会において情報集約し、多職種に周知するとともに、情報共有の仕組みの検討・運用の向上を図る。また、支援が必要な高齢者に向けた各種制度の啓発を進めていく。 ⑥第8期介護保険事業計画での各サービスの整備状況や施設・事業所の意向等を踏まえ、策定した第9期介護保険事業計画に基づき、整備予定事業者の公募を進めていく。 ⑦生活支援サポーター養成研修受講をすることで、「認知症サポーター養成講座修了者」となるカリキュラムの見直しを図り、地域での気軽な支援活動から生活支援サポーターとしての活動につなげるとともに、生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーター等の関係機関と連携し、地域活動に対して研修参加を呼びかけ、研修参加後の活動相談や就職活動の支援、活動に対する意識啓発等を行い、受講者数や就労者・地域活動者数の増加につなげていく。 ⑧引き続き、各事業の分析や申請者等から意見を聞いていく中で、効果的な事業実施に向けた検討を行っていく。また、介護福祉士等復職・再チャレンジ応援イベントや復職支援研修は、ハローワーク等と連携し、更なる事業周知を図るとともに、受講者に子育て中の女性が多いことから、参加しやすい時期の実施など、参加者数や就労実績の増加につなげていく。	

6 評価結果

評価と取組方針
・高齢者生きがい就労事業については、モデル実施の中で、訪問型支え合い活動の立ち上げにつながるといった好事例も見られている。 ・これまでのモデル実施における課題や利用者ニーズを踏まえ、地域と連携しながら、今後の事業展開について検討を進める。 ・超高齢社会が進展する中、高齢者を対象とした施策については、持続可能な制度となるよう、適宜必要な見直しを検討する。

主要事業の提案につながる項目
【社会参加の促進】 ②令和6年度末でモデル事業期間が終了する高齢者生きがい就労事業について、他事業との連携などを視野に入れるなど、令和7年度からの本格実施・事業拡大に向けた展開を進める。
【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】 ④令和6年4月1日施行の介護保険法の改正内容を踏まえ、地域包括支援センターの機能・体制等について検討を進める。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08	健康支援	展開方向	01	生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局		保健局			

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
		方向				R1	R2	R3	R4	R5
A	健康寿命の延伸 (健康寿命と平均寿命の差)	↑	男△1.55 女△3.39	歳	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命の 増加	男△1.57 女△3.59	男△1.63 女△3.59	男△1.55 女△3.39	男△1.50 女△3.29	-
B	尼っこ健診受診率	↑	11歳37.6 14歳26.8	%	11歳50.0 14歳30.0	11歳34.1 14歳25.6	11歳37.3 14歳24.1	11歳37.6 14歳26.8	11歳35.7 14歳26.2	11歳31.3 14歳28.8
C	特定健診受診率	↑	31.4	%	60.0	31.4	26.9	31.4	31.3	30.7 (速報値)
D	保健指導実施率	↑	31.6	%	60.0	35.1	25.4	31.6	29.3	30.4
E	がん検診の受診率 (肺がん検診受診率)	↑	5.4	%	増加	5.2	3.3	5.4	6.8	6.4

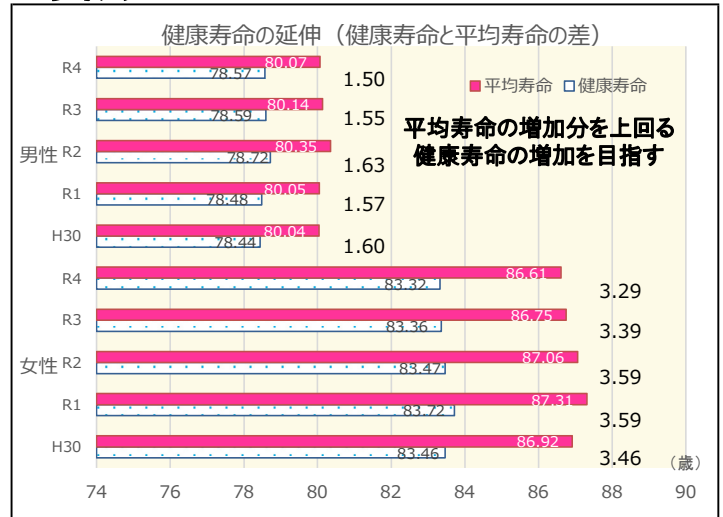
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進】 (目的)生活習慣病予防・重症化予防、介護予防の取組の推進に関連する施策の連携を図り、すべてのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的に進めることにより、健康寿命の延伸、結果としての医療費・介護給付費の適正化を目指す。 (成果)①市としての健康増進計画である「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」を策定し、健康寿命の延伸を全体目標として掲げ、ライフステージに応じた市民や行政の取組内容をわかりやすくとりまとめた。 ②健康寿命の延伸に向け、脳・心血管疾患の発症リスクとなる高血圧予防の啓発を強化するため、市内公共施設への血圧計の設置(生涯学習プラザ等11か所)、血圧記録帳の配布(14,400冊)やイベント「食育・適塩化フェア」(10月開催、来場者数621人)を行った。(目標指標A) (課題)①健康寿命の延伸に向け実施している各種取組について、健診・医療・介護等の客観的なデータを用いた分析をしっかりと行う必要がある。	
【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】 (目的)望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得することにより、将来の生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。 (成果)③尼っこ健診の受診率は、11歳は令和4年度より4.4%減、14歳は2.6%増であった。また、立花中学校において出前形式による健診を実施した結果、当該学校の児童生徒の合計受診率は、地域会場での受診者を含めて49.8%(うち出前受診率41.3%)で、14歳全体の受診率と比較して21.0ポイントも高く、出前健診により大幅な受診率の向上が図れた。尼っこ健診受診者のうち小児生活習慣病対策事業対象で肥満度30%以上の児童生徒について学校へその結果を伝える情報提供書に学校からの返信欄を設け、生活習慣の改善が継続できるよう学校との情報共有や連携を強化した(返信率25.0%)。 ④事業開始以降の蓄積データを分析した結果、14歳の受診者で11歳時に受診履歴がある児童生徒の方が、11歳時の受診履歴のない児童生徒に比べると、肥満の割合が少ないことから、より健康であると推測される。(目標指標B) (課題)③受診率向上に向けて、教育委員会事務局との更なる連携を強化し、出前健診の回数を増やす必要がある。 ④肥満の児童生徒を対象に教育委員会で実施している小児生活習慣病対策事業との役割の整理などの事業見直しが必要である。	
【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】 (目的)各種健・検診事業等を通じた、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療による生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。 (成果)⑤特定健診の未受診者を過去の受診履歴をもとに4層のセグメントに分けて受診勧奨ハガキを送付する際、案内内容を伝わりやすい内容に変えた結果、国保の新規加入者層の受診者数が集団健診会場で増加した。(目標指標C・D) ⑥がん検診については、個別受診勧奨はがきを送付した年齢層の検診受診率の有効性が高いことから、送付対象者を令和4年度の50・60歳に加えて、45歳・55歳にも送付することで、本市がん検診の普及・啓発に努めた。(目標指標E) (課題)⑤集団健診での受診者は6,402人→6,459人と令和4年度より57人、0.5ポイント微増したが、医療機関での受診者が減っている。令和4年度に市民対象に実施した健康づくりアンケート調査では、未受診の理由が「医者にかかっているから」が3割を超えているため、医療機関での健診受診者を増やす取組が必要である。 ⑥がん検診の必要性をどのように周知するかが課題である。肺がん検診については、胸部関連疾患が多い本市の特徴から、男女ともに5つのがんの中で最も死亡率が高い状況にある。また子宮頸がん検診についても、子育て世代である20歳代の受診率が低い状況にあり、ともにがん検診の受診率向上が必要である。	
【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】 (目的)生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組により、介護を要する状態になることや、重症化の予防を目指す。 (成果)⑦未来いまカラダ戦略事業の一つである認知症対策事業(もの忘れチェックを実施)では、令和5年度の受診者198人中、認知症の疑いの者は5人で、全員に家庭訪問等で医療機関受診の勧奨等保健指導を行った結果、1名がアルツハイマー型老年認知症と診断され、治療開始につながった。 ⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業では、つどいの場への保健師等による積極的な介入(百歳体操・サロン等 207団体)や健康状態不明者(健診・医療・介護未利用者 633人)への家庭訪問を継続実施し、支援が必要な人を適切なサービスにつなげたのは2人、健診受診につなげたのは22人である。 (課題)⑦事業開始年度の平成28年度は1,519人受診していたが、その後は減少傾向にある。また、集団健診会場で健診と同時実施しているため、個別面談の場所やもの忘れチェックを実施する健診事業者の確保も困難な状況にある。健診以外の場でより幅広くスクリーニングでき、認知症の早期発見や早期治療につながる仕組みづくりを検討する必要がある。 ⑧医療介護情報や令和3年度からの事業実施で得られた高齢者の質問票等のデータからは、口腔機能低下者は栄養不良や運動機能低下が疑われる確率が比較的高いことや生活習慣病の治療中断者は要介護状態となる確率が高い傾向にあることがわかったため、引き続き、事業実績を評価し、効果的な取組につなげていく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	「高血圧ゼロのまち」推進事業(生活習慣病予防ガイドライン推進事業)
2	未来いまカラダ戦略事業(生活習慣病予防ガイドライン推進事業)の見直し
3	口腔衛生事業の見直し
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	多剤服薬者への服薬情報の提供(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)
2	肺がん検診の受診機会の拡充(がん検診事業)
3	地域いきいき健康プランあまがさき策定事業
4	胃がん検診の見直し(がん検診事業)
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進】	
①各種評価指標等に基づく地域いきいき健康プランあまがさきの進捗管理を行うとともに、健診や医療費データ等を用いた生活習慣病予防等に関する取組の評価、分析を進める。また、その評価、分析にあたっては生活習慣病の予防に向けた取組を推進していくために設置していた「ヘルスアップ尼崎戦略推進会議」を発展的に解消し、「いきいき健康プランあまがさき庁内推進会議」において検証を行っている。	
【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】	
③実施結果を踏まえた効果検証をするとともに、受診率向上に向けて、教育委員会及び学校現場の協力を得た上で、出前健診の実施校を増やす。	
④これまでの実施結果を踏まえた効果検証を行い、事業の見直しを進める。	
【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】	
⑤受診勧奨ハガキを送付した直後は健診の予約者が増加しているため、引き続き、効果が期待できる送付対象者に個別勧奨通知を送付する。また、医療機関での受診者が伸び悩んでいるため、医師会と連携し、かかりつけ医での受診率を高めていくために、更なる働きかけを実施していく。	
⑥各がん検診については、市民の利便性に配慮し、特定健診とのセット受診などを促していくとともに、肺がん・子宮頸がん検診については、特定の年齢層に絞った働きかけを強化していくなど、更なる受診率向上に向けた取組を検討していく。	
【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】	
⑦認知症予防対策事業を含めた未来いまカラダ戦略事業全体の5事業について、実績や成果、課題など全体を振り返りながら、効果の低い事業の見直しを検討する。	
⑧従来の取組に加え、口腔機能低下予防に関する取組を強化するとともに、糖尿病治療中断者への介入を開始する。また、引き続き事業実施により得られたデータ等に基づく評価や課題分析を行い、関連事業との連携も含めたより効果的な取組について検討を進める。	

6 評価結果

評価と取組方針	
・肺がん・子宮頸がん検診については、個別の受診勧奨を実施していくとともに、これまでの取組により受診につながった方の傾向分析のほか、他都市の好事例等も参考にしながら、受診率向上策について検討を進める。	
・尼っこ健診については、過去に受診した子どもの健康実態等の検証結果をもとに、事業の実施対象や実施体制の見直しを図るとともに、教育委員会が実施する小児生活習慣病対策事業との役割を整理する中で、学校等との連携強化を図りつつ、効果的な肥満児へのハイリスクアプローチなどについて検討を進める。	
・未来いまカラダ戦略事業で導入している各種検査項目については、これまでの成果や課題の検証結果をもとに、他の事業や取組との役割の整理など、今日的な視点で見直しを行う。	

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	02 地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健局		

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	自分が健康であると感じている市民の割合	↑	74.4	%	100.0	72.3	72.5	74.4	72.3	72.8
B	食育に関心がある人の割合	↑	72.7 (R4)	%	75.0	—	—	—	72.7	70.2
C	自殺による死亡率 (人口10万人対)	↓	16.6	人	16.1	13.4	16.2	16.6	21.5	17.7
D										
E										

※指標Bについて、令和4年度は尼崎市健康づくりアンケート調査、令和5年度は市民意識調査の数値を用いている。

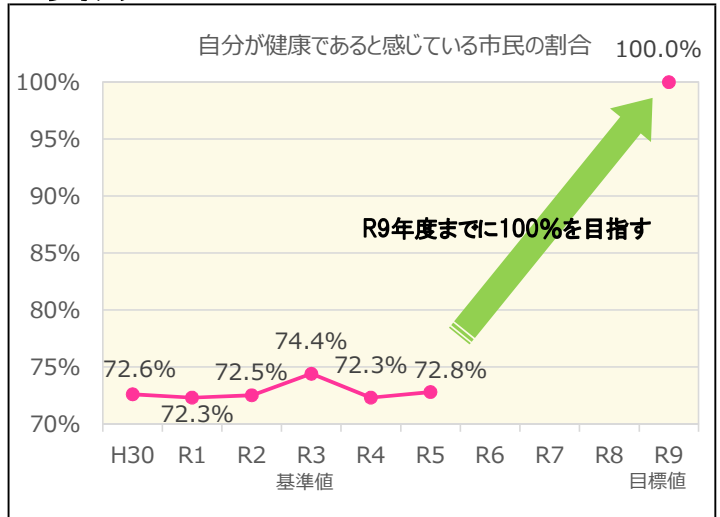
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【健康行動を促すまちづくりの推進】 (目的)健康寿命の延伸のため、市・市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、誰もが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。 (成果)①未来いまカラダポイント事業について、ガイドブックや健康イベント等で広報を行った結果、健康行動が定着したと考えられる人(継続特典チケットを10枚貯めた方)の数が、令和4年度1,000人→令和5年度1,176人に増加した。また、市民の健康づくりと市内経済の活性化を目的としたSDGsポイント(健康行動を行った場合に付与するあま咲きコイン)については、事業参加者数の増加を狙って付与ポイントの引き上げ(各種健診受診20→100ポイント(円))を行い、付与人数が令和4年度2,679人→令和5年度5,130人に増加した。 (課題)①健康行動が定着したと考えられる人やSDGsポイントの付与人数は増えているものの、事業参加者は60～70代が多く、若年層を中心とした新規の事業参加者を増やすため、事業の周知や広報手段についての見直しが必要である。	
【たばこ対策の推進】 (目的)喫煙による健康への影響の理解を深め、禁煙を希望する人の支援を行うとともに、受動喫煙を防止する。 (成果)②母子健康手帳交付時の面接や、1歳6ヵ月健診の際にチラシを配布し、たばこの健康影響について乳幼児を持つ親への保健指導を行った。また、集団健診受診者等で禁煙相談事業を利用した結果、17人中5人が禁煙につながった。 (課題)②「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」において20歳以上の喫煙率は令和4年度時点で15.1%に対し、幼児がいる家庭で喫煙者がいる世帯の割合は31.7%と高い傾向にあるため、喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について情報発信などを進める必要がある。	
【食育の推進】 (目的)生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進する。 (成果)③中高生の朝食の喫食率や39歳以下の「主食・主菜・副菜」が揃った食事の摂取割合が低いといった課題解決に向け、市民の食育実践につなげるツールとして、クックパッド「あまがさきの食 アマメシ」(R5.3開設～R6.3時点、延べアクセス数239,000回、67品レシピ掲載)による情報発信を行った。また、公立幼稚園や学校等と連携し、地産地消や災害時の食の備え等をテーマに調理・試食体験を取り入れた講座実施(前年度実績より8回、175人増加)に取り組んだ。他分野と合わせた参加型イベント(歯と口の健康フェスタ421人、食育・適塩化フェア621人)を行い、食育に無関心な層にもアプローチを行った。令和5年度からは子ども食堂における野菜等食材購入の補助事業を開始し3団体に助成したほか、これまで直接のつながりがなかった尼崎子ども食堂ネットワークとの連携により、市内43団体全てに食育の情報発信が可能となり、研修等で24団体に対して直接の啓発を行ったことで、市内の食育活動の充実につながった。(目標指標B) (課題)③野菜等食材購入の補助事業については、食育講座の実施もしくはクックパッドへのレシピ掲載を必須要件としていたことから、申請実績が低調となったため、より多くの団体が食育活動に取り組めるよう、要件の見直しが必要である。	
【心と体の健康回復や療養のための支援】 (目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころとからだの健康回復や療養のための支援を行う。 (成果)④「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を3回開催し、会議では具体的事例を活用しながら各機関の支援内容の共有を行ったが、連携の必要性など、認識の違いがわかった。メンタルヘルスの問題を抱える人の身近な相談者となるよう国の試行事業である「心のサポーター養成講座」に参加しサポーターを養成した(3回実施、30人認定)。 ⑤自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等にゲートキーパー研修を行った(10回実施、304人参加)。思春期の自殺関連行動事案に対しては、関係部局間で実際の事例を基に自殺関連行動の段階に応じた役割、連携方法について整理を行い、各機関の役割等を一覧表にまとめた(思春期相談対応ケース件数 令和5年度 148件実施)。(目標指標C) ⑥常時在宅人工呼吸器使用者が、災害等による長期間の停電発生時に在宅避難ができる環境を確保できるよう、新規事業として「非常用外部バッテリー整備事業」を実施し、9人に費用助成を行うことができた。更に有事の際、かかりつけ病院以外の病院においても、受け入れが可能となるよう担当者会議(全体会議2回、AGMC個別会議2回)を開催した。 ⑦アスベスト検診の受診者数は、398人と昨年度(399人)と同水準を確保できた。新たに石綿関連疾患の早期発見等を図るため、「石綿ばく露胸部CT検査費用助成事業」を実施し、36人に助成を行った。また、アスベスト問題を風化させないため、アスベスト患者と家族の会とともに全市域にて写真展を開催した。更に、「アスベストに関する疫学調査」の論文が公表されたことを受け、セミナーを開催し、広く市民に周知した。 (課題)④協議を重ねてきたが、依然として関係機関の連携の必要性などにおいて、意識の隔りがある。 ⑤高齢者や生活困窮者の自殺が多いという本市の現状を踏まえ、引き続き、研修や啓発の必要がある。若年層の自殺対策として、関係部局との連携継続に向け協議や情報交換を行うとともに、長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという実態に基づき、夏休み明けの対策を関係部局だけでなく若年層の意見も取り入れながら実施していく必要がある。 ⑥担当者会議では、有事の際の病院間の連携について概ね同意を得たものの、具体的な制度構築にあたっては対象者の病状把握の方法や、受け入れの優先順位の決定方法、満床時の対応など、様々な問題が提起されているため、協議が必要となっている。 ⑦石綿読影調査事業が最終年度を迎えることから、国の今後の考え方について情報収集に努めるとともに、石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築等について、途切れなく、国に対して声をあげていく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	心のサポーター養成講座の実施(精神保健事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	たばこ対策推進事業
2	子ども食堂における食育の取組の実施(食育推進事業)
3	常時在宅人工呼吸器非常用バッテリー整備事業
4	石綿ばく露胸部CT検査助成事業
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【健康行動を促すまちづくりの推進】 ①令和5年度に実施したあま咲きコインの付与ポイントの引き上げの効果を検証しながら、電子地域通貨事業の所管である経済環境局とも連携を図り、若年層が多いアプリ利用者へメールで案内を送付するなど、アプローチや広報を工夫しながら、市民の健康行動の促進に取り組む。 【たばこ対策の推進】 ②引き続き禁煙相談事業を実施するとともに、妊婦や乳幼児がいる家庭での喫煙や受動喫煙による健康への悪影響に対する理解を促進し、計画で掲げる目標に向けて喫煙率の減少を目指す。 【食育の推進】 ③子ども食堂に対しての補助要件については、子ども食堂ネットワークの研修に参加することを追加して選択の幅を持たせることで要件を緩和し、補助金の利用促進につなげる。また、若年層における朝食の喫食状況や食事バランスの改善につながるよう、食育月間(6月・10月)や食育の日(毎月19日)を中心に幅広い分野の関係者と連携・協働しながら、スーパーや給食施設など市民の食に関する生活場面で啓発を行い、食育への関心を高めていく。 【心と体の健康回復や療養のための支援】 ④精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、重層的に連携した支援の実現に向けて会議を通じて引き続き考え方の共有等を行い、支援体制の構築に努める。精神疾患の発症予防や重症化予防につながるよう「心のサポーター養成講座」を実施する。 ⑤高齢者や生活困窮者支援の担当部局と連携しゲートキーパーの養成等を行う。若年層の自殺対策として関係部局間の役割分担表や連携シートを活用する中で、個々のケースへの迅速かつ適切な対応を図るとともに、夏休み明けの対策を大学生等若年層の意見を取り入れて実施していく。 ⑥長期停電時の受入病院の確保と病院間連携に向けて提起された様々な問題解決のための意見調整を行い、受入体制の整備に努めていく。 ⑦本市においては、毎年一定数の中皮腫死亡者が発生しており、引き続き、アスベスト検診の受診勧奨を行うとともに、石綿ばく露疾患の早期発見に向け、「石綿ばく露胸部CT検査費用助成制度」を周知し、受診につなげ、不安の解消を図っていく。また、アスベスト対策に関する国の今後の考え方について情報収集に努めるとともに、石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築等について、国が主催する石綿読影調査事業実施自治体の担当者会議等の機会を捉え、適宜、国に対して意見を述べていく。

6 評価結果

評価と取組方針
・若年層の自殺対策については、自殺関連行動事業や自殺に係る統計情報などを活用し、それら内容を関係部局間で共有していくとともに、引き続き、連携の強化を図りながら、自殺念慮を持った人に適切に対応できるよう取組を推進していく。 ・過料徴収等を盛り込んだたばこ対策推進条例の改正を予定している中、関係部局間で連携しながら、喫煙や受動喫煙による健康への悪影響の理解促進など、各種取組を進める。 ・アスベスト対策として行う国の読影調査事業が5年間の最終年度を迎えることから、国の動向を注視し関係自治体と連携を図りながら、健康管理制度の構築に向け、国へ要望していく。 ・また、患者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、患者会と情報共有等を図りながら、石綿健康被害救済制度の充実についても、引き続き機会を捉え、国へ要望していく。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	03 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実
主担当局	保健局		

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	結核罹患率 (人口10万人対)	↓	14.5	人	10.0	20.4	17.3	15.1	14.5	14.3
B	猫の譲渡率	↑	72.4	%	80.0	53.8	75.7	72.4	65.0	72.6
C										
D										
E										

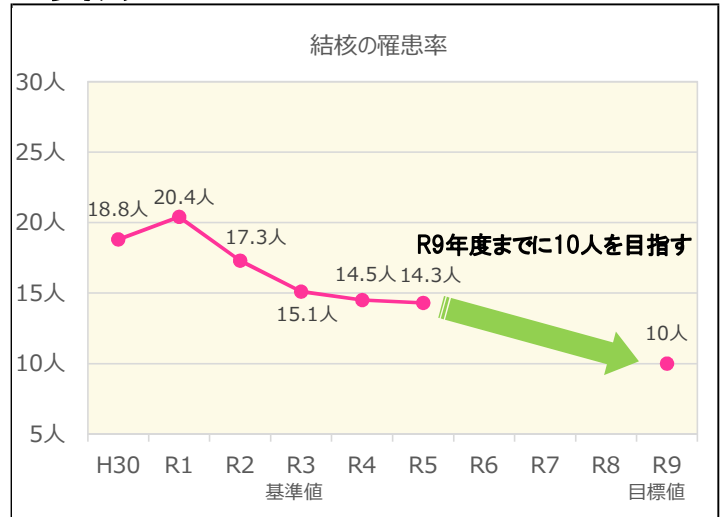
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【結核・感染症対策】 (目的) 感染症の発生予防及びまん延防止を図る。 (成果) ①新型コロナウイルス感染症対応について、当ウイルスが令和5年5月8日に5類感染症に移行した後も、定期的に市医師会と協議の場を設け顔の見える関係性を築きつつ、治療を必要とする市民が迅速かつ適切な医療を受けられるよう、県が策定した移行計画に基づき医療提供体制を整備した。また、来るべき新興感染症に備えるため、コロナ禍における保健所の取組等を振り返り、感染症対応の改善点等を検証するとともに、振り返りを踏まえて予防計画(健康危機対処計画を含む)を策定した。 ②結核患者への継続的な服薬支援、積極的疫学調査、接触者健康診断、管理検診等を確実に実施し、結核のまん延防止に取り組み、結核罹患率は0.2ポイント減少した。(R4:14.5→R5:14.3)(目標指標A) ③風しん抗体検査未検者に対して個別通知し、検査及び第5期定期接種の推進に取り組むとともに、市独自の取組として、風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性及びその同居者等を対象に予防接種費用の一部助成をする風しん予防接種推進事業を行った。(助成件数: R1:197件、R2:112件、R3:113件、R4:88件、R5:123件) ④HPVワクチン接種については、中1と高1の女子に加えて、新たにキャッチアップ対象となる平成18年度生まれの女子にリーフレット等を送付し接種率向上に向けた取組を行った。(R3:27.0% R4:27.3% R5:28.0% R4:キャッチアップ1,691件 R5:キャッチアップ2,091件) ⑤新型コロナウイルスワクチン接種について個別接種を通じて乳幼児から高齢者までの希望する人へ接種を実施した。(接種率 初回接種:1回目:72.6%、2回目:72.4%、追加接種 R5春:16.5%、R5秋:18.8%) (課題) ①新興感染症発生時に備え、予防計画に基づき行動できるよう、平時から保健所職員等を対象に研修・訓練を実施し人材育成を図るとともに、有事の際に保健所各課で担う業務分担を明確にした班体制を整備し、人員確保(140人想定)及び、衛生研究所における検査能力(最大110件/日)の確保に努める必要がある。 ②結核罹患率は0.2ポイント減少したが、国(R4: 8.2)や県(R4: 9.8)と比べると依然高く、結核患者の約7割以上が65歳以上の高齢者であり、単身者が全体の半数近くで、生活保護受給者の割合も高い(本市18.6%、国4.4%、県8.1%)。また、高齢者施設で患者が発生した場合、集団発生のリスクが高くなるが、結核の定期健診の実施義務がない高齢者施設の患者発見の遅れが懸念され、対策が必要である。 ③令和元年度から全国で実施している風しん抗体検査及び第5期定期接種と、市独自の妊娠を希望する女性等を対象とした風しん予防接種事業については、令和6年度が最終年度となるため、積極的に啓発の取組を強化していく必要がある。 ④キャッチアップ対象者は、令和6年度が最終年度となるため、積極的に啓発の取組を強化していく必要がある。 ⑤新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種は令和6年3月31日で終了し、令和6年度からは高齢者インフルエンザワクチンと同様のB類定期接種(任意)に移行するため、医師会と連携し対象者への制度周知に努める必要がある。										
【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】 (目的) 安定的かつ安全・安心な一次救急医療体制を確保する。 (成果) ⑥令和7年度の移転・建替えに向け、設計業務を完了し、令和6年3月に建築工事請負契約を締結した。また、新施設の運営方法や現建物の解体手法について、関係団体と今後の方向性の共有を図った。 (課題) ⑥建替え後の休日夜間急病診療所の運営方法や現建物解体に係る費用負担、市へ運営主体移行後の公益財団法人尼崎健康医療財団の在り方について関係団体と協議を行う必要がある。										
【動物愛護】 (目的) 動物愛護に関する取組の推進に努める。 (成果) ⑦動物愛護管理推進計画実施方針に基づき、野良猫の減少に有効なTNR活動のPRを図るため、町会でのポスター掲示や市内主要駅前での啓発グッズの配布等を行った。加えてボランティアの活動を支援することで所有者不明の猫の収容数が減少(R4:73頭→R5:56頭)した。また、動物愛護管理推進協議会において、ボランティア活動の支援策について協議し、支援策の拡充につなげた。 ⑧多頭飼育問題については、不妊手術の支援や啓発、見回り等、18件に対応したほか、この問題の底辺には飼い主の社会的な孤立を始め複合的な問題が存在するため、社会福祉、地域コミュニティ、住宅等の関係部門との連携を図る支援者サポート会議において、3件の対象者について今後の対応を協議した。(目標指標B) (課題) ⑦野良猫の過剰繁殖を起因とした殺処分や地域環境の悪化によるトラブルを減らすため、TNR活動をより広く浸透させる必要がある。 ⑧多頭飼育問題や適正飼養に係る啓発を継続的かつ効果的に実施するため、動物愛護推進員等の市民ボランティアと意見交換を重ね、連携を更に推進する必要がある。										
【弥生ヶ丘斎場・市墓園】 (目的) 今後の死亡者数の増加による火葬需要への対応、墓地区画の整備により、生活衛生面での安全・安心を図る。 (成果) ⑨業務の安定性に加え、費用の低減を含めた管理運営の更なる効率化を図るため、指定管理者を公募で決定し、事業移行が円滑に行えるよう準備した。 (課題) ⑨高齢化社会の進展に伴い更なる増加が見込まれる火葬需要への対応について継続した検討が必要である。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	動物愛護推進強化事業
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	休日夜間急病診療所連替えに向けた整備の開始(休日夜間急病診療所整備事業)
2	費用助成期間の延長(風しん予防接種推進事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【結核・感染症対策】 ①予防計画に基づき感染症に関する訓練や研修を開催し、職員の感染症に関する意識及び知識の醸成を図るとともに、有事の際に具体的な行動を起こすためのマニュアルを整備する。また、市衛生研究所においても研修の実施やOJTによる人材育成を図る。 ②生活保護受給者に対する結核の正しい知識等の啓発を福祉事務所と連携して行い、また定期健診の義務がない高齢者施設の入居者の健診状況等を把握するとともに、施設の感染対策の啓発を行う。更に、新たに高齢者施設等の結核ハイリスク健診に取り組む。 ③最終年度となる抗体検査及び第5期定期接種と妊娠を希望する女性等に対する風しん予防接種事業について、積極的にホームページや市報による啓発を実施するほか、風しん抗体検査未検者全員に対して個別勧奨を行い、検査及び接種率の向上を図る。 ④キャッチアップ接種が最終年度になることから、中1と高1の女子に加えて、キャッチアップ対象のうち未接種の方全員にリーフレット等を送付するほか、実施医療機関などに啓発ポスターを掲示するなど、接種率向上に向けた取組を推進する。 ⑤秋に開始予定の定期接種の実施に向けて、市医師会と調整する中で接種体制を整備するとともに、ホームページや市報を活用し、制度周知に努め接種率の向上を図る。
【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】 ⑥建て替え後の指定管理者制度を活用した運営方法や現建物の解体時期等の具体化に向けて関係団体と協議を行う。また、運営を市に移管した後の公益財団法人尼崎健康医療財団の今後の在り方につき、当財団の設立趣旨を踏まえ検討を行い、必要に応じて市医師会とも協議を行っていく。
【動物愛護】 ⑦市民ボランティアの活動支援を推進するため、保護活動等の支援策の拡充を行うとともに、更なる支援や連携の推進に向けて、ボランティア団体との意見交換及び動物愛護管理推進協議会での協議の充実を図る。また、TNR活動を始め、適正飼養の意識、動物愛護の気運を浸透させるため、バスラッピング広告等の啓発活動に取り組む。 ⑧多頭飼育問題については、支援者サポート会議での関係部署との連携を継続するとともに、引き続き、適切な対応を行う。
【弥生ヶ丘斎場・市墓園】 ⑨指定管理者の円滑な管理運営業務に向けた連携を行うとともに、斎場利用者の利便性向上を図るため、火葬WEB予約システムの構築に取り組む。また、弥生ヶ丘墓園で90区画の墓地募集を実施する。

6 評価結果

評価と取組方針
・結核対策について、近年、健診の実施義務がない高齢者施設において結核患者が発生している現状を踏まえ、速やかに実態把握を進め、健診未実施の施設に対し、集団感染のリスク等について丁寧に説明することで、健診の実施につなげていく。
・動物愛護の推進にあたっては、ボランティアが果たす役割が大きくなっているため、活動上の負担が重くなり過ぎないように、動物愛護管理推進協議会において、引き続き丁寧に協議を重ねながら、ボランティア活動の実態や課題を踏まえた、必要な支援策について検討する。
・休日夜間急病診療所については、令和7年度に円滑に供用開始ができるよう、引き続き、関係団体と連携しながら、新たな運営方法等について協議していく。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
方向	R1				R2	R3	R4	R5		
A	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0	59.7	60.8	60.6	55.6	58.7
B	市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817	5,097	4,384	3,837	4,362	5,053 (速報値)
C	市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72	48	93	102	113	94 (速報値)
D	市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265	785	512	549	485	494
E	市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0	86.5	89.3	82.6	81.0	80.9

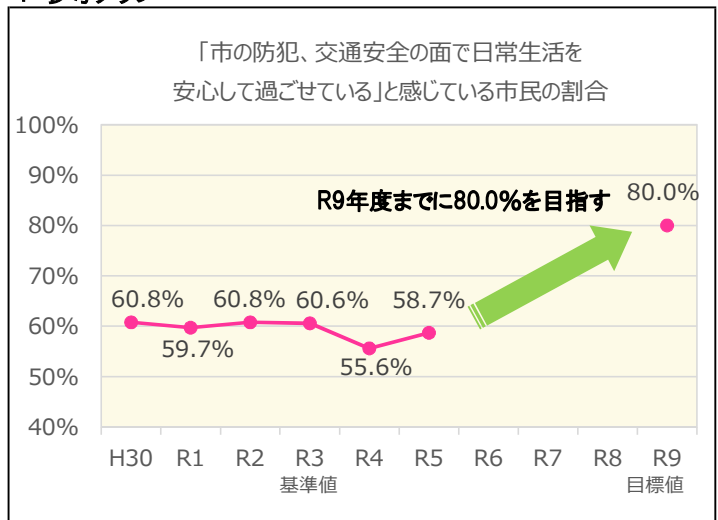
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)									
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】 (目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。 (成果)①有識者や市民団体が参画する尼崎市暴力団排除活動推進会議を設置・協議した上で、罰則規定を含む暴力団事務所運営の市域全域規制を盛り込んだ尼崎市暴力団排除条例を改正した。また、条例改正の進捗情報を発信し市民周知に努めた。(目標指標A) ②コロナ禍の行動制限が解除され、全国的に街頭犯罪認知件数が増加する中、本市では自転車盗難認知件数が増加しており、令和5年は前年比280件増の1,560件となった。抑制に向けては、広報車による青色防犯パトロールを市内全域で実施し注意喚起を行うとともに、特に自転車盗難の多い駅周辺では直接抑止策として職員による夜間パトロール等を複合的に実施した。(目標指標A・B) ③特殊詐欺対策として、県事業を活用し、自動録音機能付電話機等購入補助事業(409台)を実施した。(目標指標C) ④町会灯助成事業については、令和4年度に引き続きLED化更新工事への助成を計42町会・153灯に実施した。また、令和5年度から新たに開始した町会灯の電気代支援事業については、町会の事務を軽減できる手法として、関西電力からの請求先を市に変更し、市が一括で支払うことで、町会の支払い事務を不要とする仕組みを構築し、67町会365灯の支援を実施した。 (課題)①特定抗争警戒区域の指定が解除されず、暴力団動向を警戒する中、引き続き、関係団体等と協力して暴力団排除に取り組む必要がある。また、条例改正施行に向け、暴力団事務所の運営禁止区域の指定や暴力団排除活動を強化した旨を広く周知する必要がある。 ②令和5年の自転車盗難認知件数は、1,560件と令和3年の1,004件と比較し、約1.5倍まで増加しており、現状の取組に加え、盗難に有効と言われている防犯カメラも活用するなど、更なる対策を講じる必要がある。 ③令和5年の特殊詐欺による被害額は約2億1,500万円まで増加しており、その対策を継続する必要がある。 ④両事業ともに町会側の細かな意向や考え方が把握しきれないことから、潜在的な需要に応じられない可能性がある。									
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】 (目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。 (成果)⑤警察と連携した交通安全教室や自転車安全運転キャンペーンの実施等、事故防止の啓発に取り組んだ結果、自転車事故は494件となった。また、自転車事故の多い小学校区を選定した重点地区においては、事故多発地点の分析等を行い市職員による指導やパトロール等を実施し、「明城小学校区」が22件(前年27件)、「浜小学校区」が15件(前年23件)と2校区ともに前年よりも減少した。(目標指標A・D) ⑥市民意識調査における「防犯・交通」面での不安回答者の増加について、要因分析を行うため、定性調査として小学生以下の子どもを持つ保護者に対してグループインタビューを行ったところ、「交通ルール」と「交通マナー」に対する不安意見が大半を占めた。(目標指標A・D) ⑦自転車ヘルメットについて、事業者等と連携し、動画制作や啓発キャンペーン等を実施した。また、県の自転車ヘルメット購入応援事業では、各地域振興センター等と連携した代理入力窓口を設置し、約1,200人の代理入力を対応した結果、申請件数は7,125件となった。(目標指標A・D) ⑧令和4年度までに各学校から要望を受け、路肩カラー化や防護柵設置などの対策が必要と判定した30件のうち、地元調整が難航している等の理由で未完了の4件を除く26件が完了した。また、令和5年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所の洗い出しを行った。 (課題)⑤⑥自転車事故の更なる減少を図るため、自転車の青切符制度の導入も見据え、警察・交通安全協会をはじめ、市民や市民団体等と一体となった交通安全意識の醸成を図る必要がある。 ⑧対策予定箇所には、地元との調整に時間を要する箇所もあるため、鋭意地元調整を図りつつ交通安全対策を継続的に行う必要がある。									
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】 (目的)成年年齢が引き下げられたことによる若年者などの消費生活相談の増加や、デジタル化の進展に伴うサービスの多様化による新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に対応した消費生活相談を実施する。 (成果)⑨令和4年度から設置している受付フォームの運用状況や国が進める消費生活相談のデジタル化の一環であるFAQシステム等の動向を注視しつつ、引き続き消費者のニーズや属性、相談内容に応じた相談手法の検討に取り組んだ。 ⑩3,747件の相談に対して、関連情報や対応方法等の助言、トラブルを解決するためのあつせんを行った。また、市報、ホームページなどで継続的な情報発信、各種講座や市民まつりでの啓発活動など、様々な機会を通じて消費者啓発に取り組んだ。(目標指標E) (課題)⑨消費生活相談のデジタル化については、国の動向を踏まえながら、検討を進めていく必要がある。 ⑩SNSで知り合った人に副業や投資と騙されて現金を振り込んだ場合など、相手方の所在が不明で被害の救済が困難な事例が増加しており、具体的な手口等の紹介など未然に被害にあわないための情報提供の重要性が増している。									
【旧かんなみ新地に係る取組について】 (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。 (成果)⑪土地建物の取得については、37区画中32区画(86%)の取得を完了し、うち13区画分の建物解体を行った。また、更地にするまでの暫定利用について検討を行うため、当該地域等の関係者で構成する「旧かんなみ新地活用協議会」を立ち上げ、協議を行った。 ⑫地域住民が安全・安心して生活できるよう、警察等と連携のもと、週1回のパトロールや3台の防犯カメラによる警戒を実施した。 (課題)⑪未取得の土地建物については、引き続き取得に向けて交渉等を進めていく必要がある。									

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	町会灯電気代支援事業の実施(町会灯助成事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	町会灯のLED化更新工事への助成(町会灯助成事業)
2	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】 ①市民や市民団体、市内事業者等への周知として、ホームページや市報への掲載、地域安全尼崎市民大会や企業向け説明会の開催等を実施するなど、改正尼崎市暴力団排除条例の目的や趣旨、暴力団事務所運営時の対応等について広く周知する。 ②自転車盗難の発生を抑止するため、駅周辺を中心に盗難多発地点と既存民間カメラのマッチングを行い、防犯カメラ未設置地点に防犯カメラを増設するとともに効果検証等を行い、次年度以降の取組を検討していく。 ③自転車盗難が増える夏季前後の警戒期には、青色防犯パトロールや学生へのチラシによる啓発を実施し、多発期である8月には更に夜間パトロールを実施するなど、発生状況に応じた取組を重層的に強化する。 ④県と連携して自動録音機能付電話機等購入補助事業(500台)を継続するとともに、関連情報の積極的な発信を行う。 ⑤町会灯のLED化更新工事への助成及び電気代の支援を進めるとともに、対象となり得る町会に直接電話で意向確認するなど、潜在的な需要の掘り起こしに取り組む。	
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】 ⑤⑥音声啓発パトロールや交通安全指導等を効率的かつ効果的に実施するため、令和6年は自転車事故の多い小学校のうち、同じ行政区にある3小学校区を重点地区に設定するとともに、地域振興センターや市民団体等とも連携しながら取り組んでいく。 ⑧令和5年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所(22件)を着実に実施していく。また、令和4年度以前の未実施箇所(4件)についても引き続き調整を行う。	
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】 ⑨高齢者等には、引き続き、相談者に寄り添った電話や窓口対応を継続するとともに、若年者や就労者にはニーズに対応した自己解決をサポートするためFAQシステム等のホームページの充実を図る。 ⑩市民が被害を未然に防止できる賢い消費者となることを支援していくため、相談事例の発信など消費者啓発に取り組むとともに、啓発講座については、休日や平日夜間にも実施するなど、若年者や就労者がより参加しやすいよう工夫していく。	
【旧かんなみ新地に係る取組について】 ⑪未取得の土地建物については、引き続き権利者との交渉を進め、順次売買契約を進めていく。また、所有者が死亡している物件については、相続人に遺産分割協議を促すことと併せて市への売却交渉を進める。取得後の物件についても、順次可能となった区画から部分解体を進めていく。	

6 評価結果

評価と取組方針
・改正暴力団排除条例の目的や内容等について、飲食店等での広報物の設置を積極的に依頼するなど、様々な機会や媒体を通じて、より効果的に広く市民等へ周知し暴力団排除活動を推進していく。 ・減少傾向にあった自転車盗難認知件数については、令和4年から増加に転じていることから、引き続き、多発期の防犯パトロール等を実施するとともに、効果的な防犯カメラ設置や、盗難被害に合わない施錠方法などの啓発を強化する。 ・旧かんなみ新地の土地建物の全区画取得に向けて、引き続き、未取得の土地建物に係る権利者との交渉や取得済みの建物解体を着実に進め、当該地域のより一層の環境改善を図っていく。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A 「市において自転車のまちづくりが進んでいる」と感じている市民の割合	↑	41.5	%	60.7	—	—	41.5	41.8	50.4
B ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新規ユーザー数	↑	21,231	人	42,462	9,582	14,192	21,231	27,041	24,175
C 自転車走行環境の整備割合	↑	26.9	%	59.2	21.5	23.1	26.9	30.1	33.8
D 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	83	台	62	158	131	83	94	132
E									

※目標指標Bは、令和5年度から集計システムの仕様変更に伴い、同一ユーザーの複数媒体利用時の重複カウントを排除する等、集計方法を変更している。

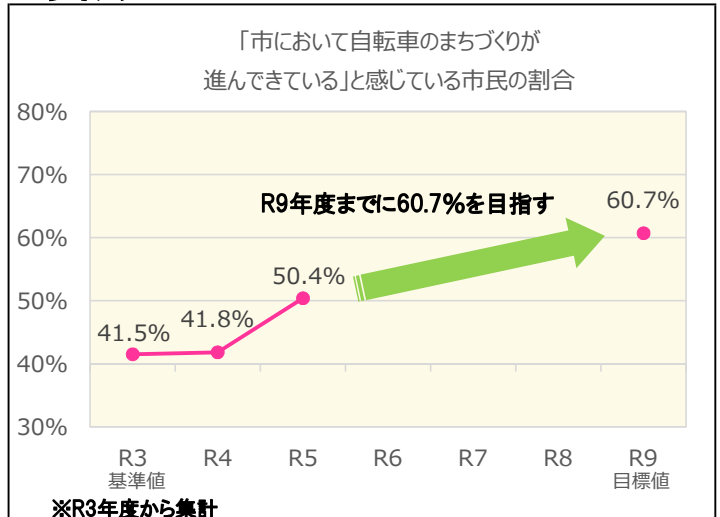
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 (目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。 (成果)①尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」を見やすく魅力的なサイトにするため、TOPページのリニューアルや既存コンテンツを見直すとともに、新規ユーザーの獲得に向け、交通安全のリーフレットや市報、各種キャンペーンチラシ等で二次元コードから誘導を図ったことにより、当該サイトへの新規ユーザー数は24,175人となった。(目標指標A・B) ②シェアサイクル(※)については、サイクルポートを新たに35か所(公共用地22か所、私有地13か所)設置し、115か所となったことにより、年間利用回数も105,515回と本格実施初年度である令和3年度から約4倍になった。また、運営事業者によるバッテリーや自転車の再配置等のマネジメント面の向上や、自転車流通量の増加、需要の高いサイクルポートの拡充の検討及び周辺での新規開拓を行った。令和5年度に実施した利用者へのアンケート結果では、今後も利用すると回答した人が99%であった。これらの実績や近隣市との連携等を踏まえ、令和6年度から2年間の協定期間延長を行った。(目標指標A・B) ③近隣市とのシェアサイクルに関する情報共有や連携を図る協議会をきっかけに、本市と豊中市の境にある桜の見どころと両市のサイクルポートを1つにまとめた「あまがさき散策デジタルマップ」を制作した。(目標指標A・B) ④あまがさき観光局と連携し、インバウンド向けを含めた観光パンフレットやロケ地巡りマップにおいてシェアサイクルの情報を掲載した。また、落第忍者乱太郎デジタルスタンプラリーとの連動企画として実施したシェアサイクルの利用促進キャンペーンにおいては、SNSでの情報発信が約85,000回表示され、当該キャンペーンにも約500人が参加する等、デジタルスタンプラリーの移動手段としてシェアサイクルの利用促進に寄与した。(目標指標A・B) ⑤市との協定に基づき運営している駐輪場で、サイクルポートの設置場所を確保するなど、利便性向上につながる協議を行った。 (課題)①ポータルサイトについては、現状の当該サイトにおけるユーザーの利用状況を分析するとともに、サイト内のコンテンツの充実を図り、更なる新規ユーザーを獲得する必要がある。 ②運営事業者と更なるシェアサイクルの普及及び利用促進を図るため、アンケート結果やデータに基づくサイクルポートの新規開拓及びラックの拡充など、戦略的に取り組む必要がある。 ③④自転車のまちづくり推進計画における都市魅力について、自転車に関する事業や取組を検討していく必要がある。 ⑤大規模修繕やサイクルポート設置場所の確保など、施設利用者にとって有益となる内容に整理し、また、協定締結事業者にとっても一方的な負担増とならないように協定期間延伸等の調整が必要となる。 (※)令和6年度から、事業名称を「コミュニティサイクル」から「シェアサイクル」に変更	
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 (目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。 (成果)⑥自転車ネットワーク路線に位置付けている道路(長洲線や橋通り他)の路肩に自転車レーンや矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(七松線)の歩道に利用者の通行ルールを示すシールの設置など、合計3.19kmの整備を行った。路面着色のルールについて警察・交通安全協会と連携し、市内20社約800人に啓発活動を行った。(目標指標A・C) (課題)⑥県などの関係機関の整備進捗を踏まえ、自転車ネットワークに位置付けている路線の整備率の向上を図る必要がある。	
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 (目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。 (成果)⑦指定管理者と協議の上、対症療法による小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。 ⑧阪急塚口駅南駐輪場の整備に向けては、交番との合策や周辺路上駐輪機の集約方法など関係機関と協議を行った。 (課題)⑦老朽化が進んでいる市立駐輪場施設については、長寿命化計画等を策定し、適切に維持管理又は更新を図る必要がある。 ⑧阪急塚口駅南駐輪場整備については、駅前の課題解決や魅力の増進につながるよう取組む必要がある。	
【迷惑駐輪対策の推進】 (目的)駅周辺の放置自転車の問題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。 (成果)⑨これまでの土曜日撤去に加え、祝日撤去を実施したことで週末時等の対策に努め、また、夜間についても啓発時間を延長し、駅周辺の店舗利用者などの放置自転車対策に努めた。(目標指標D) ⑩商業施設等の民有地内で発生している迷惑駐輪に対して、民有地管理者などに自転車整理員の配置や駐輪機の設置等の助言を行い改善に努めた。 (課題)⑨コロナ禍の行動制限が解除され、人の流れが増加したことにより放置自転車台数も増加傾向にあることから、夜間の飲食店等店舗利用者の放置自転車対策も必要である。 ⑩商業施設等の民有地内で発生している迷惑駐輪については、市は直接撤去が行えないため、民有地管理者などが積極的な対策を行うように助言や指導啓発を継続しなければならない。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 ①③④ポータルサイトについて、自転車の交通安全や通行環境、観光、環境、健康等の幅広いコンテンツを充実させるとともに、当該サイトを認知してもらえるよう、特に親和性の高い交通安全関係の啓発物やキャンペーンをはじめ、関係部局とも連携しながら様々な機会を通して周知していく。 ②サイクルポートについて、引き続き、アンケート結果や運営事業者が保有する各種データを基に、駅周辺をはじめ、需要の高いサイクルポートの拡充を図るとともに、未開拓エリアについても、効果的なサイクルポートを開拓していく。 ⑤大規模修繕を含む利用者の利便性向上となる施設改修や、稼働率向上につながるサイクルポートの設置場所の確保など、内容を整理した協定の再締結を目指す。	
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 ⑥近松線などの自転車通行環境整備を早急に進めるとともに、園田橋線や常光寺難波線の整備に向け関係機関との協議を進めていく。	
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 ⑦老朽化が進んでいる市立駐輪場施設については、適切な維持管理又は更新が必要であり、長寿命化計画等の策定に向け取り組んでいく。 ⑧老朽化が顕著な阪急塚口駅南駐輪場については、駅前の魅力増進につながるよう、駅前の課題である周辺路上駐輪機の集約や滞留空間としてのオープンスペース確保、交番の合築など、整備方法を検討しロータリー改修工事に合わせた駐輪場整備を進め、令和8年度内の完成を目指す。	
【迷惑駐輪対策の推進】 ⑨コロナ禍の行動制限が解除され、放置自転車台数が増加傾向にあり、引き続き啓発及び撤去を実施する。夜間啓発時間の延長、土曜日と祝日の撤去を継続して行い、新たに日曜日撤去及び実験的に夜間撤去を実施し更なる放置自転車の減少に努める。 ⑩商業施設等の民有地内にある放置自転車は本市が直接撤去できないため、民有地所有者が放置自転車対策に努めるよう助言をするなどの支援を行い、放置自転車の減少に努める。	

6 評価結果

評価と取組方針
・シェアサイクルについては、利用回数が大きく伸びており、今後も本市の自転車のまちづくりの推進に向けて、様々な側面での効果が期待される。 ・引き続き、利用拡大に向けて、利用実態を分析するなどし、効果的なサイクルポートの配置等を進めていく。 ・阪急塚口駅南駐輪場については、引き続き、路上駐輪機の集約など駅前の魅力の増進につながるよう関係する施設管理者と丁寧な協議を重ねながら整備を進める。

主要事業の提案につながる項目
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 ⑧阪急塚口駅南駐輪場建替えについては、交番を合築し収容台数の確保を図るとともに、駅前の美観維持に努める。
【迷惑駐輪対策の推進】 ⑨駐輪場管理及び放置自転車対策業務は、市内を3地域に分割し指定管理者に一体的委託で業務を実施しており、放置自転車台数が大幅に減少し、これまでに大きな効果があった。令和7年度からの指定管理期間では、2地域2事業者の体制として費用の削減や業務の効率化を図り課題と考える夜間撤去にも取り組む。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「ルール、マナーの面で以前より住みやすい まちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	—	—	56.3	62.2	65.6
B	歩きたばこを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	32.3	35.7	43.9	55.8	60.3
C	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	3	3	3	4	5
D	資源物の持ち去りを禁止する条例の 認知度	↑	—	%	100	—	—	—	46.8	55.3
E	市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っ ている人の割合	↓	6.3	%	0.0	—	—	6.3	5.6	6.5

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

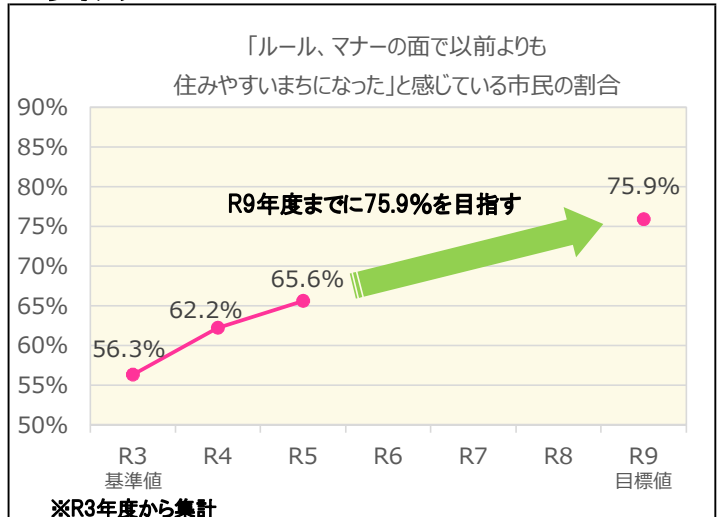
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 (目的) 現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。 (成果) ①マナー向上のシンボルマークを全国から募集の上決定し、周知を図るためキックオフ・イベントを開催するとともに、分かりやすい目標であるマナー向上5つの誓いを掲げた。また、有名声優のマナー向上啓発音声を作成し、公用車等を活用した広報を行うとともに、市役所、商業施設、JR西日本の神戸線電車内及びJR尼崎駅構内でも啓発放送を実施した。更に、各種マナーを記載したマナー向上リーフレットの全戸配布を行うなど、これら取組を通して市民周知を図った。(目標指標A) ②本市が一体的にマナー向上の取組を進めるため、「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」を所管する各部局で構成する「尼崎市マナー向上推進チーム連携会議」を開催し、現在の取組状況や課題など情報共有を行った。 (課題) ①マナーの意識向上を図るためには、様々な年齢を対象としたアプローチが重要であることから、従来の啓発キャンペーンなどの取組に加え、就業世代を意識したデジタルな取組の両面を活用した効果的な広報が必要である。	
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 (目的) 歩きたばこの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。 (成果) ③たばこ対策の推進を図るため、地域ごとの課題や特性に応じる形で、鉄道事業者や駅前の民有地管理者等と連携し、新たに市内3駅(阪急武庫之荘駅・阪急塚口駅・JR立花駅)に路上喫煙禁止区域の指定を行った。また、たばこ対策推進条例の実効性を確保するために、直営による対面指導の体制を構築するとともに、条例違反者に対する罰則(過料徴収)を導入する方針を決定した。(目標指標A) ④市民等への喫煙に関するマナー向上とたばこ対策推進条例の周知を目指して、市内13駅周辺で委託による巡回啓発(延べ752回/年・月1回職員同行)を実施したほか、駅周辺等に年2回(5月、3月)の約1か月間、受動喫煙防止等ののぼりを設置(195本)した。また、行事等でチラシやポスター等啓発物の配布を行うとともに、市民等の協力を得ながら新たな啓発プレートの掲示(約800枚)などを行った。(目標指標A・B) ⑤たばこ対策部会を設置し年9回の会議を開催する中、路上喫煙禁止区域の指定拡大並びに喫煙所設置に向けた考え方の整理を行った。 ⑥市内鉄道駅周辺を対象に、喫煙状況を調査し課題分析に取り組むとともに、市民から苦情の多かった兵庫県条例の受動喫煙防止区域内などに設置されていた灰皿10か所を設置者合意の上で撤去した。 (課題) ③喫煙マナーの違反者に対し、現行の市条例では罰則規定がないことから、条例改正を見据えた対策の強化が必要である。 ④既に路上喫煙禁止区域が設定されている箇所について、当該禁止区域の範囲がわかりにくく、喫煙場所以外での喫煙が行われている実態があることから、路上喫煙禁止区域及び規制内容の周知強化を図る必要がある。 ⑤喫煙禁止区域の指定について、地域への説明を行った上で、区域の範囲の決定や喫煙所設置場所の確保を進めていく必要がある。	
【廃棄物に関するルール遵守の推進】 (目的) 一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。 (成果) ⑦資源物の持ち去り禁止については、民間事業者の早朝パトロール254回により、延べ968人に啓発を行うとともに、特に行為が見られる地域等では職員パトロール40回により、延べ102人に指導書、延べ12人に勧告書を交付し行政指導を行ったこと等により、行為者は大幅に減少した。また、ポイ捨てや喫煙、自転車マナーの意識向上を併せて行う「Goodマナー&グリーンキャンペーン」を6カ所の駅前で実施し、延べ678人が参加したほか、まちの美化に取り組むクリーンフェローが19団体から54団体に増加した。(目標指標A・D) (課題) ⑦資源物の持ち去り行為者は減った一方、継続して行う者がいることから、やめさせるための更なる対策が必要である。また、ごみのポイ捨てをなくし、まちをきれいにするという意識、マナー全般に対する意識を向上させる必要がある。	
【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 (目的) 交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。 (成果) ⑧道路交通法などの法令遵守を中心とした交通安全教室を278回実施し19,618人が参加した。(目標指標A) ⑨「歩きスマホ」の対策として、大阪大学との連携による仕掛学(意識的についついしたくなる仕組みを作ること)を用いたデジタルサイネージに歩きスマホをしている人を映し出すことで被視感(誰かに見られている感覚)を高める取組や、市内尼崎高等学校と合同でスマホマナーキャンペーンの実施等に取り組んだ結果、市内鉄道主要駅(3駅)で歩きスマホを行っている人の割合が6.5%となった。(目標指標E) (課題) ⑧自転車事故が多い就業世帯に対して交通ルールを学ぶ機会を創出し、自転車のルール・マナーを中心に交通安全意識を高めていく必要がある。 ⑨仕掛学による歩きスマホを行う人に対する効果は徐々に薄れていくことから、継続して取り組んでいくとともに、引き続き、より効果的な対策を検討していく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	マナー向上の取組の実施(マナー向上推進事業)
2	たばこ対策推進事業
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	マナー向上のための取組の実施(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 ①関係部局や関係団体等と協働で各種啓発キャンペーンを実施する。また、庁内や地域等においてマナー向上シンボルマークを活用するとともに、啓発動画等を作成しSNSで発信するなど、効果的な広報を行う。
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 ③たばこ対策推進条例について、違反者に対する罰則(過料徴収)の規定を追加する条例改正を目指す。 ③喫煙マナー違反者への対面的な指導を強化するため、指導員が直接指導啓発を行う体制を構築する。 ④路上喫煙禁止区域であることが視覚的にわかりやすくなるように看板の設置などを検討する。 ⑤路上喫煙禁止区域に指定していない6駅(阪急園田駅・JR猪名寺駅・阪神武庫川駅・阪神尼崎センタープール前駅・阪神大物駅・阪神杭瀬駅)の区域指定を、地域等と調整しながら進める。
【廃棄物に関するルール遵守の推進】 ⑦資源物の持ち去り行為者への福祉的側面を意識した指導を継続する一方で、度重なる指導に従わない者に対し命令・告発を行うことにより、条例を厳格に適用し違法行為に対応する。また、クリーンフェローシップ制度の登録方法の簡素化等により登録団体数の増加を図るとともに、Goodマナー&グリーンキャンペーンを新たに阪急園田駅前前で実施するなど、まちなみ美化活動の参加者数の増加に努める。
【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 ⑧地域振興センターや市民団体をはじめ、子育て世帯や高齢者の関係部局と連携を強化し、就業世代を含めた地域における交通安全教室を実施する。 ⑨令和6年度も主要駅にて仕掛学を活用した歩きスマホ対策に取り組み、引き続き、地域や警察等と連携し、啓発キャンペーンを実施するとともに、当該事業が3年目を迎えることから、総括を行い事業の効果検証を行う。

6 評価結果

評価と取組方針
・マナー向上は一朝一夕での改善は困難であるが、「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合については、着実に増加してきている。
・マナー向上に向けては、引き続き、組織横断的に連携を図りながら、より効果的に既存キャンペーンなどの実施に取り組むとともに、市民の日常生活における習慣となる機運の醸成につながるよう、地域と連携した啓発活動も行っていく。
・過料徴収等を盛り込んだたばこ対策推進条例の改正に際しては、啓発看板等による路上喫煙禁止区域の明示なども含めて、市民への周知啓発に取り組むとともに、望まない受動喫煙と身体等への被害の防止策を強化していく。

主要事業の提案につながる項目
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 ③④⑤たばこ対策推進条例の改正に合わせて、市民の関心をひくような啓発キャンペーンやPR方法を検討する。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	10	消防・防災	展開方向	01	消防力の充実
主担当局		消防局			

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「市の消防・防災体制が安心だ」と感じている市民の割合	↑	80.8	%	90.0	77.6	79.7	80.8	74.5	77.5
B	人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)※下段()は全国平均値	↓	1.30 (0.93)	人	全国平均 値以下	0.65 (0.95)	0.65 (0.87)	1.30 (0.93)	0.44 (0.95)	0.44 (0.98)
C	バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率	↑	55.2	%	60.0	56.8	55.8	55.2	56.0	46.9
D	消防法令違反の是正率	↑	46.3	%	70.0	51.8	45.8	46.3	52.0	59.2
E	消防団員の充足率 ※下段()は全国平均値	↑	78.4 (87.2)	%	全国平均 値以上	89.4 (90.4)	86.2 (88.5)	78.9 (87.2)	78.4 (86.2)	77.9 (-)

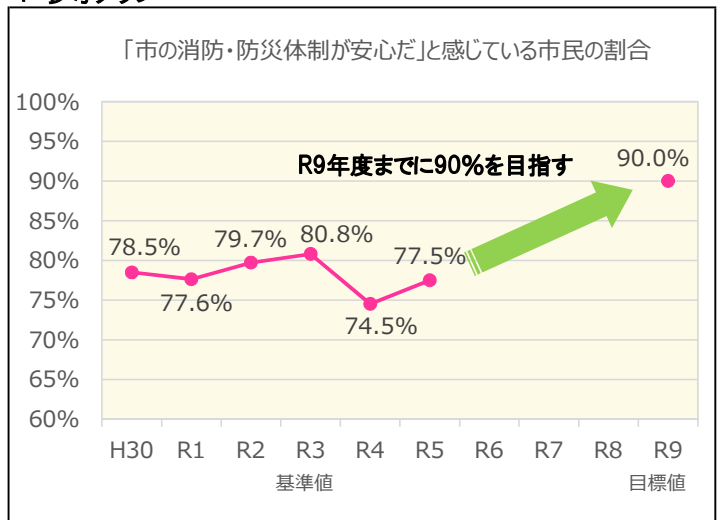
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【消防・救助・救急体制の充実強化】 (目的)複雑多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)及び隊員の教育訓練体制の充実強化に取り組む。また、心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するとともに、予防救急(高齢者等の救急搬送につながる家庭における転倒、転落による事故等を予防する方策)を普及啓発する。 (成果)①令和5年中の火災による死者は、前年と同じ2人であり、また、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)も前年同数の0.44人となり、目標値である全国平均値を2年連続下回ることができた。(目標指標B) ②火災によるトータル被害(生命・身体・財産)の更なる軽減を図るため、臨時訓練場及び新規導入資機材(熱画像直視装置)等を有効活用した職員研修並びに定年引上げを見据えた実践的な訓練を実施したことにより、消防活動の充実強化が図られ、住宅火災における延焼阻止率は91%(令和4年75%)に向上した。 ③救急車適正利用に関する啓発動画を医療機関や金融機関など市内の42か所で放映し、不要不急な救急要請の抑制に取り組むとともに、ひとり暮らしの高齢者の対応等について福祉局や医療機関と協議を令和5年度には6回実施し、高齢者等の救急搬送に係る課題解決に向け協議を行った。また、尼崎市医療提供体制調整会議において、医師会、保健局と感染症における救急搬送体制に関する協議を行った。 ④令和5年中、心原性でかつ一般市民により心肺機能停止が目撃された救急事案は113件あり、そのうち53件がバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)により心肺蘇生法が実施されたが、前年より9.1ポイント減であった。(目標指標C) (課題)①火災による死者の多くが住宅火災における高齢者であることから、引き続き住宅防火対策の強化及び高齢者に対する防火指導の徹底が必要である。 ②消防隊員の安全管理意識の醸成・災害対応力の更なる向上が必要なことから、実践的な訓練ができる施設の確保が必要である(令和6年度中は臨時訓練場使用可能)。 ③救急車適正利用に関して各関係機関と連携し普及啓発に取り組んでいるものの、令和5年の救急件数(35,006件)及び救助件数(765件)は過去最多となった。また、今後も高齢化が進展することで、救急需要の増加に伴う現場到着時間の延長が見込まれることから、不要不急な救急・救助要請を抑制するため、予防救急、救急車の適正利用及び室内閉じ込め救助事案予防の普及啓発が必要である。 ④バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率等の向上につなげるための普及啓発が必要である。 【予防体制の充実強化(違反是正の促進・予防業務におけるDX化の推進)】 (目的)防火対象物の消防法令違反を改善指導することで、災害の未然防止及び被害の軽減を図るとともに、消防法令における各種届出等の電子申請を拡充し、市民等の利便性向上を図る。 (成果)⑥火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に、4,289件(22.8%)の立入検査を実施し、3,988件の消防法令違反に対し2,362件(59.2%)を是正した。また重大な違反のあった16対象物に違反処理(警告10件、命令7件(重複含む))を実施し、9対象物を是正した。(目標指標D) ⑦予防業務のDX化については、一般住宅の消防同意に関する電子申請251件のほか、新たに運用を開始した危険物関係(24種類)の届出・申請に関して102件の電子申請がなされた。 (課題)⑥防火対象物の用途変更や増改築等により消防法令違反になるケースや、無届等による未把握防火対象物が散見されるため、予防査察体制の更なる充実と消防法令違反の是正を促進する必要がある。 ⑦予防業務のDX化は、各消防署所での電子申請による受付業務の開始とそれに伴う情報セキュリティインシデントへの対策が必要である。 【消防団の充実強化】 (目的)地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、地震や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保する。 (成果)⑧従来から行っている地域に密着した入団促進活動を積極的に実施するとともに、尼崎小田高校や大手前大学の学生と消防団に対する考えや若い世代の入団促進策について意見交換等を行い、YouTube、InstagramなどSNSの広報ツールにより魅力ある活動を発信し入団促進を図った。その結果、消防団員数は779人と5人減少(退団者39人・新規入団者34人)したが、若年層(30歳未満)の入団者数は19人と昨年度より11人増加した。(目標指標E) (課題)⑧更なる組織の活性化を図るため、引き続き、若年層を中心とした消防団員の確保が必要である。 【持続可能な消防体制の構築】 (目的)高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、消防署所の将来的な適正配置を図る。 (成果)⑨「尼崎市消防署等配置計画」に基づき、東消防署建替工事の基本設計に着手した。また、北消防署園田分署建替工事の実施設計を行った。 (課題)⑨計画に基づく消防庁舎の建替えについては、今後も関係部局と調整を図りながら進めるとともに、消防力強化につながる最新技術を搭載した消防車両、資機材等の導入について検討する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	東消防署の建替え(消防庁舎等整備事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	防災センターの予防保全(消防庁舎等整備事業)
2	北消防署園田分署の建替え(消防庁舎等整備事業)
3	消防団員の処遇改善等
4	
5	

4 参考グラフ



令和6年度の取組	
【消防・救助・救急体制の充実強化】 ①引き続き共同住宅に対する消防法令違反の是正を徹底する。また市内住戸への戸別訪問や福祉局と連携した中で高齢者向けの防火指導を実施する。 ②災害対応力の更なる向上を図るため、引き続き実践的な訓練・研修を実施することで、住宅火災における延焼阻止率100%を目指す。また、東消防署建替工事の際には訓練施設を含めた設計とするよう関係部局と調整する。 ③福祉局や地域振興センターと更なる連携強化により高齢者等に対して予防救急の普及啓発を図り、救急の適時・適切な利用の促進や室内閉じ込め救助事案の抑制に努めるとともに、SNS等を有効活用した広報により不要不急な救急要請の抑制を図る。 ④引き続き、日勤の救急隊など対策を講じながら、救急出動体制についても検討する。 ⑤各種救命講習に加え、高齢者や乳児向けの地域で開催される研修やイベント等に出向き予防救急講習、救命講習を実施し、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の重要性を普及啓発することで救命率の向上を図る。	
【予防体制の充実強化(違反是正の促進・予防業務におけるDX化の推進)】 ⑥立入検査実施率20%以上を維持した中で、消防法令違反に対し、引き続き、違反是正を促進する。とりわけ重大な違反のある対象物に対しては徹底した違反処理(警告、命令等)を実施する。 ⑦予防業務のDX化に向けては、各消防署所に専用端末を配置するとともに、操作・運用マニュアルを作成し、各消防署所での受付業務を開始する。	
【消防団の充実強化】 ⑧地域に密着した入団促進活動と、SNS等による魅力ある活動の発信について、引き続き実施する。また、2か所の器具庫の建替工事を実施するとともに、機能向上のため車両更新等を実施する。	
【持続可能な消防体制の構築】 ⑨東消防署建替工事について、デザインビルド手法による発注を目指して要求水準書の作成等事業者選定手続に係る事務を実施するとともに、最新技術を搭載した消防車両、資機材について調査、検討を行う。	

6 評価結果

評価と取組方針	
・高齢化の進展等による救急件数増加への対応が喫緊の課題であるため、引き続き、関係部局間で連携し、予防救急や救急車の適正利用に関する啓発を図ることで、不要不急な救急要請の抑制につなぐ。	
・また、救急隊については、本市の救急出動データなどをもとに今後の救急需要の予測を見定める中、増隊やICT等のデジタル技術を活用した救急業務の効率化など、様々な視点から救急件数増加への対応を検討する。	
・引き続き、事業者や職員の負担軽減等の観点から、予防業務における電子申請の拡充を進めるとともに、事業者への周知を行っていくことで利用促進につなげていく。	

主要事業の提案につながる項目	
【消防・救助・救急体制の充実強化】 ③今後も高齢化の進展に伴い救急需要の増加が見込まれることから、対策を講じながら救急隊の増隊に向けた取組を検討する。	

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	10	消防・防災	展開方向	02	地域防災力の向上
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「市の消防・防災体制が安心だ」と感じている市民の割合	↑	80.8	%	90.0	77.6	79.7	80.8	74.5	77.5
B	「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合	↑	89.2	%	100	84.9	88.3	89.2	86.0	90.2
C	「マイ避難カードを作成している」と答えた市民の割合	↑	1.0	%	100	—	—	1.0	1.6	1.2
D	「非常用の食料や飲料水を3日分以上準備している」と答えた市民の割合	↑	25.3	%	100	—	—	25.3	28.9	29.7
E	災害リスクの高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成率(※)	↑	—	%	100	—	—	—	—	6.6

※避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者)のうち、心身の状況及び居住地のハザードの状況から災害リスクが高いと考えられ、かつ計画作成の同意を得られた者に対する計画作成率

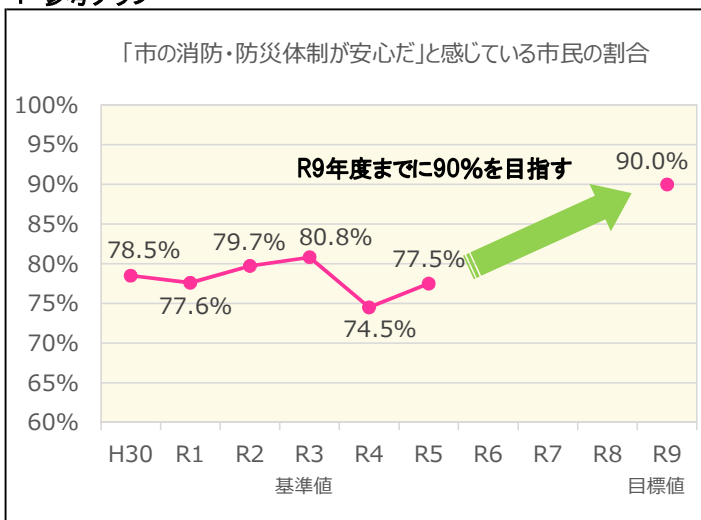
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】 (目的) 大規模災害など危機事象への迅速かつ的確な対応や市民・事業者等との連携の強化を図るとともに、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。 (成果) ①防災総合訓練については、発災後3日目以降を想定とするブラインド式の図上訓練を実施した。訓練では災害マネジメントシステムの効果的な運用を念頭に、関連システムを連携させて実施し有用性を確認した。また、「1.17訓練」にて、新たな事業者や福祉施設等が参画するとともに、南部臨海地域の事業者団体と津波避難訓練等を実施し地域における共助による防災対策に寄与した。(目標指標A) ②「マイ避難カード」については、作成動画の二次元コードを掲載したリーフレットを作成し、地域の訓練や市政出前講座等にて周知啓発を行った(約4万枚を配布)。また、啓発の対象や内容等を整理し、年次的に取り組んだ。(目標指標C) ③ホームページの防災ページについて、自助、共助、公助など、取組ごとに整理し、内容が確認しやすいレイアウトに整えた。(目標指標A) (課題) ①システムの入力内容が、各部によって煩雑であったことから、今後分かりやすい入力の在り方について検討が必要である。避難所運営については、多様な避難者に対し、柔軟に対応できるような取組が必要である。また、地域の訓練への事業者の参加が少ない状況にある。 ②目標指標Cの割合を高めるため、様々な機会を捉えて、啓発する必要がある。 ④災害時のボランティアセンターの設置場所や具体的な運営等について調整が必要である。	
【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】 (目的) 大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱、避難所生活の長期化等の想定される事態に備え、社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や平時からの家庭内備蓄の重要性について一層の啓発に努め、家庭内備蓄を促進する。 (成果) ⑤阪神間他都市や臨海部及び河川に隣接する中核市計14市に備蓄に係る調査を行い、備蓄の在り方の検討を行った。 ⑥家庭内備蓄について、公共施設等での備蓄品のサンプル展示や市内郵便局及び尼崎信用金庫で啓発ポスターの掲示を行った。また、市内事業者等に備蓄等に関する出前講座の実施や事業者のホームページ等を活用し、備蓄の重要性を掲載し啓発を行った。(目標指標D) (課題) ⑤要配慮者への配慮や時代に即した備蓄品を揃えるとともに、災害時に迅速に対応できる体制を整える必要がある。 ⑥家庭内備蓄の重要性を様々な機会を通じ周知啓発を行っているが、目標達成のための更なる周知啓発が必要である。	
【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】 (目的) 災害時に必要不可欠な防災情報を確実に市民等に伝達するとともに、円滑な避難行動を支援するための取組を推進する。 (成果) ⑦武庫地区での市社協加入率が低い地域を特定して、武庫地域振興センターと連携し、地域団体で構成される地域福祉会議に参加し、3つの地域団体との関係を構築した。また、地域福祉会議がない地域における団体との関係構築に取り組んだ。(目標指標A・B) ⑧協定締結先である民間事業者(コープこうべ、尼崎市薬剤師会)の協力を得て、デジタル媒体以外による情報伝達の仕組みを構築した。また、様々な当事者団体等が参画する部会を対象とした出前講座を実施した。 ⑨水位周知海岸の水防法指定を受け、大潮避難について市報やYouTube、臨海部事業者へのチラシ配布等により周知啓発を図った。 ⑩避難誘導板について、令和6年度からの更新が進められるよう、仕様案や基本的な配置方針を策定するなど整備イメージを固めた。 (課題) ⑦情報伝達と拡散に課題のある地区を特定し課題解決につなげていくためには、丁寧な調整や取組手法の検討も必要となる。 ⑧デジタル媒体以外の情報伝達の仕組みを確立したが、その仕組みが十分に周知啓発できていない。また、要配慮者や外国籍住民等への更なる情報伝達や周知が必要である。 ⑨各種災害における円滑な避難行動等の促進のための周知啓発に取り組んでいるが、より理解が深まるよう更なる取組を行う必要がある。 ⑩避難誘導板について、年次的に更新を進めるほか、その役割の周知啓発を行う等、迅速な避難行動につながる取組を行う必要がある。	
【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】 (目的) 高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(名簿)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。 (成果) ⑪引き続き、市社協、地域振興センターと連携し、名簿や個別避難計画等の「共助」の取組の必要性の理解を求め、新たに2つの連協が名簿を受領(R5:25連協、22福祉協会)したほか、ご本人やご家族、地域の支援関係者等による計画作成を広く呼びかけるとともに、災害リスクの高いと考えられる512人(R5.4.1時点)のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域にお住まいの129人に計画作成意向調査を行い、その結果、計画作成不要な施設入所等が確認できた60人を除く69人に働きかけ、30人の計画作成が完了した。(目標指標E) ⑫避難行動要支援者の避難支援の必要性を当事者や市民にわかりやすく伝えるために、当事者や支援関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会の意見を踏まえて関西国際大学と協働での啓発パンフレットの作成や、尼崎市医療・介護連携協議会監修のもと、兵庫県立尼崎小田高等学校と協働で日ごろの取組の中で災害時に役立つ生活習慣づくりの重要性を伝える「フレイル予防×防災」パンフレットを作成した。 ⑬介護老人保健施設1施設を新たに福祉避難所に指定した(R5:46施設)。また、「1.17訓練」の中で、医師会の災害医療チームと福祉避難所指定2施設(障害・介護)が参画した災害時要援護者トリアージや福祉避難所開設に向けた情報伝達訓練を実施した。 (課題) ⑪⑫担い手不足から1つの連協が名簿受領を辞退するなど、地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	阪神・淡路大震災30年事業の実施(阪神・淡路大震災30年事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・マイ避難カードについては、有事の際に避難場所等を確認できるよう、引き続き、「1.17訓練」や出前講座等での普及啓発を図るとともに、デジタル媒体(防災アプリなど)による災害情報取得についても周知を強化していく。

・災害時に備え、ボランティアセンターがその役割を果たせるよう、他都市での運用事例も参考にしながら、市社協及び関係部局と丁寧な協議・調整を行い、当該センターの運用について整理を進める。

・高齢者や障害者など要配慮者に対して、引き続き、多層的な情報伝達手段の活用を図っていくとともに、外国籍住民等の防災意識の向上や、情報発信の多言語対応の取組を進める。

・個別避難計画については、引き続き、災害リスクの高い避難行動要支援者の計画作成を着実に進めるとともに、作成した計画が実効性のあるものとなるよう、関係部局間や避難支援等関係者との連携強化を図る。

令和6年度の取組

【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】

- ①システムへの分かりやすい入力方法等について整理し、全庁的な研修の実施により災害対応能力の向上を図る。「1.17訓練」では、男女共同参画、要配慮者及び外国籍住民の視点に立った取組を推進する。また、事業者による平時の取組や共助の重要性について、引き続き啓発を行うとともに、事業者による地域訓練への参加が進むよう支援していく。
- ②マイ避難カードの作成に必要な災害ごとの避難のタイミングや避難先、避難方法等に重点を置いた啓発を実施する。
- ④発災後に速やかにボランティアセンターの設置・運営が行えるよう、関係部局及び尼崎市社会福祉協議(市社協)と調整を行う。

【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】

- ⑤他都市の取組等も参考にしつつ、社会情勢を踏まえながら備蓄品の更新を行う。また、多様な避難者に対応できるよう体制整備に努める。
- ⑥備蓄品のサンプル展示については、品目毎の入手先や賞味期限を表記する等、引き続き様々な機会を捉え備蓄の啓発を粘り強く実施する。

【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

- ⑦地域団体と連携し、市社協加入率の低い地域での情報拡散の推進に資するよう、災害情報の入手方法について周知啓発に取り組む。
- ⑧協定締結事業者においても災害情報を入手できることを市民に周知する。また、関係部局と連携し、要配慮者や外国籍住民等の特性を考慮した情報発信等や周知啓発に取り組む。
- ⑨各種災害の円滑な避難行動等について、機会を捉え、更なる周知啓発を行う。
- ⑩迅速な避難行動等の促進のための避難誘導板の年次的な更新のほか、新たなハザードマップを作成・公表し、避難行動等の周知啓発を図る。

【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

- ⑪⑫啓発パンフレットを活用した災害時要援護者支援の必要性の周知啓発や、名簿受領団体へのアンケートで地域での災害時要援護者支援に取り組みたいと回答した連協等への支援を進める。また、引き続き、避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。
- ⑬引き続き、避難行動要支援者の避難先の確保に向け、福祉避難所に協力意向のあった施設との協議や指定施設のマニュアル作成支援を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	01	イノベーションの促進に向けた環境づくり
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	市内総生産(実質GRP)成長率 (上段:GRP、下段:GDP)	↑	19,826 (R1)	億円	実質GDP成長率を上回る	100.2% (99.2%)	92.5% (96.1%)	108.2% (102.8%)	- (101.5%)	-
B	イノベーションに向けて新たな事業に チャレンジする人や事業所数	↑	2,302 (H27～R1合計)	人・社・件	2,500 (R5～R9合計)	483	341	392	508	521
C	脱炭素やSDGsに取り組む企業数	↑	15	件	50	0	16	15	59	305
D	製造業事業者支援件数	↑	1,791	件	2,100	1,775	1,872	1,791	1,618	1,705
E	特定創業支援事業の支援を受けて創業した者の数	↑	75	件	92	55	40	75	65	43

※指標Aの基準値は市内総生産(実質GRP)の総合計画策定時の値を記載し、実績値は上段にGRP、下段にGDPの成長率を記載している。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】

(目的)「脱炭素社会の実現」「地域経済の活性化」「市内のSDGsの達成」に向けた取組を行うことで、地域経済の持続的な発展を推進する。
(成果)①本市産業振興施策の方向性等を検討するため、産業団体や金融機関の代表者で構成する「産業政策会議」を設置し、課題共有や意見交換等を行った。(目標指標A・B)
②「ECO未来都市尼崎」宣言団体(AG6)の取組が、環境省の「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」に選定され、尼崎市脱炭素経営宣言の登録企業11社が参画し開催したオープンファクトリー(*1)には、641人の参加があった。(目標指標C)
③エネルギー価格高騰対策及び脱炭素経営に向けた支援として、市内事業者と連携した簡易省エネ診断を新たに創設し、省エネ診断・設備導入の費用補助を拡充する中、簡易省エネ診断件数は、目標の約1.2倍となる121件となった。(目標指標C)
④SDGs企業登録事業では、他事業での企業訪問時に合わせて制度紹介するなどし、昨年度から22社増加の累計企業64社まで登録数を拡大した。より積極的に取り組む企業向けに新設したSDGsリーディングパートナーには4社の登録があった。また、企業アンケートでニーズの高かった勉強会や交流会を開催し、企業間でのSDGs関連トレンドの情報交換、企業同士のタイアップが実現した。登録企業による市内中学校向けSDGs学習支援では、一度参加した殆どの企業がレポート参加を申し出るなど、企業・生徒双方から好評を得た。企業より生徒に年齢に近いSDGsに専門的に取り組む大学生とも連携して企業と生徒の橋渡しを行った。(目標指標C)
(課題)①産業政策会議において事業者支援等に係る議論を深めるためには、データを活用した分析を更に進める必要がある。
②脱炭素経営の取組を加速させるため、関心が低い企業に対し、必要性や効果をこれまで以上に啓発する必要がある。
④企業同士の更なる連携や市と企業との連携についても推進する必要がある。
(*1)普段は一般人が立ち入ることのない工場(製造現場)を開放することで、ものづくりの魅力を発信することを目的とした事業

【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】

(目的)ものづくり産業については、イノベーションを促進する成長分野への積極的な展開、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的な発展と安定的な雇用の確保を目指す。
(成果)⑤産業政策会議での議論を踏まえ、新規創業や、既存企業の新事業・新分野への進出支援、研究開発補助金の獲得支援、大企業と中小企業のマッチングなどを行う、ものづくり総合支援拠点「オープンイノベーションコア尼崎」の設置を決定した。(目標指標A・B・D)
⑥(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)において、市内中小企業等を対象に「研究開発パートナーシップ構築セミナー(80人参加)」や、「オープンラボ(78人参加)」を開催し、16件の技術提案や新たな事業連携に向けて企業間交流が行われるなど、ビジネスマッチングやイノベーション創出に向けた支援を行った。(目標指標B・D)
⑦新産業や成長産業の誘致に向け、フェニックス事業用地の活用や必要な支援施策等について検討するため、市内外企業や関係団体と意見交換等を行った。(目標指標A・B・D)
(課題)⑤「オープンイノベーションコア尼崎」を中心に、国や県、関係団体等の連携による既存企業の新分野展開への支援に加え、大学や研究機関などで活動するクリエイターの発掘によるイノベーション創出を検討する必要がある。
⑥AMPI・ものづくり支援センターについて、事業者ニーズを分析する中で、その役割についての在り方を整理する必要がある。
⑦新産業や成長産業の誘致に向けては、市税等の統計分析を行うとともに、国や県の企業投資に関する制度を踏まえる中、メリハリのある支援制度を構築する必要がある。

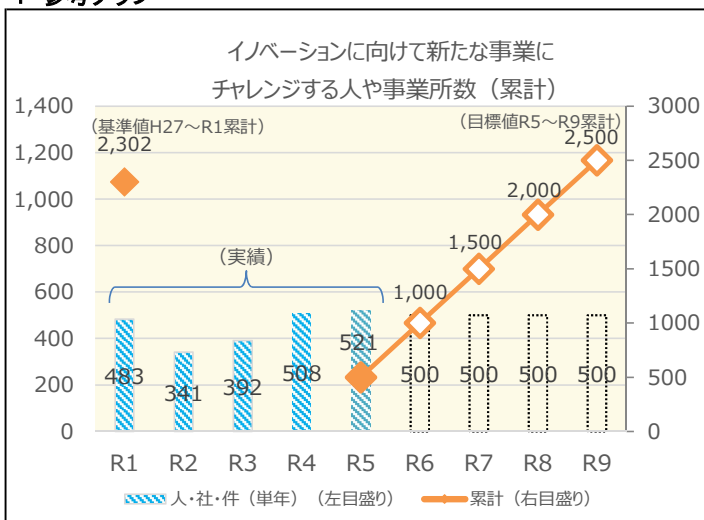
【スモールオフィス機能(*2)(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

(目的)創業者を支援することで、創業の実現及び事業の早期安定化を促進し、雇用の創出など、地域経済の好循環を図る。
(成果)⑧尼崎創業支援オフィス「アビーズ」において、利用者同士の交流会や女性センターテレビエでの女性向けの創業相談会等を47回実施する中、282人の参加があった。
⑨市内の創業者を対象に「みんなの尼活皆議(車座集会)」を開催し、市や支援機関等に求める創業支援に係る意見を施策検討の参考とした。(目標指標B・E)
(課題)⑧尼崎創業支援オフィス「アビーズ」については、昨今の入居者が減少している状況等を踏まえ、運営体制や施設の在り方等について検討し見直す必要がある。
⑨創業者との意見交換等により把握した、創業者が求める支援に加え、起業の促進に向けた空き店舗の活用等について検討する必要がある。
(*2)小さなオフィスなどでビジネスを行っている事業者を支援する機能

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	ものづくり総合支援拠点推進事業(イノベーション促進総合支援事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	脱炭素化設備等導入促進支援事業
2	産業イノベーションを目指す外部専門家会議(産業政策会議)の設置(産業振興基本条例関係事業)
3	
4	
令和4年度 主要事業名	
1	製造業生産性向上支援事業
2	脱炭素化設備等導入促進支援事業
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

- ・「オープンイノベーションコア尼崎」においては、イノベーション創出や創業へのチャレンジ等を支援する仕組みの構築を進めるとともに、本市でチャレンジをしてみたいような、効果的な周知・広報を図る。
- ・「オープンイノベーションコア尼崎」の開設も踏まえ、AMPI・ものづくり支援センター、アビーズの持つ機能や役割等の整理を進め、ものづくり分野や創業等への効果的・効率的な支援体制の再構築を進める。
- ・国や県の支援制度を踏まえつつ、地域経済に与える影響分析を行う中で、戦略的な企業誘致等を図るための方針を策定するとともに、目的やターゲットを明確にした企業投資活動促進制度の見直しを行う。
- ・これらの取組については、昨年度から引き続き、産業団体や金融機関の代表者で構成する産業政策会議において、全市一丸となった施策として取組を進めていけるよう、議論を深め、各施策の検討を進めていく。

令和6年度の取組

- 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】**
- ①類似都市との比較や経済センサス等のデータを活用した分析内容を踏まえ、引き続き産業政策会議において意見交換等を行い、新たな施策展開につなげる。
 - ②③脱炭素にチャレンジする企業の登録や省エネ診断及び設備導入補助を継続実施するとともに、AG6として参加企業数を増やすなど、オープンファクトリーを拡充し、登録企業の魅力発信及び脱炭素の普及啓発を行う。
 - ④中学校SDGs学習支援及び登録企業交流会の継続に加え、市の各課が取り組むSDGsに関する事業の情報を参加企業に周知するなど、市と企業の連携を進めていくことで、SDGsリーディングパートナーの登録企業の拡大など、活性化につなげる。
- 【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】**
- ⑤イノベーション創出へのアプローチとして、既存企業の中に眠る技術や取組の磨き上げの支援や、クリエイターと呼ばれる人材を大学や企業などから見出し、そのチャレンジを支援する仕組みの構築を目指す。
 - ⑥AMPIにおける技術支援体制の在り方について検討し、その機能の整理も含めた再構築を行う。
 - ⑦フェニックス事業用地等を活用したバイエリアの活性化に向け、産業政策会議での戦略的な企業誘致や設備投資促進等についての議論を踏まえる中、新たに方針を策定するとともに、「企業投資活動促進制度」を見直す。
- 【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】**
- ⑧⑨尼崎商工会議所や尼崎信用金庫で実施している創業塾などとの連携を図るとともに、アビーズに入居したことによるメリットを提供できるような運営体制の再構築を図る。

主要事業の提案につながる項目

- 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】**
- 【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】**
- 【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】**
- ①⑦「企業投資活動促進制度」の見直しに伴う拡充策について検討を行う。
 - ⑥⑧⑨AMPI・ものづくり支援センターやアビーズについて、効果的な支援に向け、取組の再構築を行う。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	02	地域経済の活性化や循環の促進
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指標名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	あま咲きコインの累計利用者数	↑	59,937	人	150,000	—	—	59,937	104,495	120,460
B	企業・商店街原資負担によるあま咲きコインの流通額	↑	625	千円	10,000	—	—	625	3,800	31,663
C	事業継続支援事業の利用件数	↑	24	件	75	41	15	24	20	23
D	地元の農産物「あまやさい」を選ぶ市民の割合	↑	—	%	19	—	—	—	7.9	8.4
E										

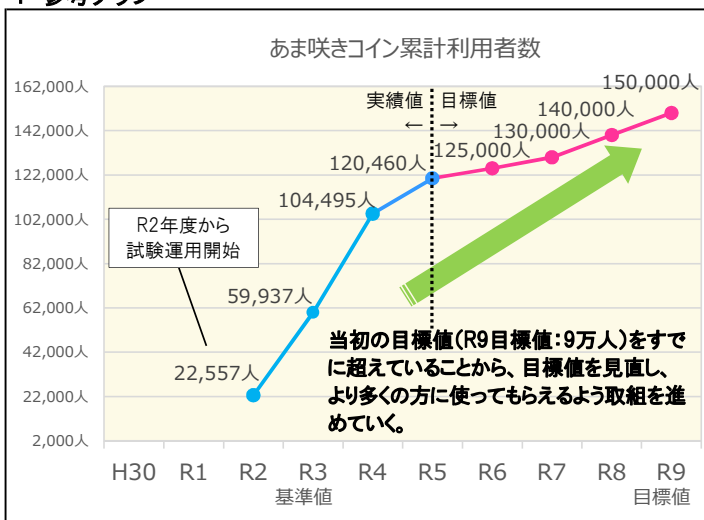
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】										
(目的)SDGs行動の推進、市内経済の好循環及び市民生活の向上を図る。										
(成果)①あま咲きコインについて、物価高騰対策支援として、プレミアムキャンペーン、山分けキャンペーンを実施するとともに、企業商店街等独自のプレミアム商品券の発行を促進する中、企業等原資負担による発行ポイント数は前年度の8.3倍の3,200万ptにまで拡大したほか、流通ポイントは累計72億pt、利用者は12万人、加盟店は1,400店となるなど、家計や事業者への支援、認知度向上につなげた。(目標指標A)										
②SDGsポイントの発行メニュー数は、導入時の2.6倍の115へ拡大する中、累計1,000万pt超を発行するなど、市民のSDGs行動の推進につなげた。										
③自走化への取組については、企業等原資負担によるコイン発行量の大幅増に加え、山分けキャンペーン実施時に、市手数料が低廉なクレジットカード以外のチャージへ誘導したほか、データの分析・活用に向け、住所や年齢等の属性登録を促進する中、アプリ利用者7.2万人のうち82%にあたる5.9万人の属性登録につなげた。また、企業版ふるさと納税の寄附額を原資として企業協賛プレミアムキャンペーンを実施できるというストーリー性をもたせた取組を検討する中、営業用資料を作成した。(目標指標A・B)										
(課題)①③家計、事業者等への支援、自走化に向けた取組については、臨時交付金等の活用財源の減少が見込まれる中、企業等原資負担発行の更なる促進等による収入確保に加え、経費削減に取り組むなど、限られた予算を効果的に活用する必要がある。										
②SDGsポイントの認知度は向上しつつある中、行動変容につなげる取組が必要である。										
【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】										
(目的)事業承継や減災対策の取組促進により、事業者の持続力強化と危機意識の醸成を図る。										
(成果)④市、産業団体、金融機関で構成する尼崎市事業承継プラットフォームにおいて、引き続き事業承継/ボタンタッチ診断に取り組み、相談につながった案件については、専門家も交え承継に向けた計画策定や課題を明確化するなどの支援を実施した。また、事業承継に関する相談申込へのハードルが高いという課題について、アンケートを実施する中、事業承継に興味があると回答した企業に対し個別相談を行うとともに、これまで連携できていなかった兵庫県事業承継・引継支援センターと意見交換を行い、共催で個別相談会を実施した。(目標指標C)										
⑤減災対策支援では、企業向けの減災啓発セミナーを実施する中、危機意識の向上を図った。(目標指標C)										
(課題)④事業承継について、親族内の場合は家族間の人間関係、親族外の場合は後継者不足といった事実が自社の弱みと感じ公にしたいなど、相談申込へのハードルが高いとともに、相談を受けた後も何度も丁寧に状況を確認した上で、一緒に対応策を考える必要がある。										
⑤ここ数年、大きな災害が起きていない本市において、企業の危機意識の更なる向上を図る必要がある。										
【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】										
(目的)「あまやさい」を広く周知し、販路拡大につなげるとともに、営農者への支援を行うことで、都市農業の存続を図る。										
(成果)⑥「あまやさい」について、農業祭等のイベントや、公共施設3か所に設置した「あまやさい販売機」の活用に加え、小田地区で11回、園田地区で3回、中央地区で2回、福祉事業所による直売会を行うなど、販売機会の増加による販路拡大及び安定供給に向けた支援を行うとともに、量販店における「あまやさい」販売コーナーが新たに1か所増える中、取扱いのある店舗は5店舗となった。また、都市農業の担い手となる認定農業者が相互の連携・連帯を強化し、都市農業の活性化に資することを目的とした「認定農業者等連絡協議会」の発足を支援した。(目標指標D)										
(課題)⑥販路拡大等による農家支援に加え、「あまやさい」について、「食」の切り口から市民にPRするなど、ブランド力を高める新たな取組を検討し実施する必要がある。										
【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】										
(目的)取扱高の維持・向上を通じ生鮮食料品等の安定供給を図るとともに、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保し、安心できる消費生活の実現を目指す。										
(成果)⑦水産物卸の加工場整備に対する支援を実施するとともに、水産仲卸としては35年ぶりの新規入場を実現したほか、市内飲食店への訪問PR等により、延べ39回の商談機会を創出し、12件の取引開始に結び付けるなど、市場活性化に係る場内事業者への支援を行った。また、見学会(2回205人参加)及び地域イベントへの出店の継続に加え、10回開催した開放フェアについては、令和元年度比63%増の6,034人の来場があるとともに、アンケート調査では、約3割が新たな来場者であるなど、市場の認知度向上に努めた。										
⑧「今後の市場のあり方」について、再整備を担う民間事業者の選定に向け、サウンディング調査(16社参加)での広範な意見の公募や近隣住民説明会(2回16人参加)を実施するとともに、議会(6回)や場内事業者(延10回)への説明・意見聴取を重ねる中、公募要件等の案を策定した。										
(課題)⑦取扱高の維持・向上を図るため、引き続き、既存事業者の売上の向上と新規事業者の入場に向け、取り組むとともに、市内飲食店に対する訪問PRIについて、対象店の選定や実施方法を工夫・改善するなど、「市場の利用促進」に資する取組を強化する必要がある。										
⑧再整備の事業者選定においては、本事業の目的等を的確に捉えた提案が採択されるよう、本市の問題意識を選定委員と共有する必要がある。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
2	尼崎市公設地方卸売市場の再整備（次期地方卸売市場整備事業）
3	商店街等インバウンド支援事業（尼崎市商業活性化対策事業）
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	中小企業BCP策定にかかる補助金の支給（中小企業減災支援事業）
2	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
3	商店街活性化施策の推進（商業活性化対策支援事業）
4	コーディネーター連携による販路拡大と人材確保の推進（販路拡大・人材確保事業）
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・あま咲きコインについては、国の臨時交付金を財源とした物価高騰対策等で活用し、現在の利用状況まで拡大がされてきた。今後、財源の減少が見込まれる中、現在の利用状況や期待できる活用効果の分析などを行い、今後の運用方法について検討を進める。

・「あまやさい」については、都市農業の魅力を活かし、地元産野菜として消費者（市民）の手まで届くよう、量販店等との連携を進める。また、飲食店等と連携し、「あまやさい」の「食」の観点からの普及促進に取り組み、ブランド力の強化につなげていく。

・卸売市場の再整備については、近隣住民や場内事業者等に対し、適時適切な情報提供やコミュニケーションを図りつつ、事業提案の選定を行うなど、市場や地域の活性化に資するよう取組を進めていく。

・あわせて、場内事業者等の市場関係者とともに、市場の競争力強化やイメージ向上に向けた取組について、議論を進めていく。

令和6年度の取組

【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

①③企業版ふるさと納税の獲得に向けた市外企業への営業活動、企業等原資負担での発行の更なる推進といった収入増等の取組、チャージ手数料や運営費削減の更なる取組に加え、属性に応じた情報発信と市民参画の拡大に向け、あま咲きコインアプリを活用した市政情報のプッシュ通知やポイントを付与する市政アンケートを実施するなど、付加価値を高めつつ、市民の市政参画意欲の向上に努める。

②SDGsポイントを発行するだけでなく、市民の行動変容にまでつなげられるよう、SDGsポイント発行所管課へのアンケート調査を実施し、分析・検証を行うとともに、好事例を共有するなどの取組を進める。

【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

④相談申込へのハードルを下げるため、兵庫県事業承継・引継支援センターと連携し個別相談会実施方法の改善を検討するとともに、企業ニーズの把握や市の取組周知のため、経済部全体で定期的に企業訪問を実施する。

⑤企業の更なる危機意識の向上を図るため、能登半島地震での企業への影響の紹介なども加えた企業向けセミナーを実施する。

【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】

⑥量販店において、生産者情報のPRも含めた「あまやさい」を販売するコーナーを設けてもらうなど、消費者の地元産野菜への親しみと関心を高めるとともに、販路拡大につながる支援に加え、「あまやさい」を「食べる」という観点からの普及に向け、ホテルや飲食店と連携した取組を進める。

【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】

⑦引き続き、集荷対策など市場活性化に係る場内事業者への支援及び新規事業者の募集を行うとともに、「市場の利用促進」に向けた訪問PRの対象店舗や実施方法等を見直すほか、開放フェア等について、更なる効率的・効果的なPRに努める。

⑧選定委員会を的確に運営し、提案内容を総合的に審査・評価した上で、優先交渉権者と提案内容を踏まえた協議・調整を行い、基本協定を締結する。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	03	雇用就労の充実
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	市内有効求人倍率の全国との比較	↑	国 1.16 市 0.97	倍	全国有効求人 倍率を上回る	国 1.55 市 1.51	国 1.10 市 1.01	国 1.16 市 0.97	国 1.31 市 1.08	国 1.29 市 1.16
B	しごと支援課の実施事業により、市内企業に就職した求職者数	↑	60	人	90	85	44	60	103	95
C	無料職業紹介窓口の相談件数(延べ件数)	↑	1,268	件	1,800	1,491	985	1,268	1,339	1,130
D	スキルアップ等による労働生産性向上に資する事業への延べ参加者数	↑	324	人	700	698	364	324	534	536
E	アマポータルの年間アクセス数	↑	—	件	150,000	—	—	—	112,858	144,413

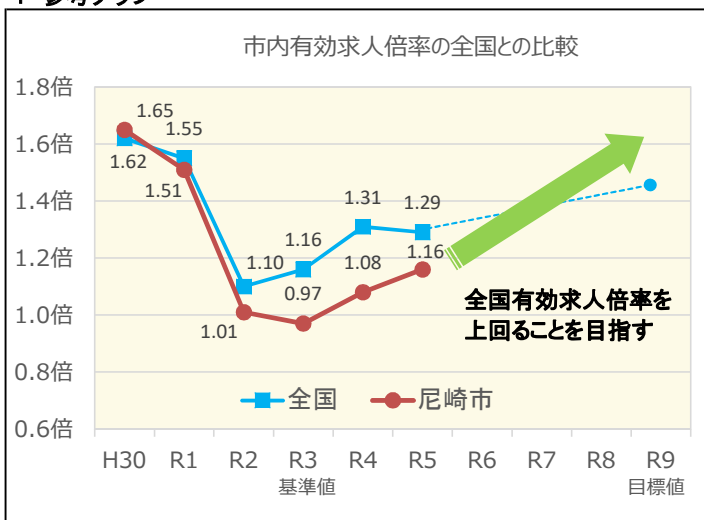
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】 (目的)職住近接を生かした雇用就労支援を実現するため、市内企業の魅力発信に加え、企業が求める人材斡旋を通じた雇用支援と市民に対する相談・無料職業紹介を通じた就労支援を実施し、雇用情勢に柔軟に対応した就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。 (成果)①延べ318社を訪問し、人材不足が顕著な製造、介護福祉、物流を中心に新規求人開拓を行うとともに、市内企業の雇用支援として、延べ137社をイベント参加誘致したほか、職業紹介窓口の効率化や市報等での利用促進を図る中、新規求職登録者数は前年度比約1.5倍の208人となった。(目標指標A・B・C) ②市内企業の魅力発信については労働環境実態調査の対象企業やイベント参加企業への登録促進に努める中、「アマポータル(採用情報)」への登録企業数が60社から110社にほぼ倍増するとともに、「アマポータル」へのアクセス数は前年度比約1.3倍の144,413件となった。(目標指標E) ③「わかもの就職フェア」でイベントレポートを作成し、「あま・にしよどものづくり就職フェア」の周知PRで活用する中、参加者数の増加につながるとともに、マイナビ転職フェアでは不参加企業を含む紹介動画の上映コーナーを設け、市内企業の魅力発信に努めた。(目標指標A・B・E) ④高校生向けのインターンシップ(尼崎双星、武庫荘総合、尼崎小田の計3校計68人)に計8社が参加、出張講座(尼崎双星、武庫荘総合、琴ノ浦の3校計213人)に計16社が参加、工場見学(尼崎小田40人)に計2社が参加する中、魅力発信を行うなど、市内企業への就職促進に努めた。(目標指標A・E) ⑤雇用就労支援では、利便性を高めるため、新たに窓口のオンライン予約とパソコン貸出コーナーを開始するとともに、「ハローワーク共催就職フェア」と「マイナビ転職フェア」の実施に加え、ミニ面接会(保育士相談&面接会、シニア・子育て世代応援企業面接会)をハローワークと共催実施したことなどにより、就職者数は前年度比109.4%の151人(うち市内企業への就職95人)となった。また、テレビと連携した女性版「しごと塾」では、処遇改善を推進する市内企業の参加誘致に努める中、塾生43名の就職につなげたほか、リスキング支援と女性の再就職促進に向け、ポリテクセンター等と新たな「しごと塾カリキュラム(職業訓練体験研修、ミニ面接会)」の実施運営体制を構築した。(目標指標A・B・C) (課題)①尼崎の有効求人倍率は7か月連続で前年同月を上回り、人手不足が深刻化していることから、企業が求める人材斡旋に加えて女性や高齢者、障害者、有期雇用等労働者等の多様な人材の労働参加率を高めて「量」を確保していく必要がある。 ②③④高校生に対する市内企業の魅力発信に加えて、採用に直結する大学生を対象とした事業展開が必要であるとともに、より多くの市内企業に対する魅力発信の機会を創出する必要がある。 ⑤市内の人手不足解消のため、ハローワークとの連携を強化し採用イベントの機会を増やすとともに、引き続き、女性の正規雇用比率の「L字カーブ」解消に向けて本市の基幹産業であるものづくり系分野等へのキャリア選択につながる人材育成等の仕組みづくりが必要である。	
【労働者のスキルアップによる生産性の向上】 (目的)市内企業の従業員の人材育成に加え、多様な人材獲得に向けた人権尊重や処遇改善の取組を促進することで、労働生産性の向上を図る。 (成果)⑥人権を尊重する経営の実践が求められる中、市内企業からの要望や研修受講アンケートの結果をもとに「障害者雇用」や「外国人雇用」等をテーマとした人権啓発研修を計6回実施した。(119社・247人参加)また、外国人材の雇用促進に向け、「あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度」を創設し3社を認証したほか、兵庫県立大学国際商経学部の外国人留学生を含む学生32人を対象に同時通訳による市内企業の出張講座を実施し、市内企業の魅力を発信した。(目標指標D) ⑦兵庫働き方改革推進支援センターや労働基準監督署と連携する中、働き方改革関連法の解説動画を作成し、市公式YouTubeチャンネルで配信を開始した。(目標指標D) ⑧リスキング、DXを中心とした技術革新の変化や慢性的な人材不足等への対応を迫られる企業に対し、従業員の新たな技能や資格の習得を促進するため、中小企業スキルアップ支援補助金を実施し、令和4年度の制度開始以降、累計27社を支援した。 (課題)⑥現行の技能実習制度の改廃や特定技能制度の適正化が検討されており、人材確保対策としての外国人雇用が重要になることから、企業向けの「外国人雇用セミナー」の実施や企業、外国人材双方にとって望ましい就労環境の実現に向けた取組を検討する必要がある。 ⑦「処遇改善、正社員化、賃上げ等に伴う助成金」や「2024年問題」等の働き方改革関連法の解説動画を作成するとともに、動画の視聴件数を増大させる方策が必要である。また、2024年4月から障害者の法定雇用率の引き上げと雇用義務付けの対象企業が拡大することから市内企業への啓発等に努める必要がある。 ⑧更なる産業構造の変化や人材不足等に対応できるよう、企業の従業員向けのスキルアップ支援を更に促進する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	リスキリング支援の取組(キャリアアップ支援事業、中小企業リスキリング支援事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・法改正により、現在の技能実習に代わる新たな外国人材の受け入れ制度として、「育成就労」への見直しがされるなど、労働力不足を背景とした外国人材の雇用の在り方が大きく変化している。

・本市においても外国人材の雇用の増加が見込まれる中、企業が求める人材ニーズや雇用にあたっての課題の把握を進める。また、外国人材も一人の生活者であることを踏まえ、双方にとって望ましい就労環境や地域との共生に向けたサポートの取組など、関係部局間で連携し具体的な支援策について検討を進める。

・従業員の子育て支援に積極的な企業を認証する仕組みの検討にあたっては、企業および従業員の双方にとって、有益な制度設計となるよう、研究を進める。

令和6年度の取組

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

①⑦多様な求職者ニーズに即した求人開拓に努めるとともに、ハローワークと連携する中、障害者の法定雇用率の引き上げ等に対する雇用対策支援として、新たに「障害者の就職フェア」を実施する。

②③④大学生(外国人留学生含む)のキャリア教育と就職支援の分野で相互に協力し、市内企業への就職促進と大学等の活性化に寄与することを目的に(一社)大学コンソーシアムひょうご神戸と連携協定を締結する。また、市内企業の魅力発信と採用選考につなげるため、新たに大学生を対象とした業界研究バスツアー、職場体験事業を実施する。

⑤市内企業の更なる雇用機会を創出するため、ハローワークと連携し、「若年者対象」、「ものづくり分野」に加え、新たに「全年齢対象」及び「障害者」を対象とした就職フェアを計4回実施する。また、女性の再就職と「ものづくり分野」での能力開発支援に取り組み、市内企業への正社員就職を促進するため、「しごと塾」において、ポリテクセンター及びハローワークと連携し、ミニ面接会や相談会、職業訓練体験研修等を新たに実施する。

【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

⑥「外国人材雇用促進支援補助金」の申請要件の見直し及び積極的な周知を行い、利用促進を図ることによって外国人材の雇用環境整備に努める。また、外国人材の雇用促進に向けて「あまがさき外国人材雇用・育成・定着モデル事業所認証制度」の市内企業の活用促進を図る。

⑦女性や有期雇用労働者等の処遇改善や人材開発に対する国の助成金制度について、積極的な動画配信を行うほか、働き方改革関連法や外国人雇用等の法改正の動画配信による啓発を強化する。

⑧事業者が必要とするスキルや人材がどういったものか、また、各支援機関等が実施している研修などの支援内容を把握し、今後の支援方法を検討するために実態調査を行う。

主要事業の提案につながる項目

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

①従業員の子育て支援に積極的な企業を認証する仕組みを検討する。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	04	観光振興による地域経済の活性化と魅力向上
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	市内の観光入込客数 (うち宿泊人数)	↑	164.2 (29.2)	万人	300 (50)	259.7 (43.7)	136.3 (27.0)	164.3 (29.2)	241.6 (39.5)	272.7 (44.3)
B	尼崎城有料入城者数	↑	3.1	万人	15.0	14.6	2.8	3.1	4.7	4.9
C	尼崎城再建によってまちに新たなにぎわいが 生まれたと感じている市民の割合	↑	9.9	%	17.5	9.0	7.0	9.9	5.1	4.9
D	あまがさき観光案内所における土産 等の売上額	↑	7,522	千円	15,000	4,852	2,877	7,522	8,155	6,807
E	市内の観光GDP	↑	10,444	百万円	15,305	16,880	8,527	10,444	15,155	—

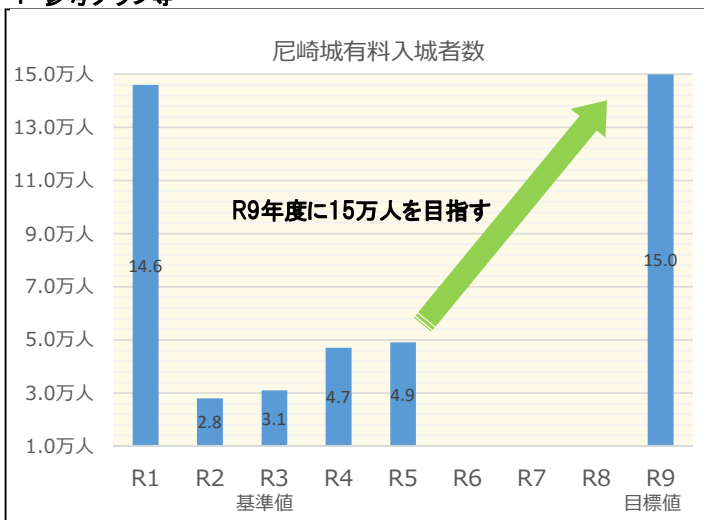
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】 (目的)本市のイメージを一新する歴史・文化を取り込んだ観光施策を重点取組地域(尼崎城を含む城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺)で展開するとともに、地域資源を活かした観光振興を進め、地域の稼ぐ力の向上、まちの魅力と価値の向上、シビックプライドの醸成を図る。 (成果)①中・小規模のイベントの月1回以上の開催に加え、「はんしんまつり」や「尼涼祭」等の大規模イベントを四半期毎に開催する中、尼崎城を含む阪神尼崎駅周辺施設エリアマネジメント等によるエリアの一体的な賑わいを創出した。(目標指標A・B・C・E) ②尼崎城の入城者数の増加に向けては、あまがさき観光局や指定管理者と連携し、企画展の開催や「落第忍者乱太郎 尼崎地名めぐりデジタルスタンプラリー(参加者2,277人、総スタンプ数 29,875件)」、リアル謎解きゲーム「あまなぞ(参加者1,922組)」等の取組を実施することにより、尼崎城の有料入場者数は、前年度から微増の49,480人となった。(目標指標A・B・C・E) ③尼崎城の供用時間外利用については、兵庫県とJRが実施した「兵庫デスティネーションキャンペーン」の取組として、市内ホテルと連携した営業時間前の尼崎城天守内で朝食を取る宿泊プランや、商工会議所青年部等と連携した「まち灯り」イベントでの夜間利用等で活用した。(目標指標A・B・C・E) ④観光土産物認証制度における対象商品を加工食品と雑貨に広げる中、「尼みやげ」として26点の追加認証を行うとともに、新たに観光局のECサイト立ち上げや大口の贈答品・記念品としての販路拡大等の取組を行う中、売上が昨年度の2.5倍の12,997,364円となり、市内事業者の稼ぐ力の向上につなげた。(目標指標D・E) ⑤大阪・関西万博後も見据えた新たな取組として、あまがさき観光局が民間事業者と連携し、ひょうごフィールドパビリオンのプレミアムプログラムに認定された「尼崎運河クルーズツアー」を7月から10月までの4か月間実施する中、648人の参加者があった。(目標指標A・E) ⑥令和7年の阪神タイガースファーム施設の開業に向けた機運醸成として、クライマックスシリーズファイナルステージでのライブビューイングや優勝報告会を開催するなど、多くのメディアに取り上げられる中、本市のPRにつなげた。(目標指標A・E) ⑦阪神タイガースファーム施設の開業を契機とする周辺地域の活性化に必要な財源確保のため、新たに「小田南公園周辺地域活性化基金」を設置したほか、市内事業者と連携し、タイガースオリジナルグッズを作成し、ふるさと納税の返礼品登録を行い、地域の稼ぐ力の向上につなげた。(目標指標A・E) ⑧尼崎を舞台にした映画「あまろっく」のロケ地のほとんどが市内で撮影され、撮影地の調整やエキストラの募集等の協力を行うとともに、ロケ地マップを作成し、本市の魅力を発信した。(目標指標A・E) ⑨観光局の公式Instagramにおいて、ひょうごフィールドパビリオンのプレミアムプログラムにも認定されている「尼崎運河クルーズ」の動画を発信したところ、22.7万回再生されるなど、アカウント開設以来の大きな反響を呼ぶ中、フォロワー数が前年度比約2.6倍の1.2万人となった。(目標指標A・B) (課題)①エリアの一体的な賑わい創出イベントに留まらず、周遊につなげる仕組みを作っていく必要がある。 ②③尼崎城について、リピーターやインバウンドの獲得に向けた取組等による収入増加及び経費削減に取り組む中、収支均衡を図る必要がある。 ④市内事業者の稼ぐ力の向上のため、地域資源等を活用したグッズの開発を行う必要がある。 ⑤⑥⑦令和7年に迫った大阪・関西万博や阪神タイガースファーム施設の開業に合わせ、機を逸することなく効果的・効率的な取組を行う必要がある。 ⑧⑨市内で撮影された映画やテレビのロケ地を活かした取組を行うとともに、旅行前の訪日外国人が閲覧する広報サイトへの掲載など、インバウンドも意識した情報発信が必要である。 ①～⑨本市の観光政策について、エビデンスに基づき戦略的に進める必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	尼崎城址公園魅力向上事業
2	小田南公園周辺地域活性化事業
3	大阪・関西万博関連事業
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	尼崎城魅力向上事業
2	観光土産認証制度(あまがさき観光局補助金)
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



令和6年度の取組

【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】

- ①阪神尼崎駅周辺の観光重点取組地域の周遊性を高めるため、商店街や寺町等の民間施設も含め、目的やターゲットに応じた観光モデルルートを構築する。
- ②③尼崎城について、新たに作成する小学生向け校外学習用冊子、VRシアター映像、なりきり体験衣装、インバウンド向け英語版パンフレットに尼崎ゆかりの落第忍者乱太郎を活用するなど、来城者増加のための取組や新たな供用時間外の料金設定による収入増加に努めるとともに、営業時間を見直すなど、経費削減を図る。
- ④地域の稼ぐ力の向上のため、市内事業者と連携し、落第忍者乱太郎や阪神タイガースを活用したオリジナルグッズの開発に取り組む。
- ⑤大阪・関西万博会場外駐車場隣地での「ひょうご万博楽市・楽座」や万博会場での「リージョナルデー(市町の日)」の準備を進めるとともに、新たに実施したオープンファクトリーや尼崎運河クルーズツアーの拡大といったコンテンツの磨き上げにより「体験」コンテンツの充実を図るほか、商店街や飲食店へのインバウンド対応に係る費用補助、該当店舗のPRツール作成、プロモーションなど「食」コンテンツを充実する。
- ⑥⑦阪神タイガースファーム施設の開業にあたり、内覧会や地域交流イベントの実施、カウントダウンボード、ノボリの設置、周遊マップの作製、さらには周辺の商店街等と連携した賑わい創出の取組を進める。また、市内企業が開発した落第忍者乱太郎や阪神タイガースグッズの販路拡大を支援することで、市内経済の活性化等を目指す。
- ⑧⑨映画等の公開に合わせた取組を行うとともに、本市の魅力等を紹介するガイドブックの作成や旅行前の訪日外国人が閲覧する広報サイトへ掲載するなど、インバウンドも意識した取組を行う。
- ①～⑨総務省地域デジタル基盤活用推進事業専門家の支援も受けながら、エビデンスを踏まえる中、「地域の稼ぐ力の向上」、「まちの魅力と価値の向上」、「シビックプライドの醸成」に向け、「尼崎版観光地域づくり戦略」を改訂する。

主要事業の提案につながる項目

【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】

- ⑤⑥⑦大阪・関西万博の開催や阪神タイガースファーム施設の開業後も見据えた観光振興の取組を検討する。

6 評価結果

評価と取組方針

・尼崎城については、中央公園のリニューアルを控え、阪神尼崎駅周辺エリア一帯でのにぎわい創出や入込み客数の増加に取り組む中、尼崎城への誘客につなげるなど、更なる来城者や収入の増加に向けた取組について、観光局や指定管理者等との連携を更に強化し、検討を進める。

・市と観光局の役割分担を改めて整理し、連携を密にしつつ、それぞれの役割に注力することで、効率的かつ効果的な観光施策の取組を進めていく。

・令和7年は大阪・関西万博の開催や阪神タイガースファーム施設の開業といった、本市の観光振興を図る絶好の機会であることから、効果的な観光PRや観光コンテンツの充実、周遊性の向上などに取り組むことで、より多くの観光客誘致や賑わいの創出につなげていく。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	01	脱炭素社会の形成
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A	市域における二酸化炭素排出量	↓	2,494 (R2速報値)	kt-CO2	2,049	2,444	2,491	2,292	2,439 (速報値)
B	地球温暖化を防ぐ行動をする市民の割合	↑	48.9	%	65.0	—	—	48.9	46.1
C	あまがさき環境オープンカレッジ推進事業参加者数	→	13,918 (R1)	人	14,000	13,918	3,774	6,541	12,177
D	あまがさき環境教育プログラム実施校数	↑	20	校	42	—	—	20	29
E									

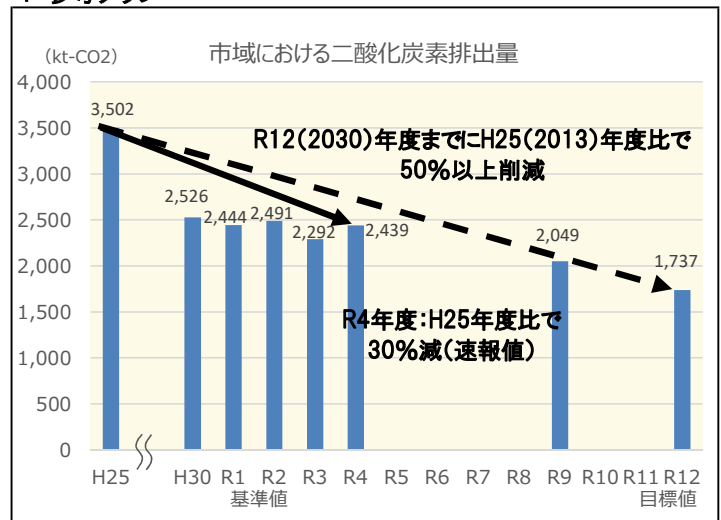
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】	
(目的)2050年までに脱炭素社会の実現に向け、まずは2030年度のCO2排出量を2013年度比で50%削減する。	
(成果)①原子力利用率減少を要因として電力排出係数が0.320→0.365kg-CO2/kWhに増加したことにより、市域におけるCO2排出量は増加したが、前年度に比べてエネルギー使用量は32,308→31,738TJに減少している。(目標指標A)	
②2030年までに電力由来のCO2排出量ゼロを目指し、阪神電気鉄道㈱と共同で実施している阪神大物地域における脱炭素先行地域の実現について、区域内での更なる省エネ・再エネ化を推進するため、阪神電鉄尼崎車庫を脱炭素先行地域に追加するなどの計画変更を行った。(目標指標A)	
③休日の公用車EVカーシェア(2台)に加え、新たに市所有地3か所で民間事業者によるEVカーシェア事業を開始したが、採算性が低く、持続可能な事業ではないと判断し、事業を終了した。また、公用車20台をEVに更新し、イベントでのEVの展示・啓発を行うことで、EVへの転換やEVカーシェアの利用など、市民等に行動変容を促した。(目標指標A・B)	
④令和5年度の太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業は、阪神間9市町に明石市が加入し、市場価格から19～35%安価となったが、現地調査料の徴収により、参加登録数・契約数とも低下する中、市内では登録数160件中、8件の契約があり、約43kWの太陽光発電設備の設置につながった。(目標指標A・B)	
⑤令和7年度供用開始予定の休日夜間急病診療所と北消防署園田分署で、本市初のZEB Ready(*1)認証を取得した。PPAモデル(*2)を活用した太陽光発電設備の導入は、資材や人件費の高騰により、予想以上に電力単価が高くなるため、他の導入方法も含め再検討することとした。また、地域マイクログリッド構築については、配電線ルートの確保が難しく、活用できる補助金もないため、検討を断念した。(目標指標A)	
⑥エネルギーの地産地消については、予定販売電力量の上限に達していることから、新たな需要家の募集は行っていない(契約:33事業者、年間CO2削減量:約6kt-CO2)。また、新たなエネルギーの活用に向け、兵庫県主催の水素ステーションの整備促進に係る地域連絡会に参加し、水素ステーションの整備に向けた課題の抽出などの意見交換を行った。(目標指標A)	
⑦企業の脱炭素経営に向けた取組支援に加え、新たに「簡易省エネ診断」の取組を事業化した。(目標指標A)	
(課題)②脱炭素の認知度向上に向け、効果促進事業に係るアンケート結果を活用するなど、効果的な啓発を行う必要がある。	
③EVをはじめとしたエコカーへの正しい理解と関心を高めるとともに、EVが安心して走行できる充電インフラを整備する必要がある。	
④市民の脱炭素行動について、連携自治体等との一斉広報やイベント時に加え、あま咲きコインと連動した広報など、行動変容につながる効果的な周知活動が必要である。	
⑤⑥公共施設への再生可能エネルギーの導入については、関係部局と連携し、時期や手法を再検討するとともに、水素エネルギーなど、新たなエネルギーの活用についても検討する必要がある。	
⑦市内企業の脱炭素経営について、大企業や中堅企業等は、エネルギーコストの増加もあり機運が高まってきている中、小規模事業者に対する取組を促進する必要がある。	
(*1)外壁等の高断熱化と高効率な省エネルギー設備等を備えることにより、国が示すエネルギー消費性能基準からエネルギー消費量を50%以上削減した建築物	
(*2)企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うモデル	
【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】	
(目的)市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識できるよう取り組み、それぞれの行動変容につなげる。	
(成果)⑧省エネ行動を行った市民等に対し、CO2削減量に応じた電子地域通貨「あま咲きコイン」を付与する取組について、電気使用量の削減やエコカーの購入といった取組メニューを追加したこと等により、前年度比1.2倍となる119tのCO2排出量削減につながった。(目標指標A・B)	
⑨給水機設置によるマイボトルの普及促進について、給水スポットが41か所に増え、削減効果は昨年度の1.5倍となる500mlペットボトル200,511本となったほか、中核市4市(NATS)で働きかけを行う中、尼崎信用金庫の協力により、武庫之荘駅前支店で給水機設置の実証実験を行った。また、尼崎市オリジナルマイボトルの販売本数については、前年度からの累計で4,300本を超えた。(目標指標A・B)	
⑩あまがさき環境オープンカレッジでは、打ち水大作戦を各地域の特色を活かしたプログラムにするなど、地域団体や企業、学校の協力を得ながら、活動の質の向上と参加者の多様化を図り、11,812人が参加した。また、エコあまフェスタの運営に、尼崎北高の生徒に参画いただくなど、環境活動の担い手の拡大を図った。(目標指標B・C)	
⑪小学校で実施している「あまがさき環境教育プログラム事業」については、積極的な周知により、目標を超える33校で実施するとともに、自然共生社会の構築に向けた取組を学ぶことのできる新プログラムを作成した。また、就学前の幼児に「遊び」を通じ、木への親しみや森林の大切さの理解を深めるため、兵庫県産木材を用いた積み木や紙芝居などの木育用品を企画・製造した。(目標指標B・D)	
(課題)⑧取組メニューの追加や周知活動の徹底等により、申請件数は上昇傾向にあるが、市民の更なる行動変容を促す必要がある。	
⑨マイボトルの普及促進に向け、民間施設の給水スポット設置を多様な業種へ働きかけるなど、更なる周知活動が必要である。	
⑩環境活動の担い手の高齢化が課題であり、事業の継続性を保つ必要がある。	
⑪小学生対象の授業だけでなく、その前後の世代における環境学習を実施する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	公用車へのエコカー導入実施(脱炭素社会推進事業)
2	幼児木育事業(環境保全の啓発・活動支援事業)
3	民間EVカーシェアの普及促進(脱炭素社会推進事業)
4	(仮称)市営若草住宅への再生可能エネルギー導入を核とした地域マイクログリッド構築の検討(脱炭素社会推進事業)
5	公共施設照明のLED化
令和4年度 主要事業名	
1	公用車を活用したEVカーシェアの実施(脱炭素社会推進事業)
2	太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入の実施(脱炭素社会推進事業)
3	PPAモデルを活用した公共施設への再エネ導入の促進(脱炭素社会推進事業)
4	公共建築物における脱炭素化の推進
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

- ・脱炭素先行地域の取組の1つである、ゼロカーボンベースボールパークの開設にあたっては、プロ野球球団と連携しているアナウンス効果を活かし、効果的なPRを行っていくことで、開設を契機とした市民や事業者の脱炭素化に向けた意識や行動の変容を促進していく。
- ・公共施設の脱炭素化については、新築時にはZEB Readyの導入を基本に検討をするなど、省エネの取組を着実に進めていく。また、創エネの取組については、太陽光発電設備等の新たな技術開発の状況を注視しつつ、引き続き導入に向けた調査、研究を進める。

令和6年度の取組

- 【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】**【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】
- ②「阪神大物ゼロカーボンベースボールパーク整備計画」については、国の交付金を活用し市内連携のもと、円滑に進めるとともに、阪神電気鉄道(株)と協力し、ごみ収集車によるPRIに加え、Webサイトのリニューアル、駅・公園の装飾など、市内外への効果的な周知を行う。
 - ③公用車の更新にあわせ、EVへの転換を図るとともに、新たに民間のEV充電シェアリングを含め、EV充電インフラの整備の方向性を検討する。
 - ④太陽光パネル等の共同購入事業や省エネ行動に対するあま咲コインの付与等を継続実施するとともに、新たにZEH等の省エネ・再エネ住宅ガイドブックを作成・配布するなど、市民等の脱炭素行動を支援する。
 - ⑤公共施設への再生可能エネルギーの導入に向け、関係部局と協議を行う中、今後の方向性を検討する。
 - ⑥水素エネルギーの活用について情報収集を行うとともに、県や事業者、関係団体、部局等と連携し、水素ステーションの整備の可能性について検討を進める。
 - ⑦脱炭素にチャレンジする企業の登録や省エネ診断及び設備導入補助を実施するとともに、普段立ち入ることができない製造現場を開放するオープンファクトリーについて、産業団体や金融機関等と連携し参加企業数を増やすなど充実する中、市内企業の魅力発信及び脱炭素の普及啓発を行う。
- 【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】**
- ⑧市報やイベント等を通じ、省エネ行動の取組を紹介し、市民等の行動変容を促す。
 - ⑨関係部局やNATSとの連携等により、給水スポットの利用促進を図るため、市報やイベント等において、給水スポットやマイボトル使用の周知啓発に取り組む。
 - ⑩若年層が参加しやすいあまがさき環境オープンカレッジ実行委員会の開催方法を試行するとともに、市内の高校やユース交流センターとの連携を進める。
 - ⑪新プログラムを追加するとともに、運河で行われている環境体験学習を校外学習として統合することで、更なる実施校数の拡大に取り組む。また、5歳児の在籍している教育・保育施設に企画・製造した木育用品を配布する。さらに、中学生対象として、あまがさきSDGsパートナーによる学習支援との連携を検討し、切れ目のない環境学習の実施を図る。

主要事業の提案につながる項目

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	02	循環型社会の形成
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
	方向	R1					R2	R3	R4	R5	
A	焼却対象ごみ量	↓	127,784	t/年	123,466	134,041	130,463	127,784	124,511	116,317	
B	「燃やすごみ」の排出量	↓	443	g/人・日	423	457	452	443	428	413	
C	家庭系食品ロスの発生量	↓	73 (H29～R2平均)	g/人・日	65	79	61	—	51	54	
D	廃棄物処理にかかる不利益処分等 (勧告・命令等)の件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0	
E	クリーンセンター稼働実績	→	100	%	100以上	99	101	100	104	99	

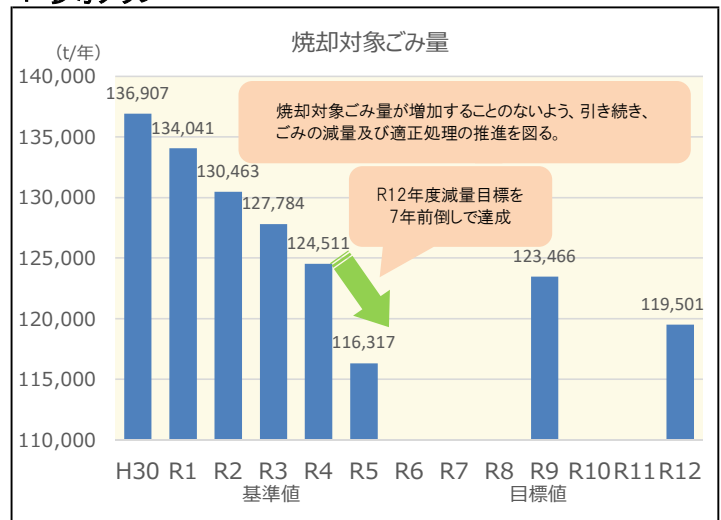
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)										
【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】										
(目的)循環型社会の形成に向け、3Rによるごみ減量を推進し、環境負荷の低減を図る。また、社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみとしないリデュースの取組を推進するため、市民・事業者における主体的な削減行動を促進する。										
(成果)①地道な啓発活動や様々な取組の継続等により、焼却対象ごみ量は前年度比6.6%減の8,194t減と大幅に減少する中、目標を7年前倒しで達成するとともに、「燃やすごみ」の排出量も前年度比15g/人・日減少した。(目標指標A・B)										
②令和5年4月1日に改正施行した尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(以下「条例」という。)の減量計画提出対象となる大規模事業用建築物42事業者に立入調査し、指導啓発を行った。(目標指標A・B・C)										
③「もったいない!あまがさき推進店」制度で、新たにプラスチックごみ削減を取組メニューに加える中、飲食店等15店舗(累計78店舗)を認定し、「使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」事業では2イベントに補助を行った。市内各所でフードドライブを20回実施し、食品を計84.7kg回収した。(目標指標A・B・C)										
④「おいくら」「ジモティー」と連携協定を締結する中、市民のリユース機会の増加につなげた。(目標指標A・B)										
⑤事業系古紙資源化促進のため、リサイクルシステム協定締結団体等と協議や意見交換を行い、課題を抽出した。										
(課題)①②④一層の3Rの推進に向け、市民・事業者の認識向上と行動変容を促進する必要がある。										
③食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む店舗やイベントの拡大を図るため、制度の周知方法や申請方法の簡素化等の見直しが必要である。										
⑤事業系古紙資源化の一層の推進には、新たな回収ルートの確保など、資源化手段の多様化が必要である。										
【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】										
(目的)循環型社会の形成に向け、一般廃棄物・産業廃棄物の適正な排出及び処理を徹底し、環境負荷の低減を図る。										
(成果)⑥環境美化及び市民の良好な生活環境確保のため、家庭系廃棄物の分別排出ルールが遵守され、適正に管理されている共同住宅のごみ集積施設を「優良管理ごみ集積施設」として認定する制度を開始し、その周知・浸透に取り組み22ヶ所を認定した。(目標指標A・B・C)										
⑦廃棄物の適正搬入及び適正処理を目的とする改正クリーンセンター条例の施行に合わせ、利用・搬入基準及び利用制限等の運用を開始するとともに、検査員の時差出勤等により、ごみ搬入車両の展開検査を前年度比1.2倍の630回に強化し、不適正搬入に対しては延べ61件の立入指導を行い、適正処理が推進される中、事業系一般廃棄物の排出量が前年度比12.5%減の5,829t減少した。(目標指標A・B・D)										
⑧産業廃棄物については、事業者に対する84件の立入検査等を通じ、法令に基づく適正処理を指導する中で、個別に処理ルールを説明し、分別の徹底、適正保管、処理委託契約につなげるなど、産業廃棄物の一般廃棄物への混入防止等に取り組んだ。(目標指標D)										
(課題)⑥優良管理ごみ集積施設認定制度を広く周知するとともに管理者が常駐していない集合住宅に対しても、制度の浸透を図る必要がある。										
⑦資源化可能な紙や産業廃棄物の混入が依然として見られる事業系廃棄物について、適正処理に向けた更なる取組や資源化に誘導する取組が必要である。										
⑧産業廃棄物の適正処理に係る事業所への立入について、効率的・効果的に実施する必要がある。										
【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】										
(目的)循環型社会の形成に向け、安定的、効率的なごみ処理体制を構築する。										
(成果)⑨第1工場跡地整備・運営事業については、入札を行い、事業者選定等委員会の答申を受ける中、市内事業者を落札者として決定するとともに、第3工場跡地整備事業については、解体工事が完工し、庁舎等の建設工事に着手した。また、第2工場について、中央監視装置及び機器冷却器の部分更新等延命化工事を行うことにより、安定的なごみ処理に努めた。(目標指標E)										
⑩令和7年度の一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約の更新時期に合わせ、直営体制を見直し、委託比率を拡大することで、より効率的な業務執行体制の構築を図ることとした。										
(課題)⑨新ごみ処理施設の建設に向けた取組を着実に進めるとともに、完成までの間、既存施設を安定的に運用する必要がある。										
⑩業務執行体制の在り方については、アウトソーシングで生み出された人材を有効活用する全庁的な検討が必要である。										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	資源物回収拠点設置に対する補助(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	市民の心情に寄り添ったペット対応(じんかい収集事業)
3	じんかい収集事業の見直し
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	ごみ減量及び適正処理に向けた啓発・指導の実施(ごみ減量・リサイクル推進事業、産業廃棄物対策事業)
2	イベントにおけるプラスチックごみ削減の推進(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	優良管理集積施設認定制度(じんかい収集事業)
4	第1工場跡地整備・運営事業(次期焼却施設等整備事業)
5	
令和4年度 主要事業名	
1	新家庭ごみべりちよう等の作成(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	飲食店・小売店向け食品ロス削減の推進(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・令和5年度の焼却対象ごみ量は、市民や事業者への啓発活動の継続等により、尼崎市一般廃棄物処理基本計画に定めた令和12年度までの減量目標を、7年前倒しで達成する結果となった。

・これが一時的な達成とならないよう、今後の推移を注視する中、引き続き地道な啓発活動等に取り組むとともに、新たな減量目標の設定についても、検討を進める。

・一方で、リユースやリサイクル、紙ごみ・食品ロスの削減といった、まだ十分な促進が図られていない分野もあることから、先進的な取組も研究する中、更なる行動変容や3Rの促進が図られるよう、取組を進めていく。

令和6年度の取組

【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

①②大規模事業用建築物を始めとした事業場への立入指導啓発を50件を目標として引き続き実施するなど、事業者の主体的なごみの削減行動を促進する。
 ③④「もったいない！あまがさき 推進店」の裾野を広げる取組並びに、「使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」の申請方法の改善を図るとともに、民間事業者との連携による家具等のリユースの促進する。
 ⑤資源物回収拠点設置に対する補助を行うことにより、紙資源のリサイクルが進む新たな資源化ルートを構築する。

【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

⑥優良管理ごみ集積施設認定制度について、個々の集合住宅へのアプローチに加え、管理会社等への周知にも取り組み、ごみの適正処理を推進する。
 ⑦法令遵守に向けた丁寧な啓発及び令和4年度以降強化したごみ検査を継続するなど、廃棄物の適正搬入及び適正処理を推進する。
 ⑧展開検査における一般廃棄物への産業廃棄物の悪質な混入事案を抽出するなど、引き続きターゲットを絞った指導を行う。

【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】

⑨新ごみ処理施設の令和13年度の供用開始に向け、特定事業契約を締結し、新施設の詳細設計を開始するなど、整備工事に着手するとともに、現在稼働中のごみ処理施設については、安定したごみ処理のため、定期及び大規模整備工事を効果的に行い、故障の未然防止を図る。
 ⑩業務執行体制の在り方について、関係部局と協議を進めるとともに、令和7年度の一般家庭ごみ収集運搬業務委託に向け、安定性や効率性等の観点で踏まえ、業者を選定する。

主要事業の提案につながる項目

【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】

⑥⑩ごみ排出のルール順守や高齢化社会への対応等といった市の廃棄物の適正処理に係る今日的な課題に取り組んでいけるよう体制面の整備を図る。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	03	環境の保全
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	公害規制に係る不利益処分件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0
B	自然観察や自然保護活動に参加している人の割合	↑	0.5	%	2.3	—	—	0.5	0.8	1.0
C	市民農園の新規開設面積	↑	3,055	m ²	7,050	2,166	3,055	3,055	3,525	4,835
D	防災協力農地の登録面積	↑	—	ha	8	—	—	—	4.7	6.2
E	尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度	↑	17.9	%	30.0	18.5	22.4	17.9	18.1	17.8

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

(目的)大気汚染等の常時監視を行い、市内環境の状況を把握する。また、届出等審査、事業所・解体現場への立入検査等を実施し、環境汚染の未然防止を図るとともに、市民からの相談等に対し、速やかな現地調査及び事業者への指導等を行い、その解決を図る。

(成果)①届出等審査の適正な実施、立入検査等の継続により、改善命令等の不利益処分はなかった。石綿飛散防止対策として、重機使用の届出等から把握できる解体等工事現場へ立入検査を実施し、石綿含有建材の見落としを防止するとともに、飛散性石綿の除去作業については、開始前の養生等確認検査、作業中の抜き打ち検査、完了後の石綿の取り残し確認検査を実施した。大気汚染防止法の改正内容について、市報やホームページ等への掲載に加え、届出時・立入時等の関係事業者と面会する機会を捉えて周知を行った。(目標指標A)

(課題)①常時監視業務で蓄積された大気環境等のデータについて、市の内外へ効果的に発信していく必要がある。事業者が法令に沿った適正な事業活動を行えるよう、継続して公害規制に係る法令の内容を周知する必要がある。

【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

(目的)身近な生き物や自然に興味をもつことにより、自然環境や生物多様性の保全・創出を推進する。また、市民農園など、市民が直接土に触れ農業に親しめる機会を提供するとともに、都市農地の多様な機能の発揮と有効活用、都市農業の安定的な継続を支援し「都市にあるべき農地」の減少を食い止める。さらに、周辺の自然と調和した農業公園について、有効活用を図る。

(成果)②自然に触れ、生物多様性の保全・創出の意義への理解を促すため、あまがさき環境オープンカレッジのイベントとして、森の手入れや生き物観察会、ヒメボタルの観察会等を行う中、前年比でほぼ横ばいの277人となった。また、新たに生物多様性に配慮した市民生活の普及や、生物の生息・生育環境を保全するための施策を尼崎市生物多様性地域戦略として取りまとめるとともに、市内の自然環境などを啓発・解説するハンドブックを作成した。(目標指標B)

③農福連携について、福祉事業所による「あまやさい」直売会を11回実施したほか、有効活用されていない農地について、新たに1,960m²の農地貸借を実現するとともに、市民農園について、1,310m²の新規開設に加え、農地所有者に対する支援を継続する中、令和6年度に向け、414m²の新たな開設につなげた。(目標指標C)

④防災協力農地登録制度について、登録の少ない園田地区で重点的に取組を進める中、1.5haの農地を新たに登録するとともに、兵庫県下で耕地面積に対する登録面積の比率が最も多い優良事例として県の研修に講師として招かれる中、本市の防災協力農地制度を広く発信した。(目標指標D)

⑤農業公園について、新たに農地所有者3名から寄付をいただくとともに、「農業体験」や「環境学習」ができる施設、「あまやさい」を通じた農業振興の拠点としての活用を目指すという方向性のもと、老朽化したトイレの改修に加え、ゾーニングによるソフト事業の充実及びファミリー世帯の来園増につなげる親水広場の整備を盛り込んだ「農業公園魅力向上計画」を策定した。

(課題)②生物多様性の重要性や生物多様性に配慮した市民生活・事業活動を普及させる必要がある。

③農家が農地を維持していくためには、個々の実情に合わせた活用方法についての情報提供及び取組支援が必要である。

④防災協力農地について、目標を達成するためには、新規登録に向けた取組の継続が必要である。

⑤農業公園について、来園者のニーズに対応するためには、ソフト事業の充実に加え、駐車場の確保が必要である。

【尼崎21世紀の森構想の推進】

(目的)臨海地域(運河含む)の魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。

(成果)⑥「森の会議」から企画されたイベントとして、子どもたちの自発的な学びの時間を生み出す体験プログラム「尼崎の森間学校」を開催した。兵庫県とともに森構想エリアで活動する団体や企業の協力を得て環境学習フェスティバルを実施した。(目標指標E)

⑦環境省が運用する生物多様性の保全に取り組む地域の認定制度である「自然共生サイト」に、尼崎の森中央緑地が認定された。

⑧小学生向けの環境体験学習について、土木部局と環境部局が連携した事業実施を目指した協議を進め、環境教育プログラムとして広く活用できる内容としてまとめることができた。

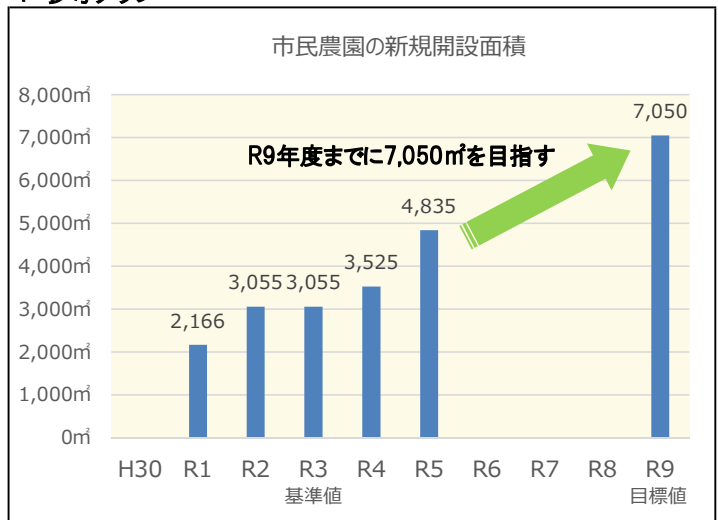
⑨兵庫県とともに実施した環境学習フェスティバルにおいて、尼崎運河を巡るクルーズを同時に開催した。チャネルガイドの会は、チャネルウォークに加えてクルーズ船に同乗するなど団体としての活動の幅を広げることにより運河の魅力を発信した。(目標指標E)

(課題)⑥～⑨引き続き、活動する団体への支援や、環境学習や集客イベント等を通じ魅力を発信していくとともに、臨海部や運河域に対する多様なニーズに対応し魅力を高める取組を行っていく必要がある。また、兵庫県と連携し、尼崎21世紀の森エリア全体の活性化を図る必要がある。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	農業公園魅力向上事業
2	ヒメボタルの生息環境の整備(環境保全の啓発・活動支援事業)
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	尼崎市生物多様性地域戦略の策定(環境基本計画改定事業)
2	尼崎市防災協力農地登録制度の制定(都市農業活性化推進事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・農業公園については、「あまやさい」を通じた農業振興の拠点や、既存水路を活用した親水広場の設置等による自然や生物多様性を感じられる施設となるよう、魅力向上に資する再整備の取組を進める。

・生物多様性保全のモデル的取組として、農業公園における、ヒメボタルの生育環境改善に向けた取組を市民とともに進めるほか、公園周辺の環境を活かしながら、生物多様性に関する理解・関心の醸成等に取り組んでいく。

令和6年度の取組

【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

①大気環境等の常時監視を確実に行うとともに、蓄積した大気環境等のデータを活用し、本市の環境の改善状況について、市内外に広く発信する。また、公害規制に係る法令の内容について、市報やホームページへの掲載に加え、届出時・立入時等の機会を捉えて関係事業者へ周知を行うとともに、解体等工事現場への立入検査を継続して実施するなど、法令違反等での環境汚染の未然防止を図る。

【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

②生物多様性保全のモデル的取組として、農業公園において、希少種であるヒメボタルの生息環境改善に向けた基礎調査を実施する。調査を市民参加型とすることで、生物多様性の重要性や生物多様性に配慮した生活を啓発する機会とする。
 ③農家が農地を維持していく手段について、市民農園の開設をはじめ、農地貸借や、伝統野菜である田能の里芋の生産量増加に向けた栽培拡充地など、幅広い選択肢があることを農会長等を通じて丁寧に説明する。
 ④防災協力農地制度の必要性について、引き続き農会長会で説明し理解を得るとともに、個別に登録の依頼を行うなど、登録増加に向けた取組を進める。
 ⑤農業公園の魅力を増進する取組の一つとして、新たに生物多様性に基づく環境学習を始めるとともに、「あまやさい」を通じた農業振興の拠点等にすべく、定期的な「あまやさい」販売を開始する。また、駐車場拡充に向けた取組を進めるとともに、再整備に生かすべく、ワークショップを実施するなど、市民ニーズの把握を行う。

【尼崎21世紀の森構想の推進】

⑥～⑨引き続き、臨海部や運河域で活動する団体への支援や多様なニーズに対応していくほか、団体や企業の連携を促進するため、情報交換を行うことができる場の創出を検討していくとともに、環境教育プログラムについては、運用を通じて事業効果を検証していく。さらに、兵庫県が実施した民間事業者へのサウンディング調査結果も踏まえて、尼崎21世紀の森の魅力である、自然環境のもとで行うイベントや、環境学習による集客事業を高める取組を、兵庫県と共同で行い、「尼崎21世紀の森」エリアの活性化に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

②生物多様性地域戦略に基づき、生物多様性に配慮された緑地の具体的な維持管理方法などを取りまとめたガイドライン策定に向け検討を進める。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	01	エリアブランディングの推進
主担当局	都市整備局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合	↑	83.8	%	90.0	82.0	83.8	83.8	83.7	84.1
B 都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	—	—	▲3	▲2	▲2
C「居住する地域には自慢できる特長がある」と感じている市民の割合	↑	51.5	%	61.8	—	—	51.5	53.4	52.6
D									
E									

※指標Bは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

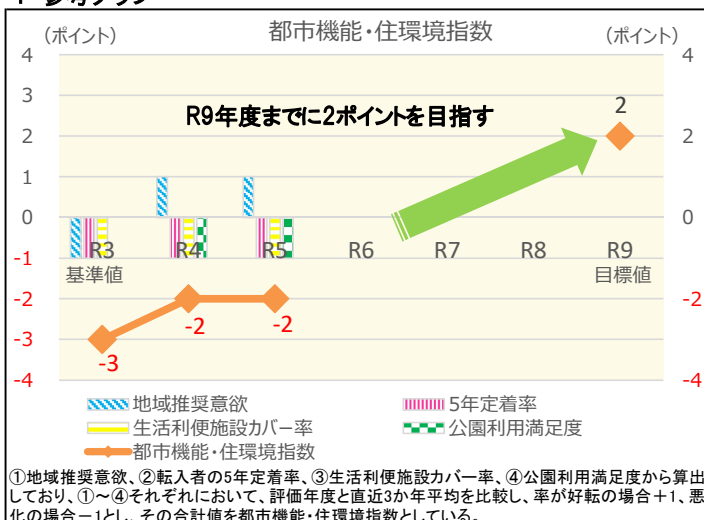
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間(道路・公園等)の利活用促進】 (目的)公共空間の利活用の機会を増加させることでエリアの特色を生かした魅力向上につなげ、住んでみたいと選ばれるまちを実現する。 (成果)①駅周辺の既存資源の集積や再整備の機会等を捉えることで、相乗効果が期待できる駅を中心にして、取組を進めるとともに、屋外広告物の条例改正による規制緩和を行い、更なる賑わい創出、魅力向上の準備を進めた。(目標指標A・B・C) ②阪神沿線では、尼崎駅周辺において、阪神尼崎駅周辺公共施設の指定管理者やあまがさき観光局とともに、子育て世帯を対象とした、定期的なイベント企画・運営や老朽化した施設の修繕、ベンチや日陰の設置などのほか、中央公園のリニューアルに向け、関係者と調整の上、設計を進めた。また、大物駅周辺において、小田南公園への主要動線である大物川緑地の工事契約を締結し、エリア全体を見据えた整備につなげた。(目標指標A・B・C) ③阪急沿線では、園田駅北側において、駅前広場の整備に向け仮広場を整備し、公共空間の利活用の機運を高めるワークショップを開催したほか、塚口駅周辺において駅西側駐輪場下の仮設駐輪機を撤去し、駅前広場と一体的な舗装整備が完成した。駅西側南北道路の歩行空間を広げるリニューアル工事が令和6年4月に完成する予定である。また、日常的な暮らしの場として駅前広場を使っていたため「はんつかパブリックハック宣言」を継続し、前年度より多くのイベントの開催があり、担い手組織とともに利活用促進のための具体的な取組の検討を行った。(目標指標A・B・C) ④(仮称)武庫川周辺阪急新駅について、周辺住民の参画機会を創出するため、テーマに沿ったえきまちづくり勉強会を4回開催し、対話を意識した意見交換を行うとともに、令和6年度早々の公表に向けて、周辺整備を含めた「まちづくり」の考え方を整理した。また、事業化に向け、国土交通省や河川管理者である兵庫県と調整を進めた。 (課題)①賑わいづくりに着手できていない駅があるとともに、着手中の駅周辺では、引き続き、更なる賑わい創出の取組を進める必要がある。 ②尼崎駅周辺では、周遊促進や魅力向上に向け、より周辺のステークホルダー(商店街など)への働きかけが必要であるとともに、大物駅周辺では、阪神タイガースファーム開業に向け、小田南公園の管理運営体制や警備体制等を検討する必要があるほか、大物公園において、社協会館跡地の活用策を検討する必要がある。 ③園田駅周辺では、公共空間の利活用を促進するため、将来の駅前広場の管理主体となる担い手の確保・育成が必要である。塚口駅周辺では、「はんつかパブリックハック宣言」における駅前空間の利活用について、日常的な賑わいを創出するために、地域振興センターと連携し担い手の育成とコーディネートが必要である。 ④勉強会を開催する中で、どのような駅になるのかなど、具体的な情報を求める声があったことから、まちづくりの考え方を早期に地元に示す必要がある。また、早期実現に向け、駅の概略設計などに先行して取り組んでいく必要がある。	
【住民が主役となるまちづくりに向けた支援等】 (目的)まちの発展の経過で培われた様々な特色や地域資源などを活かし育てながら、市民と共に地域の特性に応じた彩り豊かなまちづくりを進め、快適で暮らしやすさを実感できるようにする。 (成果)⑤住民主体で「地区まちづくりルール」を定めた4地区(潮江、塚口北、下坂部川出、東園田町6丁目地区)においては、建築前の建築主等との協議、定期的な地域の見回り、イベントを通じた啓発等の活動を支援した。大物駅周辺では、地元有志によるまち歩きや大物川緑地をテーマとしたワークショップ形式等の勉強会(計7回、令和4年度からの累計回数:13回)を行うことで、緑地の使い方等の住民主体のルール作りに向けた今後の活動につながった。また、田能地区においても出前講座を行い、新たな活動の支援を行った。 ⑥出屋敷駅においては、ホームページでの相談を経てイベント開催するという流れが定着しつつある中で、意見としてあったイベント時の発生音に関するルールを明確化し、利用者と地域住民の共通理解につなげた。 ⑦公用地活用による地域コミュニティの活性化(地域のエリアマネジメント支援事業)について、地域振興センターと協議しながら制度を設計した。 (課題)⑤各地区のまちづくり活動団体については、円滑かつ継続的に活動が行えるよう支援が必要である。また、地区の課題を主体的に解決したいという意識の醸成やまちづくりへの関心が高まるような取組を、庁内連携をさらに強化して進める必要がある。 ⑥住宅と隣接する駅前の広場であるという場所の特性に応じ、周辺住民に配慮した賑わいづくりを実施する必要がある。 ⑦制度を活用する上で、地域コミュニティの活性化などの持続可能な地域づくりの目的を周知しながら、利用促進に取り組む必要がある。	
【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】 (目的)市民・事業者等と連携する取組や活動を発信することで、まちづくりを身近なものとして捉えられるよう意識の醸成を図るとともに、これらを参考にした新たな取組や活動の創出につなげていくことで、さらなる魅力向上を実現する。 (成果)⑧阪神尼崎駅周辺において、指定管理者等と連携し、人流ビッグデータを活用しながら事業の企画・立案・効果検証を行った。また、AMANISMやSNSによる情報発信を積極的に行い、検索ワードが増加するなどの一定の効果が見られた。 (課題)⑧ビッグデータの活用については、他のデータも活用し、より効果的な施策立案につなげることや、得られた知見の他エリアへの横展開が必要である。情報発信については、SNSをはじめとするWeb媒体に加え、より多くの方の興味を引くような多様な手法による発信が必要である。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	阪神大物駅周辺の周遊快適性の向上(公園整備事業)
2	うわさプロジェクトの実施(特色あるまちづくり情報発信事業)
3	大物川緑地整備事業(小田南公園関係事業)
4	民間事業者の屋外広告物による広告料収入の確保
5	
令和5年度 主要事業名	
1	中央公園のリニューアルの実施(阪神尼崎駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業)
2	(仮称)武庫川周辺阪急新駅の「まちづくり」に向けた周辺住民の参画機会を創出(交通政策推進事業)
3	公用地活用による地域コミュニティの活性化(地域のエリアマネジメント支援事業)
4	阪神尼崎駅周辺施設の管理の効率化
5	
令和4年度 主要事業名	
1	阪神大物駅周辺整備の実施(小田南公園関係事業)
2	(仮称)武庫川周辺阪急新駅に係る状況調査(交通政策推進事業)
3	阪神出屋敷駅周辺の社会実験等の実施(阪神出屋敷駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業)
4	阪神尼崎駅周辺施設の管理の効率化と社会実験の実施(阪神尼崎駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業)
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

- ・魅力ある駅前空間を目指した各種整備事業が複数の鉄道駅周辺エリアで展開されており、更なるまちの魅力と活力の創生に向けた取組が進みつつある。
- ・阪神タイガースファーム施設(ゼロカーボンベースボールパーク)の開業を契機とし、尼崎城が位置する城内地区を含めたエリア全体の周遊快適性の向上に向け、周辺の大物公園・大物川緑地などの再整備に向けた取組を進める。
- ・かんなみ新地跡地については、土地の取得や解体が進む中、今後はエリアブランディング推進の観点から地域の魅力向上に資するよう、関係部局間で連携し活用方策の検討を行う。
- ・阪急園田駅前広場については、エリアの活性化を目指したハード・ソフト一体となった取組を引き続き進めていく。
- ・(仮称)武庫川周辺阪急新駅の整備に向けでは、様々な機会を通じた地域住民との意見交換を引き続き実施しながら、同エリアの「まちづくりビジョン」に沿った駅周辺環境整備の検討を進める。
- ・これまで実施してきた各種取組の効果検証や新たな施策の立案に資するビッグデータの活用検討にあたっては、観光施策との連携を図る必要がある。

令和6年度の取組

【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間の利活用促進】

- ①まだ、着手できていない駅周辺での賑わいづくりの可能性を探る。
- ②尼崎駅周辺では、中央公園のリニューアルを令和7年3月に完成させるとともに、指定管理者等とよりターゲットを絞った事業やイベントを実施する。また、より積極的にまちづくりに関わってもらえるよう、情報交換の機会を設けるなど、ステークホルダーとの関係性の構築を行う。また、令和7年春の沿線2駅周辺における各種整備完成を見据え、大物駅周辺では、小田南公園の管理運営体制の構築を行うほか、駅からの主要動線の整備に加え、旧尼崎紡績本社事務所への周遊ルートを整備するとともに、大物川緑地において機能分担等の考えを実践すべく、再整備に向けたワークショップに着手するほか、大物公園において、社協会館跡地の活用策を検討する必要がある。さらには、エリア全体を周遊してもらう仕組みとして、バナーやフラッグ等を利用した周遊ルートの取組を検討する。
- ③園田駅で引き続き実施するワークショップと社会実験を通して出た意見を集約し、駅前広場の整備を行うとともに、広場の運営方法等を検討する。また塚口駅では、「はんつかバブリックハック宣言」の継続に加え、周辺道路において、歩道のバリアフリー化を行い、阪急塚口駅への周遊性向上を図る。また、担い手にはコーディネーターを務めてもらうことで、主体性醸成を図るとともに、利活用促進に取り組む。
- ④令和7年度からの事業着手に向け、国の支援を得るため、令和5年度に策定した尼崎市総合交通計画の都市・地域総合交通戦略としての認定手続きや事業の検討を進める。また周辺住民とのまちづくりを進めていくため、まちづくりの考え方を公表するとともに、引き続き地域との対話を実施する。

【住民が主役となるまちづくりに向けた支援等】

- ⑤既存のまちづくり活動団体に対し、ルール協議のポイントをまとめて着実な活動継続を図る等、地区毎の課題に応じた支援を継続する。それら以外の地区も地域振興センターと連携し、出前講座、住環境の向上に向けた地域自らの取組事例の情報発信等、様々な手法を用いて住民主体のまちづくりの働きかけを行う。
- ⑥賑わいづくりと利用ルールづくりを一緒に進める中で、利用者と地域住民の両方に配慮しながら、広場の利用を促進させていく。
- ⑦地域振興センターと協働しながら、制度を活用し、地域づくりに取り組む団体を増やしていく。

【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】

- ⑧エリアごとの効果的な施策立案・情報発信につなげるため、様々なビッグデータの活用について検討を行う。また、地域の特色(うわさ)を公共空間に掲示する「うわさプロジェクト」に取り組むことで、エリアごとの特色やまちづくりの効果的な情報発信を行う。

主要事業の提案につながる項目

【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間の利活用促進】

- ⑧効果的な施策立案・効果検証に資する様々なビッグデータの活用、特色あるまちづくりの更なる推進につなげる。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	02	豊かな住生活の実現
主担当局	都市整備局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合	↑	83.8	%	90.0	82.0	83.8	83.8	83.7	84.1
B	都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	—	—	▲3	▲2	▲2
C	令和2年度に把握した不良度Dランクの空家等の除却件数(累計)	↑	16	件	170 (R8)	—	—	16	34	91
D	新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100㎡以上)の割合	↑	63.9	%	66.5	61.3	64.4	63.9	63.4	59.6
E	身近にある公園に満足している市民の割合	↑	66.3	%	85.5	—	—	66.3	66.3	64.4

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【安全安心のまちづくり】

(目的)建築物の耐震化を促進するなど、建築基準法に適合した建築物を普及し、安全安心なまちづくりを促進する。

(成果)①地域の防災訓練や出前講座等を通じて計122名に啓発活動を行い、簡易耐震診断の活用件数についても39件と令和4年度の32件から申請件数が増加した。また、過去に簡易耐震診断を受けた方へアンケートを行い、診断実施後の耐震化等について実態把握を行った。

(課題)①防災訓練などの啓発活動に参加されない所有者にも意識してもらう手法が必要である。また、簡易耐震診断推進事業実施後に建替えや耐震改修等を実施していない所有者は約7割であり、診断後の所有者へのフォローも必要。

【空家等の対策・利活用】

(目的)各法令に基づく取組により、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、安全で安心な市民生活を確保する。

(成果)②老朽空家除却費補助は当初の予定通り令和5年度末をもって事業を終了した。事業実施期間の3年間で20件(24戸)の利用があり空き家の除却につながった。また、跡地を地域活性化に活用する場合の除却費補助制度を創設した。(目標指標C)

③住まいと空き家の相談窓口を6月から試行的に開設し、空き家の所有者等から70件の相談があり、うち49件を専門家へつないだ。

④「空家等情報管理システム」を構築した。また、同システムを活用して、空き家の現地調査に関する消防局との連携を強化した。

⑤いきいき百歳体操や自治会等の地域活動の場で、早めの空き家対策の重要性について講座を開催した(計9回、参加人数217人)。

(課題)②Dランクの空家等の除却促進に向けた効果的な行政手法を検討するなど、空き家対策の総合的な取組を見直す必要がある。

③市民にとってより利用しやすい窓口となるよう、設置場所や受付時間等を再検討する必要がある。

④⑤継続的に空き家の実態を把握し、空家等情報管理システムを活用した庁内外の更なる連携を強化する必要がある。また早めの空き家対策の普及・啓発を実効あらしめるものとするためには、相続登記の促進や建物状況調査といった空き家の処分・利活用を促進する上で重要である手続きをより多くの所有者等が行うよう、情報提供のより一層の強化に加え、補助制度の充実などが求められる。

【良好な住環境の保全・形成】

(目的)市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

(成果)⑥良好な住環境の形成に向け、「住環境アドバイザーボード」を立ち上げ、5回開催する中で、事業者から見た本市の評価や課題、ニーズの把握など多角的な視点から議論し、兵庫県と連携した「子育て世帯向け住宅施策パッケージ」の立案につなげた。(目標指標D)

⑦マンション管理計画認定制度の認定件数は10件と令和4年度の1件から増加し、うち1棟はマンション長寿命化促進税制を活用するなど、認定制度を通じ、管理組合による自主的なマンション管理の適正化に向けた取組につなげた。

⑧マンション管理の実態調査においては、市内662ある分譲マンションのうち251(37.9%)のマンションから回答を得た。

⑨令和5年9月より、母子・父子家庭や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居できる機会を拡充するため、原則連続2回募集割れている住宅について、常時募集を開始したことで、12世帯の入居につながった。(令和6年3月末時点)

(課題)⑥住宅施策パッケージの実施にあたり、周知や運用など効果的な手法や執行体制の検討が必要である。また、この取組の効果検証や新たな行政手法の立案に向けた研究が重要な課題である。

⑦⑧特に、高経年マンションにおいては、適切な管理が行われないまま放置されると、深刻な問題を引き起こすため、市はその兆候を早期に把握し予防的な対策を講じるなど、把握した管理状況をもとに、管理組合への能動的な関与を進め、適切な支援につなげていく必要がある。

⑨住宅施策パッケージの更なる推進に向け、ファミリー世帯の入居促進策として、市営住宅の効果的な活用方法の検討が必要である。

【公園緑地の維持・整備・更新】

(目的)安全で快適な公園及び子ども広場等を供用する。

(成果)⑩令和5年度末に改定が完了した、みどりのまちづくり計画では、既存の公園緑地の質を更に高めるため、「魅力的な公園づくり」と「快適な街路樹づくり」の2つを主要取組として設定し、身近な公園の機能分担やローカルルールづくりに取り組むことを掲げた。

⑪5公園の老朽化した遊具の改修を実施した。そのうち2公園のブランコをすべての子ども達が楽しめるインクルーシブブランコへ改修した。

⑫市内のすべての公園樹、街路樹において、倒木等の恐れがある危険木調査の結果から危険木と判定した樹木を約500本撤去し、また、街路樹において、県の指定外来種の樹木を撤去し、新たな樹種への更新に着手した。

⑬芦原公園市民プール再整備等について市民アンケートを実施し、プールに対する市民ニーズを把握した。

⑭南の口公園を大庄西中学校跡地へ移転することに伴い、みどりのまちづくり計画に掲げるテーマの一つである「ローカルルールづくり」の参考とするため、公園づくりに関心のあるサポーターとともに、令和5年11月に大庄西中学校跡地で社会実験を実施した。

(課題)⑩みどりのまちづくり計画で掲げた方向性や施策、目的等を関係職員に認識共有してもらうように、計画を周知する必要がある。また、地域振興センターや協働推進課と連携した上で、市民や事業者等と協働して実践していくための仕組みづくりが必要である。

⑪インクルーシブブランコに改修した2公園において、その使われ方等を分析していく必要がある。(目標指標B・E)

⑫街路樹撤去後の歩道整備について、事前に地域、道路管理者との合意形成を十分に図る必要がある。

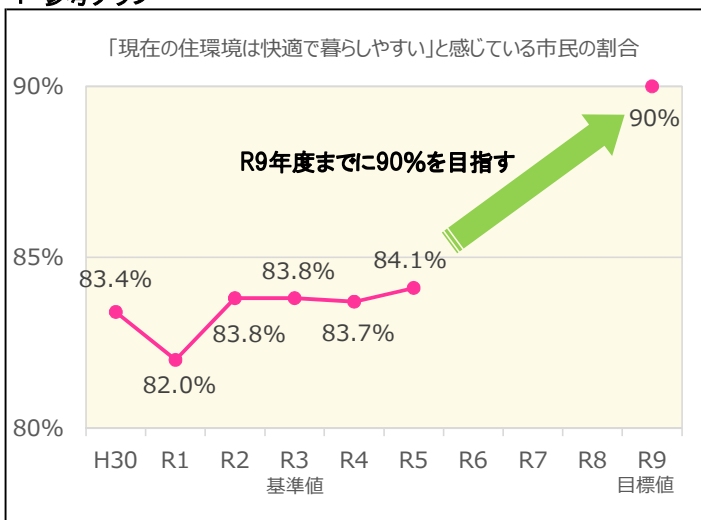
⑬市民アンケートの結果を踏まえ、芦原公園市民プールの再整備に係る市の方針を整理する必要がある。

⑭ドッグランや演奏会などのイベントを実施したが、平日のような通常日の利用シーンにおける課題等についても引き続き検討が必要である。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	子育てしやすい住宅地づくりの実施(子育て世帯向け住宅取得等支援事業、子育て支援環境整備推進事業)
2	住まいと空き家の相談窓口の設置(空家対策推進事業)
3	市営住宅を活用した子育て世帯の入居促進(市営住宅指定管理者管理運営事業)
4	早めの空き家対策の強化(空家対策推進事業、空家利活用推進事業)
5	
令和5年度 主要事業名	
1	総合的な空家等対策のより一層の推進(空家対策推進事業)
2	住環境アドバイザーボードの設置(すまい・まちづくり促進事業)
3	建築基準適合判定資格者登録助成の実施(建築指導関係事業)
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	良好な住環境を目指すための老朽危険空家等の除却促進(空家対策推進事業)
2	魚つり公園事務所の予防保全(有料公園施設整備事業)
3	建築計画概要書の自動閲覧・申請システムの導入(建築指導関係事業)
4	公園灯維持管理事業の見直し(公園灯のLED化)
5	住宅耐震改修促進事業の見直し

4 参考グラフ



令和6年度の取組

【安全安心のまちづくり】

①引き続き地域の防災訓練や出前講座等を通じて啓発活動を行い、建物の建替え等の耐震化を促す。また、簡易耐震診断推進事業の受付期間を延長するとともに診断後の行動につながるようフォローを行う。

【空家等の対策・利活用】

②本市の現状と課題及び空家法の改正等を踏まえ、新たな条例を制定する。
 ③専門家との連携により相談窓口の体制を強化し、場所を本庁舎へ移設する。
 ④空き家の実態把握における庁内外の連携では、各主体の仕事が捗る体制の確立を目指す、まずは試行的な運用を始めながら、連携先を増やす。
 ⑤相続登記の促進に向け、司法書士と連携した情報提供の強化や補助等支援制度の充実を図る。また、空き家を売買する場合の建物状況調査の全額補助や、賃貸化(サブリース)するための改修費の一部を補助する制度を創設する。

【良好な住環境の保全・形成】

⑥ターゲット・エリア・期間を区切った実証実験として事業を実施する上で、組織体制を強化し、政策立案機能の向上を図る。また、住環境アドバイザーボードを引き続き実施し、効果検証や今後の施策展開につなげるとともに、良質な住宅の誘導に向けた検討を進め、その方向性を示す。
 ⑦⑧マンション管理の適正化に向けて、管理組合や事業者、市等のマンションに関わる者が担うべき役割を取りまとめ、その方向性を示す。
 ⑨市営住宅において、住所地要件や収入要件を緩和し、ファミリー世帯の入居を支援するとともに、ファミリー世帯に限定した優先枠の新設を行う。

【公園緑地の維持・整備・更新】

⑩関係職員に対してみどりのまちづくり計画の研修を実施する。また身近な公園の機能分担に関するモデル事業に向けた調整を図り、子ども広場の見直し方針についても、現時点の考え方や方向性を加味して検証を行う。
 ⑪昨年度設置したインクルーシブブランコの使われ方等の分析結果を基に、ブランコの種類や選定方法等について検討し、改修を継続する。
 ⑫引き続き、倒木の危険性のある樹木の撤去や生態系に悪影響のある県の指定外来種の更新を優先的に進めるほか、みどりのまちづくり計画に基づく街路樹の適正管理計画の策定に向けた基礎データの収集などの取組を進める。
 ⑬市民ニーズを踏まえた再整備方針を策定するとともに、芦原公園全体が有効活用できるよう、民間活力の導入についても検討を進める。
 ⑭大庄西中学校跡地では、社会実験で得た課題を踏まえ公園の設計を進めるほか、地域振興センターや住民と「ローカルルールづくり」に向けた調整を進める。

主要事業の提案につながる項目

【空家等の対策・利活用】

②空き家を社会的な損失とみなして、民間住宅の新陳代謝促進策を検討し、一定の方向性・アウトプットを出す。

【良好な住環境の保全・形成】

⑥良好な住環境の形成に資する更なる行政手法の立案を目指す。
 ⑨ファミリー世帯を対象に、市営住宅の目的外使用を活用し、入居者負担でそれぞれのニーズに合わせた改修が行える住宅を提供できる仕組みづくりを検討する。

【公園緑地の維持・整備・更新】

⑪公園などの維持管理におけるサービス水準の向上に向けて、現行の発注方式を見直し、性能発注の導入を検討する。
 ⑬市民ニーズを踏まえた方針に基づき、芦原公園市民プールの再整備を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

・住宅施策パッケージで掲げる、民間住宅の誘導、公共用地の有効活用、空き家対策の推進を三位一体で強力に進めるため、引き続き住環境アドバイザーボードで検討を行い、実効性ある政策立案につなげる。

・空き家の除却や利活用等による民間住宅の新陳代謝の促進に向け、空き家を社会的な損失とみなした税制面での措置を含めた検討を行う必要がある。

・みどりのまちづくり計画で掲げる地域や利用者のニーズに応じた公園の機能分担に向けた取組を進める。また、公園などの維持管理水準の向上を目指し、仕様発注から性能発注への発注方式の見直し検討を進める。

・芦原公園の再整備にあたっては、アンケート結果等の市民ニーズを踏まえ、官民連携も視野に入れて今後の整備方針の検討を進める。

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	03	良好な都市環境の整備
主担当局	都市整備局				

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A	都市機能・住環境指数	▲3	pt	2	—	—	▲3	▲2	▲2
B	「都市基盤が整い利便性と安全性が確保されている」と感じている市民の割合	85.3	%	90.0	84.0	84.9	85.3	84.0	86.2
C	日常における公共交通機関の利用意識	67.7	%	85.9	77.9	74.0	67.7	74.5	75.1
D	市内の緑化に関する展示会等の認知度	14.9	%	30.0	21.6	20.3	14.9	14.9	14.5
E	目標未達成の重点密集市街地(R2:5町丁目)における不燃領域率	34.8	%	40.0	—	33.7	34.8	35.5	35.6

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)

【まちづくりの基礎となる計画の推進】

(目的)都市計画マスタープラン、みどりのまちづくり計画の改定及び総合交通計画の策定により、よりよいまちづくりを推進する。
(成果)①都市計画マスタープランについて、オープンハウス形式の説明会や動画配信等によって市民等の関心が高まる取組を進め、都市計画審議会の各専門分科会間で連携しながら、「つなぐ」まちづくりをテーマとし、立地適正化計画と一体の計画として改定した。(目標指標A)
②みどりのまちづくり計画について、みんな(市民・市民団体・事業者・行政)の協働によって「みどりのまちづくり」を推進するために、これまでの緑の空間を守り育てる視点に加えて人々が利用する視点も重視し、既存のみどりも生かしながら、まちの魅力を高めていく計画へ改定した。
③交通とまちづくりの連携を意識し、交通事業者を含む多様な主体と取組を進める総合交通計画を策定した。策定にあたり、市民アンケート結果を踏まえた現状分析や地域振興センター主催のプラットフォームでの意見交換を実施するなど、計画に市民の声を反映できるよう工夫した。
(課題)①②③市民等への周知を進めるとともに、職員自らが計画の担い手であるという意識を持ち、協働のまちづくりを促進する必要がある。

【都市基盤の整備・維持】

(目的)都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを目指す。
(成果)④園田西武庫線や尼崎伊丹線、園田豊中線などの整備により、都市計画道路の整備率は89.74%(R4:89.65%)となった。また、兵庫県との連携により「尼崎市域交通ネットワーク連絡調整会」を設置し、臨海部における交通課題の対策を検討した。(目標指標B)
⑤波洲橋については、設計段階から施工者が関与するECl方式を導入し、実現性の高い設計に取り組んだ。また立花駅周辺において、駅に隣接する陸橋までのアクセス改善に向けて、どのような検討項目が必要かの抽出を行った。
⑥教育委員会及び学校と協議を行い、武庫川流域内の武庫北小学校で、校庭貯留施設の整備内容を検討した。
⑦密集市街地において、下坂部川出地区の道路拡幅を完成させたほか、道路空間整備補助金の活用に関して事業者ヒアリングを行った。開明地区においては地域が作成した防災マップも活用しながら、延焼危険範囲のシミュレーション結果を整理した。(目標指標E)
⑧尼崎市総合治水対策基本ガイドラインについて、尼崎市総合治水対策庁内連絡調整会議において、ガイドライン改定内容の検討を行った。
(課題)④臨海部の道路ネットワークでは、大型物流施設の進出やフェニックス事業用地の土地利用進展などを踏まえた対策が求められている。また、駅前での歩行者中心の空間や自転車通行環境の整備、災害に備えた道路網など、道路の課題や求められる機能が変化している。
⑤波洲橋は長期間の工事となることから、周辺住民や通過交通に対して、施工時の安全対策などを検討する必要がある。立花陸橋のアクセス改善については、既存施設の改築の可否やエレベーター設置用地の確保による影響などを検証する必要がある。
⑥教育施設であり、災害時の避難場所にもなることから、教育委員会及び学校と協議を重ね、柔軟に施工する必要がある。
⑦道路空間整備補助金について、ヒアリング結果をもとに、煩雑さを軽減するなどの使いやすい仕組みに変えていく必要がある。
⑧尼崎市総合治水対策基本ガイドラインについて、改定素案を作成したことを受けて、市民等の理解に向けた内容の変更や社会環境の変化、頻発する水害などを踏まえ、新たに記載すべき内容を精査し、本ガイドラインの改定に向けた取組を進める必要がある。

【総合的な地域交通政策の推進】

(目的)「快適で魅力あふれるまち」の活動を支える交通環境の実現を目指す。
(成果)⑨総合交通計画の策定を機に、計画上の「安全・快適なバス待ち環境の改善」の取組のひとつとして、新たに上屋やベンチの新設に対する補助制度を予算化した。(目標指標C)
⑩計画策定の中で、交通の課題や目標等の議論を重ねたことで、市と交通事業者がともに取組を推進する体制ができた。また、阪神バスとの定期的な協議の場を定着させたほか、他のバス事業者等も含めて運転士不足や運賃改定を議論する場を設け、実態の把握等に努めた。
⑪バス事業者の運転士不足解消のため、市の就労相談窓口等において、各社採用チラシ配架やバス協会啓発ポスター掲示に協力した。
(課題)⑨⑩⑪計画を着実に推進するとともに、今後も継続して交通課題の解決及び計画の目標実現に向けた取組の検討が必要である。特に、バスの運転士不足が深刻となる中、持続可能な公共交通の構築に資する連携・共創の取組を継続して検討する必要がある。

【都市景観の向上】

(目的)都市美の形成を図ることにより、住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったと思われる魅力あるまちづくりを進める。
(成果)⑫サマーセミナーでの市民啓発のほか、公共施設の建設等に関わる職員への研修により意識啓発に努めた。地域の魅力向上等に向けて公共施設等に民間の屋外広告物が設置できるように条例の改正を行い、主要幹線沿道の一部区域において実態調査を実施した。
(課題)⑫都市景観の基本的な水準を高めるため、継続的に啓発活動を行うことで市民、事業者等への景観意識の向上に取り組む必要がある。また、条例改正後の屋外広告物においても良好な景観の形成等に向けてガイドライン等により適切に規制誘導していく必要がある。

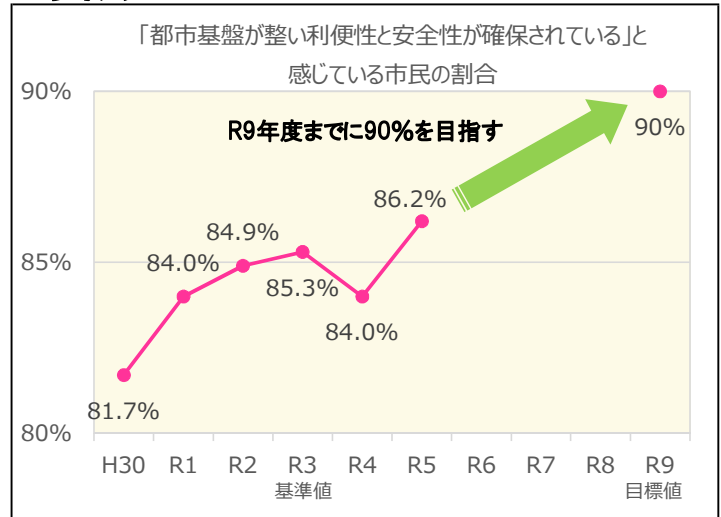
【緑化の促進】

(目的)緑の普及啓発を行うことで、美しいまちなみを創出するとともに、花づくりを通じてコミュニティの醸成を図る。
(成果)⑬(公財)緑化公園協会実施の講習会について、子育て世代に人気の講習を増回させて実施した。また、市民への情報発信の強化を図るため、新たに(公財)緑化公園協会の公式SNSを立ち上げたほか、市内7か所のバラ園を特集した「薔薇マップ」を作成した。(目標指標D)
(課題)⑬講習会の充実等に取り組んでいるが、認知度向上にはつながっていないことから、引き続き効果的な広報の手法について検討する。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	バス停での上屋・ベンチ設置補助(交通政策推進事業費)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	密集市街地建物除却促進事業補助金の見直し
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	校庭貯留施設の整備(総合治水対策事業)
2	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定事業
3	緑の基本計画改定事業
4	波洲橋の架け替え(常光寺難波線道路整備事業)
5	密集市街地道路空間整備事業の見直し

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・道路・橋りょう・公園等の都市基盤については、安全・安心はもちろんのこと、快適で魅力あるまちづくりに向け、計画的かつ効率的な維持・更新に努め、優先順位をつけて着実に維持管理を実施していく。
 また、幹線道路のみならず、一定規模以上の生活道路において、ICT技術を活用した調査を実施し、計画的な補修による効率的な管理を進めていく。

・全国的にドライバー不足を背景としたバス路線の廃止や減便が相次ぐなど、公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増している。そうした中、本市の持続可能な公共交通の構築に向け、路線バスのダイヤ・便数の少ない地域を中心とした補完的な新たな交通サービスの導入も含めて、多角的に検討を進める必要がある。

令和6年度の取組

【まちづくりの基礎となる計画の推進】

①②③市民等が今後のまちづくりに関心を持てるよう出前講座や動画配信等を行うとともに、職員1人1人が計画とのつながりを意識して事業を実施できるよう庁内での意見交換を継続するなどの取組を進め、計画を着実かつ効果的に推進する。

【都市基盤の整備・維持】

④兵庫県と連携し、臨海部における南北道路及び東西道路(埠頭間連絡道路)の整備の必要性について検討する。また、市域全体の道路整備計画策定に向け、交通課題の洗い出し、対象事業・路線の検討を行うほか、災害時における緊急輸送(予定)道路等の交通を確保するための取組を進める。

⑤波洲橋は、課題解決を図り令和6年度の工事着手する。また、立花陸橋のアクセス改善に向けて、既存施設が改築できるのか調査を行い、エレベーターを設置した場合の周辺施設への影響を調査する。

⑥武庫川流域内の武庫北小学校の校庭貯留施設の整備工事を行う。

⑦道路空間整備補助金の手続の一部オンライン化など、事務の簡素化に取り組むとともに、延焼危険範囲シミュレーションの整理結果を活用し、開明地区等で防災上の課題の周知に活用する。

⑧尼崎市総合治水対策基本ガイドラインを改定し、市民等に周知を図る。

【総合的な地域交通政策の推進】

⑨事業者と協議・調整し、バス待ち環境の向上を計画的に進める。

⑩⑪持続可能な公共交通の構築に向けて、効率的な輸送の検討や新たな利用者獲得策など、継続してバス事業者との協議を行う。また、バスの運転士不足等に対応するため、他市事例を調査・研究するとともに、共同運行など行政・企業・バス事業者等との連携・共創の取組の検討を進める。

【都市景観の向上】

⑫景観への意識向上を図る啓発に取り組むほか、景観を誘導するガイドラインについて検討し策定する。屋外広告物は、地域の魅力につながるように条例の運用を適切に行い、既存広告物への実態調査を継続し、違反指導を実施していく。

【緑化の促進】

⑬(公財)緑化公園協会公式SNSを活用し、見頃を迎えたの花々の情報を発信するとともに、みどりに関わるきっかけとなるような講習会等を開催することで、緑化意識の向上につなげる。

主要事業の提案につながる項目

【総合的な地域交通政策の推進】

⑨⑩⑪引き続き、持続可能なバス路線網の維持に必要な手法に関する協議を進めるとともに、AIオンデマンド交通など、既存の交通サービスにとらわれない新たな交通サービスの導入を検討する。

6 行政運営の評価

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組めます。

《行政運営の3つの視点》

- 1 【協働】ともにまちづくりを進めるために
- 2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
- 3 【行財政】市民生活を支え続けるために

【行政運営評価表の見方】

1 基本情報

行政運営の視点	
展開方向	

2 目標指標

指 標 名	方向	基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
				R1	R2	R3	R4	R5
A	展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。 また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は令和元年度から記載しています。 指標の方向性については、「↑」、「↓」から選択しています。							
B								
C								
D								

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

令和5年4月から令和6年3月末までの主な取組内容の成果や課題について主担当局が記載しています。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

目標指標の達成状況や、「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和6年度以降の取組方針を記載しています。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	1	市民の市政参画と情報の共有・発信

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			方向			R1	R2	R3	R4	R5
A	市政に関心がある市民の割合	↑	55.4	%	60.0	54.7	50.9	55.4	56.7	53.6
B	市政に参画する手法を知っている市民の割合	↑	14.0(R4)	%	60.0	-	-	-	14.0	23.8
C	尼崎市のイメージが良くなったと回答した市民の割合	↑	55.7	%	61.7	58.9	56.6	55.7	60.5	63.7
D	AMANISMサイトのページビュー数(月平均)※R5.2までは尼ノ國サイトの数	↑	15,133	回	20,300	12,881	10,960	15,133	18,898	13,745

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

【市政への参画の推進】

(目的)政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会の更なる充実を図る。

(成果)①政策形成のプロセスで市政参画が効果的に行われているかを振り返る仕組みづくりについて、協働推進会議での協議など検討を重ね、令和6年度から導入することとなった。また、職員の意識醸成を目的とした研修を実施し、市政参画の必要性を事例を用いて共有した。(目標指標A・B)

②車座集会については、今後の施策への反映も意識した上で効果的な対話ができるよう各回テーマを設定し活発な議論を行うとともに、参加者意見に係る市の対応について主なものをまとめ公表することで見える化を行った。(目標指標A・B)

(課題)①市民意見聴取プロセスをはじめとしたツールを活用し、市政参画をより意識した政策形成を行うよう職員の意識醸成を継続して進めていくとともに、効果的な市政参画が図れるツールを提供していく必要がある。

②対話テーマを設定した形での集中的な議論は継続しつつも、市民がより関心の高い課題や提案等を適宜聴取することができ、またそれらの意見も可能な限り市政運営への反映へとつなげていける進め方が求められる。

【より透明で開かれた市政運営】

(目的)市が保有している情報を分かりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有する。

(成果)③公文書の簿冊等の分類、名称、保存期間等を記載した公文書管理簿を市ホームページで公表している。特定歴史的公文書の利用請求制度について、40件102点の利用申請があった。新型コロナウイルス感染症への対応については、資料が散逸しないよう目録を作成し収集を進めるとともに、記録化を行った。

(課題)③公文書開示請求制度の適正な運営の継続に加え、市民が過去の市政等を検証し将来に生かすことができるよう、特定歴史的公文書利用請求制度の利用促進を図る必要がある。

【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】

(目的)魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進し、都市イメージの向上を図る。

(成果)④まちの魅力や本市の施策を紹介する動画を作成するとともに、市報や定住・転入促進サイトAMANISMなど各種媒体を連携させた情報発信に意識して取り組んだ。また、市報10月号より特集のデザインを委託するなど魅力的な紙面づくりに取り組んでおり、読者へのアンケートでは70%の方が良くなったとの回答を得ている。また、本市のイメージが良くなったと回答した市民の割合は過去最高の63.7%となり、上昇傾向が続いている。(目標指標C・D)

(課題)④AMANISMサイトのページビュー数については、回復傾向にあるものの、尼ノ國サイトからリニューアルしたことによる、検索サイトからの閲覧の減少などもあり、前年に比べ70%程度に減少していることから、引き続き同サイトの周知や内容の拡充に取り組む。なお、ファミリー世帯の定住・転入をより一層促進するため「働く」も「子育て」も応援するまちであることをPRする情報発信に積極的に取り組んでいく必要がある。

④シティプロモーションの推進にあたって、環境・治安など過去からのマイナスイメージの払拭に重点を置くのではなく、本市の利便性の高さなどまちの魅力を前面に押し出し、更なるイメージの向上につなげる情報発信をこれまで以上に意識していく必要がある。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【市政への参画の推進】

①市民意見聴取プロセスの振り返りやデジタル媒体を使った意見聴取など、効果的な市政参画の展開に努めるとともに、市政参画への意識醸成及び情報の共有を目的とした職員向けの研修を継続して実施する。

②より幅広く効果的な対話ができるようテーマ設定や開催手法を工夫するとともに、車座集会で聴取した意見を後年度の新たな政策立案等につなげていくことも意識した開催時期や頻度としていく。

【より透明で開かれた市政運営】

③引き続き、公文書開示請求制度を適正に運営していく。特定歴史的公文書について利用請求制度を着実に運用していくとともに、デジタルアーカイブで公開する特定歴史的公文書を充実させていく。

【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】

④AMANISMサイト内に、まずは「働く」も「子育て」も応援するまちであるといった本市の魅力を、イラストやグラフ等を活用し大きな視点で紹介・PRし、市内外の子育て世帯に本市での子育てに関心を持っていただいた上で、個々の施策情報については市ホームページなどにリンクでつないでいくといった特設サイト(ランディングページ)を作成する。

④更なるイメージの向上に向けた情報発信に際しては、まちの魅力を重点的に広報するとともに各種媒体を連携させ、またそれらの特性に応じた広報のタイミングや方法を見定め、発信に取り組んでいく。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	2	さらなる協働のまちづくりの推進

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			方向			R1	R2	R3	R4	R5
A	市民提案制度の応募団体数(累計) (R1までは旧市民提案型制度の実績)	↑	72	団体	104	50	62	72	80	98
B	指定管理モニタリング評価の「適正性」が 全て「適正」評価である施設の割合	↑	80.4	%	100	—	86.5	80.4	82.2	76.6
C	「市の職員を身近に感じる(市民意識 調査)」で6以上(11段階評価)の割合	↑	27.4	%	33.4	26.3	31.0	27.4	28.6	32.0
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備】

【目的】さらなる協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組む。

【成果】①「協働ガイドブック」を活用した職員向けの研修を実施するなど、整備されている各種協働のツールの理解促進や協働事例の共有を図る取組を行った。

②市民提案制度については、SNSでの拡散などにより、制度運用を開始して以降最多となる22件の提案が寄せられた。いただいた提案については提案者と事業所管課とで協議を重ね、委託事業1件、補助事業1件が採択されたほか、予算を伴わない連携の取組も複数実施されることとなった。(目標指標A)

③指定管理者制度については、モニタリング評価の不備等への内部監査からの指摘や、法改正に伴うものなど、現行の運用を見直す必要があったことから、関係部局と協議を行い、必要な制度改正に向けて検討を行った。(目標指標B)

【課題】①協働のまちづくりを進める趣旨など、未だ周知は十分ではないと認識しており、引き続き多様な協働事例の共有を行い、横展開を図る必要がある。

②市民提案制度が市民及び職員双方に定着しつつある中で、提案の質の向上や審査会での採択件数の増に向け、庁内外に対して制度の趣旨を伝えていくとともに、協議においては丁寧なコーディネートを行う必要がある。

③内部監査での指摘事項や法改正等により変更となった運用等も含め、制度が適正に実施されるよう意識醸成を進め、併せて的確な情報提供やサポートを継続して行っていく必要がある。

【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】

【目的】地域との信頼関係を築きながらまちづくりを進めるため、コーディネート力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施等による職員の資質向上に取り組む。

【成果】④地域担当職員と他課の職員がそれぞれの業務を通じた協働の在り方について学び合う研修を行ったことで、職員の意識醸成が広がったほか、各地域課などで開催される市民との対話の機会であるプラットフォームを活用し、他部署も参画することにより、庁内においてより事業に市民の意見を反映しようという動きが増えてきた。(目標指標C)

⑤地域担当職員配置から5年目となり、人事異動がある中で、地域担当職員が直面している課題や協働事例をまとめた冊子を作成することにより、地域担当職員の経験の引き継ぎを行った。

⑥地域担当職員が全国市町村国際文化研修所での研修を受講し、他の地域担当職員を対象にそこで得た知識や情報についての報告会を行ったことで、テーマやターゲットを絞ったアプローチ方法や、コミュニティを活かした行政課題の解決策などの情報の共有を行った。

【課題】④⑤庁内全体に協働の意識を広げていくため、地域担当職員が様々な実践事例を通じて磨いてきた自治を育むための市民との関わり方や、地域との協働の意識について伝えていく必要がある。また、各部署に異動した地域担当職員の地域課経験の異動先での活用事例や課題などを把握する必要がある。

⑥各地域課において、各地区の特色や課題などの分析結果を踏まえ、学びと活動の支援を行えるようにする必要がある。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備】

①協働事例を横展開できる仕組みづくりを行うとともに、引き続き各種協働のツールの理解促進を目的とした研修等の実施により職員の意識醸成を図っていく。

②庁内外向けに、制度の趣旨や提案の際のポイントなどを説明する機会や、年間を通して提案に関する相談を受け付ける体制を作るとともに、広報の工夫などにより、更なる提案数の増や提案の質の向上を図る。

③制度の適正な運用を徹底するため、指摘事項の共有等に継続して取り組むとともに、効果的なモニタリング評価となるよう、適宜、ガイドライン等の改訂を行う。

【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】

④⑤地域担当職員のみならず、地域担当経験者の人事異動後の所属での協働事例や実践にあたっての課題についても捉えた上で、各施策に応じたテーマ型の研修を地域課及び各関係部署が連携して実施し、内容を全庁にも公開することで、職員の意識醸成を図っていく。

⑥各地域課において地域情報共有サイト(あましえあ)やGIS(地理情報システム)、市民意識調査によるエリア分析結果の活用を進めることで、各地区の特色や課題について把握し、それらに応じた地域活動の活性化及び事業実施につなげていく。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	1	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R1	R2	R3	R4	R5
A 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合	↓	23.7	%	0	26.3	20.5	23.7	26.6	20.5
B 「自己の成長(自己申告書)」が「非常にあった」「ややあった」の割合	↑	66.9	%	80.0	68.3	68.6	66.9	65.2	66.5
C 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)	↑	0.88	点	1.0	0.58	0.85	0.88	0.90	0.86
D 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合	↓	14.6	%	0	12.8	12.6	14.6	14.9	12.6

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

【人材確保と定着対策、人材育成】

(目的) 人事評価制度や、研修等により、職員の資質向上及び定着促進を図る。DXの推進や児童相談所など、専門分野(スペシャリスト)と、幅広い行政知識と経験を備え、企画力やマネジメント力が求められる分野(ゼネラリスト)について双方の人材育成を行う。

(成果) ①即戦力となる人材を確保するため、民間企業や自治体等での職歴を有する者を対象とした経験者採用(2級採用)を実施した。児童相談所の開設に向けて、県の児童相談所への研修派遣のほか、心理職や一時保護所の専門職の採用、福祉職や心理職の経験者の通年募集を行った。人材の定着への取組として、能力やモチベーションの高い職員がより上位の職責を担い力を発揮できるよう、プレゼンテーション試験により1級の在職期間を短縮できる昇格短縮等の処遇改善を実施した。(目標指標B)

②良好なコミュニケーションの推進に向け、1対1の面談(1on1)に関する研修や「アサーティブコミュニケーション研修」を実施した。また、コンプライアンス研修、契約事務や監査事例など事務処理ミス防止を意識した実務研修に加え、法務能力、人権など、社会課題に積極的に取り組む人材育成を意識した研修等を実施した。(目標指標A・B・C)

③より適正かつ効果的な人事評価を進めるため、職員の評価に係るプロセスについて整理するとともに、条件付採用職員の正式採用に向けた評価表等の見直しを行った。(目標指標B・C)

④市の政策を推進していく外郭団体との人事交流について、係長級職員を派遣し、派遣先団体で課長級の業務を担うことでマネジメント力の向上を図ったほか、外郭団体から新たに言語聴覚士の派遣を受けるなど、団体との連携強化に取り組んだ。(目標指標B・C)

(課題) ①各地で児童相談所が開設され、人材獲得競争が激化する中、特に福祉職や技術職といった専門職の確保が難しいこと、またDX推進のためデジタル人材が求められていることから、これまでより一層の人材確保策の実施が必要である。

②職員アンケート結果を踏まえ、コミュニケーション、キャリア形成に係る課題への対応策を検討するとともに、チャレンジ精神と企画提案力の更なる向上を図る必要がある。また、職員・教員の事務処理ミスや不祥事の防止に向けた取組の強化が必要である。

③新規採用職員の年齢やキャリアの多様化により、令和5年度に見直した条件付採用職員を対象とした新たな評価表の活用を促進する必要がある。また職員のキャリア、年齢、能力等が多様化する中、部下の状況に合わせた上司の面談スキル向上が必要である。

④市の課題解決や職員の能力向上に資する職員派遣について、人的資源に限られる中、優先度を考えつつ実施していく必要がある。

【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

(目的) 職員がやりがいや充実感を持って仕事に取り組み、社会貢献や自己啓発、育児、介護等にも取り組めるようWLBを推進する。

(成果) ⑤超過勤務時間の見える化や事前命令の徹底に取り組んだ。[年間平均超過勤務時間R4:145.5H→R5:141.8H(目標120H)]※昇格に必要な在級年数に育児休業期間を除外しないよう見直し、女性職員の活躍や男性職員の育児休業取得率向上を図った。[男性育児休業取得率 R4:45.2%→R5:67.3%(目標数値13%)]※

⑥職員が働き続けたいと思う職場づくりの方策として、職員のストレスチェックに合わせて「ばいり値(職員の仕事に対する前向き度合い)」を測定し、指標の見える化を図った。ばいり値向上のために、若手職員中心の会議体を設置し、スマートワークの発想を取り入れつつ検討を行った。

※尼崎市特定事業主行動計画で定めている令和6年度に向けた目標(目標指標D)

(課題) ⑤⑥超過勤務時間の縮減は、不測の欠員や育児休業中職員の代替職員確保が十分でない等、職員個人でコントロールすることが難しい状況があるものの、仕事に対するモチベーションや心身の健康維持のために、ばいり値の向上と合わせて取組が必要である。また、男性職員の育児休業取得率については、政府目標を見据えて、更に向上させる必要がある。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【人材確保と定着対策、人材育成】

①学歴要件の緩和、経験者採用の拡大、SNSやPR動画等による情報発信により全体の受験者数の増を目指すとともに、福祉職や技術職をはじめとした、求める人材の確保に取り組む。また、職員個々の適性や経験等を踏まえ、スペシャリスト、ゼネラリストの育成を見据えた人事配置に意を用いていく。人材の定着については、引き続き昇格短縮等の処遇改善の実施により、ばいり値の底上げを図る。

②自らチャレンジする意識の醸成やコミュニケーション力の向上、DX推進、職員や教員のコンプライアンス意識の向上等組織課題を踏まえた取組を実施するとともに、職員のキャリア支援のためのツール作成や人事配置基準について検討する。

③条件付採用職員の正式採用の適正な判断につなげるため、新たな勤務成績評価書による職員のより適正な評価を浸透させていくとともに、部下の指導に苦慮する所属長等を対象に、個別指導が受けられる1on1能力向上研修を実施する。

④多様な経験や交流を通じた視野の拡大やマネジメント力の向上など人材育成に資する国等への職員派遣を積極的に行う。

【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

⑤⑥早出遅出勤制度の充実や夏季休暇の取得可能期間拡大といった総務局による制度整備に加えて、ばいり値の向上を見据えた各局による職場改善取組により、引き続き超過勤務時間の縮減のみならず、多様な働き方を推進することで、職員が働きたい、働き続けたいと思える職場づくりを目指す。また、次期「尼崎市特定事業主行動計画」の策定年度となることから、時勢に沿った内容と取組項目を設定するための検討を行い、計画に反映していく。育児休業中職員の補完となる任期付職員の採用にあたり、職種を拡大する。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築

2 目標指標

指 標 名			基準値		目標値	実績値				
			(R3)		(R9)	R1	R2	R3	R4	R5
A	オンライン申請導入手続数	↑	42	手続	120	17	19	42	68	104
B	全申請件数に対するオンライン申請及びコンビニ交付の割合	↑	23.0	%	50.0	9.4	14.4	23.0	28.0	36.4
C	RPA活用に伴う業務改善時間数(累計)	↑	5,602	時間	8,000	1,371	3,750	5,602	6,490	4,983
D	情報セキュリティ外部監査における指摘項目の改善割合	↑	-	%	-	-	-	-	-	100

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】

(目的)「あまがさき共創DXプラン」に基づき、住民・職員ニーズに対応し、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。

(成果)①行政手続のスマート化について、オンライン申請は令和5年度実績で100手続19,987件の利用があった。また、おくやみコーナーは、令和5年度実績で1,353件(うちオンライン予約は695件)の予約申請利用があった。(目標指標A・B)

②RPAの活用により年間4,983時間の効率化を実現したほか、業務改善ツール(kintone)の庁内利用を支援し、令和5年度は182業務約5,359時間の業務プロセスの効率化につなげた。また、Web会議は年間1,510回、テレワークは登録ユーザー数が1,414人へ拡大した。(目標指標C)

③自治体システムの標準化については、国のガバメントクラウドの進捗に合わせて延期した共通基盤を令和6年3月に構築開始した。

④マイナンバーカードは51,162枚交付(総交付枚数336,107枚、総交付率73.2%)し、窓口の増設や予約制により窓口の混雑緩和が図れた。

⑤USBメモリー一時紛失事案を契機に個人情報を取り扱う全システムに対し監査を実施した。また、尼崎市情報セキュリティポリシーの改訂とともに、全職員、情報システム担当者を対象とした情報セキュリティ研修、全職員対象の電子メール訓練により情報リテラシー向上を図った。

⑥アウトソーシング済の事業における「市職員のノウハウの維持」、「業務の継続性の確保」、「コストの妥当性」等の課題への対応状況の把握等、評価手法構築に向け試行実施を継続し、事例を蓄積した。

(課題)①行政手続のスマート化は市民のニーズに応じて適用業務を更に拡大する必要がある。

②業務プロセスの効率化については、窓口サービスの状況や国の動向、市民ニーズを踏まえつつ、自治体システムの標準化を見据えた対応が必要である。また、RPA等の活用にはサポート体制に限界があるなど、導入する業務の優先度を見極めていく必要がある。

③システム標準化については移行困難として認められた2システムだけでなく、大規模な法改正対応による移行遅延となる可能性がある。

④更なるカードの普及を図るためには、窓口への来庁が難しい、高齢者・障害者等施設の入所者などへの対応が課題である。また、今後期限を迎えるカードの更新を見据えた業務体制の構築が必要である。

⑤「尼崎市USBメモリー紛失事案に関する調査報告書」や監査結果を踏まえ、デジタル政策監の知見を得て策定した「情報セキュリティ推進計画」に基づく各種対策を継続する必要がある。

⑥令和6年度で評価手法の構築に向けた試行実施が3年目を迎えるため、これまでの事例を踏まえ、早期に仕組みの構築を行う必要がある。

【内部統制の推進】

(目的)適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務及び行政運営を実現することで組織目的を達成し、市政への信頼と満足度の向上を図る。

(成果)⑦USBメモリー一時紛失事案に関する調査報告を踏まえ、「契約事務」、「アウトソーシング」及び「情報セキュリティ」の3項目に限定して、リスク対応状況を確認するとともに、「統制環境(人材育成・ICTの利活用)」の取組結果等を取りまとめた「令和5年度内部統制報告書(対象:令和4年度事務事業)」(以下「報告書」という。)を作成し公表した。

(課題)⑦内部統制の取組は、常に意識することが大切であることから、職員一人ひとりが報告書に記載された事案を再認識し「対岸の火事ではないジブンゴト」として捉える意識を持つことができるような取組をする必要がある。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】

①デジタル政策監の指導・助言を基に策定した「あまがさき共創DXプラン」に定める、「ニーズ志向のサービスづくり」に向けたソーシャルマーケティングの仕組みをつくり、行政手続のスマート化につなげるなど、DX推進を図る。また、オンライン申請の推進及び窓口サービスの在り方検討について、市民ニーズに応じた適用業務の拡大やシステムの整備等を行う。

②業務プロセスの効率化に向け課題の整理等に取り組むとともに、引き続きRPAや業務改善ツールの活用拡大を図る。

③自治体情報システムの標準化は、他都市先行事例などを踏まえ、無駄のない導入方法、所管課への伴走支援を推進する。

④高齢者等施設を対象とした出張申請の実施などにより、更なるカードの普及促進を図るとともに、今後のカード更新業務を円滑に実施するため、委託業務範囲の拡充等や新たな体制構築の検討を進める。なお、令和6年度より、各サービスセンターにおいてカードの電子証明書の更新を行う。

⑤引き続き外部及び内部監査を実施し、情報セキュリティの向上を図る。また「情報セキュリティ推進計画」により、技術的対策の強化など根本的な情報セキュリティ対策に取り組む。

⑥試行実施を踏まえ、業務見直しガイドラインの充実による対応など、負担増に考慮しつつ、実効性の高い仕組みの検討及び構築を行う。

【内部統制の推進】

⑦令和6年4月1日付けで改正した基本方針に基づき、「情報セキュリティ」、「契約事務」に着目したリスクチェックの継続と事務処理ミス事例の共有など、リスク管理に向けた取組を進めていくとともに、令和5年度事務事業を対象とした報告書を作成し、公表する。また、報告書に記載されないミスの事例についても全庁的に共有するための仕組みを構築し、同様のミス発生を減少させるとともに、リスク発生を未然に防止することを目的として、各課において業務手順書の作成に取り組む。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	1	安定的な財政運営の推進

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	収支不足に対する財政調整基金繰入額(R4当初までは先行会計繰入金に対する財政調整基金繰入額)	↓	2	億円	0 (R14)	12 (R2当初)	2 (R3当初)	0 (R4当初)	0 (R5当初)	0 (R6当初)
B	目標管理対象将来負担	↓	1,187	億円	1,000 (R14)	1,405	1,329	1,187	1,074	979
C										
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

【財政規律・財政目標の進行管理】

【目的】現在の本市を取り巻く社会経済環境下における財政運営のあるべき姿を実現し、今後も引き続き長期的に継続して安定的な財政運営を行っていく。

【成果】①収支面では、令和6年度当初予算では、財政運営方針において予め予定していた公債費に起因する収支不足に対応するため減債基金を5億円取り崩し、実質的な収支均衡予算を確保。(目標指標A)

②基金については、次の通り取組を進めた。

・財政調整基金は、各種還付金に係る年度間調整等に活用する一方、令和6年度に返還が必要となる各種還付金や、収支剰余金等の積み立てたことで、残高は131億円となった。目標水準残高である類似他都市の残高は令和4年度末時点で163億円で、引き続き収支剰余金を積み立て、残高の確保に努める。

・減債基金(通常分)は、行政改革推進債の早期償還財源としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、令和5年度に交付された地方交付税のうち臨時財政対策債償還基金費分を積み立てたことで、残高は77億円となった。行政改革推進債の早期償還や、公債費に起因する収支不足に対応するために必要となる残高を確保しており、現時点での目標水準に到達している。

・減債基金(FM分)は市債の償還財源としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、見込んでいた土地売払収入を予定通り積み立てたことで残高は78億円となった。令和5年度末における目標水準残高(FM事業に係る市債残高の1/2)の54億円を確保しており、現時点での目標水準に到達している。

・公共施設整備保全基金は直近3カ年における積立平均額の1/2を限度に投資的事業に対して活用する一方、収益事業収入等を積み立てたことで、残高は151億円となった。目標水準残高である類似他都市の残高は令和4年度末時点で145億円で、引き続き収益事業収入及び土地売払収入等を積み立てながら投資的事業に対して活用していく。

③市債の発行額を元金償還額以内としながら、早期償還を行ったことで目標管理対象将来負担は着実に減少し、令和5年度末残高は979億円となった。(目標指標B)

【課題】①②主要一般財源(臨時財政対策債の償還に係る地方交付税措置分を除く)が横ばいで推移すると見込まれる一方、社会保障関係費の伸びが引き続き見込まれる。こうした中、長期的に安定的な財政運営ができるよう、基金残高の目標水準を確保するとともに、公債費の低減に向けて将来負担を適切に管理することで、引き続き収支均衡の確保を図っていく必要がある。

③財政運営方針における財政目標を踏まえつつ、今後必要となる次期焼却施設の整備や公共施設の再編、予防保全等の投資的事業の実施と、適正水準の将来負担を両立させていく必要がある。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【財政規律・財政目標の進行管理】

財政運営方針における財政運営の規律と目標を踏まえて、以下の取組を進める。

①主要一般財源が横ばいで推移する一方で、社会保障関係費が引き続き伸びると見込まれる中、事業のスクラップ&ビルドや歳入確保に取り組みながら、基金の活用も見据えつつ、一定の政策財源の確保を図るとともに引き続き収支均衡の確保を図る。

②基金については次の通り取組を進める。

・財政調整基金は収支剰余金を積み立てる一方、税収の急変動や大規模災害の発生といった緊急的な事態が生じた際に必要に応じて活用する。

・減債基金(通常分)は行政改革推進債の早期償還に活用するほか、財政運営方針の期間中は公債費負担のピークカットを図るために活用する。

・減債基金(FM分)は、今後も継続的に公共施設マネジメントの取組の財源として活用していくことから、FMの取組によって生じた土地売払収入を積み立て、残高の確保に努める。

・公共施設整備保全基金は収益事業収入及び土地売払収入を積み立てる一方、基金の設置目的を踏まえ、「財政運営方針」に定める取崩ルールに基づき、まちづくりを行っていくための財源として活用する。

③投資的事業は長期的な視点のもと、優先順位をつけて実施するなど、将来負担を適切に管理していくことを通じて、今後必要となる投資的事業の実施と適正水準の将来負担を両立させていく。

④上記の内容を踏まえつつ、安定的な財政運営を行っていくことができるよう令和7年度の当初予算編成を行う。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	2	公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	市全体の収入未済額	↓	60.7	億円	42.7	74.9	73.8	60.7	56.7	54.0
B	非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)	↓	9.7	億円	7.6	12.0	10.5	9.7	8.1	7.8
C	個人市民税収入率(現年分)	↑	98.7	%	99.3	98.3	98.4	98.7	98.5	98.7
D	国民健康保険料の収納率(現年分)	↑	95.3	%	97.0	93.9	94.5	95.3	94.4	94.2

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】

(目的)督促状の送付など債権管理の基本的取組や滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図る。
(成果)①第2次尼崎市債権管理推進計画を令和5年2月に策定し、同計画では市全体の収入未済額を令和9年度末までに42.7億円以下とすることを目標値としているが、令和4年度と令和5年度の比較では強制徴収債権は約47億円から約2.1億円減少し約44.9億円に、非強制徴収債権は約9.7億円から約0.6億円減少し約9.1億円となり、市全体の収入未済額は約56.7億円から約2.7億円減少し約54億円となった。(目標指標A)
②非強制徴収債権の収入未済額縮減(滞納繰越分)に向けては、令和5年3月より弁護士法人に滞納となっている非強制徴収債権の債権回収業務を委託しているが、令和6年3月末時点で弁護士法人に催告業務等の実施依頼をした件数及び債権額は、計422件、160,741千円(23債権)となり、そのうち、回収件数及び回収金額は138件、7,370千円(約4.6%)、また、回収済額を含め弁護士法人が債務者へ催告・折衝等を行い、分割納付等で返済の意思を確認できた件数及び総額は50件、21,346千円(約13%)であり、これまで市職員による催告等では進展がなかった滞納繰越分の債権の回収ができており、委託を継続していくことで今後も着実な収入未済額の縮減が見込まれる。(目標指標B)
(課題)①②市全体の収入未済額は着実に減少しているが、引き続き適切な債権管理の取組を継続することに加え、令和6年3月4日に市長の専決処分事項の指定(昭和44年12月18日議決)が改正され、「民事訴訟法による支払督促の申立てから移行する訴えの提起及び当該訴えに係る上訴に関する事項」が指定事項に追加されたが、各債権所管課に支払督促に係るノウハウや知識等が定着していないため、今後全庁的に支払督促制度の周知をしていき、同制度の活用を推進していく必要がある。

【市税など強制徴収債権の取組】

(目的)徴収体制の強化や滞納事案への早期着手の徹底による収入率の向上及び収入未済額の抑制に取り組む。
(成果)③更なる市税の収入率向上及び収入未済額縮減を図るため、令和5年度に「個人住民税等早期対策担当」を設置するなど体制強化を図り、より早期の滞納整理に取り組んだ。また、難事案に対しては、できる限り搜索(強制立入調査)を前提とした対応を図るなど、取組強化に努めた。(令和4年度:全体95.9%、現年分98.5%、滞納繰越分32.6%、収入未済額17.61億円→令和5年度:全体96.2%、現年分98.7%、滞納繰越分34.2%、収入未済額16.24億円)(目標指標C)
④国民健康保険料においては、令和5年度から新たにSMS(ショートメッセージサービス)催告や、滞納処分に係る電子預貯金照会を導入することで収納率の向上に努めたが、滞納世帯に対する被保険者証の交付基準の緩和等の影響により、前年度との比較において現年分、滞納繰越分ともに低下することとなった。(令和4年度:全体85.8%、現年分94.4%、滞納繰越分24.5%、収入未済額11.77億円→令和5年度:全体84.6%、現年分94.2%、滞納繰越分19.5%、収入未済額11.86億円)(目標指標D)
(課題)③個人市民税の収入率は類似都市と比較し未だ低い数値となっているため、引き続き収入率向上に向けて取り組んでいく必要がある。(令和4年度の個人市民税収入率(現年分) 類似都市平均:99.3%、尼崎市:98.5%)
④国民健康保険料の収納率は県下でも低位にあり、引き続き収納率の向上に取り組んでいく必要があるが、令和6年12月の国の制度改正により、収納対策の一つであった短期被保険者証が廃止されるなど、本市国保を取り巻く納付環境は更に厳しくなることが懸念される。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】

①適切な債権管理の取組を継続するとともに、これまで各局において実施してきた債権管理の取組の継続に努めていくため、第2次尼崎市債権管理推進計画(令和5～9年度:5年)に基づき、更なる市全体の収入未済額の縮減に取り組んでいく。
②引き続き、弁護士法人への債権回収業務の委託を継続させ、弁護士法人からの催告等によってもなお進展がない債権については市職員による支払督促制度の積極的な活用を推進していくために全庁的に支払督促制度に係る研修を行うほか、時効が既に到来しているものなど法的手続を取ったとしても回収が困難な債権については、適切なタイミングを見計らい債権放棄を行うなど、債権管理の適正化に取り組んでいく。

【市税など強制徴収債権の取組】

③引き続き個人市民税を中心とした現年課税分の収入率向上を図るとともに、市税の収入未済額縮減を図るため、令和5年度に設置した「個人住民税等早期対策担当」を中心として滞納整理の早期着手を更に推進していく。また、滞納繰越分で長期にわたり滞納が続く事案や悪質な事案においては、より多くの事案に対して、滞納者の自宅・事業所への搜索や不動産の公売を前提とした対応を図るとともに、状況に応じて滞納処分の執行停止を検討するなど、着実に事案の完結に向けた道筋をつけていく。
④国民健康保険料においては、令和5年度に新たに導入したSMS催告や滞納処分に係る電子預貯金照会を継続的に実施していくことに加え、令和6年度からは口座振替加入率を向上させるための新たな取組として「口座振替キャンペーン」を実施し、これまで以上に口座振替を強力に推進しつつ、収納率の向上を図る。

令和6年度 行政運営評価表(令和5年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	3	公共施設マネジメントの着実な推進

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
		方向			R1	R2	R3	R4	R5
A	公共施設の床面積の削減(累積)	↓	1,868 (H24末)	千㎡	△ 30	△ 22	△ 25	△ 64	△ 76
B									
C									
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和5年度実績内容を記載)

平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。

【方針1:再編】

【目的】公共施設の老朽化や将来の人口減少等に対応し、将来世代に過度な負担を残さないために行う施設の再編について、量の縮減だけでなく、まちの魅力向上や市民活動の促進につながるよう取り組み、「量の最適化」を目指す。(数値目標:公共施設保有量を令和30年度末時点で1,307千㎡以下まで削減(△561千㎡以上)。このうち第1次計画期間である令和8年度末時点で1,681千㎡まで削減(△187千㎡)。)

【成果】①「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」及び当該計画に係る対象施設の施設規模、場所、スケジュールなどを示した「実施編」に基づき、対象施設の設計や工事に着手するなど着実に取組を推進した。なお、令和4年度以降に設計に着手する新築公共建築物は、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコストの削減を目指しZEB Readyを導入している。(目標指標A)

＜参考 令和5年度の主な公共施設の増減等＞

【減少】旧園田支所、旧立花地区会館、旧大西保育所、旧クリーンセンター第3工場

【増加】なし

【課題】①引き続き公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努めながら、今後も計画に基づき北図書館と女性・勤労婦人センターの貸館機能を複合化した「新図書館」等の整備や、「(仮称)大庄健康ふれあい体育館」の整備などに向け、丁寧に取り組を進めていく必要がある。また、取組にあたっては、国の制度の活用や取組に伴う土地売却収入の基金への積立てなどにより必要な財源を確保し、財政規律及び財政目標に沿って推進する必要がある。

【方針2:予防保全】

【目的】これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。

【成果】②「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、各施設の詳細調査を実施するとともに、園田東会館など2施設の実施設設計を行い、防災センターなど6施設の改修工事に着手し3施設を完了させた。また、「保全システム」を活用し、施設情報の一元管理を行うとともに、施設所管部局への技術的支援を積極的に行い、適正な施設保全の推進に努めた。

【課題】②施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。また、長寿命化改修対象施設については、脱炭素社会の実現に向けて、改修工事等の機会を捉え、省エネ化を効果的に実施していく必要がある。

【方針3:効率的・効果的な運営】

【目的】施設運営に係るコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。

【成果】③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、燃料価格高騰等により先行きが不透明な情勢のため、各小売事業者が入札等の参加を見送ったことなどから、電気は関西電力と、ガスは大阪ガスと契約した。

【課題】③現在も電気及び都市ガスの単価の変動が大きいことから、各事業者の入札参加意欲が高くない状況である。今後も、価格の動向に注視し、財政担当部局と情報共有を図る。

4 評価結果(令和6年度以降の取組方針)

【方針1:再編】

①「新図書館」については、整備場所である大井戸公園のリニューアル、子育て世帯にやさしい周辺歩道の形成や新たな男女共同参画社会づくり等の拠点の整備などを、タウンミーティングでの意見交換や民間事業者との対話を行う中で、まちづくりの視点をもって一体的に進めていく。また、「(仮称)大庄健康ふれあい体育館」については、設計段階においても引き続きタウンミーティング等による意見交換を実施するとともに、青少年いこいの家の再整備など、計画に基づいた取組を進めていく。

【方針2:予防保全】

②老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施するとともに、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、改修工事に合わせて、着実にLED化や高効率の空調設備を導入することにより、積極的に省エネルギー化を進めていく。

【方針3:効率的・効果的な運営】

③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、引き続きエネルギーの安定調達に努めるとともに、各事業者や他都市の動向を注視しながら、施設の効率的・効果的な運営に努める。

(このページは白紙です。)